

令04原機（大安）046

令和4年5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正 範

（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所
廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、平成26年3月14日付け25原機（大安）111をもって申請し、平成27年12月14日付け27原機（大安）101、平成28年4月20日付け28原機（大安）015及び平成28年12月27日付け28原機（大安）091をもって補正を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所
廃棄物管理施設保安規定（補正）

1. 補正の内容

平成26年3月14日付け25原機（大安）111をもって申請し、平成27年12月14日付け27原機（大安）101、平成28年4月20日付け28原機（大安）015及び平成28年12月27日付け28原機（大安）091をもって補正を行った国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更認可申請書を別添1のとおり補正する。

また、既に認可を受けている保安規定に対し補正を含めた変更の内容を別添2に示す。

2. 補正の理由

- (1) 既に認可を受けている保安規定と整合を図るよう記載内容を変更する。
- (2) 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月18日施行）に基づく遮蔽等、火災等による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止、廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止、予備電源等に係る事項について追加する。
- (3) 固体廃棄物減容処理施設の運転開始に備え、組織、巡視、点検、異常時の措置、放射性廃棄物の処理、放射線作業及び被ばく防止に係る管理、放射線測定機器の管理、核燃料物質等の取扱い並びに定期事業者検査に係る事項について追加する。
- (4) 廃棄物管理事業変更許可申請の申請内容に基づき、有機廃液一時格納庫及び化学処理装置に係る記載を削除するとともに、 β ・ γ 固体処理棟Ⅲ有機溶媒貯槽を液体廃棄物の受入れ施設へ追加する。
- (5) 記載の適正化を図る。
 - ① 減容処理施設準備室長の定義及び職務を明確にする。
 - ② その他、表記の見直しを行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

廃棄物管理施設保安規定

新旧対照表

(変更前(補正前(平成28年12月27日付け))ー変更後(補正後))

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 「部長」とは、環境保全部長、<u>安全管理部長及び管理部長</u>をいう。</p> <p>（2） 「課長」とは、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長をいう。</p> <p>（3） 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「機構」という。）と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>（4） 「職員等以外」とは、契約に基づく作業員をいう。</p> <p>（5） 「放射線業務従事者」とは、廃棄物管理施設の保全、廃棄物管理施設の操作、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>（6） 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、見学等の目的で一時的</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（基本方針）</p> <p><u>第1条の2 大洗研究所の廃棄物管理施設における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による職員等及び職員等以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、核燃料物質等による災害の防止のために、適切な品質マネジメント活動に基づき、実施する。</u></p> <p><u>2 法第51条の16第3項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第29条第1項第1号から第4号までの定めに従って、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第2条 （変更なし）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 「所長」とは、<u>大洗研究所長</u>をいう。</p> <p>（2） 「センター長」とは、<u>環境技術開発センター長</u>をいう。</p> <p>（3） 「部長」とは、<u>環境保全部長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長及び原子力施設検査室長</u>をいう。</p> <p>（4） 「課長」とは、<u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長</u>をいう。</p> <p>（5） 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</u>（以下「機構」という。）と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>（6） 「職員等以外」とは、契約に基づく作業員をいう。</p> <p>（7） 「放射線業務従事者」とは、<u>廃棄物管理施設の保全、廃棄物管理施設の操作、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者</u>をいう。</p> <p>（8） 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、見学等の目的で一時的</p>	<p>・基本方針について追加</p> <p>・所長について追加</p> <p>・センター長について追加</p> <p>・部長について明確化</p> <p>・号番号の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(7) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(8) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(9) 「非常事態」とは、廃棄物管理施設に係る別表第1－2に掲げる事態をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、廃棄物管理施設に係る放射線による災害を防止するために行う対策及び監視をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p>	<p>に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(10) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(11) 「非常事態」とは、廃棄物管理施設に係る別表第1－2に掲げる事態をいう。</p> <p>(12) 「緊急作業」とは、<u>廃棄物管理施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</u></p> <p>(13) 「放射線管理」とは、廃棄物管理施設に係る放射線による災害を防止するために行う対策及び監視をいう。</p> <p>(14) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(15) 「所掌する廃棄物管理施設」とは、<u>廃棄物管理課長においては、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の本体施設及び特定施設を、減容処理施設準備室長においては、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）の本体施設及び特定施設をいう。</u></p> <p>(16) 「保安活動」とは、<u>廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。</u></p> <p>(17) 「保全活動」とは、<u>保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</u></p> <p>(18) 「使用前事業者検査等」とは、<u>法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</u></p> <p>(19) 「施設管理方針」とは、<u>廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第10号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</u></p> <p>(20) 「施設管理目標」とは、<u>施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</u></p> <p>(21) 「施設管理実施計画」とは、<u>施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設として策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</u></p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p>	<p>・緊急作業について追加</p> <p>・所掌する廃棄物管理施設について追加</p> <p>・保安活動について追加</p> <p>・保全活動について追加</p> <p>・使用前事業者検査等について追加</p> <p>・施設管理方針について追加</p> <p>・施設管理目標について追加</p> <p>・施設管理実施計画について追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>（規則、基準等の制定、改定及び廃止）</p> <p>第4条 <u>大洗研究開発センター</u>所長（以下「<u>所長</u>という。）は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 <u>所長は、第1項の規定に基づき通達を定め、又は前項の規定により報告を受けたときは、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>7 廃棄物管理課長は、<u>本体施設及び特定施設</u>について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（関係法令及び規定の遵守）</p> <p>第4条の2 <u>理事長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に対して関係法令及びこの規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針は、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>2 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を</u></p>	<p>⑤ <u>廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</u></p> <p>⑦ <u>⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項</u></p> <p>(22) <u>「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u></p> <p>(23) <u>「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u></p> <p>（規則、基準等の制定、改定及び廃止）</p> <p>第4条 <u>所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</u></p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 <u>環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</u></p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する廃棄物管理施設</u>について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき、手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>・設備保全整理表について追加</p> <p>・検査要否整理表について追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の手引きの作成について追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・関係法令及び規定の遵守について削除</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p><u>定める。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針を受けて、関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度に立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p><u>4 所長は、第2項に定める要領に基づき第1項及び前項の関係法令及びこの規定の遵守を確実にするための活動方針及び施策を踏まえた、大洗研究開発センターにおける活動計画を作成し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p><u>5 第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第4号までの職位を除く。）は、前項の活動計画に基づき、関係法令及びこの規定の遵守を図るための活動に取り組む。</u></p> <p><u>（安全文化の醸成）</u></p> <p><u>第4条の3 理事長は、安全文化を醸成するための活動方針を定め、保安管理組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動方針は、毎年度に1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p><u>2 安全・核セキュリティ統括部長は、安全文化の醸成を図るための活動を実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長は、前項に定める要領に基づき、第1項に定める理事長の活動方針を受けて、安全文化の醸成を図るための活動の施策を毎年度に立案する。また、当該年度の実施状況をとりまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び第1項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p><u>4 所長は、第2項に定める要領に基づき第1項及び前項の安全文化の醸成を図るための活動方針及び施策を踏まえた、大洗研究開発センターにおける活動計画を立案し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p><u>5 第6条第2項に定める各職位（ただし、第1号から第4号までの職位を除く。）は、前項の活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p>	<p><u>（削る）</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>（保安管理組織）</p> <p>第5条 廃棄物管理施設の保安管理組織は、第6条第2項に掲げる者、廃棄物取扱主任者及び第2節に掲げる委員会等で構成し、別図第2-1に示すとおりとする。</p> <p><u>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</u></p>	<p>・安全文化の醸成について削除</p> <p>・機構の本部組織について追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(職務)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>(3) <u>監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、理事長を補佐し、保安規定及び運用基準、安全審査、その他保安に関する企画及び総合調整等に関する業務を行うとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</u></p> <p>(5) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) <u>所長は、大洗研究開発センターの廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</u></p> <p>(7) <u>品質保証担当副所長は、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(8) <u>環境保全部長は、環境計画課長及び廃棄物管理課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第10号の規定により安全管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</u></p> <p>(9) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(10) <u>安全管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。また、必要に応じ各部長に対して品質保証活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全管理部長は、大洗研究所の廃棄物管理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</u></p> <p>(5) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) <u>大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) <u>センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</u></p> <p>(10) <u>環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第13号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</u></p> <p>(11) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(12) <u>保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</u></p> <p>(13) <u>放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・監査の職について削除</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・大洗研究所担当理事について追加</p> <p>・項番の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・品質保証担当副所長について削除</p> <p>・原子力施設検査室長について追加</p> <p>・センター長について追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・品質マネジメントについて記載の適正化</p> <p>・放射線管理部長について追</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(11) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐及び品質保証技術検討会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 調達課長は、<u>大洗研究開発センター</u>における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(13) 安全対策課長は、<u>大洗研究開発センター</u>における保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(14) 施設安全課長は、<u>大洗研究開発センター</u>の品質保証活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(15) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(16) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(19) 廃棄物管理課長は、施設管理者として本体施設の操作及び保守、特定施設の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条 （省略）</p>	<p><u>括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</u></p> <p>(14) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p> <p>(15) 調達課長は、<u>大洗研究所</u>における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(16) 安全対策課長は、<u>大洗研究所</u>における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設安全課長は、<u>大洗研究所</u>の品質マネジメント活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(18) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(19) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(22) 廃棄物管理課長は、施設管理者として<u>所掌する廃棄物管理施設の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、所掌する廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、所掌する廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>(23) <u>減容処理施設準備室長は、施設管理者として所掌する廃棄物管理施設の操作及び保守、放射性廃棄物の処理、所掌する廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、放射性廃棄物に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条 （変更なし）</p>	<p>加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境計画課長の職務について変更 ・記載の適正化 ・安全対策課長の職務について変更 ・施設安全課長の職務について変更 ・所掌施設の明確化 ・所掌施設の明確化

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項）</p> <p>第8条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>（1） 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>（2） 廃棄物管理施設の保安活動に係る事項</p> <p>（3） その他廃棄物管理施設に係る保安に関する事項</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項に掲げる事項について答申又は意見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p> <p>第9条～第9条の2 （省略）</p> <p>（品質保証技術検討会等）</p> <p>第10条 環境保全部及び安全管理部に品質保証技術検討会を、管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。</p> <p>2 部長は、次に掲げる事項のうち担当する事項について承認しようとするときは品質保証技術検討会等の審議を経なければならない。</p> <p>（1） 本規定の改正の発議及び第4条第7項に規定する手引きの作成及び変更</p> <p>（2） 第102条第1項に規定する修理及び改造計画</p> <p>3 品質保証技術検討会等は、部長の要請に応じ、第2章の2に規定する品質保証に関する次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>（1） 保安活動の総括に関すること。</p> <p>（2） 不適合管理に関すること。</p> <p>（3） 是正処置に関すること。</p> <p>（4） 予防処置に関すること。</p> <p>（5） 品質保証計画の改善に関すること。</p> <p>（6） 業務の計画の改善に関すること。</p> <p>（7） その他、部長が審査を求める保安活動に関すること。</p> <p>4 環境計画課長並びに安全管理部及び管理部にあっては部長が指名した者は、品質保証技術検討会等の審議について記録し維持しなければならない。</p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>（廃棄物取扱主任者の選任）</p>	<p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項）</p> <p>第8条 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>（1） 廃棄物管理事業の変更の許可</p> <p>（2） 廃棄物管理施設の保安活動に係る事項</p> <p><u>（3） 管理規則第33条の2に基づき実施する廃棄物管理施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）の結果</u></p> <p>（4） その他廃棄物管理施設に係る保安に関する事項</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、理事長に対し、前項に掲げる事項について答申又は意見具申をするものとする。</p> <p>3 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会がこの規定に基づき行う答申又は意見具申を尊重するものとする。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会の委員長は、原子炉施設等安全審査委員会の審議の状況について原子炉施設等安全審査委員会に説明を求めることができる。</p> <p>第9条～第9条の2 （変更なし）</p> <p>（独立検査組織の設置及び使用前事業者検査等の独立性の確保）</p> <p>第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による使用前事業者検査等を行う。</p> <p>2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>（削る）</p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>（廃棄物取扱主任者の選任）</p>	<p>・廃棄物管理施設に係る定期的な評価を追加</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第11条 廃棄物管理施設の操作に関する保安の監督を行わせるため、<u>大洗研究開発センター</u>に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、次の各号に掲げる事項を満たす者から、理事長が職務を誠実に遂行できる者を任命する。</p> <p>(1) 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の所有者</p> <p>(2) 原子力施設での運転又は保守に係る十分な経験を有する者</p> <p>(3) 廃棄物管理施設を所管する部署以外に所属する管理職者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長及び所長に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する<u>保安計画</u>の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に係る規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) <u>法令に基づき行う施設定期検査等の原則としての立会い</u></p> <p>(9) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(10) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(11) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会、品質保証推進委員会及び品質保証技術検討会等への出席</p> <p>(12) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条 （省略）</p> <p>第2章の2 <u>品質保証</u></p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第13条の2 <u>職員等は、品質保証の仕組みを理解し、法第51条の16第3項に規定される保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を講じるに当たっては、品質保証計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の継続的な改善に努めなければならない。</u></p>	<p>第11条 廃棄物管理施設の操作に関する保安の監督を行わせるため、<u>大洗研究所</u>に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者の代行者は、次の各号に掲げる事項を満たす者から、理事長が職務を誠実に遂行できる者を任命する。</p> <p>(1) 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の所有者</p> <p>(2) 原子力施設での運転又は保守に係る十分な経験を有する者</p> <p>(3) 廃棄物管理施設を所管する部署以外に所属する管理職者</p> <p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する<u>施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）</u>の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に係る規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(削る)</p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) <u>定期的な評価の実施計画等の確認</u></p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条 （変更なし）</p> <p>第2章の2 <u>品質マネジメント計画</u></p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第13条の2 <u>廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・施設管理実施計画に関する事項の追加</p> <p>・施設定期検査の立会いの削除</p> <p>・号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>・各部の検討会・委員会は下部要領で規定するため削除</p> <p>・定期的な評価の実施計画等に関する事項の追加</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>2 前項の保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的 品質保証計画は、廃棄物管理施設の運転段階の保安活動に関して、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9）」（以下「J E A C 4 1 1 1」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することによって、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 品質保証計画は、廃棄物管理施設の運転段階（試運転段階及び廃止措置段階を含む。）の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 品質保証計画における用語の定義は、J E A C 4 1 1 1 に従うものとする。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) この規定の第5条第1項に定める組織（以下本条項において「組織」という。）は、品質保証計画の要求事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を別表第2の2-1に定める。</p> <p>(b) これらのプロセスの順序及び相互関係を別図第2の2-1に定める。</p> <p>(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>(d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できるようにする。</p> <p>(e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>(f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を別表第2の2-2に定め、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分け（別表第2の2-3参照）を行う。グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加え、次の事項を考慮することができる。</p>	<p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）」に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第2の2-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(a) <u>プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u></p> <p>(b) <u>プロセス及び廃棄物管理施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>(c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>(d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>(e) <u>運転開始後の廃棄物管理施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> <p>(4) <u>組織は、これらのプロセスを、品質保証計画の要求事項に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、調達（7.4 参照）に従って管理する。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	<p>b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。別図第2の2-2に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、7.1 項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> ・<u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u> ・<u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> ・<u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> ・<u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> ・<u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> ・<u>安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> ・<u>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4 項に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 次に示す文書（一次文書）</p> <p>(a) 本条で定める品質保証計画</p> <p>(b) 廃棄物管理施設品質保証計画書</p> <p>(3) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するための文書（二次文書）</p> <p>(4) 当該部署における運転段階の保安活動の効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、上記(1)～(3)の文書に基づいて、当該部署が必要とする文書（三次文書）</p> <p>(5) 品質保証計画が要求する記録</p> <p>(6) (1)～(4)で要求される文書に関する品質マネジメントシステム文書体系図は、別図第2の2-2に示すとおりであり、この体系に基づいて、品質マネジメントシステム文書として管理する。また、(3)で要求される文書を品質保証計画に基づく二次文書として別表第2の2-3に示すとおりとする。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして次の事項を含む本品質保証計画を作成し、維持する。改訂する場合は、作成と同等の手続きで行う。また、本品質保証計画の運営を具体化するために、「廃棄物管理施設品質保証計画書」を作成する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順又はそれらを参照できる情報</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書について、次の活動に必要な管理を規定するために文書の管理の手順（別表第2の2-3参照）を定める。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p>	<p>4.2.1 一般 品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p> <p>a) 本品質マネジメント計画</p> <p>b) 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マネジメント計画 理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>(c) <u>文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>(d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>(e) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>(f) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>(g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に*記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために記録の管理の手順（別表第2の2－3参照）を定める。</u></p> <p>(3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>*：「適正に」とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>理事長は、<u>品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u></p> <p>(a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>(b) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>(c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>(d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p>	<p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明す</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>5.2 原子力安全の重視 <u>原子力安全を最優先に位置付け、理事長は、業務に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。（7.2.1及び8.2.1参照）</u></p> <p>5.3 品質方針 <u>理事長は、次の事項を確実にした「原子力安全に係る品質方針」を定め、組織内に周知する。</u></p> <p><u>(a) 組織の目的に対して適切な品質方針とする。</u> <u>(b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を品質方針で明確にする。</u> <u>(c) 品質目標を設定し、レビューすることを品質方針で明確にする。</u> <u>(d) 内部コミュニケーション等を通じて組織全体に伝達し、理解されるよう啓発活動に取り組む。</u> <u>(e) 品質方針の適切性を持続するためにマネジメントレビューを通じて適宜見直しを図る。</u></p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 <u>(1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3)(a)参照）が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>理事長は、管理責任者に次の事項を確実にさせる。</u> <u>(a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシ</u></p>	<p><u>る責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力の安全の重視 <u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 品質方針 <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p><u>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</u> <u>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u> <u>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> <u>d) 組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p><u>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 <u>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1(4)項b)参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</u> <u>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1(4)項参照）が作成されることを確実にする。</u></p> <p><u>a) 実施事項</u> <u>b) 必要な資源</u> <u>c) 責任者</u> <u>d) 実施事項の完了時期</u> <u>e) 結果の評価方法</u></p> <p><u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p><u>テムの構築と維持についての計画を策定すること。</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていること。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p><u>理事長は、この規定により保安活動を行う組織の責任及び権限を、組織内のそれぞれの部門を通じて組織全体に周知させる。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、本部においては安全・核セキュリティ統括部長（監査プロセスを除く。）を、監査プロセスにおいては統括監査の職を、大洗研究開発センターにおいては品質保証担当副所長を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</u></p> <p><u>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p><u>(b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p><u>(c) 組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p><u>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p><u>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p><u>c) 資源の利用可能性</u></p> <p><u>d) 責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p><u>理事長は、第5条及び第6条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p><u>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p><u>d) 関係法令を遵守する。</u></p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) <u>理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</u></p> <p><u>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p><u>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p><u>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>5.5.3 内部コミュニケーション <u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にするため、理事長は、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究開発センターに品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、品質マネジメントシステムの有効性に関して評価、確認を行うマネジメントレビューの会議等を通じて情報交換を行う。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) <u>理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムのレビュー（別表第2の2-3参照）を行う。</u> (2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> (3) <u>マネジメントレビューの結果の記録は、4.2.4に基づき管理する。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を報告する。 <u>(a) 監査の結果</u> <u>(b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u> <u>(c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u></p>	<p><u>e) 関係法令を遵守する。</u> (2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> <u>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> <u>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> <u>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> <u>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> <u>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u> (3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション <u>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</u> (2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット <u>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u> <u>a) 内部監査の結果</u> <u>b) 組織の外部の者からの意見</u> <u>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u></p> <p>(e) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>(f) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>(g) <u>改善のための提案</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> <u>理事長は、マネジメントレビューの結果から、次の事項に関する決定及び処置すべてを含めて指示を行う。</u></p> <p>(a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>(b) <u>業務の計画及び実施にかかわる改善</u></p> <p>(c) <u>資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 <u>資源の提供</u></p>	<p>d) <u>使用前事業者検査等及び自主検査等（廃棄物管理施設の要求事項への適合性を判定するため、使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの）の結果</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u></p> <p>f) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u></p> <p>h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u></p> <p>i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>j) <u>改善のための提案</u></p> <p>k) <u>資源の妥当性</u></p> <p>1) <u>保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項a)において同じ。））の有効性</u></p> <p>(2) <u>所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。</u></p> <p>(3) <u>研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。</u></p> <p>(4) <u>監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。</u></p> <p>(5) <u>本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。</u></p> <p>(6) <u>各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p>b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u></p> <p>e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 <u>資源の確保</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジ</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p><u>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員について、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として、当該業務を実施できる力量を有する者をあてる。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>組織は、力量、教育・訓練及び認識に関する次の事項を確実に実施するため、それぞれの教育・訓練に係る管理の手順（別表第2の2－3参照）を定める。また、理事長は、監査員の力量について内部監査に係る手順（別表第2の2－3参照）に定める。</u></p> <p><u>(a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p><u>(b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</u></p> <p><u>(c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p><u>(d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u></p> <p><u>(e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。</u></p> <p>6.3 廃棄物管理施設</p> <p><u>廃棄物管理施設の原子力安全の達成のために必要な管理の対象施設はこの規定で定める施設とし、組織は、これらの構築物、系統及び機器を維持管理する。</u></p> <p>6.4 作業環境</p>	<p><u>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p><u>(1) 人的資源（要員の力量）</u></p> <p><u>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u></p> <p><u>(3) 作業環境</u></p> <p><u>(4) その他必要な資源</u></p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p><u>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p><u>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p><u>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p><u>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p><u>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p><u>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p><u>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らがどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p><u>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p><u>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p><u>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項のa)からe)までに準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p><u>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。</u></p> <p>6.4 作業環境</p>	<p>メント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p><u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>組織は、業務の計画に関する事項を確実に実施するため、必要なプロセスの計画又は作業要領並びに手引き等を策定（別表第2の2-3参照）する。なお、業務とは次の6つの保安活動に係る業務をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運転管理に関するもの</u> ・<u>核燃料物質等の運搬に関するもの</u> ・<u>放射性廃棄物の管理に関するもの</u> ・<u>放射線管理に関するもの</u> ・<u>保守管理に関するもの</u> ・<u>異常時の通報及び非常事態の措置に関するもの</u> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。（4.1参照）</u></p> <p>(3) <u>組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (a) <u>業務に対する品質目標及び要求事項</u> (b) <u>業務に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> (c) <u>その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</u> (d) <u>業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</u> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式とする。</u></p> <p>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務に対する要求事項の明確化</p>	<p><u>所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1項にて明確にし、運営管理する。</u></p> <p><u>なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u></p> <p>(4) <u>所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u> b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</u> c) <u>業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u> d) <u>業務・廃棄物管理施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u> e) <u>業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</u> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>組織は、次の事項を「7.1 業務の計画」にて明確にする。</p> <p>(a) <u>業務に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>(b) <u>明示されてはいるが、業務に不可欠な要求事項</u></p> <p>(c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項のすべて</u></p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>組織は、「7.1 業務の計画」で策定した計画に示す要求事項について、業務を行う前にレビューする。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項を確実にする。</u></p> <p>(a) <u>業務に対する要求事項が定められていること。</u></p> <p>(b) <u>業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されていること。</u></p> <p>(c) <u>組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっていること。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(4) <u>業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u></p> <p>(5) <u>業務に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>組織は、保安規定の遵守状況の検査等を通じて、原子力安全に関するコミュニケーションを図る。</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>組織は、廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請に係る設計・開発を行うため、設計・開発の管理の手順（別表第2の2－3参照）を定める。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) <u>組織は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p>	<p>所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) <u>業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されてはいるが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</u></p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。</u> <u>このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項について確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(4) <u>所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p><u>所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(2) <u>設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。</u></p> <p>(a) <u>設計・開発の段階</u></p> <p>(b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u></p> <p>(c) <u>設計・開発に関する責任及び権限</u></p> <p>(3) <u>組織は、効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>(a) <u>機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p>(b) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>(c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>(d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューする。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した様式で提示する。また、リリースの前に、承認を行う。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。</u></p> <p>(a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>(b) <u>調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>(c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか又はそれを参照している。</u></p> <p>(d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p>(a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>(b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p>	<p><u>発を含む。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u></p> <p>d) <u>設計開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1項参照）に体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p>	<p></p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者を含める。このレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>設計・開発の変更を明確にし、記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を 4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p>	<p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1項参照）に検証を実施する。</u></p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(4) <u>設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(2) <u>担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</u></p> <p>(4) <u>担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>所長は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度について、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて調達の管理の手順（別表第2の2－3参照）を定める。</u></p> <p>(3) <u>契約部長は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する手順（別表第2の2－3参照）を定め、管理させる。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>(a) <u>製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>(b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p>(c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>(2) <u>(1)の調達要求事項には、物品若しくは役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する要求事項を含める。</u></p>	<p>7.4 調達</p> <p><u>所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</u></p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達物品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(3) <u>組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証 <u>所長は、次の事項を7.4.1(2)の手順に含め、実施させる。</u></p> <p>(1) <u>組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</u></p> <p>(2) <u>組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理 <u>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>(a) <u>原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u></p> <p>(b) <u>必要に応じて、作業手順が利用できる。</u></p> <p>(c) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>(d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>(e) <u>監視及び測定が実施されている。</u></p> <p>(f) <u>業務のリリースが実施されている。</u></p> <p>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 <u>(1) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u></p>	<p><u>場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達製品等の検証 <u>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。</u></p> <p>a) <u>受入検査（記録確認を含む。）</u></p> <p>b) <u>立会検査（供給者先、現地）</u></p> <p>c) <u>その他（書類審査、受注者監査）</u></p> <p><u>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</u></p> <p>7.5 業務の実施 <u>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</u></p> <p>7.5.1 個別業務の管理 <u>所長、センター長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</u></p> <p><u>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</u></p> <p>a) <u>廃棄物管理施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 <p>b) <u>必要な時に、作業手順が利用できる。</u></p> <p>c) <u>適切な設備を使用している。</u></p> <p>d) <u>監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</u></p> <p>e) <u>監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</u></p> <p>f) <u>業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</u></p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認 <u>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(2) <u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u></p> <p>(a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>(b) <u>設備の承認及び要員の適格性確認</u></p> <p>(c) <u>所定の方法及び手順の適用</u></p> <p>(d) <u>記録に関する要求事項</u></p> <p>(e) <u>妥当性の再確認</u></p> <p>7.5.3 <u>識別及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>必要に応じて、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定 of 要求事項に関連して、業務の状態を識別する。</u></p> <p>(3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務について一意の識別を管理し、記録を 4.2.4(2) に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p><u>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を 4.2.4(2) に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p><u>組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>(1) <u>業務に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を 7.1(3) の業務の計画</u></p>	<p>(2) <u>部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</u></p> <p>b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</u></p> <p>c) <u>妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</u></p> <p>d) <u>記録に関する要求事項</u></p> <p>7.5.3 <u>識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定 of 要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>7.5.4 <u>組織外の所有物</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4 項参照）。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。</u></p> <p>7.5.5 <u>調達製品の保存</u></p> <p><u>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</u></p> <p><u>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</u></p> <p>7.6 <u>監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p><u>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>で明確にする。</p> <p>(2) <u>組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを7.1(3)の業務の計画に定める。</u></p> <p>(3) <u>測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項が満たされるよう管理の手順（別表第2の2-3参照）を定め、実施する。</u></p> <p>(a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</u></p> <p>(b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>(c) <u>校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>(d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>(e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(6) <u>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>(a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>(c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成</p> <p><u>組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについて</u></p>	<p><u>要な監視機器及び測定機器を明確にする。</u></p> <p>(2) <u>部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</u></p> <p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサ可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(6) <u>部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。</u></p> <p><u>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>a) <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保</u></p>	<p></p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備考
<p><u>の情報を監視する。この情報を外部とのコミュニケーションにて入手し、マネジメントレビューのインプットデータとする。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</u></p> <p>(a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画 (7.1 参照) に適合しているか、J E A C 4 1 1 1 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) <u>組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を定める。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を規定するために、手順 (別表第2の2-3参照) を定める。</u></p> <p>(4) <u>監査及びその結果の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき維持する。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。(8.5.2参照)</u></p>	<p><u>しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション (7.2.3 項参照) により入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>本品質マネジメント計画の要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域 (以下「領域」という。) の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</u></p> <p>(4) <u>統括監査の職は、内部監査を行う要員 (以下「内部監査員」という。) の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) <u>理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(7) <u>統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) <u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p>(2) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) <u>理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</u></p> <p><u>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</u></p> <p>(2) <u>これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>(3) <u>これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(3) <u>計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) <u>組織は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、手順（別表第2の2-3参照）を定め廃棄物管理施設を検査及び試験する。</u> <u>検査及び試験は、7.1(1)に定める業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(4) <u>7.1(1)に定める業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設の据付や運転をしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) <u>組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、そ</u></p>	<p>(4) <u>所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</u></p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) <u>使用前事業者検査等</u> <u>所長は、「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」を定め、検査及び試験を行う原子力施設検査室長に次の事項を管理させる。</u></p> <p>a) <u>原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等を実施する。</u></p> <p>b) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>c) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>d) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>e) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p>(2) <u>自主検査等</u> <u>自主検査等を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>a) <u>部長（原子力施設検査室長を除く。）及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。</u></p> <p>b) <u>自主検査等を行う部長及び課長は、8.2.4(1)(b)～(e)を準用する。</u></p> <p>c) <u>自主検査等を行う部長及び課長は、検査する要員の独立性を確保するために必要な場合は原子力施設検査室長と事前に協議の上検査を依頼することができる。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の順序及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、業務・</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p><u>れらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、手順（別表第2の2-3参照）を定める。</u></p> <p>(3) <u>不適合管理を実施する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>(a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>(b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>(c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>(d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を4.2.4(2)に定めた管理の手順に基づき管理する。</u></p> <p>(6) <u>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。）第35条の16に定める事故故障等を含む不適合をその内容に応じ、機構外へ公表する。</u></p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) <u>組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>(a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1参照）</u></p> <p>(b) <u>業務に対する要求事項への適合（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p> <p>(c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）</u></p>	<p><u>廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(5) <u>所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</u></p> <p>b) <u>業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p><u>(d) 供給者の能力（7.4 参照）</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p><u>組織は、不適合の再発を防止するため、次の(1)から(4)までの事項を含めた手順（別表第2の2－3参照）を定める。</u></p> <p><u>(1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u></p> <p><u>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>(3) 手順には次の事項を含める。</u></p> <p><u>(a) 不適合の内容確認</u></p> <p><u>(b) 不適合の原因の特定</u></p> <p><u>(c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>(d) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>(e) とった処置の結果の記録</u></p> <p><u>(f) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(4) 組織は、安全に重大な影響を与える事象について、次の事項を満たすように方法及び体制に関する手順を規定し、当該手順に従って事象ごとに根本原因分析を実施する。</u></p> <p><u>(a) 体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p><u>(b) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p><u>(c) 是正処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p><u>(d) 具体的な是正処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p>	<p><u>d) 供給者の能力（7.4 項参照）</u></p> <p><u>(3) 部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全管理部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。</u></p> <p><u>(4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（5.6.2 項参照）に反映する。</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p><u>理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p><u>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p><u>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p><u>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</u></p> <p><u>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</u></p> <p><u>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p><u>d) 必要な処置の決定及び実施</u></p> <p><u>e) とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p><u>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p><u>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>8.5.3 予防処置</p> <p><u>組織は、予防処置を確実に実施するため、次の(1)から(4)までの事項を含めた手順(別表第2の2-3参照)を定める。</u></p> <p>(1) <u>組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p>(2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) <u>手順には次の事項を含める。</u></p> <p>(a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>(b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>(c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>(d) <u>とった処置の結果の記録</u></p> <p>(e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(4) <u>8.5.2(4)に該当しない事象について、是正処置を実施した後、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析として、次の事項を満たすような方法及び体制を定めた手順を定める。</u></p> <p>(a) <u>体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p>(b) <u>分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p>(c) <u>予防処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p>(d) <u>具体的な予防処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(年間処理計画)</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉</p>	<p><u>するための分析の手順に従い、分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見(核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。)を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</u></p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 (変更なし)</p> <p>(年間処理計画)</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を安全管理部長に協議して作成し、<u>所長</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>環境保全部長</u>は、第1項の承認を受けたときは、<u>安全管理部長</u>に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>4 <u>安全管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(処理実施計画)</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間</p> <p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力</p> <p>(3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。</p> <p>3 <u>環境保全部長</u>は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、前項の承認をしたときは、<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>安全管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければ</p>	<p>施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を<u>放射線管理部長</u>と協議して作成し、<u>センター長</u>の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 <u>センター長</u>は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>センター長</u>は、第1項の承認をしたときは、<u>所長</u>へ報告しなければならない。</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、第1項の承認を受けたときは、<u>放射線管理部長</u>に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>5 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>(処理実施計画)</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間</p> <p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力</p> <p>(3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 <u>減容処理施設準備室長</u>は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次号に掲げる事項を明らかにした処理実施計画を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを<u>変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設の稼働予定期間</p> <p>(2) <u>放射性廃棄物の予定処理量</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 <u>環境保全部長</u>は、前項の承認をしたときは、<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければ</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰下げ</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰下げ</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の処理実施計画を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の処理実施計画の追加に伴う記載の変更</p> <p>・項番の繰下げ（以下同じ。）</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>らない。</p> <p>（鍵の管理） 第17条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>（要員の配置） 第18条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視及び点検） 第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。 なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>（作業開始前の点検） 第20条 廃棄物管理課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（作業中の巡視及び点検） 第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</p> <p>（作業終了後の点検） 第22条 廃棄物管理課長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の処理に係る試験） 第23条 廃棄物管理課長は、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める処理の</p>	<p>ならない。</p> <p>（鍵の管理） 第17条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>（要員の配置） 第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視） 第19条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる<u>設備、機器</u>について巡視しなければならない。 なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。</p> <p><u>（使用を停止した設備機器の巡視）</u> 第19条の2 廃棄物管理課長は、使用を停止した設備機器について、<u>巡視を行わなければならない。</u> <u>なお、巡視の項目、頻度については第4条で定める手引きに定める。</u></p> <p>（作業開始前の点検） 第20条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（作業中の巡視） 第21条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>（作業終了後の点検） 第22条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の処理に係る試験） 第23条 廃棄物管理課長は、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める処理の</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加 ・記載の適正化</p> <p>・使用を停止した設備機器の管理について追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化 ・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>方法以外の方法を確立するため、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順によらず、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める設備等の試験操作を行うことができるとともに、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順又は設備等によらず、次の場所において当該放射性廃棄物の処理に係る試験を行うことができる。</p> <p>(1) 管理機械棟ホット実験室 (2) 廃液処理棟分析室及び計測室</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の試験操作又は試験を行う場合において、廃棄物管理施設に対する保安上の措置が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした試験実施要領を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 試験の予定期間 (2) 試験をする場所 (3) 試験をする放射性廃棄物の種類及び量 (4) 試験方法の概要 (5) 放射線管理上の措置</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前項の承認を受けようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p><u>4</u> 環境保全部長は、第2項の承認をしようとする場合において、当該試験操作又は試験が廃棄物管理施設に対する保安上の特別な措置が必要であると認めるときは、所長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 環境保全部長は、<u>第2項の承認をしようとするときは、安全管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6</u> 所長は、<u>第4項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問しなければならない。</u></p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第24条 廃棄物管理課長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第25条 (省略)</p>	<p>方法以外の方法を確立するため、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順によらず、第47条、第48条、第49条及び第50条に定める設備等の試験操作を行うことができるとともに、第47条、第48条、第49条及び第50条の処理の手順又は設備等によらず、次の場所において当該放射性廃棄物の処理に係る試験を行うことができる。</p> <p>(1) 管理機械棟ホット実験室 (2) 廃液処理棟分析室及び計測室</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の試験操作又は試験を行う場合において、廃棄物管理施設に対する保安上の措置が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした試験実施要領を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 試験の予定期間 (2) 試験をする場所 (3) 試験をする放射性廃棄物の種類及び量 (4) 試験方法の概要 (5) 放射線管理上の措置</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前項の承認を受けようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p><u>4 環境保全部長は、第2項の承認をしようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 環境保全部長は、第2項の承認をしたときは、センター長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境保全部長は、第2項の承認をしようとする場合において、当該試験操作又は試験が廃棄物管理施設に対する保安上の特別な措置が必要であると認めるときは、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>7 環境保全部長は、前項の確認及び承認を受けようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>8 所長は、第6項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問しなければならない。</u></p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第24条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第25条 (変更なし)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第4節 運転上の条件</p> <p>（操作の条件）</p> <p>第26条 廃棄物管理課長は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>（非常系電源）</p> <p>第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、非常系受電設備による電力が30秒以内に廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p>（予備電源）</p> <p>第27条の2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前条の非常系受電設備による受電ができないときに、α固体処理棟の予備電源設備からα焼却装置及びαホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p>2 商用電源が停電し、かつ、前条の非常系受電設備による受電ができないときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、廃液処理棟、廃棄物管理施設用廃液貯槽、排水監視施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、管理機械棟及びα固体貯蔵施設の安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</p> <p>3 商用電源が停電したときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、β・γ固体処理棟Ⅲの安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>第2項及び前項</u>の可搬型発電機について、模擬負荷試験を毎年1回以上実施しなければならない。</p> <p>第5節 異常時の措置</p>	<p><u>（固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限）</u></p> <p><u>第25条の2 減容処理施設準備室長は、別表第3-9に掲げる固体廃棄物減容処理施設の各部屋でのプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量を超えないようにしなければならない。</u></p> <p>第4節 運転上の条件</p> <p>（操作の条件）</p> <p>第26条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>（非常系電源）</p> <p>第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、<u>北受電所の非常系受電設備</u>による電力が30秒以内に<u>所掌する</u>廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p><u>2 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電し、かつ、次条の予備電源設備（発電装置）による受電ができないときに、南受電所の非常系受電設備による電力が所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p>（予備電源）</p> <p>第27条の2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前条の<u>北受電所の非常系受電設備</u>による受電ができないときに、α固体処理棟の予備電源設備からα焼却装置及びαホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p>2 商用電源が停電し、かつ、前条の<u>北受電所の非常系受電設備</u>による受電ができないときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、廃液処理棟、廃棄物管理施設用廃液貯槽、排水監視施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、管理機械棟及びα固体貯蔵施設の安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</p> <p>3 商用電源が停電したときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、β・γ固体処理棟Ⅲの安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>前2項</u>の可搬型発電機について、模擬負荷試験を毎年1回以上実施しなければならない。</p> <p><u>5 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電したときに、予備電源設備（発電装置及び無停電電源装置）による電力が、発電装置にあつては30秒以内に、無停電電源装置にあつては瞬断にならずに、所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p>第5節 異常時の措置</p>	<p>・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限について追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・北受電所の追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設を追加</p> <p>・北受電所の追加</p> <p>・北受電所の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第28条 廃棄物管理課長は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。</p> <p>（巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視及び点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、<u>安全管理部長</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、<u>安全管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長又は<u>安全管理部長</u>は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第28条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第29条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視並びに<u>第29条の2の地震又は火災時の点検の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、<u>放射線管理部長</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、<u>センター長、安全管理部長、環境保全部長</u>及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、<u>センター長、安全管理部長、放射線管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長又は<u>放射線管理部長</u>は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（地震又は火災時の措置）</p> <p>第29条の2 <u>地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>（1）<u>震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</u></p> <p>（2）<u>火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・地震又は火災時の措置を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第30条 廃棄物管理課長は、第105条第1項の規定により勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、<u>安全管理部長</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、環境保全部長及び廃棄物取</p>	<p>（外部事象発生時の措置）</p> <p><u>第29条の3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に対して以下の外部事象への未然防止措置及び外部事象が発生した際の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）竜巻警報発報時の措置</u></p> <p><u>（2）火山活動による降下火砕物の措置</u></p> <p><u>（3）生物学的事象（微生物及び昆虫の大量発生、小動物の侵入）の発生時の措置</u></p> <p><u>（4）森林火災発生時の措置</u></p> <p><u>（5）積雪時の措置（固体廃棄物減容処理施設に限る。）</u></p> <p>2 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象が発生した場合、処理作業を停止し、所掌する廃棄物管理施設の運転を停止する。</u></p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する気象情報等により、竜巻の発生する可能性が高まっている領域に大洗研究所の敷地が含まれると予測された場合は、「竜巻措置要領」に基づき、措置を行う。</u></p> <p>4 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する降灰予報等により火山の噴火による降灰の到達範囲に大洗研究所の敷地が含まれる場合は「火山降灰警戒要領」に基づき、措置を行う。</u></p> <p>5 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象発生時に備え資機材等を配備する。</u></p> <p>6 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項までの措置の手順について第4条で定める手引きに定める。</u></p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第30条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 <u>減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前2項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>5 <u>放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部</u></p>	<p>・外部事象発生時の措置を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、<u>安全管理部長及び廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長又は安全管理部長は、<u>前項又は第4項の措置</u>を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条 （省略）</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条 （省略）</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（2）放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「<u>大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領</u>（以下「放射性廃棄物管理要領」という。）」に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「<u>大洗研究開発センター放射線安全取扱手引</u>」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>（3）運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>（4）車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>（5）汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>（6）「<u>大洗研究開発センター内放射性物質等運搬規則</u>（以下「運搬規則」という。）」に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>（7）運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度に</p>	<p>長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、<u>センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、<u>減容処理施設準備室長</u>に対し、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、<u>センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、<u>第6項及び前項又は第5項の措置</u>を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条 （変更なし）</p> <p>第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条 （変更なし）</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（2）放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「<u>大洗研究所放射性廃棄物管理要領</u>（以下「放射性廃棄物管理要領」という。）」に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「<u>大洗研究所放射線安全取扱手引</u>」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>（3）運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>（4）車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>（5）汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p> <p>（6）「<u>大洗研究所内放射性物質等運搬規則</u>（以下「運搬規則」という。）」に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>（7）運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度に</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>については、<u>別表第6－6</u>に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めるときは、自ら又は付近にいる者に依頼して、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>放射性廃棄物の管理</u></p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ</p> <p>（受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3－7に掲げる受入れ施設において受け入れるものとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。なお、<u>JMTR原子炉施設から定常的に廃液輸送管により搬入される液体廃棄物であって、あらかじめ廃棄物管理課長が同意したものについては受入れ後、すみやかに確認するものとする。</u></p> <p>（1）依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5－1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>（2）廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。</p>	<p>については、<u>別表第6－6の2</u>に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めるときは、自ら又は付近にいる者に依頼して、廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、<u>センター長及び保安管理部長</u>に通報しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u></p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ</p> <p>（受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3－7に掲げる受入れ施設において受け入れるものとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>（1）依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5－1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>（2）廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>わなければならない。</p> <p>(1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽に貯留された液体廃棄物は、<u>廃棄物管理施設等運転手引</u>（以下「運転手引」という。）に定める運搬車両によること。</p> <p>(2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>第39条（省略）</p> <p>第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理</p> <p>第40条（省略）</p> <p>（固体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第41条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（液体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第42条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納</p>	<p>号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、<u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</u>に貯留された液体廃棄物は、<u>手引き</u>に定める運搬車両によること。</p> <p>(2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>第39条（変更なし）</p> <p>第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理</p> <p>第40条（変更なし）</p> <p>（固体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第41条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（液体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第42条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納</p>	<p>・固体廃棄物減容処理施設の廃液貯槽を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽又はα 固体処理棟廃液予備処理装置貯留タンクに貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外の$\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき<u>370</u>キロベクレル以上）又はα 放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（容器表面の線量当量率等の測定）</p> <p>第43条 廃棄物管理課長は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の保管）</p> <p>第45条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物（第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。）について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、<u>さく</u>等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ手続き）</p> <p>第46条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに第44条の措置を講じた放射性廃棄物を受け入れるときは、放射性廃棄物管理要領に定める手続きにより行わなければならない。</p>	<p>する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、<u>α 固体処理棟廃液予備処理装置貯留タンク又は固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</u>に貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外の$\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき<u>3.7</u>キロベクレル以上）又はα 放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（容器表面の線量当量率等の測定）</p> <p>第43条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第44条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の保管）</p> <p>第45条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物（第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。）について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、<u>柵</u>等の区画物で区画しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ手続き）</p> <p>第46条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第41条又は第42条及び第43条並びに第44条の措置を講じた放射性廃棄物を受け入れるときは、放射性廃棄物管理要領に定める手続きにより行わなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の廃液貯槽を追加</p> <p>・区分の見直しによる変更</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備 考
<p>第3節 放射性廃棄物の処理</p> <p>第1款 処理 (β・γ固体廃棄物の処理)</p> <p>第47条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているβ・γ固体廃棄物を次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) β・γ固体廃棄物Aは、次の方法により処理し、処理済の固体廃棄物を2000ドラム缶、コンクリート等内張りドラム缶(約2～5cm <u>コンクリート等ライニング</u>2000ドラム缶。以下同じ)若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの(以下「ドラム缶」という。)又は角型鋼製容器に封入すること。ただし、第3号及び第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>イ 不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮すること。 ロ 可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は溶融固化を行うこと。 ハ フィルタ類は、不燃性のものと可燃性のものに分類し、不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮し、可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は溶融固化を行うこと。</p> <p>(2) β・γ固体廃棄物Bは、β・γ封入設備により分類処理又は圧縮処理をし、コンクリート等内張りドラム缶若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの又はコンクリート容器(コンクリートブロック(鉄筋コンクリート製φ1.3m×1.4mH(B-I型)又はφ1.06m×1.2mH(B-III型))又はこれに補充遮蔽体を内装したもの。以下同じ。)に収納し、セメント等の固化素材を用いて固化又は封入すること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(3) 第1号の規定による処理が困難なβ・γ固体廃棄物Aについては、フードの使用、保護具の着用など必要な保安上の措置を講じた<u>う</u>で解体切断開封等の前処理を行い、解体片については、同号に定める処理ができるものについては処理を行い、処理ができないものについては、そのままの形態で同号に定めるところにより封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶又はコンクリート容器に封入又は収納してセメント等の固化素材を用いて固化すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号の規定によりドラム缶、角型鋼製容器又はコンクリート容器(以下「廃棄容器」という。)に封入又は固化するときは、廃棄容器の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、廃棄容器の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>(α固体廃棄物Aの処理)</p>	<p>第3節 放射性廃棄物の処理</p> <p>第1款 処理 (β・γ固体廃棄物の処理)</p> <p>第47条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているβ・γ固体廃棄物を次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) β・γ固体廃棄物Aは、次の方法により処理し、処理済の固体廃棄物を2000ドラム缶、コンクリート等内張りドラム缶(約2～5cm <u>ライニング</u>2000ドラム缶。以下同じ)若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの(以下「ドラム缶」という。)又は角型鋼製容器に封入すること。ただし、第3号及び第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>イ 不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮すること。 ロ 可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は溶融固化を行うこと。 ハ フィルタ類は、不燃性のものと可燃性のものに分類し、不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮し、可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は溶融固化を行うこと。</p> <p>(2) β・γ固体廃棄物Bは、β・γ封入設備により分類処理又は圧縮処理をし、コンクリート等内張りドラム缶若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの又はコンクリート容器(コンクリートブロック(鉄筋コンクリート製φ1.3m×1.4mH(B-I型)又はφ1.06m×1.2mH(B-III型))又はこれに補充遮蔽体を内装したもの。以下同じ。)に収納し、セメント等の固化素材を用いて固化又は封入すること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(3) 第1号の規定による処理が困難なβ・γ固体廃棄物Aについては、フードの使用、保護具の着用など必要な保安上の措置を講じた<u>上</u>で解体切断開封等の前処理を行い、解体片については、同号に定める処理ができるものについては処理を行い、処理ができないものについては、そのままの形態で同号に定めるところにより封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶又はコンクリート容器に封入又は収納してセメント等の固化素材を用いて固化すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号の規定によりドラム缶、角型鋼製容器又はコンクリート容器(以下「廃棄容器」という。)に封入又は固化するときは、廃棄容器の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、廃棄容器の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p><u>3 減容処理施設準備室長は、β・γ固体廃棄物のうち、廃樹脂について減容処理設備で処理を行い、廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。</u></p> <p>(α固体廃棄物Aの処理)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の運搬を追加</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備考
<p>第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 可燃性のもはα焼却装置により焼却処理し、不燃性のもはαホール設備のαホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、αホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(3) 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>(α固体廃棄物Bの封入措置)</p> <p>第49条 廃棄物管理課長は、α固体廃棄物Bについては、α封入設備により管理番号の付された密封容器 (ステンレス鋼製φ0.5m×0.8mH(L型)、φ0.4m×0.5mH(S型)又はφ0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。</p> <p>(1) α固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。</p> <p>(2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p>	<p>第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 可燃性のもはα焼却装置により焼却処理し、不燃性のもはαホール設備のαホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、αホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(3) 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>(4) 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p><u>3 減容処理施設準備室長は、α固体廃棄物Aのうちチャコールフィルタについて減容処理設備で処理を行い、前項で定めるとおり、ドラム缶に封入し廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。</u></p> <p>(α固体廃棄物Bの処理及び保管体の取扱い)</p> <p><u>第48条の2 減容処理施設準備室長は、α固体廃棄物B及び保管体について減容処理設備により開梱、分別、切断及び解体を行う。また、焼却熔融処理を行い、金属製容器に充填し廃棄物管理課長が所掌する施設へ運搬する。</u></p> <p><u>2 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物の処理に係る核燃料物質の取扱いについて、別表第4-1に掲げるところにより行わなければならない。</u></p> <p>(α固体廃棄物Bの封入措置)</p> <p>第49条 廃棄物管理課長は、α固体廃棄物Bについては、α封入設備により管理番号の付された密封容器 (ステンレス鋼製φ0.5m×0.8mH(L型)、φ0.4m×0.5mH(S型)又はφ0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。</p> <p>(1) α固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。</p> <p>(2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p>	<p>・固体廃棄物減容処理施設の運搬を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理設備の追加</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備考
<p>第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物 (有機廃液を除く。) を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 液体廃棄物Aは、次の方法によること。</p> <p>イ <u>廃液貯槽Iで一時貯留している、物理的・化学的性質が一定した、主にJMTR原子炉施設から発生する一次冷却水は、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、化学処理装置により処理する。また、生じたスラッジは化学処理装置のスラッジ貯槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>ロ 廃液貯槽Iで一時貯留している、物理的・化学的性質が多様な主に実験系廃液は、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Iにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽IIに貯留すること。</p> <p>ハ 廃液貯槽IIで一時貯留している液体廃棄物A及び廃液蒸発装置Iで生じた濃縮液は、廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>(2) 液体廃棄物Bは、廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>(3) 前2号の処理により生じた<u>化学処理上澄液及び蒸発処理凝縮液等並びに第1項のただし書に規定する液体廃棄物 (以下この章において「処理済廃液」という。)</u> は、次の方法により貯留すること。</p> <p>イ 放射性物質濃度が、平成12年科学技術庁告示第13号 (核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示 (以下「告示」という。)) に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Iに、また、それ以外の場合には、廃液貯槽Iに移す。</p> <p>ロ 廃液貯槽Iの処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第1号又は第2号の規定によりドラム缶に固化するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物のうち、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37ベクレル未満の有機廃液については、β・</p>	<p>第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物 (有機廃液を除く。) を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 液体廃棄物Aは、次の方法によること。 <u>(削る)</u></p> <p>イ 廃液貯槽Iで一時貯留している、<u>液体廃棄物Aは</u>、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Iにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽IIに貯留すること。</p> <p>ロ 廃液貯槽IIで一時貯留している液体廃棄物A及び廃液蒸発装置Iで生じた濃縮液は、廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>(2) 液体廃棄物Bは、廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</p> <p>(3) 前2号の処理により生じた<u>蒸発処理凝縮液及び第1項のただし書に規定する液体廃棄物 (以下この章において「処理済廃液」という。)</u> は、次の方法により貯留すること。</p> <p>イ 放射性物質濃度が、告示に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Iに、また、それ以外の場合には、廃液貯槽Iに移す。</p> <p>ロ 廃液貯槽Iの処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第1号又は第2号の規定によりドラム缶に固化するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物のうち、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37<u>キロ</u>ベクレル未満の有機廃液については、</p>	<p>・化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>・記載の適正化 ・項番の繰上げ (以下同じ。)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・受入施設の変更に伴う基準</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>γ 焼却装置により処理することができる。</p> <p>第 5 1 条～第 5 3 条の 2 （省略）</p> <p>第 6 章 放射線管理</p>	<p>β・γ 焼却装置により処理することができる。</p> <p>第 5 1 条～第 5 3 条の 2 （変更なし）</p> <p><u>第 4 節 廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u></p> <p><u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p><u>第 5 3 条の 3 環境保全部長は、管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>（ 1 ） 第 2 種管理区域に設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</u></p> <p><u>（ 2 ） 第 1 種管理区域に設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、汚染された資材等については、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</u></p> <p><u>（ 3 ） 第 2 種管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</u></p> <p><u>（ 4 ） 第 1 種管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われ、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</u></p> <p><u>（ 5 ） 上記第 1 号から第 4 号の資材等及び物品について、管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</u></p> <p><u>第 5 3 条の 4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、廃棄物管理事業変更許可申請書に記載されている設備・機器等（以下本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</u></p> <p><u>2 課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして大洗研究所内で適切に管理する。</u></p> <p>第 6 章 放射線管理</p>	<p>の見直し</p> <p>・放射線廃棄物でない廃棄物の管理を追加</p> <p>・事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備考
<p>第1節 放射線管理の業務区分</p> <p>(作業に係る放射線管理)</p> <p>第54条 管理区域内及び管理区域外における放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者を指揮又は監督する廃棄物管理課長又は放射線管理第2課長が行う。</p> <p>第55条 (省略)</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第1款 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第56条 廃棄物管理施設の管理区域は、別図第6-1～別図第6-32に示すとおりとする。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>3 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、<u>安全管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、<u>安全管理部長</u>に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p>第1節 放射線管理の業務区分</p> <p>(作業に係る放射線管理)</p> <p>第54条 管理区域内及び管理区域外における放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者を指揮又は監督する廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>又は放射線管理第2課長が行う。</p> <p>第55条 (変更なし)</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第1款 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第56条 廃棄物管理施設の管理区域は、別図第6-1～別図第6-34に示すとおりとする。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 <u>環境保全部長は、前項の管理区域を解除する場合は、告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</u></p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>4 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>(2) 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>(3) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>5 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、<u>放射線管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、<u>放射線管理部長</u>に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の管理区域を追加</p> <p>・管理区域の解除を追加</p> <p>・項番の繰下げ (以下同じ。)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲 (3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>5 環境保全部長は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、<u>安全管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 <u>安全管理部長</u>は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、<u>第3項</u>の規定により管理区域を指定又は<u>第5項</u>の規定により管理区域を解除したときは、<u>安全管理部長</u>に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>8 <u>安全管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第58条 環境保全部長は、第56条で定められた管理区域において改造工事等を行う場合にあって、別表第6-1に掲げる基準に該当しない一部区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとする区域と当該区域に接する管理区域とを、<u>さく</u>、縄張り等の区画物で区画することにより、両区域間の人の出入り及び物品の移動を禁止すること。</p> <p>(2) 当該区域と管理区域外との直接の出入りができる出入口を設けること。</p> <p>(3) 当該区域の出入口及び当該区域に接する管理区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が管理区域を一時的に解除されている区域であること ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業の指揮又は監督する廃棄物管理課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 環境保全部長は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除するときは、<u>安全管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>安全管理部長</u>は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は解除期間が終了したときは、<u>安全管理部長</u>に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 <u>安全管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p>	<p>(1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲 (3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>6 環境保全部長は、<u>第4項</u>の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、<u>放射線管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 <u>放射線管理部長</u>は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は、<u>第4項</u>の規定により管理区域を指定又は<u>第6項</u>の規定により管理区域を解除したときは、<u>放射線管理部長</u>に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>9 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域の一時解除）</p> <p>第58条 環境保全部長は、第56条で定められた管理区域において改造工事等を行う場合にあって、別表第6-1に掲げる基準に該当しない一部区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとする区域と当該区域に接する管理区域とを、<u>柵</u>、縄張り等の区画物で区画することにより、両区域間の人の出入り及び物品の移動を禁止すること。</p> <p>(2) 当該区域と管理区域外との直接の出入りができる出入口を設けること。</p> <p>(3) 当該区域の出入口及び当該区域に接する管理区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が管理区域を一時的に解除されている区域であること ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業の指揮又は監督する廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び作業担当者の氏名</p> <p>2 環境保全部長は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除するときは、<u>放射線管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>放射線管理部長</u>は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は解除期間が終了したときは、<u>放射線管理部長</u>に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>5 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長の追加及び記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>（管理区域に係る保安の措置）</p> <p>第59条 廃棄物管理課長は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 壁、<u>さく</u>等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>（2） 第3条第<u>5</u>号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第<u>6</u>号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>（3） 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>（2） 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>（3） 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p>第2款 管理区域の出入管理</p>	<p>（管理区域に係る保安の措置）</p> <p>第59条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 壁、<u>柵</u>等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>（2） 第3条第<u>7</u>号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第<u>8</u>号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>（3） 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>（2） 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>（3） 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p><u>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、原則管理区域内での可燃物の保管を行わない。ただし、業務に必要な物については金属製キャビネット等で保管することとし、金属製キャビネット等に保管できない場合は不燃材で覆うなどの措置を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 課長は、火災発生時の措置については手引きの中で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>第2款 管理区域の出入管理</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・可燃物の管理の追加</p>
<p>（管理区域に係る遵守事項）</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>（1） 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>（2） 個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>（3） 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>（4） 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、汚染のないことを確認すること。</p>	<p>（管理区域に係る遵守事項）</p> <p>第60条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>（1） 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>（2） 個人線量計（<u>放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計</u>）を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>（3） 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>（4） 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、<u>別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</u></p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第4款 作業環境の管理</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6－7に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>第65条 （省略）</p> <p>（表面汚染に係る措置）</p> <p>第66条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6－9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>（立入制限区域に係る措置）</p> <p>第67条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6－10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に<u>なわ張り</u>、<u>さく</u>等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>第5款 放射線作業の管理</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）必要とする個人線量計及び防護具の着用</p>	<p>第4款 作業環境の管理</p> <p>（線量当量率等の測定）</p> <p>第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6－7に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>第65条 （変更なし）</p> <p>（表面汚染に係る措置）</p> <p>第66条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6－9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>（立入制限区域に係る措置）</p> <p>第67条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6－10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に<u>縄張り</u>、<u>柵</u>等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>第5款 放射線作業の管理</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）必要とする個人線量計及び防護具の着用</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加及び記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(2) 線量を低くするための措置 (3) 作業に伴う線量の確認 2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、<u>前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</u></p> <p>(放射線作業届) 第69条 廃棄物管理課長は、放射線作業が別表第6-11に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>放射線作業届を作成し、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</u></p> <p>(1) 作業の場所及び期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量 2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>(放射線作業後の措置) 第70条 廃棄物管理課長は、前条に規定する<u>放射線作業届</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) <u>ポケット線量計等の個人線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理 第1款 被ばくの防止 第71条 (省略)</p> <p>(被ばくの防止) 第72条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p>	<p>(2) 線量を低くするための措置 (3) 作業に伴う線量の確認 2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長の同意を得なければならない。</u></p> <p>(放射線作業の実施) 第69条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射線作業が別表第6-11に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した<u>特殊放射線作業計画書</u>を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>(1) 作業の場所及び期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量 2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>(放射線作業後の措置) 第70条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前条に規定する<u>特殊放射線作業計画書</u>に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) <u>補助線量計</u>により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理 第1款 被ばくの防止 第71条 (変更なし)</p> <p>(被ばくの防止) 第72条 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。 2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、放射線業務従事者以外の者については大洗研究所放射線安全取扱手引で定める管理を行う。</u></p> <p>(緊急作業時の線量)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 ・減容処理施設準備室長を追加及び記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加及び記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・放射線業務従事者以外の被ばく管理について追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第73条 部長は、<u>廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等の緊急やむを得ない場合においては、その指揮又は監督に係る男子又は女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者。）の放射線業務従事者をその作業による線量が別表第6－4を超えない範囲において緊急作業に従事させることができる。</u></p> <p>2 部長は、<u>前項の緊急作業を行わせたときは、その作業に従事した者の線量、その他放射線管理上とった措置を所長に報告しなければならない。</u></p>	<p>第73条 所長は、<u>廃棄物管理施設に係る緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）の放射線業務従事者をその作業による線量が別表第6－4を超えない範囲において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</u></p> <p>2 <u>環境保全部長は、放射線業務従事者を前項の緊急作業に従事させる場合は、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者との協議のうえ、緊急作業計画を作成し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合は、前項に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲で緊急作業を実施するとともに、緊急作業計画の承認は事後とすることができる。</u></p> <p>3 <u>環境保全部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者に速やかに報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、センター長、部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>環境保全部長は、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、別表第6－4に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理しなければならない。</u></p> <p>6 <u>環境保全部長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 <u>環境保全部長は、第2項の緊急作業を行わせたときは、その作業に従事した者の線量、その他放射線管理上とった措置を所長及びセンター長に報告しなければならない。</u></p> <p>8 <u>所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</u></p>	<p>・緊急作業時に係る記載の見直し</p>
<p>第2款 線量の測定及び評価</p> <p>（外部被ばくに係る線量の測定及び評価）</p> <p>第74条 環境監視線量計測課長は、<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。ただし、作業管理のために着用する<u>ポケット線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行わなければならない。</p> <p>2 課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者が使用した<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には環境監視線量計測課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>（2）4月1日を始期とする各3月間の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあつ</p>	<p>第2款 線量の測定及び評価</p> <p>（外部被ばくに係る線量の測定及び評価）</p> <p>第74条 環境監視線量計測課長は、<u>基本線量計</u>による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の評価を行わなければならない。ただし、作業管理のために着用する<u>補助線量計</u>による外部被ばくに係る線量の測定は、当該作業を管理する課長が行わなければならない。</p> <p>2 課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者が使用した<u>基本線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には環境監視線量計測課長に送付しなければならない。</p> <p>（1）放射線業務従事者の指定を解除したとき。</p> <p>（2）4月1日を始期とする各3月間の末日。ただし、部長に妊娠を申し出た女子にあつ</p>	<p>・記載の適正化（以下同じ。）</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>ては、出産までの間につき毎月の末日</p> <p>(3) ポケット線量計等による測定結果が別表第6-12に掲げる基準を超えたとき。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の規定により<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>の送付を受けたときは、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>第75条（省略）</p> <p>（個人の線量の通知）</p> <p>第76条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は前条第3項の規定により措置し、その結果の通知に基づき、線量を算定した個人線量評価結果を<u>安全管理部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受けたとき、部長及び廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の施設管理統括者に通知しなければならない。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたとき、課長を経由して本人に交付しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第74条第2項第3号又は第90条第4項の規定に基づき臨時に測定した線量の測定及び評価結果を、その<u>つど</u>、その者を指揮又は監督する課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>第4節 環境放射能の管理</p> <p>第77条～第78条（省略）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、<u>前条</u>に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理</p>	<p>ては、出産までの間につき毎月の末日。</p> <p>(3) <u>補助線量計</u>による測定結果が別表第6-12に掲げる基準を超えたとき。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の規定により<u>基本線量計</u>の送付を受けたときは、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>第75条（変更なし）</p> <p>（個人の線量の通知）</p> <p>第76条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は前条第3項の規定により措置し、その結果の通知に基づき、線量を算定した個人線量評価結果を<u>放射線管理部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたとき、部長及び廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の施設管理統括者に通知しなければならない。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたとき、課長を経由して本人に交付しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第74条第2項第3号又は第90条第4項の規定に基づき臨時に測定した線量の測定及び評価結果を、その<u>都度</u>、その者を指揮又は監督する課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>第4節 環境放射能の管理</p> <p>第77条～第78条（変更なし）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）</p> <p>第79条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の濃度が別表第6-13に掲げる放出管理基準値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>管理しなければならない。</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第79条の2 <u>減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。</u></p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、<u>第79条及び79条の2</u>に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値を追加</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第82条～第83条 （省略）</p> <p>（周辺監視区域内外における線量等の測定）</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域において、別図第6-33に示す地点について、別表第6-15に掲げるところにより、空気吸収線量率、積算空気吸収線量、空気中の放射性物質の濃度及び一般排水溝出口における排水中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別図第6-34に示す地点において環境試料を採取し、別表第6-16に掲げるところにより放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5節 放射線管理施設の管理</p>	<p>基準値及び別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第81条 廃棄物管理課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6-14に掲げる放出管理目標値を超えないように<u>管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理</u>しなければならない。</p> <p>第82条～第83条 （変更なし）</p> <p>（平常時の環境放射線モニタリング）</p> <p>第84条 環境監視線量計測課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5節 放射線管理施設の管理</p> <p>（施設管理目標の策定）</p> <p>第84条の2 放射線管理部長は、環境監視線量計測課が所掌する放射線管理施設について、<u>第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定</u>しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について所長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を得たときは、施設管理統括者に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p>	<p>・放出管理目標値の追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・施設管理目標の策定を追加</p> <p>・施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
	<p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p>第84条の5 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>・施設管理実施計画等の策定の追加</p> <p>・保全活動の実施を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(放射線測定機器)</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18及び別表第6-19に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。</p> <p>(点検及び性能の維持)</p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上点検し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、年1回の校正を行わなければならない。</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第84条の6 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18、別表第6-18の2、別表第6-19及び別表第6-19の2に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p><u>第86条の2 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に</p>	<p>・保全活動の有効性評価及び改善を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の機器を追加</p> <p>・第二項削除に伴う条名の修正</p> <p>・定期事業者検査に移行のため削除</p> <p>・環境監視線量計測課長が所掌する機器の定期事業者検査に係る記載を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<p><u>必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（修理及び改造）</u></p> <p><u>第86条の3 環境監視線量計測課長は、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>(3) 担当者の氏名</u></p> <p><u>(4) 予定期間</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項に同意した場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得る。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境監視線量計測課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（使用前事業者検査）</u></p> <p><u>第86条の4 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p>	<p>・環境監視線量計測課長が行う修理及び改造に係る記載を追加</p> <p>・環境監視線量計測課長が所掌する機器の使用前事業者検査に係る記載を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考												
<p><u>（施設定期自主検査）</u></p> <p>第87条 <u>放射線管理第2課長は、別表第7-1に掲げるところにより放射線管理施設の性能を確認するため、毎年1回以上放射線管理施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。ただし、警報作動試験に係る検査は、毎月1回以上行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射線管理第2課長は、前項の規定により施設定期自主検査を行ったときは、その結果を安全管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>（原子力科学研究所へ依頼することができる放射線管理に係る保安管理業務の範囲）</p> <p>第88条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる放射線管理に係る保安管理業務を、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定める同表の右欄に掲げる者に依頼することができる。</p> <table border="1" data-bbox="231 1514 1172 1942"> <tr> <td data-bbox="231 1514 457 1650">大洗研究開発センターの保安管理組織</td> <td data-bbox="457 1514 964 1650">原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務</td> <td data-bbox="964 1514 1172 1650">原子力科学研究所の保安管理組織</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1650 457 1942">環境監視線量計測課長</td> <td data-bbox="457 1650 964 1942">(1) ガラス線量計等の個人線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)</td> <td data-bbox="964 1650 1172 1942">線量管理課長</td> </tr> </table>	大洗研究開発センターの保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織	環境監視線量計測課長	(1) ガラス線量計等の個人線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長	<p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>環境監視線量計測課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>環境監視線量計測課長は、使用前事業者検査に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p>第87条 <u>削除</u></p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>（原子力科学研究所へ依頼することができる放射線管理に係る保安管理業務の範囲）</p> <p>第88条 次の表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる放射線管理に係る保安管理業務を、原子力科学研究所原子炉施設保安規定に定める同表の右欄に掲げる者に依頼することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1514 2300 1942"> <tr> <td data-bbox="1359 1514 1584 1650">大洗研究所の保安管理組織</td> <td data-bbox="1584 1514 2092 1650">原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務</td> <td data-bbox="2092 1514 2300 1650">原子力科学研究所の保安管理組織</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1650 1584 1942">環境監視線量計測課長</td> <td data-bbox="1584 1650 2092 1942">(1) 基本線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)</td> <td data-bbox="2092 1650 2300 1942">線量管理課長</td> </tr> </table>	大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織	環境監視線量計測課長	(1) 基本線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長	<p>・施設定期自主検査の見直しによる削除</p> <p>・研究所に見直し</p> <p>・記載の適正化</p>
大洗研究開発センターの保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織												
環境監視線量計測課長	(1) ガラス線量計等の個人線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長												
大洗研究所の保安管理組織	原子力科学研究所の保安管理組織に依頼できる業務	原子力科学研究所の保安管理組織												
環境監視線量計測課長	(1) 基本線量計による外部被ばくに係る線量の測定 (2) バイオアッセイ法による検査、体外計測法による検査等の体内汚染検査及び内部被ばくに係る線量の測定注)	線量管理課長												

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>注）外部放射線に係る線量等の算定は、<u>核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき</u>、線量限度等を定める告示第11条により行う。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に前項の表の中欄第1号に掲げる業務を依頼するときは、<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に第1項の表の中欄第2号に掲げる業務を依頼するときは、線量管理課長が指定する場所にその者を赴かせ、又は必要な試料を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第1款 線量当量率等に異常を認めた場合の措置</p> <p>（線量当量率等に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第89条 放射線管理第2課長は、管理区域において線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度等に異常を認めたときは、廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、放射線作業中、放射線作業後等において線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置その他適切な措置を講ずるとともに、それぞれ<u>放射線管理第2課長又は廃棄物管理課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項により通報を受けた異常が別表第6-10に掲げる立入制限区域の基準に該当するときは、当該区域を第67条に定めるところにより措置しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、その原因を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、環境保全部長に通報しなければならない。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第1項の異常を認めた場合又は第2項の通報を受けたときは、<u>安全管理部長</u>に通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第5項の通報を受けたときは、所長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第2款 身体の汚染に係る措置</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ<u>放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長</u></p>	<p>注）外部放射線に係る線量等の算定は、線量限度等を定める告示第10条により行う。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に前項の表の中欄第1号に掲げる業務を依頼するときは、<u>基本線量計</u>を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、線量管理課長に第1項の表の中欄第2号に掲げる業務を依頼するときは、線量管理課長が指定する場所にその者を赴かせ、又は必要な試料を線量管理課長に送付しなければならない。</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第1款 線量当量率等に異常を認めた場合の措置</p> <p>（線量当量率等に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第89条 放射線管理第2課長は、管理区域において線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度等に異常を認めたときは、廃棄物管理課長<u>又は減容処理施設準備室長</u>に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、放射線作業中、放射線作業後等において線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置その他適切な措置を講ずるとともに、それぞれ<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は放射線管理第2課長に、<u>放射線管理第2課長は、廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項により通報を受けた異常が別表第6-10に掲げる立入制限区域の基準に該当するときは、当該区域を第67条に定めるところにより措置しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、その原因を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、環境保全部長に通報しなければならない。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第1項の異常を認めた場合又は第2項の通報を受けたときは、<u>放射線管理部長</u>に通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第5項の通報を受けたときは、所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第2款 身体の汚染に係る措置</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ<u>廃棄物管理課長</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は線量限度を超えたことを認めるときは、<u>安全管理部長</u>に通報しなければならない。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の<u>通知</u>を受けたときは、廃棄物管理課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたとき認められた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたとき認めるときは、そのつどその者の<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>について、</p>	<p><u>及び減容処理施設準備室長は放射線管理第2課長に、放射線管理第2課長は、廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長に</u>通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の通報を受けたとき<u>又は第60条第4項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項の通報を受けたとき<u>又は第60条第4項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</u></p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は線量限度を超えたことを認めるときは、<u>放射線管理部長</u>に通報しなければならない。</p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、<u>センター長</u>、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の<u>通報</u>を受けたときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたとき認められた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたとき認めるときは、その<u>都度</u>その者の<u>基本線量計</u>について、第88条第2項</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加及び記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加及び記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月27日付け補正))	変更後 (補正後)	備 考
<p>第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を<u>安全管理部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>10 <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の就業制限等)</p> <p>第92条 部長は、前条第9項又は第10項の規定によりその指揮又は監督に係る放射線業務従事者の線量が線量限度を超えた旨の報告若しくは通知を受けたとき又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、その者の放射線作業の制限等の措置を行わなければならない。</p> <p>2 部長は、前項の措置の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>第4款 環境放射能に係る異常の場合の措置</p> <p>(気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置)</p> <p>第93条 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が第79条に規定する放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、<u>安全管理部長</u>、廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 原因の究明</p> <p>(2) 原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けた場合は、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、周辺監視区域外における3月間及び1年間の実効線量を算出しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を<u>安全管理部長</u>に報告するとともに、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>9 <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その結果を環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p>の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を<u>放射線管理部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>10 <u>放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の就業制限等)</p> <p>第92条 部長は、前条第9項又は第10項の規定によりその指揮又は監督に係る放射線業務従事者の線量が線量限度を超えた旨の報告若しくは通知を受けたとき又は線量限度を超えるおそれがあると認めるときは、その者の放射線作業の制限等の措置を行わなければならない。</p> <p>2 部長は、前項の措置の結果を所長<u>及びセンター長</u>に報告しなければならない。</p> <p>第4款 環境放射能に係る異常の場合の措置</p> <p>(気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置)</p> <p>第93条 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が第79条に規定する放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、<u>放射線管理部長</u>、廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、<u>センター長</u>、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 原因の究明</p> <p>(2) 原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者へ直ちに報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けた場合は、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、周辺監視区域外における3月間及び1年間の実効線量を算出しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を<u>放射線管理部長</u>に報告するとともに、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>9 <u>放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その結果を環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>（液体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置）</p> <p>第94条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、<u>安全管理部長</u>、廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>所長</u>、<u>環境保全部長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 <u>環境保全部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>廃棄物管理課長</u>にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、前項の措置を講じたときは、その結果を<u>所長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>に報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>所長</u>は、前項の報告を受けた場合は、<u>環境保全部長</u>に対し、<u>運転計画の変更等の措置</u>を</p>	<p>（気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置）</p> <p>第93条の2 放射線管理第2課長は、<u>気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値を超えた、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長、減容処理施設準備室長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>所長</u>、<u>センター長</u>、<u>環境保全部長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 <u>環境保全部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>減容処理施設準備室長</u>にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、前項の措置を講じたときは、その結果を<u>所長</u>、<u>センター長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>所長</u>は、前項の報告を受けた場合は、<u>環境保全部長</u>に対し、<u>運転計画の変更等の措置</u>を指示しなければならない。</p> <p>6 <u>環境保全部長</u>は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を<u>センター長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 <u>環境監視線量計測課長</u>は、第1項の通報を受けたときは、<u>放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出しなければならない。</u></p> <p>8 <u>環境監視線量計測課長</u>は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を<u>放射線管理部長</u>に報告するとともに、<u>減容処理施設準備室長</u>及び<u>放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>9 <u>放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その結果を<u>環境保全部長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>に報告しなければならない。</p> <p>（液体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置）</p> <p>第94条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が第81条に規定する放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、<u>放射線管理部長</u>、<u>廃棄物管理課長</u>及び<u>環境監視線量計測課長</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>所長</u>、<u>センター長</u>、<u>環境保全部長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 <u>環境保全部長</u>は、前項の通報を受けたときは、<u>廃棄物管理課長</u>にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 <u>環境保全部長</u>は、前項の措置を講じたときは、その結果を<u>所長</u>、<u>センター長</u>及び<u>廃棄物取扱主任者</u>に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>所長</u>は、前項の報告を受けた場合は、<u>環境保全部長</u>に対し、<u>運転計画の変更等の措置</u>を</p>	<p>・気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置について追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・センター長の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、周辺監視区域外における3月間及び1年間の実効線量を算出しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を<u>安全管理部長</u>に報告するとともに、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>9 <u>安全管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その結果を環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項及び第2項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めたととき、その他異常を認めたとときは、<u>安全管理部長</u>及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>安全管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第5款 放射線測定器の<u>点検</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>（放射線測定器の<u>点検</u>において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の<u>点検</u>を行った結果、異常を認めたとときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ、<u>モニタリングポスト</u>及び<u>ダストモニタ</u>に係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、周辺監視区域外における3月間及び1年間の実効線量を算出しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を<u>放射線管理部長</u>に報告するとともに、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>9 <u>放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、その結果を環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めたととき、その他異常を認めたとときは、<u>放射線管理部長</u>及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 <u>放射線管理部長</u>は、前項の通報を受けたときは、所長、<u>センター長</u>、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長及び<u>減容処理施設準備室長</u>にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに<u>放射線管理部長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第5款 放射線測定器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>（放射線測定器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の<u>巡視</u>を行った結果、異常を認めたとときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ<u>及びモニタリングポスト</u>に係る異常については、廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・第86条との整合に伴う記載の見直し。</p> <p>・第86条との整合に伴う記載の見直し</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第97条～第98条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 保守管理</p> <p><u>（保全）</u></p> <p>第99条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設の保全のため、点検、試験、検査、補修、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保守管理は、別表第2の2-3に掲げる「保守管理要領」又は「運転及び保守の管理要領」に基づき、実施しなければならない。</p> <p>3 前項に定める管理要領には、主要な項目として保全対象範囲、設備の重要度に応じた保全重要度の設定、劣化事象の整理、経年変化を考慮した保全計画の策定、保全の実施、点検・補修等の結果の確認評価、点検・補修等の不適合管理及び是正処置、並びに保全の有効性評価を定めなければならない。</p>	<p>第97条～第98条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第7章 保守管理</p> <p><u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p>第99条 環境保全部長及び放射線管理部長は、廃棄物管理施設について、第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、センター長の確認を受けたのちに所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関</p>	<p>・施設管理目標の策定の追加</p> <p>・施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定の追加</p> <p>・施設管理実施計画等の策定の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p><u>（施設定期自主検査）</u> 第100条 廃棄物管理課長は、別表第7-1に掲げるところにより毎年1回以上施設定期自主検査を行わなければならない。ただし、計測制御系統施設の警報作動試験に係る検査は、毎月1回以上行わなければならない。</p>	<p><u>すること。</u> <u>（7） 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u> <u>（8） 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</u> 2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u> <u>（1） 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</u> <u>（2） 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> 3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u> 4 <u>環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u> 5 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u> 第99条の4 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u> 第99条の5 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>（定期事業者検査）</u> 第100条 <u>原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u> <u>（1） 定期事業者検査計画</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 検査の項目及び実施体制</u> <u>ハ 予定期間</u></p>	<p>・ 保全活動の実施を追加</p> <p>・ 保全活動の有効性評価及び改善の追加</p> <p>・ 定期事業者検査の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p><u>（施設定期自主検査実施計画）</u></p> <p>第101条 廃棄物管理課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第3号に定める予定期間については、この限りでない。</p> <p>（1）対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>（2）検査の項目及び実施体制</p> <p>（3）予定期間</p> <p>2 環境保全部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、安全管理部長に通知しなければならない。</p> <p>4 安全管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p><u>（修理及び改造計画）</u></p> <p>第102条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に係る場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした廃棄物管理施設の修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の承認を受けなければならない。</p> <p>（1）修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>（2）修理及び改造の内容</p> <p>（3）担当者の氏名</p> <p>（4）予定期間</p>	<p><u>ニ 定量的な施設管理目標</u></p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ環境保全部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>第101条 削除</p> <p><u>（修理及び改造）</u></p> <p>第102条 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ統括する部長の同意を得なければならない。</p> <p>（1）修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>（2）修理及び改造の内容</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・新検査制度に伴う削除</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>2 部長は、前項の承認をしようとする場合において、その修理及び改造が年間処理計画に記載されているもの以外であるときは、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 部長は、第1項により承認し、又は第2項により承認を受けたときは、それぞれ環境保全部長又は安全管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 部長は前項の通知を受けたときは、それぞれ廃棄物管理課長又は放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p>	<p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項に同意した場合は、センター長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 センター長は、前項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項に同意した場合は、環境保全部長の同意を得たのちに、所長の承認を得なければならない。</p> <p>6 センター長及び所長は、第3項及び前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>8 放射線管理第2課長は、第5項の承認を得た場合は、修理及び改造をする設備等が設置されている施設を管理する課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（使用前事業者検査）</u></p> <p>第102条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、それぞれ統括する部長に報告しなければならない。</p>	<p>・使用前事業者検査の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 廃棄物管理課長は、<u>第100条の施設定期自主検査を終了したとき、又は前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 環境保全部長は、<u>前項の報告を受けたときは、安全管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 安全管理部長は、<u>前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</u></p> <p>4 廃棄物管理課長は、<u>第87条第2項の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときは、環境保全部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 環境保全部長は、<u>第1項及び前項の報告を受けたときは、廃棄物取扱主任者に報告するとともに施設定期自主検査の場合にあっては、所長に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 異常時の通報</p> <p>第104条 (省略)</p> <p>(異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 廃棄物管理施設に係る異常を発見した者は、<u>廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、<u>前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、<u>前項の通報を受けたときは所長、安全管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第106条 所長は、<u>異常の通報を受けたときは、その異常が所長が別に定める事故異常時の通報連絡に該当するときは、安全・核セキュリティ統括部長に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 所長は、<u>第1項の場合にあっては、直ちに関係諸機関に通報しなければならない。</u></p>	<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第103条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、<u>第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</u></p> <p>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</u></p> <p>5 環境保全部長は、<u>第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 異常時の通報</p> <p>第104条 (変更なし)</p> <p>(異常を発見した者の通報)</p> <p>第105条 廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)に係る異常を発見した者は、<u>廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設)に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、<u>前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p>(理事長及び関係諸機関への通報)</p> <p>第106条 所長は、<u>異常の通報を受けたときは、その異常が所長が別に定める事故異常時の通報連絡に該当するときは、安全管理部長に通報するとともに、理事長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 所長は、<u>第1項の場合にあっては、直ちに関係諸機関に通報しなければならない。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p style="text-align: center;">第9章 <u>非常事態の措置</u></p> <p>第1節 通則</p> <p>（事前の措置）</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>（1） 要員の確保</p> <p>（2） 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>（3） 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>（4） <u>大洗研究開発センター</u>周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>第108条 ～ 第111条 （省略）</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>（現地対策本部の設置）</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、<u>大洗研究開発センター</u>に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもって<u>あてる</u>。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務をあらかじめ定めておく。</p> <p>第113条 ～ 第115条 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第9章 <u>非常の場合に講ずべき処置</u></p> <p>第1節 通則</p> <p>（事前の措置）</p> <p>第107条 所長は、非常事態に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>（1） 要員の確保</p> <p>（2） 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、地図等の整備</p> <p>（3） 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>（4） <u>大洗研究所</u>周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>（5） <u>医療機関の確保</u></p> <p>2 所長は、前項第1号の要員のうちから緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者）について、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定する。</p> <p>（1） <u>別表第11-2に掲げる緊急作業に係る教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</u></p> <p>（2） <u>緊急作業についての訓練を受けた者であること。</u></p> <p>（3） <u>実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</u></p> <p>第108条 ～ 第111条 （変更なし）</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>（現地対策本部の設置）</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、<u>大洗研究所</u>に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもって<u>充てる</u>。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務をあらかじめ定めておく。</p> <p>第113条 ～ 第115条 （変更なし）</p> <p><u>（非常事態における活動）</u></p> <p>第115条の2 <u>現地対策本部は、人命の救助、避難、非常事態の原因除去、拡大防止等（周</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・医療機関の確保を追加</p> <p>・緊急作業時に従事する放射線業務従事者の選定を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・非常事態における活動を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第116条（省略）</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（事象発生時の措置）</p> <p>第117条 廃棄物管理施設に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生した場合は、本規定によらずに「<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画</u>」に基づき措置するものとする。</p> <p>第118条（省略）</p> <p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>（保安措置及び放射線管理）</p> <p>第119条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項を、あらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を随行させなければならない。</p> <p>3 管理部長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）関係法令、保安規定及び手引き並びにその他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>（2）管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>4 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等について保安教育を実施するとともに、必要な監督及び指導を行わなければならない。この場合において、放射線被ばく又は汚染の防止のため必要があると認めるときは、放射線管理第2課長の協力を求めるものとする。</p> <p>第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p> <p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p>	<p><u>辺監視区域内の見学者等に対する避難指示等を含む。）に関する防護活動を行わなければならない。</u></p> <p>第116条（変更なし）</p> <p>第3節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>（事象発生時の措置）</p> <p>第117条 廃棄物管理施設に原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、この規定によらずに「<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所原子力事業者防災業務計画</u>」（以下「<u>原子力事業者防災業務計画</u>」という。）に基づき措置するものとする。</p> <p>第118条（変更なし）</p> <p>第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>（保安措置及び放射線管理）</p> <p>第119条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項を、あらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を随行させなければならない。</p> <p>3 管理部長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）関係法令、保安規定及び手引き並びにその他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>（2）管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>4 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等について保安教育を実施するとともに、必要な監督及び指導を行わなければならない。この場合において、放射線被ばく又は汚染の防止のため必要があると認めるときは、放射線管理第2課長の協力を求めるものとする。</p> <p>第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p> <p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 保安教育の内容 (2) 保安教育の時期 (3) 保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p><u>4</u> 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに<u>非常時に採るべき措置</u>に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>第121条（省略）</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p><u>3</u> 環境保全部長は、<u>前項</u>の保安訓練の実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>第12章 記録及び報告</p>	<p>(1) 保安教育の内容 (2) 保安教育の時期 (3) 保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p><u>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに<u>非常の場合に講ずべき処置</u>に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>第121条（変更なし）</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第122条 所長は、毎年度、廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。 <u>なお、総合訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づく防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>2 環境保全部長は、毎年度2回以上、当該廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対し、消火訓練、通報訓練、召集訓練、避難訓練等保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p><u>3 部長は、緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-3に掲げる緊急作業に係る訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の訓練は、第1項の総合的な訓練と同等である場合は、兼ねることができる。</u></p> <p><u>5 環境保全部長は、第2項及び第3項の保安訓練の実施結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</u></p> <p>第12章 記録及び報告</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰下げ</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・総合訓練について明確化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<p>第123条（省略）</p> <p>（業務報告）</p> <p>第124条 環境保全部長は、四半期ごとに、廃棄物管理施設について、次の各号に掲げる事項について、所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（1） 操作及び保守に係る保安の状況</p> <p>（2） 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>（3） 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>（4） 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>（5） 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>（6） 廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対する保安教育及び保安訓練の実施状況</p> <p>（7） その他保安活動に関する事項</p> <p>第125条 削除</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、次の場合には、<u>その旨を理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>（1） 非常事態が発生した場合</p> <p>（2） 管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合</p> <p>（3） 管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>3 所長は、前項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。</p>	<p>第123条（変更なし）</p> <p>（業務報告）</p> <p>第124条 環境保全部長は、四半期ごとに、廃棄物管理施設について、次の各号に掲げる事項について、所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（1） 操作及び保守に係る保安の状況</p> <p>（2） 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>（3） 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>（4） 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>（5） 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>（6） 廃棄物管理施設に係る業務を行う者に対する保安教育及び保安訓練の実施状況</p> <p>（7） その他保安活動に関する事項</p> <p>第125条 削除</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第126条 部長は、廃棄物管理施設について、管理規則第35条の16に定める事象及びこれらに準ずるものが発生した場合には、その旨を所長、<u>センター長</u>及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、次の場合には、<u>速やかに大洗研究所担当理事及び理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>（1） 非常事態が発生した場合</p> <p>（2） 管理規則第35条の16に定める事象が発生した場合</p> <p>（3） 管理規則第35条の16に定める事象に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>3 <u>所長は、前項の報告後、管理規則第35条の16に定める事象については速やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 所長は、第2項の事象が発生した場合には、その旨を直ちに関係諸機関に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第13章 定期的な評価</u></p> <p><u>（定期的な評価の実施に係る措置）</u></p> <p>第127条 <u>所長は、次の各号に掲げるところにより定期的な評価を施設管理統括者に行わせる。</u></p> <p><u>（1） 保安活動に関する評価</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 廃棄物管理施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ 廃棄物管理施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年</u></p>	<p>・センター長の追加</p> <p>・センター長の追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・定期的な評価の追加</p> <p>・定期的な評価の実施に係る措置の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<p><u>を越えない期間ごとに再評価を行う。</u></p> <p><u>(2) 高経年化に関する評価</u></p> <p><u>イ 廃棄物管理施設の経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</u></p> <p><u>ロ 本号イの評価及び方針について、10年を越えない期間ごとに再評価を行う。</u></p> <p><u>(定期的な評価の実施計画)</u></p> <p><u>第128条 施設管理統括者は、前条の評価を行う場合について保安管理部長と協議の上、定期的な評価の実施計画を作成し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更する場合においても同様とする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の承認をしようとするときは原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(定期的な評価の結果の報告)</u></p> <p><u>第129条 施設管理統括者は、前条の計画に基づき評価を実施し、評価の結果についてセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 理事長は、報告を受けた評価の結果について、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。また、中央安全審査・品質保証委員会の答申又は意見具申に基づき、所長に必要な指示を行う。</u></p> <p><u>6 所長は、理事長からの指示に従わなければならない。また、指示に基づき、評価の結果を修正した場合は、第2項から第4項までの手続を行わなければならない。</u></p> <p><u>7 理事長は、報告を受けた修正後の評価の結果について、必要と認めるときは第5項の手続を行う。</u></p> <p><u>(保安活動に関する評価の結果の反映)</u></p> <p><u>第130条 施設管理統括者は、第127条第1号の評価の結果、保安活動に関する改善が必要と認めた場合には、保安管理部長と協議の上、改善計画を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、改善を行う。これを変更する場合においても同様とする。</u></p> <p><u>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経な</u></p>	<p>・定期的な評価の実施計画の追加</p> <p>・定期的な評価の結果の報告の追加</p> <p>・保安活動に関する評価の結果の反映の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月27日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 所長は、第1項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</u></p> <p><u>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針を変更することができる。</u></p> <p><u>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</u></p> <p><u>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</u></p>	<p>・高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守の追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
別表第1-1 廃棄物管理施設の区分				別表第1-1 廃棄物管理施設の区分				
本体施設	特定施設	放射線管理施設		本体施設	特定施設	放射線管理施設		
		屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備			屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備	
(1) 建物等 (2) 廃棄物管理設備本体の処理施設 (3) 廃棄物管理設備本体の管理施設 (4) 放射性廃棄物の受入れ施設 (5) 計測制御系統施設 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄物の廃棄施設	別表第6-18（排気モニタ及び排水モニタリング設備を除く。）及び別表第6-19に掲げる放射線測定機器	別表第6-17及び別表第6-18（室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。）に掲げる放射線測定機器	(1) 建物等 (2) 廃棄物管理設備本体の処理施設 (3) 廃棄物管理設備本体の管理施設 (4) 放射性廃棄物の受入れ施設 (5) 計測制御系統施設 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄物の廃棄施設	別表第6-18（排気モニタ及び排水モニタリング設備を除く。）、 <u>別表第6-18の2（排気モニタを除く。）</u> 、別表第6-19及び別表第6-19の2に掲げる放射線測定機器	別表第6-17、 <u>別表第6-18（室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。）</u> 及び別表第6-18の2（室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。）に掲げる放射線測定機器	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・固体廃棄物減容処理施設に係る別表の追加
別表第1-2（省略）				別表第1-2（変更なし）				

変更前 (補正前 (平成28年12月17日付け補正))	変更後 (補正後)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>別表第2の2-1 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの本部、大洗研究開発センターへの適用</p> <table border="1" data-bbox="210 384 1258 1919"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>理事長</th> <th>監査プロセスの管理責任者</th> <th>統括監査の職</th> <th>監査の職</th> <th>本部の管理責任者</th> <th>統括部長</th> <th>安全・核セキュリティ</th> <th>契約部長</th> <th>大洗研究開発センター</th> <th>大洗研究開発センターの管理責任者</th> <th>環境保全部長</th> <th>環境計画課長</th> <th>廃棄物管理課長</th> <th>安全管理部長</th> <th>安全対策課長</th> <th>施設安全課長</th> <th>危機管理課長</th> <th>核物質管理課長</th> <th>環境監視線量計測課長</th> <th>放射線管理第2課長</th> <th>管理部長</th> <th>調達課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎: 主管部署 ○: 実施・協力部署、関連部署</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4.品質マネジメントシステム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4.1一般要求事項</td> <td>◎</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>4.2文書化に関する要求事項</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>5.経営者の責任</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.1経営者のコミットメント</td> <td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.2原子力安全の重視</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.3品質方針</td> <td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.4計画</td> <td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5.1責任及び権限</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.5.2管理責任者</td> <td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.5.3内部コミュニケーション</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>5.6マネジメントレビュー</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.6.1一般</td> <td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</td> <td></td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6.資源の運用管理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6.1資源の提供</td> <td>◎</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td> </tr> <tr> <td>6.2人的資源</td> <td>◎</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>6.3廃棄物管理施設</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6.4作業環境</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>7.業務の計画及び実施</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>7.1業務の計画</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.2.1 業務に対する要求事項の明確化</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.2.3 外部とのコミュニケーション</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.3設計・開発</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.4調達</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.5業務の実施</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>7.6監視機器及び測定機器の管理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.評価及び改善</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>8.1一般</td> <td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.2.1原子力安全の達成</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.2.2内部監査(原子力安全監査)</td> <td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3プロセスの監視及び測定</td> <td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.2.4検査及び試験</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.3不適合管理</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.4データの分析</td> <td></td><td>○</td><td>◎</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.5.1継続的改善</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.5.2是正処置</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.5.3予防処置</td> <td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	理事長	監査プロセスの管理責任者	統括監査の職	監査の職	本部の管理責任者	統括部長	安全・核セキュリティ	契約部長	大洗研究開発センター	大洗研究開発センターの管理責任者	環境保全部長	環境計画課長	廃棄物管理課長	安全管理部長	安全対策課長	施設安全課長	危機管理課長	核物質管理課長	環境監視線量計測課長	放射線管理第2課長	管理部長	調達課長	◎: 主管部署 ○: 実施・協力部署、関連部署																								4.品質マネジメントシステム																								4.1一般要求事項	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4.2文書化に関する要求事項	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	5.経営者の責任																								5.1経営者のコミットメント	◎	○			○				○															5.2原子力安全の重視	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.3品質方針	◎	○			○				○															5.4計画	◎	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.5.1責任及び権限	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.5.2管理責任者	◎	◎			◎				◎															5.5.3内部コミュニケーション	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.6マネジメントレビュー																								5.6.1一般	◎	○			○				○															5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		◎	○		◎	○	○	○	◎															5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	◎	○	○		○	○	○	○	○															6.資源の運用管理																								6.1資源の提供	◎		○		○	○	○		○														○	6.2人的資源	◎		○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.3廃棄物管理施設								◎	◎			◎	◎				◎	◎						6.4作業環境								◎	◎			◎	◎				◎	◎						7.業務の計画及び実施																								7.1業務の計画						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.2.1 業務に対する要求事項の明確化						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.2.3 外部とのコミュニケーション	◎	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.3設計・開発	○				○	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.4調達						◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.5業務の実施						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.6監視機器及び測定機器の管理									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.評価及び改善																								8.1一般	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.2.1原子力安全の達成	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.2.2内部監査(原子力安全監査)	◎	○	◎	○																				8.2.3プロセスの監視及び測定	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.2.4検査及び試験											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.3不適合管理		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.4データの分析		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.5.1継続的改善	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.5.2是正処置		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8.5.3予防処置		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	<p>別表第2の2-1 (削除)</p>	<p>・品質マネジメントシステムの見直しにより削除</p>
凡例	理事長	監査プロセスの管理責任者	統括監査の職	監査の職	本部の管理責任者	統括部長	安全・核セキュリティ	契約部長	大洗研究開発センター	大洗研究開発センターの管理責任者	環境保全部長	環境計画課長	廃棄物管理課長	安全管理部長	安全対策課長	施設安全課長	危機管理課長	核物質管理課長	環境監視線量計測課長	放射線管理第2課長	管理部長	調達課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
◎: 主管部署 ○: 実施・協力部署、関連部署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4.品質マネジメントシステム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4.1一般要求事項	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4.2文書化に関する要求事項	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5.経営者の責任																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5.1経営者のコミットメント	◎	○			○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5.2原子力安全の重視	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5.3品質方針	◎	○			○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5.4計画	◎	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5.5.1責任及び権限	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5.5.2管理責任者	◎	◎			◎				◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5.5.3内部コミュニケーション	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5.6マネジメントレビュー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5.6.1一般	◎	○			○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		◎	○		◎	○	○	○	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	◎	○	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6.資源の運用管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6.1資源の提供	◎		○		○	○	○		○														○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.2人的資源	◎		○	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6.3廃棄物管理施設								◎	◎			◎	◎				◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6.4作業環境								◎	◎			◎	◎				◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7.業務の計画及び実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7.1業務の計画						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.2.1 業務に対する要求事項の明確化						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.2.3 外部とのコミュニケーション	◎	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.3設計・開発	○				○	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.4調達						◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.5業務の実施						○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7.6監視機器及び測定機器の管理									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.評価及び改善																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
8.1一般	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.2.1原子力安全の達成	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.2.2内部監査(原子力安全監査)	◎	○	◎	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8.2.3プロセスの監視及び測定	◎	○	◎	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.2.4検査及び試験											◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.3不適合管理		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.4データの分析		○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.5.1継続的改善	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.5.2是正処置		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8.5.3予防処置		○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

変更前 (補正前 (平成28年12月17日付け補正))				変更後 (補正後)				備考
別表第2の2-2 重要度分類と検査及び試験を行う者				別表第2の2-2 重要度分類と検査及び試験を行う者				
分類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	分類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	
クラス1	(省略)	(省略)	(省略)	クラス1	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
クラス2	(省略)	(省略)	(省略)	クラス2	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
クラス3	異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の構築物、系統及び機器	部長が定めた検査及び試験手順に係る教育を実施した後、検査及び試験を実施させる。	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル、 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備、 α 封入設備、 α 固体貯蔵施設、 α 焼却装置、 α ホール設備、 <u>化学処理装置</u> 、 <u>廃液蒸発装置 I</u> 、 <u>廃液蒸発装置 II</u> 、 <u>セメント固化装置</u> 、 $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I、 $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II、 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置、 <u>廃液貯槽 I</u> 、 <u>廃液貯槽 II</u> 、 <u>排水監視設備</u> 、 <u>排気設備</u> 、 <u>屋内管理用放射線管理設備</u> 、 <u>屋外管理用放射線管理設備</u> 、その他建物及び構築物、系統及び機器	クラス3	異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の構築物、系統及び機器	部長が定めた検査及び試験手順に係る教育を実施した後、検査及び試験を実施させる。	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル、 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備、 α 封入設備、 α 固体貯蔵施設、 α 焼却装置、 α ホール設備、 <u>廃液蒸発装置 I</u> 、 <u>廃液蒸発装置 II</u> 、 <u>セメント固化装置</u> 、 $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I、 $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II、 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置、 <u>廃液貯槽 I</u> 、 <u>廃液貯槽 II</u> 、 <u>排水監視設備</u> 、 <u>排気設備</u> 、 <u>減容処理設備</u> 、 <u>屋内管理用放射線管理設備</u> 、 <u>屋外管理用放射線管理設備</u> 、その他建物及び構築物、系統及び機器	<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・減容処理設備の追加

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考			
別表第2の2-3 品質保証計画に基づく二次文書				品質マネジメント計画書 (OS-P00) (二次文書)				品質マネジメント文書体系	・品質マネジメント文書体系に変更するため表の見直し		
第13条の2品質保証計画 関連項番号 文書番号 項目番号	文書番号	所管部署	規定関連条項							環境保全部 (二次文書)	管理部 (二次文書)
4.1	4.1(3)	重要度分類要領	環境保全部 安全管理部	—	・総則 (廃管-QM-01) ・重要度分類要領 (廃管-QM-02)	・総則 (管理-QM-01)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要領 (保安-QM-02)	・総則 (大洗-QM-01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要領 (大洗-QM-01)	—	—
4.2.3 4.2.4	4.2.3(2) 4.2.4(2)	文書及び記録管理要領 文書及び記録の管理要領	安全・核セキュリティ統括部 センター	第123条	—	—	—	—	—	—	—
5.5.1 5.5.3	—	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	第7条、第8条	—	—	—	—	—	—	—
5.5.1 5.5.3	—	原子炉施設等安全審査委員会規則 品質保証推進委員会規則	センター	第7条、第9条 第7条、第9条の2	—	—	—	—	—	—	—
5.6	5.6.1(1)	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 6.2.2 8.2.2	6.2.2 6.2.2 8.2.2(3)	教育・訓練管理要領 原子力安全監査実施要領	センター 統括監査の職	第119条～第122条 —	—	—	—	—	—	—	—
7.1	7.1(1)	総則	環境保全部 安全管理部 管理部	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 7.5	7.1(1)	事故対策規則 大洗研究開発センター放射線安全取扱手引 大洗研究開発センター内放射性物質等運搬規則 大洗研究開発センター放射性廃棄物管理要領 廃棄物管理施設等運転手引 保守管理要領 運転及び保守の管理要領	センター 環境保全部 安全管理部	第104条～第117条 第3章、第4章、第6章 第104条～第117条 第33条、第34条 第38条 第4章、第5章 第3章～第6章 第104条、第105条 第99条 第6章、第99条	—	—	—	—	—	—	—
7.3	7.3	設計・開発管理要領	環境保全部 安全管理部	第102条	—	—	—	—	—	—	—
7.4	7.4.1(2) 7.4.1(3)	調達管理要領 調達先の評価・選定管理要領	センター 契約部	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6	7.6(3)	監視機器及び測定機器の管理要領	環境保全部 安全管理部	第100条、第101条、 第103条 第87条	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4	8.2.4(1)	検査及び試験の管理要領	環境保全部 安全管理部	第100条、第101条、 第103条 第87条	—	—	—	—	—	—	—
8.3 8.5.2 8.5.3	8.3(2) 8.5.2 8.5.3	不適合管理並びに是正及び予防処置要領 不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領	安全・核セキュリティ統括部 センター	—	—	—	—	—	—	—	—

注) センターとは、大洗研究開発センターをいう。

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備考	
別表第3-1 操作の条件		別表第3-1 操作の条件			
設備	操作の条件	設備	操作の条件		
廃液貯槽 I	<p>(1) <u>化学処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により pH の調整など化学処理に適合するように設定すること。</u></p> <p>(2) <u>蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。</u></p> <p>(3) <u>薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</u></p>	廃液貯槽 I	<p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。</p> <p>(2) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 化学処理装置の使用の停止に伴う削除 番号の繰上げ（以下同じ。） 	
廃液貯槽 II	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。	廃液貯槽 II	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。		
化学処理装置	<p>(1) <u>薬注条件は、3.7Bq/cm³ から 370mBq/cm³ 程度の濃度の液体廃棄物に対して除染係数 10 以上を目標に設定すること。</u></p> <p>(2) <u>薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</u></p>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<ul style="list-style-type: none"> 化学処理装置の使用の停止に伴う削除
廃液蒸発装置 I	(省略)	廃液蒸発装置 I	(変更なし)		
廃液蒸発装置 II	(省略)	廃液蒸発装置 II	(変更なし)		
セメント固化装置	(省略)	セメント固化装置	(変更なし)		
処理済廃液貯槽排水監視設備	(省略)	処理済廃液貯槽排水監視設備	(変更なし)		
β・γ圧縮装置 I	(省略)	β・γ圧縮装置 I	(変更なし)		
β・γ圧縮装置 II	(省略)	β・γ圧縮装置 II	(変更なし)		
β・γ焼却装置	(省略)	β・γ焼却装置	(変更なし)		
β・γ封入設備	(省略)	β・γ封入設備	(変更なし)		

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備考
$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	(省略)	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	(変更なし)	・ 固体廃棄物減容処理施設を追加
α 焼却装置	(省略)	α 焼却装置	(変更なし)	
α ホール設備	(省略)	α ホール設備	(変更なし)	
α 封入設備	(省略)	α 封入設備	(変更なし)	
α 固体処理棟廃液予備処理装置	(省略)	α 固体処理棟廃液予備処理装置	(変更なし)	
		減容処理設備	(1) 搬出入室内の負圧は、50Pa 以上にすること。 (2) 前処理セル内の負圧は、100Pa 以上にすること。 (3) 焼却熔融セル内の負圧は、100Pa 以上にすること。 (4) 焼却熔融炉内の負圧は、100Pa 以上にすること。 (5) 焼却熔融炉内排ガス温度は、680℃以下にすること。 (6) 2次燃焼器出口排ガス温度は、930℃以下にすること。 (7) 排ガス冷却器出口排ガス温度は、230℃以下にすること。 (8) 保守ホール内の負圧は、100Pa 以上にすること。 (9) 保守ホール内に立ち入るときは、エアラインスーツ設備からエアラインスーツを着用して入ること。	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））					変更後（補正後）					備考										
別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視及び点検					別表第3-2 放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視					<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・点検項目及び頻度を削除 ・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 ・有機溶媒貯槽を追加 ・固体廃棄物減容処理施設の追加 ・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 										
施設	設備等	機器	点検項目	頻度	施設	設備等	機器	(削る)	(削る)											
本 体	廃液処理棟 排水監視施設 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅱ 有機廃液一時格納庫 管理機械棟 β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅳ α固体処理棟 β・γ一時格納庫Ⅰ α一時格納庫 α固体貯蔵施設 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	建家類 (収容設備類を含む)	外 観	1回/日	本 体	廃液処理棟 排水監視施設 廃液貯留施設Ⅰ 廃液貯留施設Ⅱ (削る) 管理機械棟 β・γ固体処理棟Ⅰ β・γ固体処理棟Ⅱ β・γ固体処理棟Ⅲ β・γ固体処理棟Ⅳ α固体処理棟 β・γ一時格納庫Ⅰ α一時格納庫 α固体貯蔵施設 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ 固体廃棄物減容処理施設	建家類 (収容設備類を含む)													
	施					廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅱ 処理済廃液貯槽 排水監視設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽					配電盤類 貯槽、タンク、 サンプピット、 配管、弁類 配管、弁類 マンホール (屋外敷設部)	(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯 (1) 外 観 (2) 液位の異常 外 観	1回/日 1回/日 1回/月	施	廃液貯槽Ⅰ 廃液貯槽Ⅱ 処理済廃液貯槽 排水監視設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽 β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 有機溶媒貯槽 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	配電盤類 貯槽、タンク、 サンプピット、 配管、弁類 配管、弁類 マンホール (屋外敷設部)	(削る) (削る) (削る)	(削る) (削る) (削る)		
						設					有機廃液一時格納庫	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯		1回/日	設	(削る)	(削る)	(削る) (削る)	(削る) (削る)
											β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ β・γ貯蔵セル α一時格納庫 α固体貯蔵施設（貯蔵孔内空 気サンプリング設備を除く）	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯		1回/日		β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ β・γ貯蔵セル α一時格納庫 α固体貯蔵施設（貯蔵孔内空 気サンプリング設備を除く）	配電盤類	(削る) (削る)	(削る) (削る)

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考				
	固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ 保管施設類	(1) 外 観 (2) 荷くずれ	1回/週		固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ 固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ 保管施設類	(削る)	(削る)	・固体廃棄物減容処理施設の追加		
		荷役設備	(1) 外 観 (2) 作 動	1回/月			荷役設備	(削る)	(削る)			
特 定 施 設	電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類	(1) 外 観 (2) 温 度 (3) 異常臭 (4) 異常振動	1回/日	特 定 施 設	電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類	(削る)	(削る)			
			配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭 (3) 表示灯				1回/日	配電盤類		(削る)	(削る)
				フィルタ、 配管、弁類				外 観			1回/日	フィルタ、 配管、弁類

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備 考
別表第3-3 処理作業開始前の点検			別表第3-3 処理作業開始前の点検			
施設	設 備 等	点 検 項 目	施設	設 備 等	点 検 項 目	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
本	廃液貯槽 I	(1) 電源の確認	本	廃液貯槽 I	(1) 電源の確認	
	廃液貯槽 I 計測設備	(2) 分岐系弁の選定の確認		廃液貯槽 I 計測設備	(2) 分岐系弁の選定の確認	
本	廃液貯槽 II	(3) 貯槽液位の確認	本	廃液貯槽 II	(3) 貯槽液位の確認	
	廃液貯槽 II 計測設備	(4) 計器類の動作の確認		廃液貯槽 II 計測設備	(4) 計器類の動作の確認	
体	化学処理装置	(1) 電源の確認	体	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
		(2) 分岐系弁の選定の確認			<u>(削る)</u>	
		(3) <u>タンク類の液位の確認</u>				
		(4) 計器類の動作の確認				
廃液蒸発装置 I	(省略)	廃液蒸発装置 I	(変更なし)			
廃液蒸発装置 II	(省略)	廃液蒸発装置 II	(変更なし)			
セメント固化装置	(省略)	セメント固化装置	(変更なし)			
セメント固化装置計測設備		セメント固化装置計測設備				
処理済廃液貯槽	(省略)	処理済廃液貯槽	(変更なし)			
処理済廃液貯槽計測設備		処理済廃液貯槽計測設備				
排水監視設備	(省略)	排水監視設備	(変更なし)			
排水監視設備計測設備		排水監視設備計測設備				
$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I	(省略)	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I	(変更なし)			
$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II		$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II				
$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置	(省略)	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置	(変更なし)			
$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備		$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備				
$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備		$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備				
$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	(省略)	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	(変更なし)			
$\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力計測制御設備		$\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力計測制御設備				

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
本 体 施 設	β ・ γ 貯蔵セル β ・ γ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(省略)	本 体 施 設	β ・ γ 貯蔵セル β ・ γ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備	(省略)		α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備	(変更なし)	
	α 焼却装置圧力計測 制御設備	(省略)		α 焼却装置圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(省略)		α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(変更なし)	
	α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(省略)		α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(省略)		α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)	
	α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(省略)		α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(変更なし)	
			減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 搬出入室内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) 廃棄物搬出入ピットの外観の確認 (6) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加	
			減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) レーザ切断装置の確認 (6) 破砕機の確認 (7) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (8) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
				減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) 投入容器出入装置の確認 (6) 焼却溶融炉の温度、圧力の確認 (7) 排ガス処理装置の温度、圧力の確認 (8) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (9) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
			減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) エアラインスーツ設備の確認 (6) 補修用グローブボックスの確認 (7) マニプレータ、クレーンの確認		
特 定 施 設	電気設備	(省略)	特 定 施 設	電気設備	(変更なし)	
	空気圧縮設備	(省略)		空気圧縮設備	(変更なし)	
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)		気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
別表第3-4 処理作業中の巡視及び点検			別表第3-4 処理作業中の巡視			<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
施設	設備等	点検項目	施設	設備等	項目	
本	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(省略)	本	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(変更なし)	
	化学処理装置	<u>(1) 給液貯槽の液位</u> <u>(2) 処理済廃液の受槽の液位</u> <u>(3) 排泥槽の液位</u> <u>(4) 給液流量</u> <u>(5) 凝集沈殿槽内液の pH</u>		(削る)	(削る)	
体	廃液蒸発装置 I	(省略)	体	廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
	廃液蒸発装置 II	(省略)		廃液蒸発装置 II	(変更なし)	
	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(省略)		セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(変更なし)	
施	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(省略)	施	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(省略)		排水監視設備 排水監視設備計測設備	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
本	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力	(省略)	本	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力	(変更なし)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
体 施 設	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(省略)	体 施 設	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備 α 焼却装置圧力計測 制御設備	(省略)		α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備 α 焼却装置圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(省略)		α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(変更なし)	
	α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(省略)		α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(省略)		α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)	
	α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(省略)		α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(変更なし)	
				減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 搬出入室内の負圧	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加
				減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 前処理セル内の負圧 (2) 計器類の数値	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加
				減容処理設備 焼却熔融セル温度計測 制御設備 焼却熔融セル圧力計測 制御設備	(1) 焼却熔融セル内の負圧 (2) 各部の温度 (3) 各部の圧力 (4) タンク類の液位	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加
				減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 保守ホール内の負圧 (2) エアラインスーツ設備へのエア流量	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備 考
特 定 施 設	電気設備	(省略)	特 定 施 設	電気設備	(変更なし)	
	空気圧縮設備	(省略)		空気圧縮設備	(変更なし)	
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)		気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)	
別表第3-5 処理作業終了後の点検			別表第3-5 処理作業終了後の点検			
施設	設備等	点検項目	施設	設備等	点検項目	
本 体	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(省略)	本 体	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(変更なし)	
	化学処理装置	(1) <u>タンク類の液位の確認</u> (2) <u>給液系及び薬注系の停止の確認</u> (3) <u>電源の確認</u>		(削る)	(削る)	
	廃液蒸発装置 I	(省略)		廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
	廃液蒸発装置 II	(省略)		廃液蒸発装置 II	(変更なし)	
	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(1) <u>タンク類の液位の確認</u> (2) <u>スラッジ供給系の停止の確認</u> (3) <u>濃縮液給液系の停止の確認</u> (4) <u>電源の確認</u>		セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(1) <u>タンク類の液位の確認</u> (削る) (2) <u>濃縮液給液系の停止の確認</u> (3) <u>電源の確認</u>	
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(省略)		処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(省略)		排水監視設備 排水監視設備計測設備	(変更なし)	
施	β ・ γ 圧縮装置 I β ・ γ 圧縮装置 II	(省略)	施	β ・ γ 圧縮装置 I β ・ γ 圧縮装置 II	(変更なし)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
設	β・γ焼却装置 β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	設	β・γ焼却装置 β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
	β・γ封入設備 β・γ封入設備圧力計測制御設備	(省略)		β・γ封入設備 β・γ封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
	β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(省略)		β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(変更なし)	
本 体 施 設	α焼却装置 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	本 体 施 設	α焼却装置 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
	αホール設備 αホール設備圧力計測制御設備	(省略)		αホール設備 αホール設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
	α封入設備 α封入設備圧力計測制御設備	(省略)		α封入設備 α封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
	α固体処理棟廃液予備処理装置	(省略)		α固体処理棟廃液予備処理装置	(変更なし)	
	α固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	(省略)		α固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	(変更なし)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）		備考								
			<table border="1"> <tr> <td>減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 搬出入室内の負圧の確認 (3) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備</td> <td>(1) タンク類の液位の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 各部の温度の確認 (4) 各部の圧力の確認 (5) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) エアラインスーツ設備の確認 (4) 電源の確認</td> </tr> </table>	減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 搬出入室内の負圧の確認 (3) 電源の確認	減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 電源の確認	減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備	(1) タンク類の液位の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 各部の温度の確認 (4) 各部の圧力の確認 (5) 電源の確認	減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) エアラインスーツ設備の確認 (4) 電源の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・固体廃棄物減容処理施設の追加 ・固体廃棄物減容処理施設の追加 ・固体廃棄物減容処理施設の追加 ・固体廃棄物減容処理施設の追加
減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 搬出入室内の負圧の確認 (3) 電源の確認												
減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 電源の確認												
減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備	(1) タンク類の液位の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 各部の温度の確認 (4) 各部の圧力の確認 (5) 電源の確認												
減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) エアラインスーツ設備の確認 (4) 電源の確認												
特定施設	電気設備	(省略)	特定施設	電気設備	(変更なし)								
	空気圧縮設備	(省略)	特定施設	空気圧縮設備	(変更なし)								
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)	特定施設	気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)								

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備 考
別表第3-6 警報装置の作動条件		別表第3-6 警報装置の作動条件		
設 備 等	警 報 装 置 の 作 動 条 件	設 備 等	警 報 装 置 の 作 動 条 件	
廃液貯槽Ⅰ計測設備	(省略)	廃液貯槽Ⅰ計測設備	(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・番号の繰上げ(以下同じ。)
廃液貯槽Ⅱ計測設備	(省略)	廃液貯槽Ⅱ計測設備	(変更なし)	
セメント固化装置計測設備	(1) <u>スラッジ貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。</u> (2) <u>濃縮液槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。</u> (3) <u>堰内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u> (4) <u>ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u>	セメント固化装置計測設備	(削る) (1) <u>濃縮液槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。</u> (削る) (2) <u>ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u>	
処理済廃液貯槽計測設備	(省略)	処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
排水監視設備計測設備	(省略)	排水監視設備計測設備	(変更なし)	
廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	(省略)	廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
β・γ封入設備圧力計測制御設備	(省略)	β・γ封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(省略)	β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(変更なし)	
α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
αホール設備圧力計測制御設備	(省略)	αホール設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
α封入設備圧力計測制御設備	(省略)	α封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）		備 考
	<u>減容処理設備</u> <u>搬出入室圧力計測制御設備</u>	<u>(1) 搬出入室内の負圧が 50Pa 以下になったとき。</u>	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
	<u>減容処理設備</u> <u>前処理セル圧力計測制御設備</u>	<u>(1) 開缶エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> <u>(2) 分別エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u>	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
	<u>減容処理設備</u> <u>焼却溶融セル温度計測制御設備</u> <u>焼却溶融セル圧力計測制御設備</u>	<u>(1) 焼却溶融炉内排ガス温度が 680℃以上になったとき。</u> <u>(2) 2 次燃焼器出口排ガス温度が 930℃以上になったとき。</u> <u>(3) 排ガス冷却器出口排ガス温度が 230℃以上になったとき。</u> <u>(4) 溶湯漏えい温度が 900℃以上になったとき。</u> <u>(5) 焼却溶融セル内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> <u>(6) 焼却溶融炉内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u>	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
	<u>減容処理設備</u> <u>保守ホール圧力計測制御設備</u>	<u>(1) 保守ホール内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> <u>(2) 空気供給キャビネットの流量が 160NL/min 以下になったとき。</u>	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
	<u>減容処理設備</u> <u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</u> <u>計測制御設備</u>	<u>(1) 貯槽の液量が容積の 90%を超えたとき。</u> <u>(2) 貯槽からの漏えいが検出されたとき。</u>	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備 考
別表第3-7 放射性廃棄物の受入れ施設			別表第3-7 放射性廃棄物の受入れ施設			
廃棄物の種類	受入れ、一時貯留・保管	最大受入れ能力	廃棄物の種類	受入れ、一時貯留・保管	最大受入れ能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・ 廃棄物の種類に液体廃棄物Bを追加 ・ 有機廃液一時格納庫を有機溶媒貯槽に変更 ・ 最大受入れ能力を変更
放出前廃液 液体廃棄物A	廃液貯槽 I	1,400 m ³	放出前廃液 液体廃棄物A	廃液貯槽 I	1,400 m ³	
<u>液体廃棄物B、 液体廃棄物A及び 液体廃棄物C</u>	廃液貯槽 II	280 m ³	<u>液体廃棄物A及び 液体廃棄物B</u>	廃液貯槽 II	280 m ³	
液体廃棄物A (容器入有機廃液)	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>1.2</u> m ³	液体廃棄物A及び 液体廃棄物B (容器入有機廃液)	<u>有機溶媒貯槽</u>	<u>0.096</u> m ³	
β・γ 固体廃棄物A	β・γ 一時格納庫 I	200 m ³	β・γ 固体廃棄物A	β・γ 一時格納庫 I	200 m ³	
	β・γ 一時格納庫 II	100 m ³		β・γ 一時格納庫 II	100 m ³	
β・γ 固体廃棄物B	β・γ 貯蔵セル	1 m ³	β・γ 固体廃棄物B	β・γ 貯蔵セル	1 m ³	
α 固体廃棄物A	α 一時格納庫	150 m ³	α 固体廃棄物A	α 一時格納庫	150 m ³	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備考
別表第3-8 廃棄物管理設備本体の管理施設			別表第3-8 廃棄物管理設備本体の管理施設			<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・保管するパッケージ等の明確化のための変更（以下同じ。）
<u>廃棄物の種類</u>	管理施設	最大管理能力	<u>種</u> <u>類</u>	管理施設	最大管理能力	
<u>廃棄体</u>	固体集積保管場Ⅰ	3,980m ³ (2000ドラム缶換算 19,900本相当)	<u>ブロック型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅰ	3,980m ³ (2000ドラム缶換算 19,900本相当)	
	固体集積保管場Ⅱ	1,862m ³ (2000ドラム缶換算 9,310本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅱ	1,862m ³ (2000ドラム缶換算 9,310本相当)	
	固体集積保管場Ⅲ	1,200m ³ (2000ドラム缶換算 6,000本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> <u>角型鋼製廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅲ	1,200m ³ (2000ドラム缶換算 6,000本相当)	
	固体集積保管場Ⅳ	1,385m ³ (2000ドラム缶換算 6,925本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> <u>角型鋼製廃棄物パッケージ</u> <u>ブロック型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅳ	1,385m ³ (2000ドラム缶換算 6,925本相当)	
	α 固体貯蔵施設	132m ³ (1,836個)	<u>保管体</u>	α 固体貯蔵施設	132m ³ (1,836個)	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<p data-bbox="1329 289 2383 359">別表第3-9 固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限</p> <div data-bbox="1308 373 2407 1850" style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"> <p data-bbox="1472 600 2243 642" style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div>	<p data-bbox="2436 289 2760 449">・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限について追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考												
	<p>別表第4-1 固体廃棄物減容処理施設の取扱いに係る放射性廃棄物の種類</p> <table border="1" data-bbox="1302 369 2365 940"> <thead> <tr> <th data-bbox="1302 369 1665 476">廃棄物の種類</th> <th data-bbox="1665 369 2027 476">取扱場所</th> <th data-bbox="2027 369 2365 476">最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1302 476 1665 632"><u>α 固体廃棄物 B</u> (保管体の内容物を含む。)</td> <td data-bbox="1665 476 2027 632"><u>廃棄物搬出入ピット</u></td> <td data-bbox="2027 476 2365 632"><u>金属製容器 40 個</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 632 1665 787"><u>β・γ 固体廃棄物 A</u> 及び B のうち廃樹脂</td> <td data-bbox="1665 632 2027 787"><u>廃樹脂乾燥室</u></td> <td data-bbox="2027 632 2365 787"><u>1.4 m³</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 787 1665 940"><u>α 固体廃棄物 A</u> <u>チャコールフィルタ</u></td> <td data-bbox="1665 787 2027 940"><u>廃棄物受払室</u></td> <td data-bbox="2027 787 2365 940"><u>2 m³</u></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	取扱場所	最大処理能力	<u>α 固体廃棄物 B</u> (保管体の内容物を含む。)	<u>廃棄物搬出入ピット</u>	<u>金属製容器 40 個</u>	<u>β・γ 固体廃棄物 A</u> 及び B のうち廃樹脂	<u>廃樹脂乾燥室</u>	<u>1.4 m³</u>	<u>α 固体廃棄物 A</u> <u>チャコールフィルタ</u>	<u>廃棄物受払室</u>	<u>2 m³</u>	<ul style="list-style-type: none"> 固体廃棄物減容処理施設の取扱いに係る放射性廃棄物について追加
廃棄物の種類	取扱場所	最大処理能力												
<u>α 固体廃棄物 B</u> (保管体の内容物を含む。)	<u>廃棄物搬出入ピット</u>	<u>金属製容器 40 個</u>												
<u>β・γ 固体廃棄物 A</u> 及び B のうち廃樹脂	<u>廃樹脂乾燥室</u>	<u>1.4 m³</u>												
<u>α 固体廃棄物 A</u> <u>チャコールフィルタ</u>	<u>廃棄物受払室</u>	<u>2 m³</u>												

別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準				別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準				備考
区分	β・γ		α	β・γ	α		備考	
	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2} β・γ放射性物質 ^{*2}			容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3}	容器表面の線量当量率		容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2} β・γ放射性物質 ^{*2}
固体廃棄物	2 mSv/h未満	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 未満	500 μSv/h 未満	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3} 3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	
液体廃棄物	2 mSv/h以上	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 未満	500 μSv/h 以上	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁷ Bq/容器 以上 3.7×10 ¹² Bq/容器 未満	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3} 3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	
備考	容器表面の線量当量率と容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量については、いずれか上位の区分になる基準を適用する。 プルトニウムにあっては、1 g/容器 ^{*1} 未満、核分裂性物質 ^{*4} にあっては、4 g/容器 ^{*1} 未満とする。							
適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質 ^{*2} の水中濃度	トリチウムの水中濃度	トリチウムの水中濃度	α放射性物質 ^{*3} の水中濃度				
放出前廃液	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	1.0×10 ⁻³ Bq/cm ³ 未満				
A	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満 ^{*5}	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上					
B	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上					
C		3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上					
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位の区分になる基準を適用する。							
*1：容器の基準容積；200 *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 *4：「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、ウラン233、ウラン235、プルトニウム239及びプルトニウム241をいう。 *5：主な放射性物質が短半減期であって、1.00時間以内にその濃度が3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満になることが明らかなるものをいう。								
別表第5-1の2～別表第5-2 (省略)								

別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準				別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準				備考
区分	β・γ		α	β・γ	α		備考	
	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2} β・γ放射性物質 ^{*2}			容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3}	容器表面の線量当量率		容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2} β・γ放射性物質 ^{*2}
固体廃棄物	2 mSv/h未満	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 未満	500 μSv/h 未満	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3} 3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	
液体廃棄物	2 mSv/h以上	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁴ Bq/容器 未満	500 μSv/h 以上	3.7×10 ¹³ Bq/容器 未満	3.7×10 ⁷ Bq/容器 以上 3.7×10 ¹² Bq/容器 未満	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α放射性物質 ^{*3} 3.7×10 ⁴ Bq/容器 以上 3.7×10 ⁷ Bq/容器 未満	
備考	容器表面の線量当量率と容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量については、いずれか上位の区分になる基準を適用する。 プルトニウムにあっては、1 g/容器 ^{*1} 未満、核分裂性物質 ^{*4} にあっては、4 g/容器 ^{*1} 未満とする。							
適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質 ^{*2} の水中濃度	トリチウムの水中濃度	トリチウムの水中濃度	α放射性物質 ^{*3} の水中濃度				
放出前廃液	3.7×10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 未満	1.0×10 ⁻³ Bq/cm ³ 未満				
A	3.7×10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上					
B	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 未満	3.7×10 ³ Bq/cm ³ 以上	3.7×10 ⁴ Bq/cm ³ 以上					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位の区分になる基準を適用する。							
*1：容器の基準容積；200 *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 *4：「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、ウラン233、ウラン235、プルトニウム239及びプルトニウム241をいう。 (削る)								
別表第5-1の2～別表第5-2 (変更なし)								

・化学処理装置の使用の停止に伴う削除

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））					変更後（補正後）					備考						
別表第5-2の2 放射性廃棄物の保管及び貯蔵の基準					別表第5-2の2 放射性廃棄物の保管及び貯蔵の基準											
廃棄物パッケージ	$\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の量 (Bq)	α 放射性物質の量 (Bq)	線量当量率 (mSv/h)		廃棄物パッケージ	$\beta \cdot \gamma$ 放射性物質の量 (Bq)	α 放射性物質の量 (Bq)	線量当量率 (mSv/h)								
			表面*1	1m位置				表面*1	1m位置							
ドラム缶型	しゃへい体無し	3.8×10 ¹⁴ 未満	3.8×10 ¹³ 未満 プルトニウム量； 1g未満*2 核分裂性物質質量； 4g未満*2	2以下	0.1以下	遮蔽体無し	3.8×10 ¹⁴ 未満	3.8×10 ¹³ 未満 プルトニウム量； 1g未満*2 核分裂性物質質量； 4g未満*2	2以下	0.1以下	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 					
	D-20	3.1×10 ¹⁴ 未満	3.1×10 ¹³ 未満			D-20	3.1×10 ¹⁴ 未満	3.1×10 ¹³ 未満								
	D-50A	しゃへい体無し	2.0×10 ¹⁴ 未満			2.0×10 ¹³ 未満	D-50A	遮蔽体無し				2.0×10 ¹⁴ 未満	2.0×10 ¹³ 未満			
		Pb-25	1.4×10 ¹⁴ 未満			1.4×10 ¹³ 未満		Pb-25				1.4×10 ¹⁴ 未満	1.4×10 ¹³ 未満			
	D-50B	しゃへい体無し	2.1×10 ¹⁴ 未満			2.1×10 ¹³ 未満 プルトニウム量； 1g未満*2 核分裂性物質質量； 4g未満*2	D-50B	遮蔽体無し				2.1×10 ¹⁴ 未満	2.1×10 ¹³ 未満 プルトニウム量； 1g未満*2 核分裂性物質質量； 4g未満*2	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 		
		しゃへい体 (蓋無し)	Fc-55			6.7×10 ¹³ 未満		6.7×10 ¹² 未満				しゃへい体 (蓋無し)	Fc-55		6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満
			Pb-25			1.4×10 ¹⁴ 未満		1.4×10 ¹³ 未満					Pb-25		1.4×10 ¹⁴ 未満	1.4×10 ¹³ 未満
			Pb-40			1.1×10 ¹⁴ 未満		1.1×10 ¹³ 未満					Pb-40		1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満
			Pb-50			1.0×10 ¹⁴ 未満		1.0×10 ¹³ 未満					Pb-50		1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満
			Pb-50D			1.1×10 ¹⁴ 未満		1.1×10 ¹³ 未満					Pb-50D		1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満
			Pb-55			6.7×10 ¹³ 未満		6.7×10 ¹² 未満					Pb-55		6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満
			Pb-65			5.6×10 ¹³ 未満		5.6×10 ¹² 未満					Pb-65		5.6×10 ¹³ 未満	5.6×10 ¹² 未満
		(蓋有り)しゃへい体	Fc-50			1.1×10 ¹⁴ 未満		1.1×10 ¹³ 未満				(蓋有り)しゃへい体	Fc-50		1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満
			Fc-65			8.4×10 ¹³ 未満		8.4×10 ¹² 未満					Fc-65		8.4×10 ¹³ 未満	8.4×10 ¹² 未満
			Pb-80L			4.8×10 ¹³ 未満		4.8×10 ¹² 未満					Pb-80L		4.8×10 ¹³ 未満	4.8×10 ¹² 未満
D-100		しゃへい体無し	8.8×10 ¹³ 未満	8.8×10 ¹² 未満	D-100	遮蔽体無し		8.8×10 ¹³ 未満	8.8×10 ¹² 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 						
		Fc-45D (蓋無ししゃへい体)	4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満		Fc-45D (蓋無し遮蔽体)		4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満							
ブロック型 (I型)	しゃへい体無し	3.0×10 ¹⁴ 未満	3.0×10 ¹³ 未満	ブロック型 (I型)	遮蔽体無し	3.0×10 ¹⁴ 未満	3.0×10 ¹³ 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 								
	(蓋無し)しゃへい体	Fc-55	6.7×10 ¹³ 未満		6.7×10 ¹² 未満	(蓋無し)しゃへい体	Fc-55		6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満						
		Pb-40	1.1×10 ¹⁴ 未満		1.1×10 ¹³ 未満		Pb-40		1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満						
		Pb-50	1.0×10 ¹⁴ 未満		1.0×10 ¹³ 未満		Pb-50		1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満						

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））					変更後（補正後）					備考				
		P b - 5 5	6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満				P b - 5 5	6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満				
		P b - 6 5	5.6×10 ¹³ 未満	5.6×10 ¹² 未満				P b - 6 5	5.6×10 ¹³ 未満	5.6×10 ¹² 未満				
		P b - 8 0	4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満				P b - 8 0	4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満				
		P b - 1 0 0	2.8×10 ¹³ 未満	2.8×10 ¹² 未満				P b - 1 0 0	2.8×10 ¹³ 未満	2.8×10 ¹² 未満				
	しゃへい体 (蓋有り)	F c - 5 0	1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満			遮蔽体 (蓋有り)	F c - 5 0	1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満				
		F c - 6 5	8.4×10 ¹³ 未満	8.4×10 ¹² 未満				F c - 6 5	8.4×10 ¹³ 未満	8.4×10 ¹² 未満				
		F c - 8 0 H	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満				F c - 8 0 H	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満				
		F c - 1 0 0H	7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満				F c - 1 0 0H	7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満				
		P b - 8 0 L	4.8×10 ¹³ 未満	4.8×10 ¹² 未満				P b - 8 0 L	4.8×10 ¹³ 未満	4.8×10 ¹² 未満				
		P b - 8 0	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満				P b - 8 0	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満				
		P b - 1 0 0L	4.4×10 ¹³ 未満	4.4×10 ¹² 未満				P b - 1 0 0L	4.4×10 ¹³ 未満	4.4×10 ¹² 未満				
		P b - 1 0 0H	7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満				P b - 1 0 0H	7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満				
	ブロック型 (Ⅲ型)	しゃへい体無し		2.7×10 ¹⁴ 未満			2.7×10 ¹³ 未満	ブロック型 (Ⅲ型)	遮蔽体無し			2.7×10 ¹⁴ 未満	2.7×10 ¹³ 未満	
		しゃへい体 (蓋無し)	F c - 5 5	6.7×10 ¹³ 未満			6.7×10 ¹² 未満		遮蔽体 (蓋無し)	F c - 5 5		6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満	
P b - 2 5			1.4×10 ¹⁴ 未満	1.4×10 ¹³ 未満	P b - 2 5	1.4×10 ¹⁴ 未満	1.4×10 ¹³ 未満							
P b - 4 5			7.9×10 ¹³ 未満	7.9×10 ¹² 未満	P b - 4 5	7.9×10 ¹³ 未満	7.9×10 ¹² 未満							
P b - 5 0			1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満	P b - 5 0	1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満							
P b - 5 5			6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満	P b - 5 5	6.7×10 ¹³ 未満	6.7×10 ¹² 未満							
P b - 6 5			5.6×10 ¹³ 未満	5.6×10 ¹² 未満	P b - 6 5	5.6×10 ¹³ 未満	5.6×10 ¹² 未満							
P b - 8 0			4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満	P b - 8 0	4.2×10 ¹³ 未満	4.2×10 ¹² 未満							
P b - 1 0 0			2.8×10 ¹³ 未満	2.8×10 ¹² 未満	P b - 1 0 0	2.8×10 ¹³ 未満	2.8×10 ¹² 未満							
しゃへい体 (蓋有り)		F c - 5 0	1.1×10 ¹⁴ 未満	1.1×10 ¹³ 未満	遮蔽体 (蓋有り)	F c - 5 0	1.1×10 ¹⁴ 未満		1.1×10 ¹³ 未満					
	F c - 6 5	8.4×10 ¹³ 未満	8.4×10 ¹² 未満	F c - 6 5		8.4×10 ¹³ 未満	8.4×10 ¹² 未満							
	F c - 8 0H	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満	F c - 8 0H		8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満							
	F c - 1 0 0H	7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満	F c - 1 0 0H		7.0×10 ¹³ 未満	7.0×10 ¹² 未満							
	P b - 8 0L	4.8×10 ¹³ 未満	4.8×10 ¹² 未満	P b - 8 0L		4.8×10 ¹³ 未満	4.8×10 ¹² 未満							
	P b - 8 0	8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満	P b - 8 0		8.1×10 ¹³ 未満	8.1×10 ¹² 未満							
	P b - 1 0 0L	4.4×10 ¹³ 未満	4.4×10 ¹² 未満	P b - 1 0 0L		4.4×10 ¹³ 未満	4.4×10 ¹² 未満							
角 型 鋼 製	1.8×10 ¹⁵ 未満	1.8×10 ¹⁴ 未満	角 型 鋼 製	1.8×10 ¹⁵ 未満	1.8×10 ¹⁴ 未満									

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））						変更後（補正後）						備考
保管体	β・γ放射性物質の量 (Bq)	α放射性物質の量 (Bq)	プルトニウム量 (g)	核分裂性物質質量 (g)	放射性物質の量*3 (Bq)	保管体	β・γ放射性物質の量 (Bq)	α放射性物質の量 (Bq)	プルトニウム量 (g)	核分裂性物質質量 (g)	放射性物質の量*3 (Bq)	
L 型	2.7×10 ¹⁴ 未満	2.7×10 ¹³ 未満	7.3未満	29.4未満	2.22×10 ¹² 以下	L 型	2.7×10 ¹⁴ 未満	2.7×10 ¹³ 未満	7.3未満	29.4未満	2.22×10 ¹² 以下	
S 型	1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満	2.8未満	11.2未満	1.85×10 ¹³ 以下*4 3.70×10 ¹³ 以下*5	S 型	1.0×10 ¹⁴ 未満	1.0×10 ¹³ 未満	2.8未満	11.2未満	1.85×10 ¹³ 以下*4 3.70×10 ¹³ 以下*5	
G 型	6.9×10 ¹³ 未満	6.9×10 ¹² 未満	1.8未満	7.4未満	1.48×10 ¹² 以下	G 型	6.9×10 ¹³ 未満	6.9×10 ¹² 未満	1.8未満	7.4未満	1.48×10 ¹² 以下	
<p>*1：廃棄物パッケージの表面線量当量率とする。 *2：α固体廃棄物Aに適用する。また、「α放射性物質の量 (Bq)」の適用外とする。 *3：第53条第1項第2号の放射性物質の量。コバルト60に換算した値。 *4：積載条件の管理値；最下部以外の値 *5：積載条件の管理値；最下部の値</p>						<p>*1：廃棄物パッケージの表面線量当量率とする。 *2：α固体廃棄物Aに適用する。また、「α放射性物質の量 (Bq)」の適用外とする。 *3：第53条第1項第2号の放射性物質の量。コバルト60に換算した値。 *4：積載条件の管理値；最下部以外の値 *5：積載条件の管理値；最下部の値</p>						

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備考
別表第5-3 廃棄物パッケージの積載方法		別表第5-3 廃棄物パッケージの積載方法		・記載の適正化
管理施設	積 載 方 法	管理施設	積 載 方 法	
固体集積保管場Ⅰ	ブロック型廃棄物パッケージを縦積2段 外壁直近のパッケージ列 上段は表面の線量当量率が500 μ Sv/h以下 下段は表面の線量当量率が1mSv/h以下 外壁直近の内側に配置するパッケージ 上段は表面の線量当量率が1mSv/h以下 下段は表面の線量当量率が2mSv/h以下 積載作業日中に2段積みとし、上段のブロック型廃棄物パッケージの上面をしゃへいスラブで覆うこと	固体集積保管場Ⅰ	ブロック型廃棄物パッケージを縦積2段 外壁直近のパッケージ列 上段は表面の線量当量率が500 μ Sv/h以下 下段は表面の線量当量率が1mSv/h以下 外壁直近の内側に配置するパッケージ 上段は表面の線量当量率が1mSv/h以下 下段は表面の線量当量率が2mSv/h以下 積載作業日中に2段積みとし、上段のブロック型廃棄物パッケージの上面を遮蔽スラブで覆うこと	
固体集積保管場Ⅱ	ドラム缶型廃棄物パッケージをラック式横積6段 出入口及び外周壁近傍の横積列 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の横積列の内側に積載するもの 下から1・2段目 表面の平均線量当量率が1mSv/h以下 下から3・4段目 表面の平均線量当量率が100 μ Sv/h以下 下から5段目 表面の平均線量当量率が5 μ Sv/h以下 下から6段目 表面の平均線量当量率が2 μ Sv/h以下 下から4段目までの両端2本 表面の平均線量当量率が10 μ Sv/h以下	固体集積保管場Ⅱ	ドラム缶型廃棄物パッケージをラック式横積6段 出入口及び外周壁近傍の横積列 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の横積列の内側に積載するもの 下から1・2段目 表面の平均線量当量率が1mSv/h以下 下から3・4段目 表面の平均線量当量率が100 μ Sv/h以下 下から5段目 表面の平均線量当量率が5 μ Sv/h以下 下から6段目 表面の平均線量当量率が2 μ Sv/h以下 下から4段目までの両端2本 表面の平均線量当量率が10 μ Sv/h以下	
固体集積保管場Ⅲ	ドラム缶型廃棄物パッケージをラック式横積6段又はパレット式縦積3段 ラック式横積6段の場合 出入口及び外周壁近傍の横積列 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の横積列の内側に積載するもの 下から1・2段目 表面の線量当量率が2mSv/h以下 下から3・4段目 表面の線量当量率が200 μ Sv/h以下 下から5段目 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 下から6段目 表面の線量当量率が2 μ Sv/h以下 下から4段目までの両端2本 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 パレット式縦積3段の場合 出入口及び外周壁近傍の縦積列 表面の線量当量率が2 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の縦積列の内側に積載するもの 下から1段目 表面の線量当量率が2mSv/h以下	固体集積保管場Ⅲ	ドラム缶型廃棄物パッケージをラック式横積6段又はパレット式縦積3段 ラック式横積6段の場合 出入口及び外周壁近傍の横積列 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の横積列の内側に積載するもの 下から1・2段目 表面の線量当量率が2mSv/h以下 下から3・4段目 表面の線量当量率が200 μ Sv/h以下 下から5段目 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 下から6段目 表面の線量当量率が2 μ Sv/h以下 下から4段目までの両端2本 表面の線量当量率が10 μ Sv/h以下 パレット式縦積3段の場合 出入口及び外周壁近傍の縦積列 表面の線量当量率が2 μ Sv/h以下 出入口及び外周壁近傍の縦積列の内側に積載するもの 下から1段目 表面の線量当量率が2mSv/h以下	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備考
	<p>下から2段目 表面の線量当量率が $200 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>下から3段目 表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージをパレット式縦積2段</p> <p>出入口及び外周壁近傍の縦積列</p> <p>表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>出入口及び外周壁近傍の縦積列の内側に積載するもの</p> <p>上段 表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>下段 表面の線量当量率が $200 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p>		<p>下から2段目 表面の線量当量率が $200 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>下から3段目 表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>角型鋼製廃棄物パッケージをパレット式縦積2段</p> <p>出入口及び外周壁近傍の縦積列</p> <p>表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>出入口及び外周壁近傍の縦積列の内側に積載するもの</p> <p>上段 表面の線量当量率が $2 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p> <p>下段 表面の線量当量率が $200 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p>	
固体集積保管場Ⅳ	<p>（地上階）</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージをパレット式縦積3段</p> <p>各段 表面の線量当量率の平均が $70 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p>	固体集積保管場Ⅳ	<p>（地上階）</p> <p>ドラム缶型廃棄物パッケージをパレット式縦積3段</p> <p>各段 表面の線量当量率の平均が $70 \mu\text{Sv/h}$ 以下</p>	
	<p>（地下階）</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージをパレット式縦積2段、ドラム缶型廃棄物パッケージをパレット式縦積3段</p> <p>表面の線量当量率が 2mSv/h 以下</p>		<p>（地下階）</p> <p>ブロック型廃棄物パッケージ、角型鋼製廃棄物パッケージをパレット式縦積2段、ドラム缶型廃棄物パッケージをパレット式縦積3段</p> <p>表面の線量当量率が 2mSv/h 以下</p>	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考	
別表第6-1 管理区域の基準				別表第6-1 管理区域の基準				<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 	
区分	区分	基準		区分	区分	基準			
第1種管理区域		空气中的放射性物質（空气中又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。）の濃度又は表面密度が告示第2条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域		第1種管理区域		空气中的放射性物質（空气中又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。）の濃度又は表面密度が告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域			
第2種管理区域		外部放射線被ばくに係る線量が告示第2条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域		第2種管理区域		外部放射線被ばくに係る線量が告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域			
別表第6-2（省略）				別表第6-2（変更なし）					
別表第6-3 放射線業務従事者に係る線量限度				別表第6-3 放射線業務従事者に係る線量限度				<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（以下同じ。） 	
	実効線量限度	等価線量限度				実効線量限度 <u>注1)</u>	等価線量限度		
		皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面			皮膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面
放射線業務従事者	(1) 100 mSv /5年 (2) 50 mSv /年 (3) 女子 <u>注1) 注2)</u> 5 mSv /3月 (4) 妊娠中である女子 <u>注2)</u> 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	150mSv/年	本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv	放射線業務従事者	(1) 100 mSv /5年 <u>注2)</u> (2) 50 mSv /年 (3) 女子 <u>注3) 注4)</u> 5 mSv /3月 (4) 妊娠中である女子 <u>注4)</u> 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1 mSv	500 mSv/年	(1) 100 mSv /5年 <u>注2)</u> (2) 50 mSv /年	本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2 mSv
				<u>注1) 実効線量は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。</u> <u>注2) 平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間</u>				<ul style="list-style-type: none"> ・実効線量について追加 ・区分した各期間について追加 	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考																																																		
<p>注1) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量。</p> <p>注2) (1)及び(2)を含む。</p> <p>別表第6-4 緊急作業時の線量</p> <table border="1" data-bbox="172 541 1240 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>緊急時の線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>100 mSv</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>300 mSv</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>1 Sv</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6-5 持出物品に係る表面密度限度</p> <table border="1" data-bbox="172 1192 1240 1293"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6-6 持出物品に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="172 1402 1264 1570"> <thead> <tr> <th rowspan="2">アルファ線を放出する放射性物質</th> <th colspan="2">アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> <tr> <th>³H以外</th> <th>³H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.04 Bq/cm²</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	線量区分		緊急時の線量限度	実効線量		100 mSv	等価線量	眼の水晶体	300 mSv	皮膚	1 Sv	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質		³ H以外	³ H	0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>注3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。）については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量。</p> <p>注4) (1)及び(2)を含む。</p> <p>別表第6-4 緊急作業時の線量</p> <table border="1" data-bbox="1299 541 2368 747"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>緊急時の線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>100 mSv <u>注1)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td>300 mSv</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>1 Sv</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に示すいずれかの事象が発生した場合においては250mSv</p> <p>別表第6-5 管理区域からの退出者に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="1299 982 2368 1083"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6-6 持出物品に係る表面密度限度</p> <table border="1" data-bbox="1299 1192 2368 1293"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6-6の2 持出物品に係る表面密度</p> <table border="1" data-bbox="1299 1402 2368 1570"> <thead> <tr> <th rowspan="2">アルファ線を放出する放射性物質</th> <th colspan="2">アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> <tr> <th>³H以外</th> <th>³H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.04 Bq/cm²</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	線量区分		緊急時の線量限度	実効線量		100 mSv <u>注1)</u>	等価線量	眼の水晶体	300 mSv	皮膚	1 Sv	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質		³ H以外	³ H	0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>・番号の繰下げ（以下同じ）</p> <p>・注1)を追加</p> <p>・管理区域から退出する者の表面密度の基準を追加</p> <p>・表番号の変更</p> <p>・表番号の変更</p>
線量区分		緊急時の線量限度																																																		
実効線量		100 mSv																																																		
等価線量	眼の水晶体	300 mSv																																																		
	皮膚	1 Sv																																																		
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																																			
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																																			
	³ H以外	³ H																																																		
0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																																		
線量区分		緊急時の線量限度																																																		
実効線量		100 mSv <u>注1)</u>																																																		
等価線量	眼の水晶体	300 mSv																																																		
	皮膚	1 Sv																																																		
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																																			
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																																			
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																																			
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																																																			
	³ H以外	³ H																																																		
0.04 Bq/cm ²	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																																																		

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備 考
別表第6－7 管理区域における線量当量率等の測定			別表第6－7 管理区域における線量当量率等の測定			
項 目	頻 度		項 目	頻 度		
線 量 当 量 率	放射線遮蔽物の側壁	廃棄物管理施設操作中毎日1回	線 量 当 量 率	放射線遮蔽物の側壁	廃棄物管理施設操作中毎日1回	
	管 理 区 域 内	注1) 毎 週 1 回		管 理 区 域 内	注1) 毎 週 1 回	
表 面 密 度	第1種管理区域内	注1)、注2) 毎 週 1 回	表 面 密 度	第1種管理区域内	注1)、注2) 毎 週 1 回	
	第2種管理区域内	毎 月 1 回		第2種管理区域内	毎 月 1 回	
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	注1)、注3) 毎 週 1 回	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	注1)、注3) 毎 週 1 回	
	第2種管理区域内	必要の都度 注4)		第2種管理区域内	必要の都度 注4)	
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続		気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続		
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排 出 の つ ど		液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排 出 の 都 度		
<p>注1) 廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して行われなときは、測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。</p> <p>注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。</p> <p>注3) 低レベル区域については、低レベル区域の設定基準を超えたときとする。</p> <p>注4) 表面密度が別表第6－1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。</p>			<p>注1) 廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して行われなときは、測定を要しない。ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。</p> <p>注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。</p> <p>注3) 低レベル区域については、低レベル区域の設定基準を超えたときとする。</p> <p>注4) 表面密度が別表第6－1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。</p>			・記載の適正化

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
別表第6-8 放射線測定機器の警報装置の作動条件				別表第6-8 放射線測定機器の警報装置の作動条件				
測定機器	測定対象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	測定機器	測定対象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	
排気モニタ	廃液処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	排気モニタ	廃液処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	<ul style="list-style-type: none"> 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 固体廃棄物減容処理施設の追加
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上		α 固体処理棟排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	
	α 固体処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	廃液貯留施設Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		廃液貯留施設Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	廃液貯留施設Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度				廃液貯留施設Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度			
	有機廃液一時格納庫排気口の放射性塵埃の濃度				<u>(削る)</u>			
	α 一時格納庫排気口の放射性塵埃の濃度				1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上			
	α 固体貯蔵施設排気口の放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上		α 固体貯蔵施設排気口の放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	
	の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上		の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上	
	管理機械棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		管理機械棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
					<u>固体廃棄物減容処理施設排気筒の放射性塵埃の濃度</u>	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	
				ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上			

注1) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。
 注2) 放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動するよう警報の設定値を変更することができる。

注1) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。
 注2) 放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動するよう警報の設定値を変更することができる。

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））		変更後（補正後）		備考
別表第6-9（省略）		別表第6-9（変更なし）		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・注）の削除 ・記載の適正化 ・記載の適正化
別表第6-10 立入制限区域の基準		別表第6-10 立入制限区域の基準		
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	表面密度		
1 mSv/週 <u>注</u>	告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値 <u>注</u>	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²	
		アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²	
<p><u>注</u>）外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれがある場合にあっては、外部放射線に被ばくすること（以下「外部被ばく」という。）による一年間の実効線量の五十ミリシーベルトに対する割合と空気中の放射性物質の濃度のその放射性物質について告示第7条第一号から第四号の濃度に対する割合との和が一となるようなその放射性物質の濃度</p>		<p><u>（削る）</u></p>		
別表第6-11 放射線作業届の提出に係る基準		別表第6-11 特殊放射線作業計画書の提出に係る基準		
区 分	基 準 値	項 目	基 準 値	
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 <u>注</u>	実効線量 1 mSv	実効線量	1 mSv/週	
	等価線量	眼の水晶体	1 mSv/週	
		皮膚	10 mSv/週	
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h	当該施設管理統括者が放射線安全上特に特殊放射線作業とする必要があると認める作業		
作業区域内空気中の放射性物質の濃度（8時間平均）	告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中濃度限度の値			
特殊作業で線量の推定が困難なもの <u>注</u> ）定常的な作業の場合を除く。				
別表第6-12 ガラス線量計等の個人線量計を臨時に測定する場合の基準		別表第6-12 基本線量計を臨時に測定する場合の基準		
線量区分	線量（補助線量計による測定値）	線量区分	線量（補助線量計による測定値）	
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv /日	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv /日	
	4 mSv /月		4 mSv /月	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））			変更後（補正後）			備 考
別表第6-12の2 内部被ばくに係る線量の評価			別表第6-12の2 内部被ばくに係る線量の評価			
対 象 者	検 査 項 目	頻 度	対 象 者	検 査 項 目	頻 度	
放射線業務従事者	体 外 計 測	4月1日を始期とする3月間ごと (定期的に検査を行う必要があると 認めた者)、その他必要の <u>つど</u>	放射線業務従事者	体 外 計 測	4月1日を始期とする3月間ごと (定期的に検査を行う必要があると 認めた者)、その他必要の <u>都度</u>	
	バイオアッセイ	必要の <u>つど</u>		バイオアッセイ	必要の <u>都度</u>	
別表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値			別表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値			<ul style="list-style-type: none"> ・有機廃液一時格納庫の使用 の停止に伴う削除
廃 棄 物 管 理 施 設	放 出 管 理 基 準 値		廃 棄 物 管 理 施 設	放 出 管 理 基 準 値		
廃 液 処 理 棟	(DAC) p×1.0		廃 液 処 理 棟	(DAC) p×1.0		
β・γ 固 体 処 理 棟 I	(DAC) p×1.0		β・γ 固 体 処 理 棟 I	(DAC) p×1.0		
β・γ 固 体 処 理 棟 II	(DAC) p×1.0		β・γ 固 体 処 理 棟 II	(DAC) p×1.0		
β・γ 固 体 処 理 棟 III	(DAC) p×10		β・γ 固 体 処 理 棟 III	(DAC) p×10		
β・γ 固 体 処 理 棟 IV	(DAC) p×1.0		β・γ 固 体 処 理 棟 IV	(DAC) p×1.0		
α 固 体 処 理 棟	(DAC) p×10		α 固 体 処 理 棟	(DAC) p×10		
廃 液 貯 留 施 設 I	(DAC) p×1.0		廃 液 貯 留 施 設 I	(DAC) p×1.0		
廃 液 貯 留 施 設 II	(DAC) p×1.0		廃 液 貯 留 施 設 II	(DAC) p×1.0		
<u>有 機 廃 液 一 時 格 納 庫</u>	<u>(DAC) p×1.0</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		
α 一 時 格 納 庫	(DAC) p×1.0		α 一 時 格 納 庫	(DAC) p×1.0		
α 固 体 貯 蔵 施 設	(DAC) p×1.0		α 固 体 貯 蔵 施 設	(DAC) p×1.0		
管 理 機 械 棟	(DAC) p×1.0		管 理 機 械 棟	(DAC) p×1.0		
注) (DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度を いう。			注) (DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度を いう。			<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の放出管理目 標値を追加
別表第6-13の2 気体廃棄物の放出管理目標値			別表第6-13の2 気体廃棄物の放出管理目標値			
廃棄物管理施設	気体廃棄物の種類	核種	放出管理目標値			
固体廃棄物減容処理施設	放射性ヨウ素	¹²⁹ I	76MBq/年			

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考																																				
別表第6-14（省略）	別表第6-14（変更なし）																																					
別表第6-15 <u>周辺監視区域及びその周辺区域における空気吸収線量率の測定</u>	別表第6-15 <u>削除</u>	・表の削除																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気吸収線量率</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>積算空気吸収線量</td> <td>3月積算値を3月ごとに測定</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度</td> <td>連続監視</td> </tr> <tr> <td>排水中の放射性物質の濃度</td> <td>毎週1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	空気吸収線量率	連続監視	積算空気吸収線量	3月積算値を3月ごとに測定	空気中の放射性物質の濃度	連続監視	排水中の放射性物質の濃度	毎週1回																												
項目	頻度																																					
空気吸収線量率	連続監視																																					
積算空気吸収線量	3月積算値を3月ごとに測定																																					
空気中の放射性物質の濃度	連続監視																																					
排水中の放射性物質の濃度	毎週1回																																					
別表第6-16 <u>環境試料中の放射性物質濃度の測定</u>	別表第6-16 <u>削除</u>	・表の削除																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降下物中の放射性物質の濃度</td> <td>毎月1回</td> </tr> <tr> <td>土壌中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>陸水中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農産食品中の放射性物質の濃度</td> <td>米</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海水中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海底土中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>海産食品中の放射性物質の濃度</td> <td>6月ごとに1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	降下物中の放射性物質の濃度	毎月1回	土壌中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	陸水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	農産食品中の放射性物質の濃度	米	年1回	野菜	6月ごとに1回	排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海底土中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回	海産食品中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																	
項目	頻度																																					
降下物中の放射性物質の濃度	毎月1回																																					
土壌中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
陸水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
農産食品中の放射性物質の濃度	米	年1回																																				
	野菜	6月ごとに1回																																				
排水溝出口土砂中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
海水中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
海底土中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
海産食品中の放射性物質の濃度	6月ごとに1回																																					
別表第6-17 <u>周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器</u>	別表第6-17 <u>周辺監視区域及びその周辺区域における放射線測定機器並びに使用方法</u>	・記載の適正化																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>別図第6-33 に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)</td> <td>$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$</td> <td>14</td> <td>周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>別図第6-33 に示す箇所 (P-2、P-6)</td> <td>注) $10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}$</td> <td>2</td> <td>周辺監視区域境界付 近における空気中放 射性物質の濃度の連 続監視</td> <td>ベータ線</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	モニタリングポスト	別図第6-33 に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視	ガンマ線	ダストモニタ	別図第6-33 に示す箇所 (P-2、P-6)	注) $10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}$	2	周辺監視区域境界付 近における空気中放 射性物質の濃度の連 続監視	ベータ線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定機器</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>平常時の環境放 射線モニタリン グ計画に示す箇 所</td> <td>$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$</td> <td>14</td> <td>周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> <tr> <td colspan="6"><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table>	測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	モニタリングポスト	平常時の環境放 射線モニタリン グ計画に示す箇 所	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視	ガンマ線	<u>(削る)</u>						・測定箇所の見直しに伴う 削除
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																	
モニタリングポスト	別図第6-33 に示す箇所 (P-1~P-8) (P-11~P-16)	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視	ガンマ線																																	
ダストモニタ	別図第6-33 に示す箇所 (P-2、P-6)	注) $10 \sim 10^5 \text{ min}^{-1}$	2	周辺監視区域境界付 近における空気中放 射性物質の濃度の連 続監視	ベータ線																																	
測定機器	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																	
モニタリングポスト	平常時の環境放 射線モニタリン グ計画に示す箇 所	$10^{-2} \sim 10^5$ $\mu\text{Gy/h}$	14	周辺監視区域境界付 近における空気吸収 線量率の連続監視	ガンマ線																																	
<u>(削る)</u>																																						
注) 計数率を示す。																																						

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））						変更後（補正後）						備考
別表第6-18 放射線測定機器及び測定箇所						別表第6-18 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設を除く。）						・記載の適正化 ・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 ・第87条の削除及び記載の適正化
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気モニタ	廃液処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気モニタ	廃液処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 排気口		1			
	α 固体処理棟排気口		2		α 固体処理棟排気口		2		アルファ線 ベータ線			
	廃液貯留施設 I 排気口		1		廃液貯留施設 I 排気口		1		ベータ線			
	廃液貯留施設 II 排気口		1		廃液貯留施設 II 排気口		1					
	有機廃液一時格納庫排気口		1		(削る)		(削る)					
	α 一時格納庫排気口		1		α 一時格納庫排気口		1		アルファ線 ベータ線			
	α 固体貯蔵施設排気口		2		α 固体貯蔵施設排気口		2					
管理機械棟排気口	1	管理機械棟排気口	1	ベータ線								
室内空気モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内空気モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
		$0 \sim 10^3 \text{s}^{-1}$	2		アルファ線			$0 \sim 10^3 \text{s}^{-1}$	2		アルファ線	
ローカルサンプリング装置		—	—		—	ローカルサンプリング装置		—	—		—	
エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \mu \text{Sv/h}$	23	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \mu \text{Sv/h}$	23	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
排水モニタリング設備*	処理済廃液貯槽及び排水監視設備	—	2	周辺監視区域外へ放出する液体廃棄物の放射性物質濃度及び放出量の監視	—	排水モニタリング設備*	処理済廃液貯槽及び排水監視設備	—	2	周辺監視区域外へ放出する液体廃棄物の放射性物質濃度及び放出量の監視	—	
* ; 第85条及び第87条に規定された業務、並びに、その他操作、保守等に係る業務は廃棄物管理課長が行う。						* ; 第85条に規定された業務及びその他操作、保守等に係る業務は廃棄物管理課長が行う。						

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考																																																
	<p>別表第6-18の2 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設）</p> <table border="1" data-bbox="1308 323 2412 829"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気モニタ</td> <td rowspan="2">固体廃棄物減容処理施設排気口</td> <td rowspan="2">10⁻¹~10⁵s⁻¹</td> <td rowspan="2">1</td> <td>排気中の放射性</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>塵埃濃度の連続監視</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>室内空気モニタ</td> <td rowspan="2">施設内</td> <td rowspan="2">10⁻¹~10⁵s⁻¹</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ローカルサンプリング装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>施設内</td> <td>10⁻¹~10⁴ μSv/h</td> <td>5</td> <td>管理区域内の線量当量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	排気モニタ	固体廃棄物減容処理施設排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性	ベータ線	塵埃濃度の連続監視	アルファ線	室内空気モニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	ローカルサンプリング装置	—	エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> • 固体廃棄物減容処理施設の放射線測定器の追加 																				
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																													
排気モニタ	固体廃棄物減容処理施設排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性	ベータ線																																													
				塵埃濃度の連続監視	アルファ線																																													
室内空気モニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線																																													
ローカルサンプリング装置					—																																													
エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線																																													
<p>別表第6-19 放射線測定機器及び設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="181 934 1240 1327"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>6</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>3</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>9</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	1	アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	10	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線	<p>別表第6-19 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="1308 934 2368 1327"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>6</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>3</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>9</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	1	アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	9	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> • 記載の適正化 • 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う数量の見直し
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
		1		アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		10		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線																																														
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
		1		アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		9		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線																																														
	<p>別表第6-19の2 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設）</p> <table border="1" data-bbox="1308 1459 2368 1795"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>1</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>2</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>2</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線		アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	2	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	2	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> • 固体廃棄物減容処理施設の放射線測定器の追加 																								
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
				アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	2	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		2		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線																																														

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考																										
<p>別表第6-20～別表第6-21（省略）</p> <p>別表第6-22 放射線業務従事者に係る警戒線量</p> <table border="1" data-bbox="243 436 1243 777"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>40 mSv/3月</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子にあつては妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子。</p> <p>注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなったときから出産までの積算された線量。</p> <p>別表第11-1（省略）</p>	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年	等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3月</u>	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>別表第6-20～別表第6-21（変更なし）</p> <p>別表第6-22 放射線業務従事者に係る警戒線量</p> <table border="1" data-bbox="1308 436 2371 777"> <thead> <tr> <th colspan="2">線量区分</th> <th>警戒線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">実効線量</td> <td>13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体</td> <td><u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>130 mSv/3月</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td>1 mSv/期間中 注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子にあつては妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子。</p> <p>注2) 本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなったときから出産までの積算された線量。</p> <p>別表第11-1（変更なし）</p>	線量区分		警戒線量	実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年	等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u>	皮膚	130 mSv/3月	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)	<p>・記載の適正化</p>
線量区分		警戒線量																										
実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年																										
等価線量	眼の水晶体	<u>40 mSv/3月</u>																										
	皮膚	130 mSv/3月																										
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																										
線量区分		警戒線量																										
実効線量		13 mSv/3月 注1) 20 mSv/年																										
等価線量	眼の水晶体	<u>13 mSv/3月</u> <u>20 mSv/年</u>																										
	皮膚	130 mSv/3月																										
	妊娠中である女子の腹部表面	1 mSv/期間中 注2)																										

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考														
(新設)	<p>別表第11-2 緊急作業従事者選定教育</p> <table border="1" data-bbox="1329 348 2368 924"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間数*1</th> <th>実施すべき場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急作業についての教育</td> <td>1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）</td> <td>3時間以上</td> <td rowspan="4">その者を緊急作業従事者に選定しようとするとき及び教育実施後に変更が生じた場合には随時*2</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>4. 関係法令</td> <td>30分間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、所長が定める時間数とする。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>	分類	項目	時間数*1	実施すべき場合	緊急作業についての教育	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）	3時間以上	その者を緊急作業従事者に選定しようとするとき及び教育実施後に変更が生じた場合には随時*2	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	4. 関係法令	30分間以上	<p>・緊急作業従事者選定教育を追加</p>
分類	項目	時間数*1	実施すべき場合													
緊急作業についての教育	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）	3時間以上	その者を緊急作業従事者に選定しようとするとき及び教育実施後に変更が生じた場合には随時*2													
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上														
	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上														
	4. 関係法令	30分間以上														
(新設)	<p>別表第11-3 緊急作業に係る訓練</p> <table border="1" data-bbox="1329 1165 2398 1411"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間数*1</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>1. 緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> <td rowspan="2">年1回以上</td> </tr> <tr> <td>2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：実効線量について100mSvを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者の時間数は、所長が定める時間数とする。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p>	分類	項目	時間数*1	実施頻度	緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	3時間以上	<p>・緊急作業に係る訓練を追加</p>				
分類	項目	時間数*1	実施頻度													
緊急作業についての訓練	1. 緊急作業の方法	3時間以上	年1回以上													
	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*2	3時間以上														

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
別表第12-1 記録及び保存				別表第12-1 記録及び保存				・記載の適正化 (以下同じ。)
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間*	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間*	
1. 廃棄物管理施設の <u>検査記録</u>				1. 廃棄物管理施設の <u>施設管理</u> (管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録				
イ <u>法第51条の8第1項の規定による使用前検査の結果</u>	検査のつど	廃棄物管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	イ <u>使用前確認の結果</u>	確認の都度	廃棄物管理課長、 減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
ロ <u>法第51条の10第1項の規定による施設定期検査の結果</u>	検査のつど	廃棄物管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	ロ <u>管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u>	施設管理の実施の都度	廃棄物管理課長、 減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
ハ <u>管理規則第30条の規定による施設定期自主検査の結果</u>	検査のつど	廃棄物管理課長	施設定期自主検査終了後5年が経過するまでの期間	ハ <u>管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	評価の都度	廃棄物管理課長、 減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2. 放射線管理記録				2. 放射線管理記録				
イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間	イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごと	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごと	放射線管理第2課長	10年間	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	に1回 毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間	ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	に1回 毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その他、第74条及び第75条に定める線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を <u>経済産業大臣</u> の指定する機関に引き渡すまでの期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その他、第74条及び第75条に定める線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を <u>原子力規制委員会</u> の指定する機関に引き渡すまでの期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>経済産業大臣</u> が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計	<u>経済産業大臣</u> が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を <u>経済産業大臣</u> の指定する機関に引き渡すまでの期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む <u>原子力規制委員会</u> が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計	<u>原子力規制委員会</u> が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を <u>原子力規制委員会</u> の指定する機関に引き渡すまでの期間	

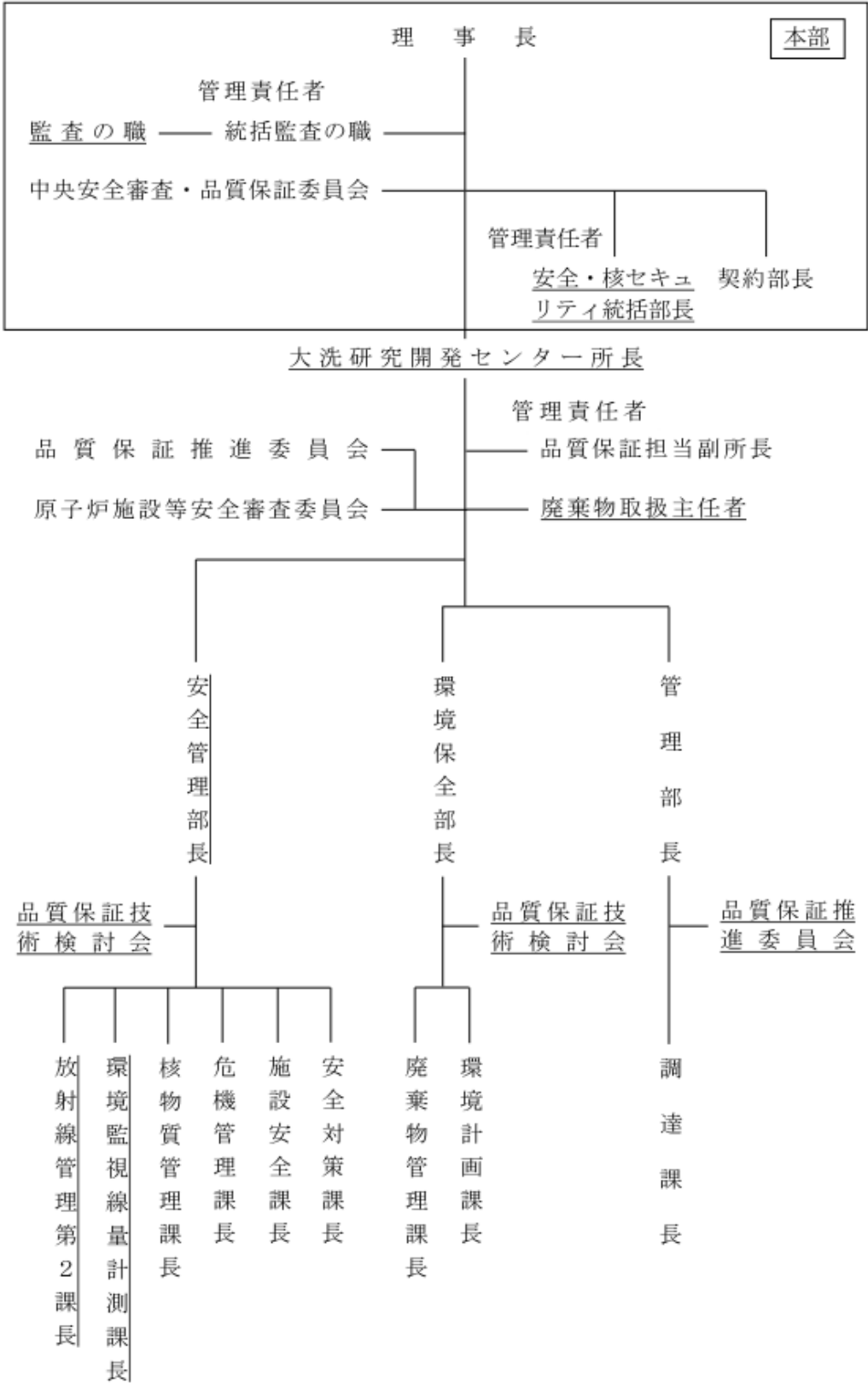
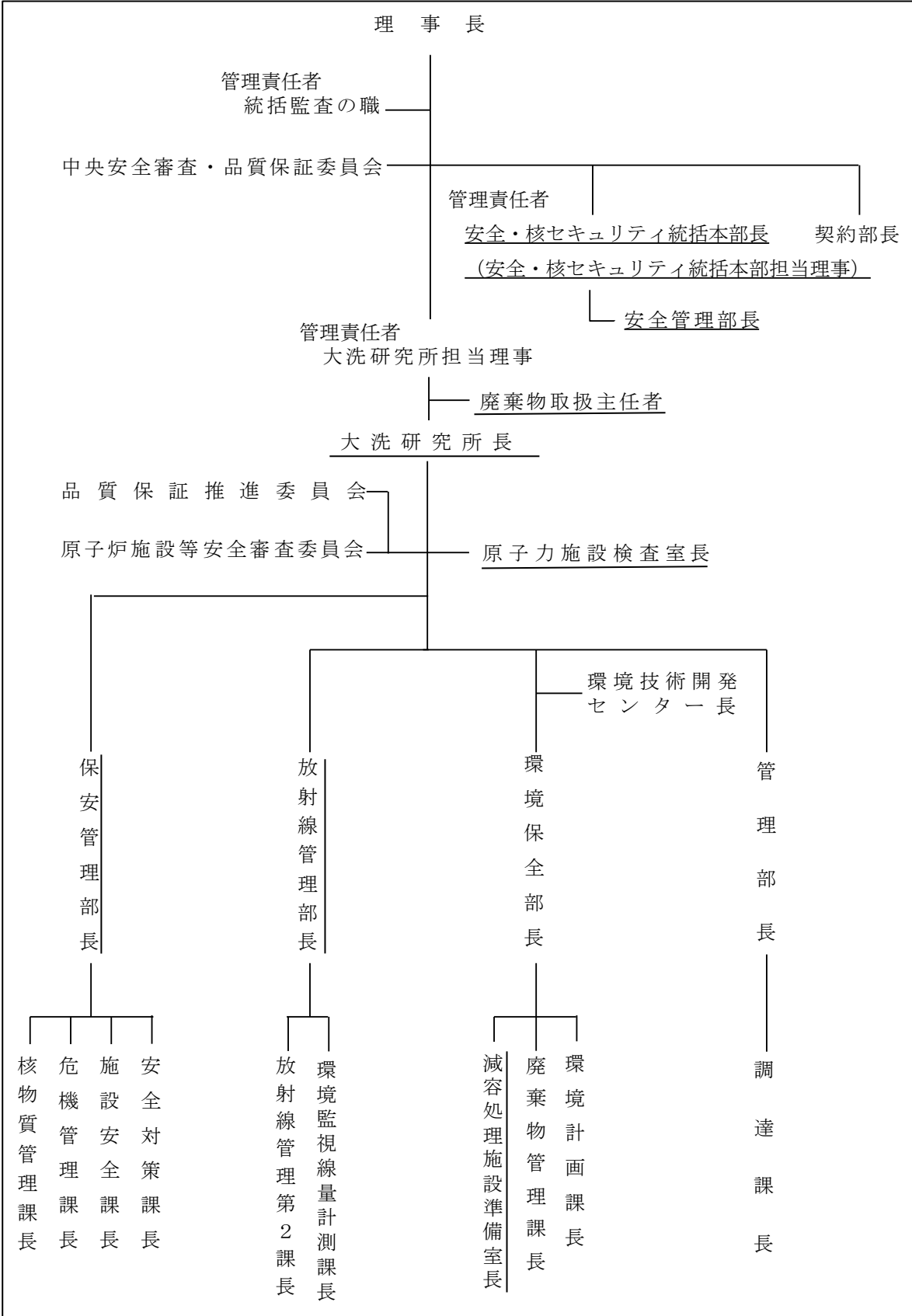
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
(新設)				<p>△ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	その都度	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	・ 緊急作業について追加
<p>△ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間	<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	その者が当該業務に就く時	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	・ 号の線下げ（以下同じ）
<p>ト 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	運搬のつど	廃棄物管理課長	1年間	<p>チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	運搬の都度	廃棄物管理課長、 <u>減容処理施設準備室長</u>	1年間	・ 減容処理施設準備室長を追加
<p>チ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	廃棄のつど	廃棄物管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。）	<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p>	廃棄の都度	廃棄物管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。）	

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
<p>リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>ヌ 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>ル 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所</p>	<p>封入又は固型化のつど</p> <p>防止及び除去のつど</p> <p>移動のつど</p>	<p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長</p>	<p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>1年間</p> <p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p>	<p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>ヲ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所</p>	<p>封入又は固型化の都度</p> <p>防止及び除去の都度</p> <p>移動の都度</p>	<p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長</u></p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u></p>	<p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>1年間</p> <p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p>	<p>・減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>
<p>3. 操作記録</p> <p>イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の<u>そう入</u>の量及びそう入の日時</p> <p>ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量</p> <p>ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻</p> <p>ニ 警報装置から発せられる警報の内容</p> <p>ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p><u>そう入</u>のつど</p> <p>連続して</p> <p>開始及び停止のつど</p> <p><u>そのつど</u></p> <p>操作の開始及び交代のつど</p>	<p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長</p> <p>廃棄物管理課長 放射線管理第2課長</p> <p>廃棄物管理課長</p>	<p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p>	<p>3. 操作記録</p> <p>イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の<u>挿入</u>の量及び挿入の日時</p> <p>ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量</p> <p>ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻</p> <p>ニ 警報装置から発せられる警報の内容</p> <p>ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p><u>挿入</u>の都度</p> <p>連続して</p> <p>開始及び停止の都度</p> <p><u>その都度</u></p> <p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u></p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u></p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u></p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長</u></p> <p>廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u></p>	<p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加（以下同じ。）</p>
<p>（新設）</p>				<p>4. 廃棄物管理施設の事故記録</p> <p>イ 事故の発生及び復旧の日時</p> <p>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</p> <p>ハ 事故の原因</p>	<p><u>その都度</u></p> <p><u>その都度</u></p> <p><u>その都度</u></p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>	<p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>廃止措置終了の</p>	<p>・廃棄物管理施設の事故記録を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
				ニ 事故後の処置	その都度	部長	確認を受けるまでの期間 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
(新設)				5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境監視線量計測課長	10年間	・気象記録を追加
				ロ 降雨量	連続して	環境監視線量計測課長	10年間	
				ハ 大気温度	連続して	環境監視線量計測課長	10年間	
(新設)				6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	3年間	・保安教育の記録を追加
				ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	3年間	
				ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	3年間	
				ニ 保安教育の結果	実施の都度	部長	3年間	
(新設)				7. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。） (1) 品質マネジメント計画に関する文書	当該文書の作成又は変更の都度		当該文書の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	・品質管理基準規則を追加
				①文書管理		安全管理部長、 所長及び部長		
				②記録の管理		安全管理部長、 所長及び部長		
				③監査		安全管理部長		
				④不適合管理		安全管理部長、 所長及び部長		


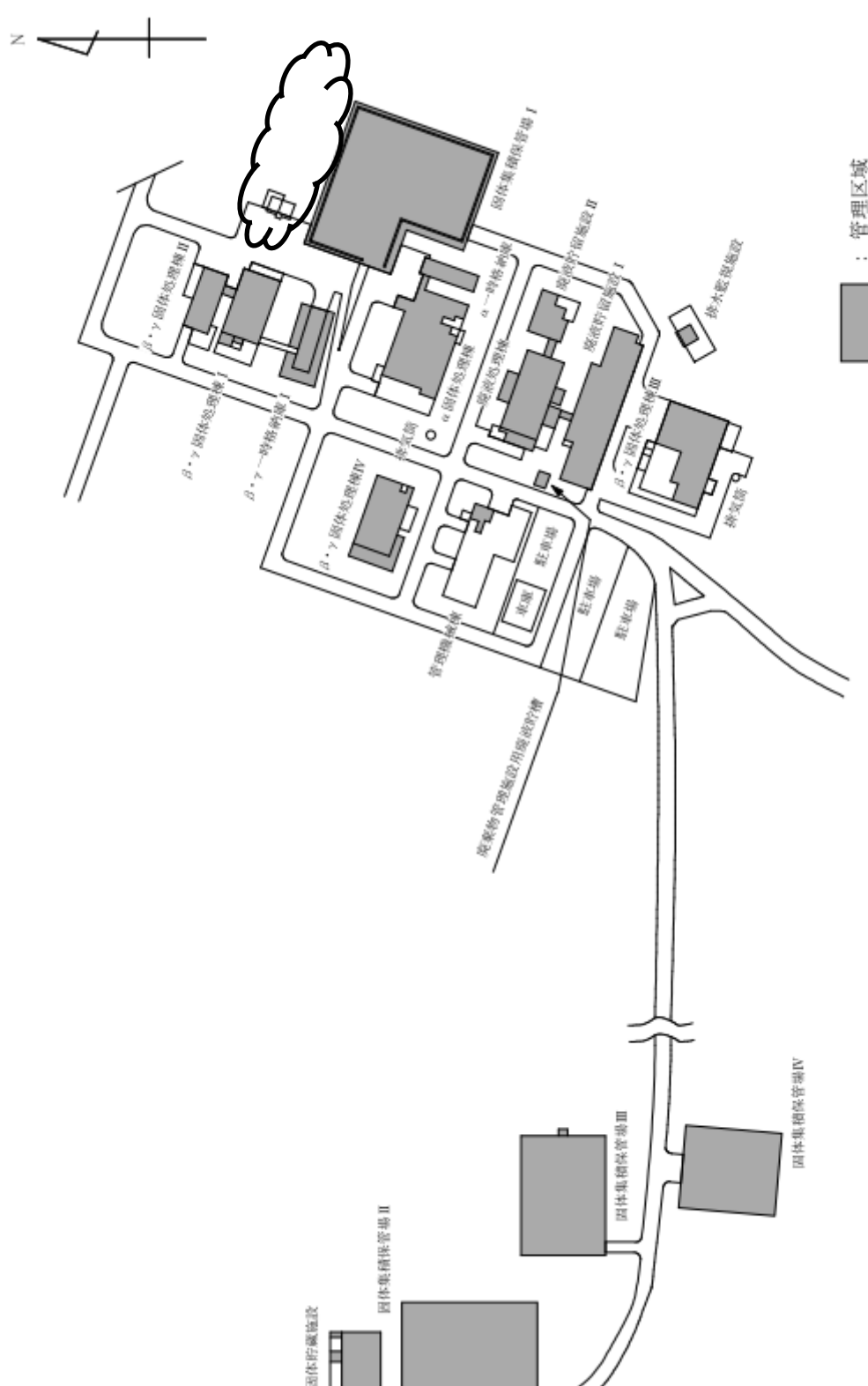
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
				<u>⑤是正処置</u> <u>⑥未然防止処置</u> (2) <u>品質マネジメント計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</u> <u>①レビュー</u> <u>②教育及び訓練の記録</u> <u>③四半期ごとの業務報告</u> <u>④設計の適切性の記録</u> <u>⑤設計審査の記録</u> <u>⑥設計の検証の記録</u> <u>⑦設計の妥当性確認の記録</u> <u>⑧設計の変更の記録</u> <u>⑨受注者の審査結果の記録</u> <u>⑩個別業務の妥当性の確認記録</u> <u>⑪廃棄物パッケージに係る識別の記録</u> <u>⑫校正又は検証に用いた基準の記録</u> <u>⑬測定機器が要求事項に適合しない場合のそれまでの測定結果の妥当性の記録</u> <u>⑭校正及び検証の結果の記録</u> <u>⑮監査の結果の記録</u> <u>⑯検査及び試験の結果の記録</u> <u>⑰不適合の結果の記録</u> <u>⑱是正処置の結果の記録</u> <u>⑲未然防止処置の結果の記録</u>	当該記録の作成の都度	安全管理部長、 所長及び部長 安全管理部長、 所長及び部長 本部の管理責任者 部長及び課長 部長 課長 課長 課長 部長又は課長 課長 課長 廃棄物管理課長 課長 課長 課長 統括監査の職 課長 部長 課長 課長	当該記録の作成後5年が経過するまでの期間	
(新設)				8. 定期的な評価の結果	評価の都度	施設管理統括者	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	・ 定期的な評価の結果を追加。
(新設)				9. 委員会に関する記録 イ 中央安全審査・品質保証委員会の審議案件名、出席者名	実施の都度	安全管理部長	5年間	・ 委員会に関する記録を追加。

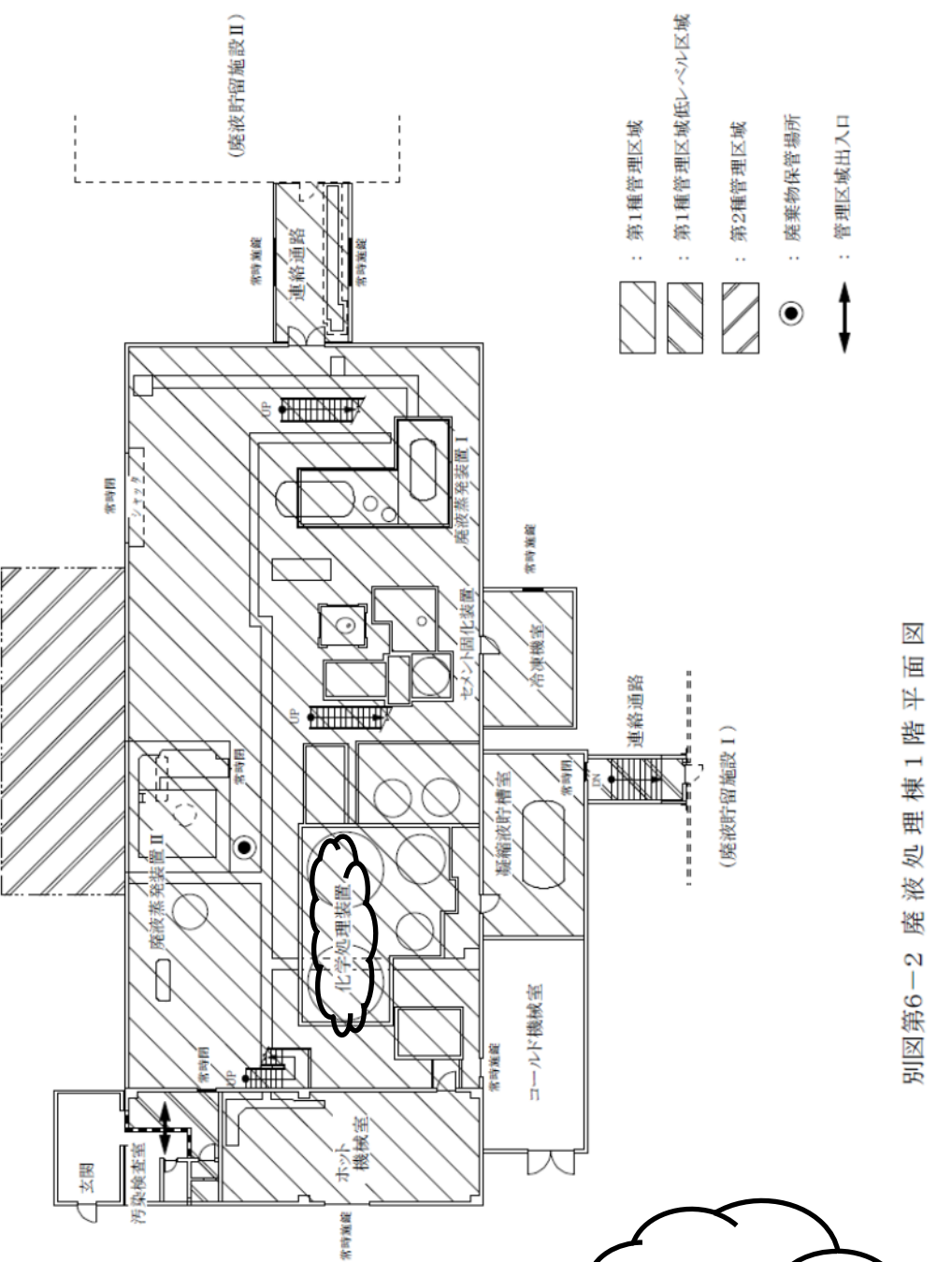
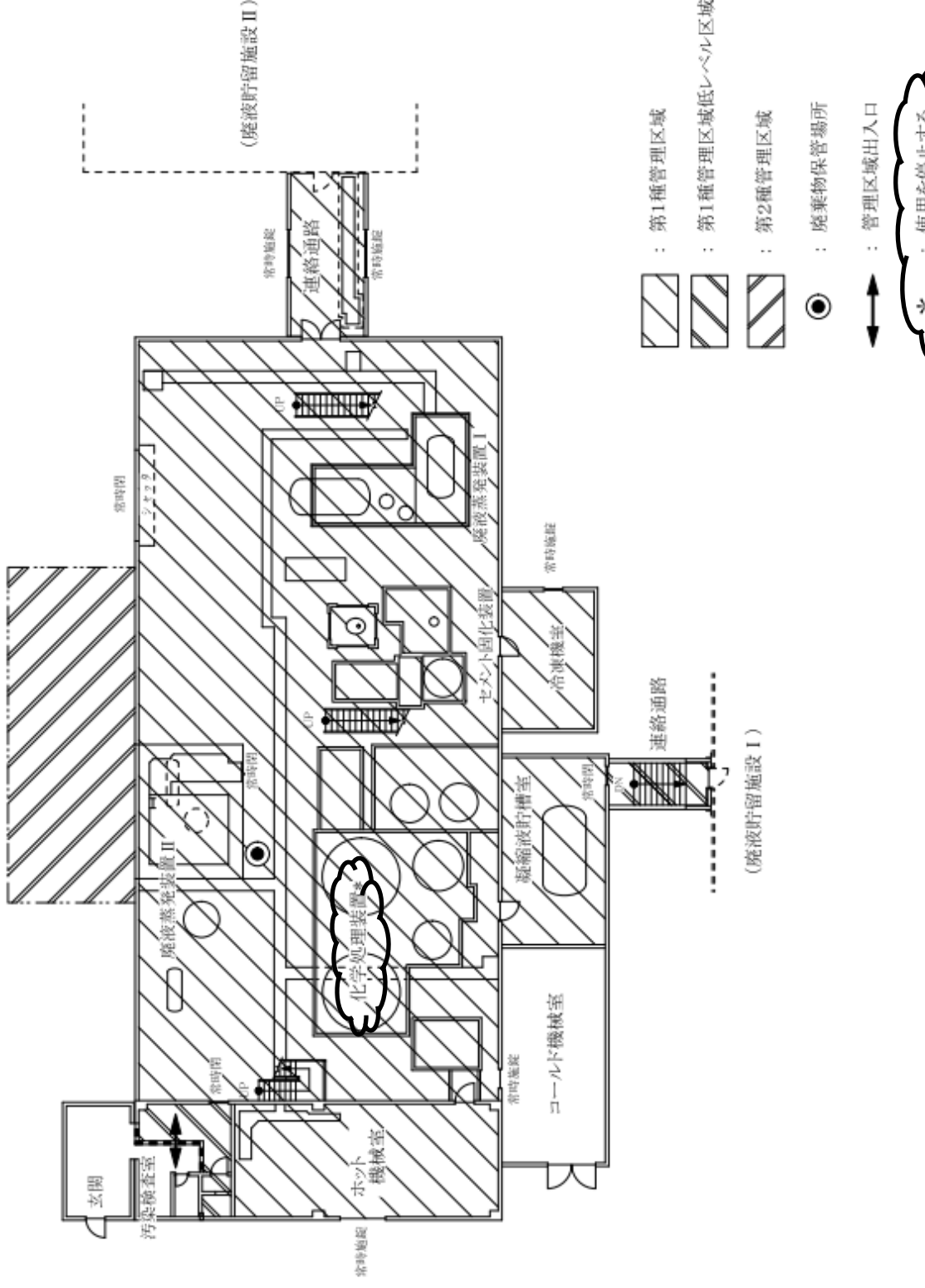
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））				変更後（補正後）				備考
				ロ 原子炉施設等安全審査委員会 の審議案件名、出席者名	実施の都度	施設安全課長	5年間	・下部規則等の記録を追加。
(新設)				10. 下部規則等の記録 イ 所長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期	その都度	所長	規則等の存続する間	
				ロ 部長が定める下部規則等の 制定、改正の内容及び時期	その都度	部長	規則等の存続する間	
*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。				*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。				

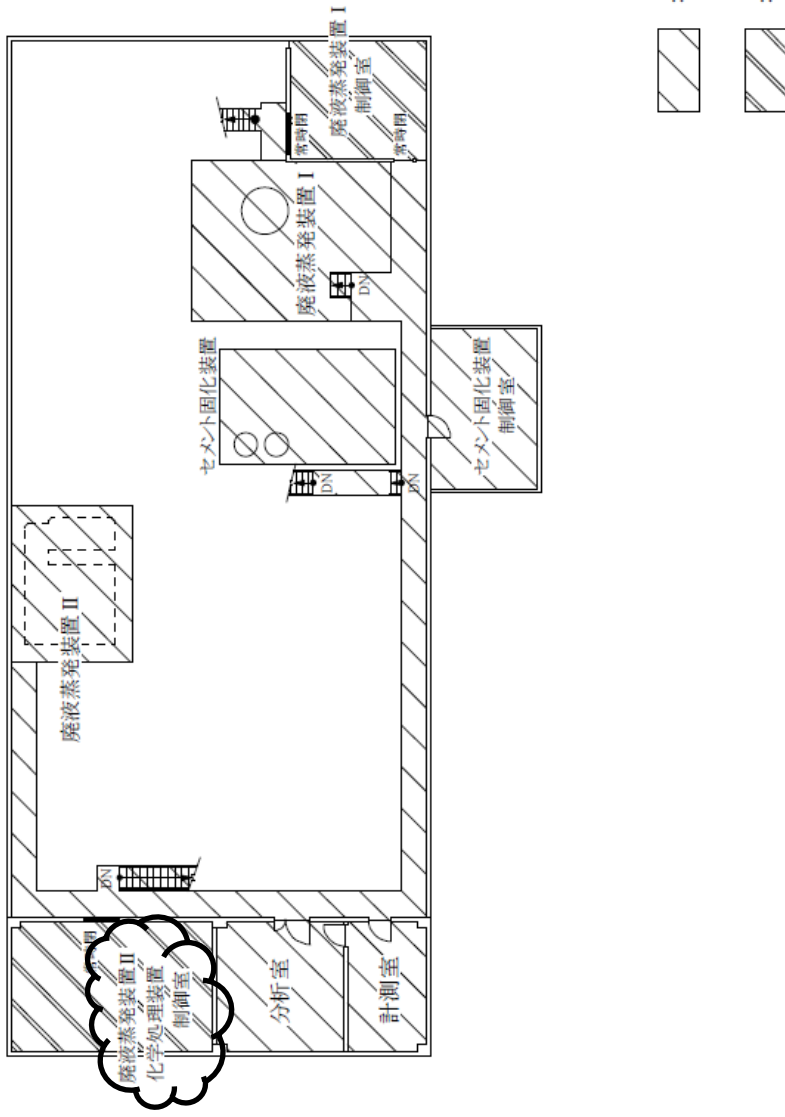
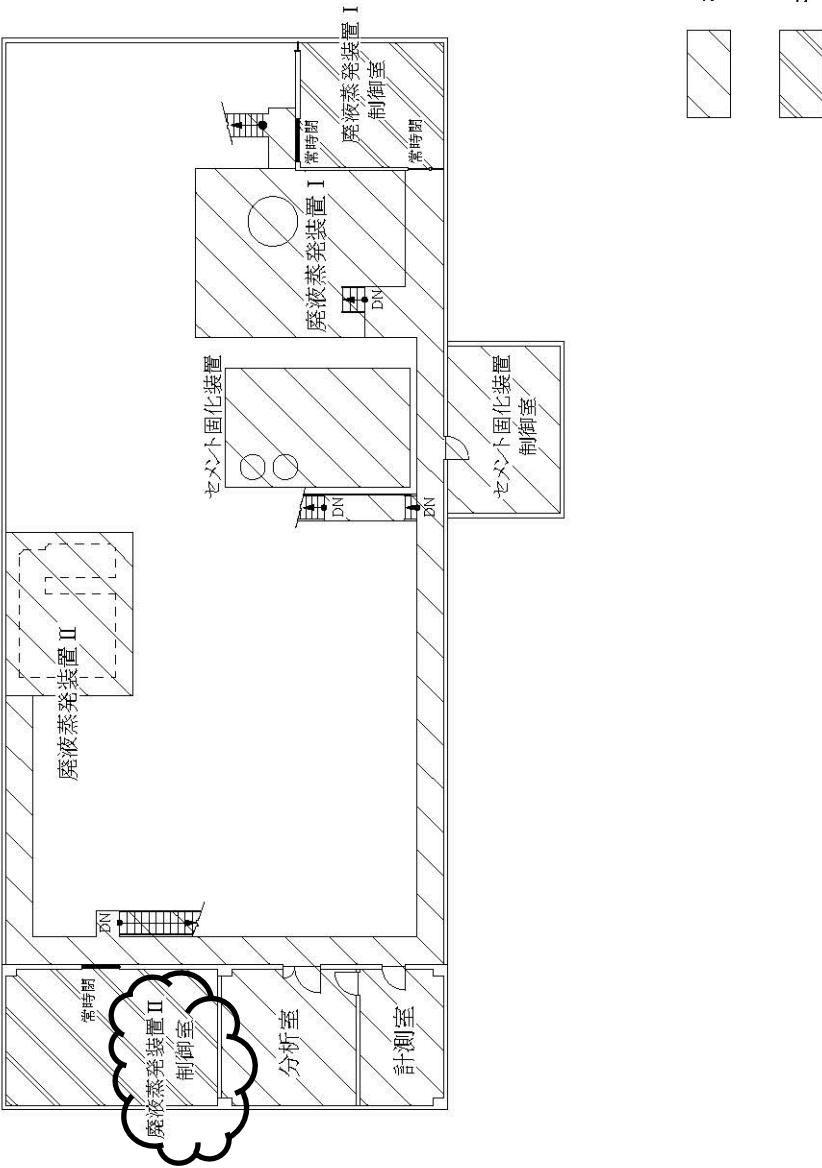
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2-1 大洗研究開発センターの廃棄物管理施設の保安全管理組織図</p> 	<p>別図第2-1 大洗研究所の廃棄物管理施設の保安全管理組織図</p> 	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安全管理組織図の変更

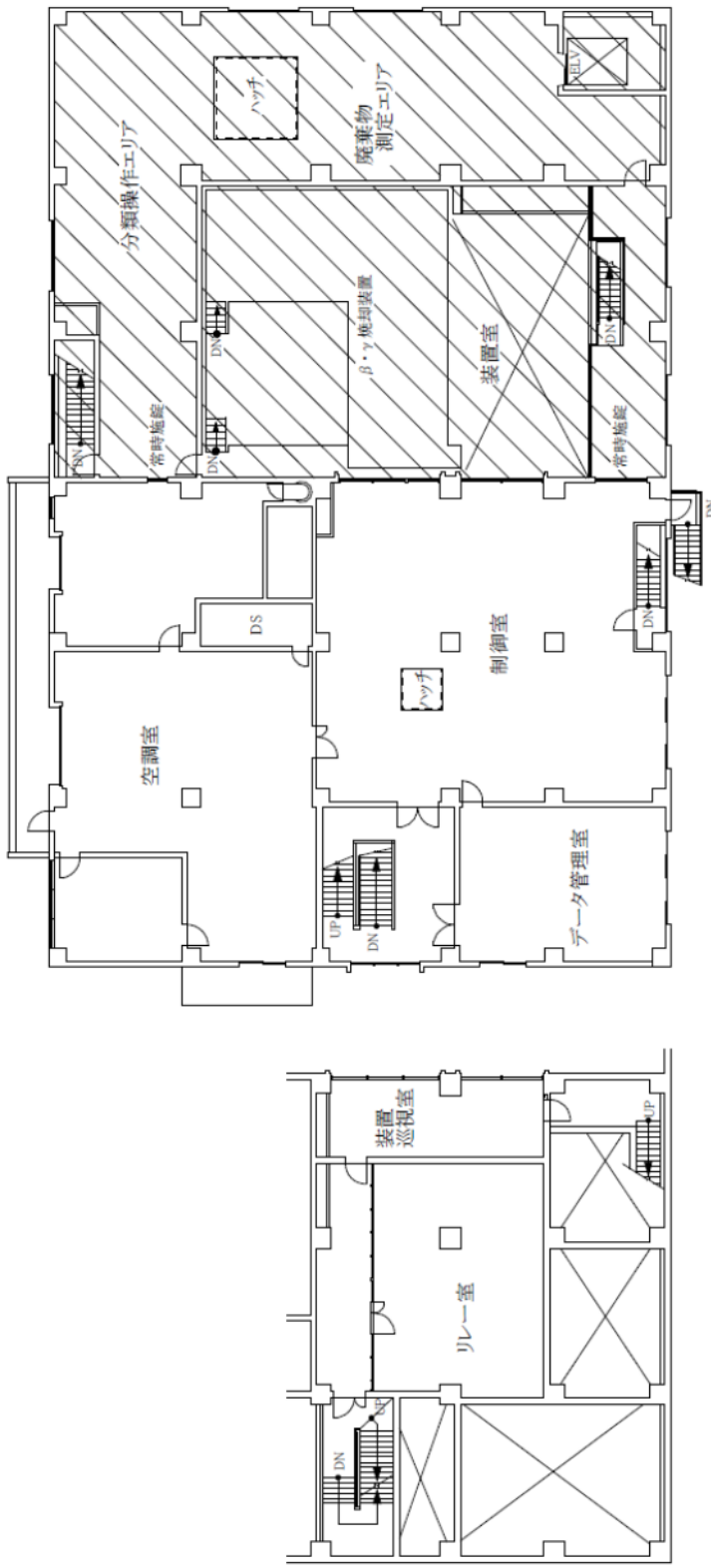
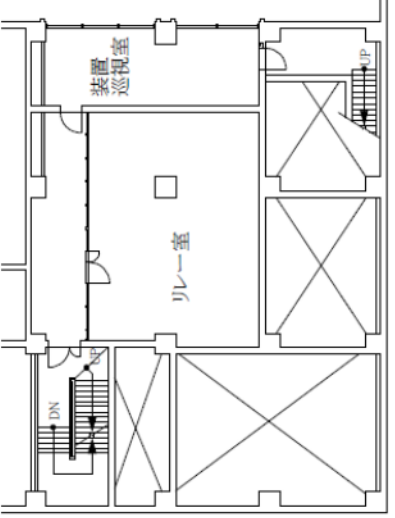
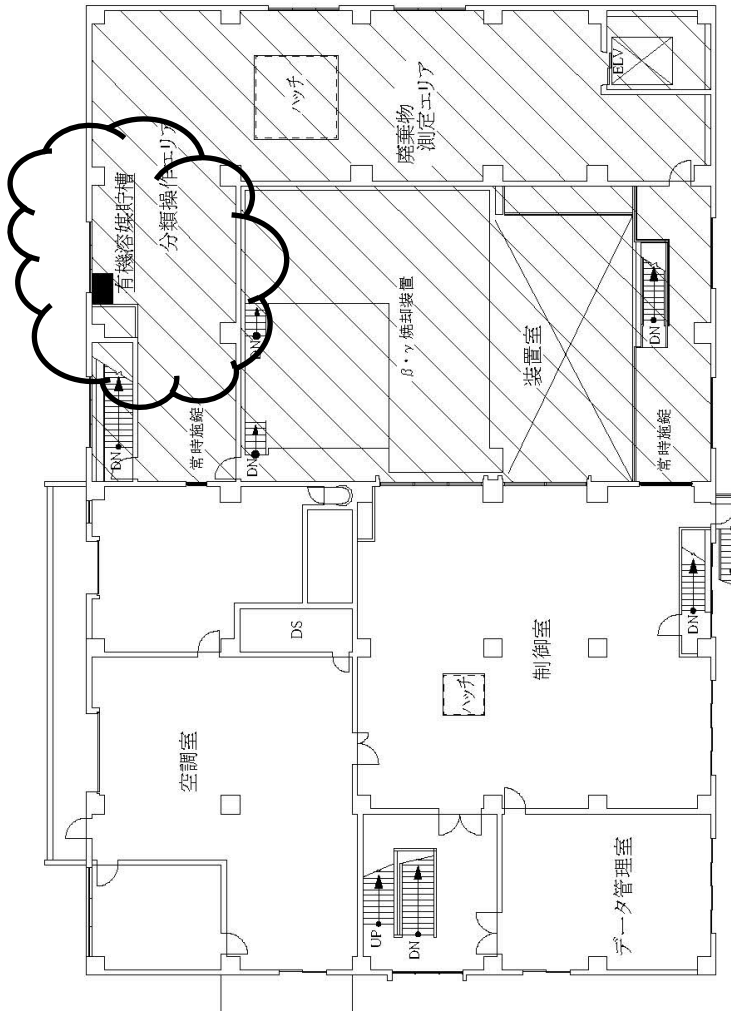
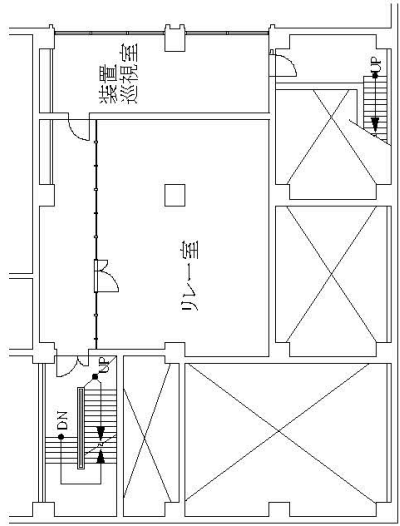
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>別図第2の2-1 品質マネジメントシステムのプロセスの順序及び相互関係</p>	<p>別図第2の2-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質マネジメントシステム</th> <th>顧客:国民 代行:国</th> <th>理事長</th> <th>統括監査の職 (監査プロセスの 管理責任者)</th> <th>安全・核セキュリティ 統括部長 (本部(監査プロセスを 除く。)の管理責任者)</th> <th>契約部長</th> <th>大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管 理責任者)</th> <th>大洗研究所長</th> <th>原子力施設検査室長、環境 技術開発センター長、保安管 理部長、放射線管理部長、 管理部長、環境保全部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメントシステム</td> <td colspan="8">保安規定、品質マネジメント計画書、各種文書、記録様式の策定及び改訂</td> </tr> <tr> <td>品質方針目標</td> <td colspan="8">品質方針</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">品質目標の設定・実施</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">品質目標の設定・実施</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">業務に対する要求事項に関するプロセス</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">業務の計画</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">設計・開発</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">調達</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">監視機器及び測定機器の管理</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">業務の実施</td> </tr> <tr> <td>個別業務の計画及び実施</td> <td colspan="8">不適合の発生(不適合管理へ)</td> </tr> <tr> <td>監視・測定</td> <td colspan="8">指導・要望</td> </tr> <tr> <td>監視・測定</td> <td colspan="8">原子力の安全の達成(外部コミュニケーションを含む。)、プロセスの監視・測定 (マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)</td> </tr> <tr> <td>監視・測定</td> <td colspan="8">検査及び試験(マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">監査プログラム承認</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">監査プログラム策定</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">内部監査の実施</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">結果の報告(マネジメントレビューへ)</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">内容確認</td> </tr> <tr> <td>内部監査(原子力安全監査)</td> <td colspan="8">必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー)</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">不適合の発生(監視・測定、他)</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">不適合の処理</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">内容確認</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">報告(マネジメントレビューへ)</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">必要に応じて是正処置へ</td> </tr> <tr> <td>不適合の管理</td> <td colspan="8">マネジメントレビューへ</td> </tr> <tr> <td>是正・未然防止処置</td> <td colspan="8">是正・未然防止処置(計画・実施・レビュー)</td> </tr> <tr> <td>是正・未然防止処置</td> <td colspan="8">内容確認</td> </tr> <tr> <td>是正・未然防止処置</td> <td colspan="8">報告(マネジメントレビューへ)</td> </tr> <tr> <td>是正・未然防止処置</td> <td colspan="8">必要に応じて未然防止処置へ</td> </tr> <tr> <td>是正・未然防止処置</td> <td colspan="8">マネジメントレビューへ</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="8">インプット情報の整理(データ分析を含む。) (内部監査の結果、原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方、業務の成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果、未然防止処置及び是正処置の状況 他)</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="8">マネジメントレビューの実施</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="8">改善事項の指示</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー</td> <td colspan="8">改善事項の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ : 基本的な流れ - - - : 必要に応じた流れ</p>	品質マネジメントシステム	顧客:国民 代行:国	理事長	統括監査の職 (監査プロセスの 管理責任者)	安全・核セキュリティ 統括部長 (本部(監査プロセスを 除く。)の管理責任者)	契約部長	大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管 理責任者)	大洗研究所長	原子力施設検査室長、環境 技術開発センター長、保安管 理部長、放射線管理部長、 管理部長、環境保全部長	品質マネジメントシステム	保安規定、品質マネジメント計画書、各種文書、記録様式の策定及び改訂								品質方針目標	品質方針								個別業務の計画及び実施	品質目標の設定・実施								個別業務の計画及び実施	品質目標の設定・実施								個別業務の計画及び実施	業務に対する要求事項に関するプロセス								個別業務の計画及び実施	業務の計画								個別業務の計画及び実施	設計・開発								個別業務の計画及び実施	調達								個別業務の計画及び実施	監視機器及び測定機器の管理								個別業務の計画及び実施	業務の実施								個別業務の計画及び実施	不適合の発生(不適合管理へ)								監視・測定	指導・要望								監視・測定	原子力の安全の達成(外部コミュニケーションを含む。)、プロセスの監視・測定 (マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)								監視・測定	検査及び試験(マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)								内部監査(原子力安全監査)	監査プログラム承認								内部監査(原子力安全監査)	監査プログラム策定								内部監査(原子力安全監査)	内部監査の実施								内部監査(原子力安全監査)	結果の報告(マネジメントレビューへ)								内部監査(原子力安全監査)	内容確認								内部監査(原子力安全監査)	必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー)								不適合の管理	不適合の発生(監視・測定、他)								不適合の管理	不適合の処理								不適合の管理	内容確認								不適合の管理	報告(マネジメントレビューへ)								不適合の管理	必要に応じて是正処置へ								不適合の管理	マネジメントレビューへ								是正・未然防止処置	是正・未然防止処置(計画・実施・レビュー)								是正・未然防止処置	内容確認								是正・未然防止処置	報告(マネジメントレビューへ)								是正・未然防止処置	必要に応じて未然防止処置へ								是正・未然防止処置	マネジメントレビューへ								マネジメントレビュー	インプット情報の整理(データ分析を含む。) (内部監査の結果、原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方、業務の成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果、未然防止処置及び是正処置の状況 他)								マネジメントレビュー	マネジメントレビューの実施								マネジメントレビュー	改善事項の指示								マネジメントレビュー	改善事項の実施								<p>・ 体系図の変更</p>
品質マネジメントシステム	顧客:国民 代行:国	理事長	統括監査の職 (監査プロセスの 管理責任者)	安全・核セキュリティ 統括部長 (本部(監査プロセスを 除く。)の管理責任者)	契約部長	大洗研究所担当理事 (大洗研究所の管 理責任者)	大洗研究所長	原子力施設検査室長、環境 技術開発センター長、保安管 理部長、放射線管理部長、 管理部長、環境保全部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
品質マネジメントシステム	保安規定、品質マネジメント計画書、各種文書、記録様式の策定及び改訂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
品質方針目標	品質方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	品質目標の設定・実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	品質目標の設定・実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	業務に対する要求事項に関するプロセス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	業務の計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	設計・開発																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	調達																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	監視機器及び測定機器の管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	業務の実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
個別業務の計画及び実施	不適合の発生(不適合管理へ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
監視・測定	指導・要望																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
監視・測定	原子力の安全の達成(外部コミュニケーションを含む。)、プロセスの監視・測定 (マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
監視・測定	検査及び試験(マネジメントレビューへ、必要に応じて不適合管理へ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	監査プログラム承認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	監査プログラム策定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	内部監査の実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	結果の報告(マネジメントレビューへ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
内部監査(原子力安全監査)	必要に応じて改善の実施(マネジメントレビュー)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	不適合の発生(監視・測定、他)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	不適合の処理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	報告(マネジメントレビューへ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	必要に応じて是正処置へ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
不適合の管理	マネジメントレビューへ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
是正・未然防止処置	是正・未然防止処置(計画・実施・レビュー)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
是正・未然防止処置	内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
是正・未然防止処置	報告(マネジメントレビューへ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
是正・未然防止処置	必要に応じて未然防止処置へ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
是正・未然防止処置	マネジメントレビューへ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
マネジメントレビュー	インプット情報の整理(データ分析を含む。) (内部監査の結果、原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方、業務の成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。))並びに検査及び試験の結果、未然防止処置及び是正処置の状況 他)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
マネジメントレビュー	マネジメントレビューの実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
マネジメントレビュー	改善事項の指示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
マネジメントレビュー	改善事項の実施																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2の2-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>→ JEAC 4111-2009 に基づいた品質保証マネジメントを記述した文書（保安規定第13条の2の品質保証計画、廃棄物管理施設品質保証計画書）</p> <p>→ 本部、大洗研究開発センター、部で定める品質保証に係る文書（規則、要領書、運転手引等）</p> <p>→ 本部、大洗研究開発センター、部、課で定める品質保証に係る業務及び作業の文書（各業務の作業手順書等）</p> <p>→ 本部、大洗研究開発センター、部、課が実行した業務の証拠として残すもの（記録）</p>	<p>別図第2の2-2 品質マネジメントシステムプロセス関連図</p> <p>4. 品質マネジメントシステム（4.1 一般要求事項）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力安全の重視 5.3 品質方針 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 マネジメントシステムの計画 5.6 マネジメントレビュー <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス 7.1 業務の計画 <ul style="list-style-type: none"> 運転管理、核燃料物質等の管理、放射線管理、放射性廃棄物の管理、保守管理、非常の場合に講ずべき処置 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.6 監視機器及び測定機器の管理 7.5 業務の実施 <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>Check、Act 8. 評価及び改善（8.1 一般）</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 <p>基本プロセス 中プロセス 中プロセス </p> <p>→ : 明確な関連 - - - : 理解上重要な関連</p>	<p>・関連図の変更</p>

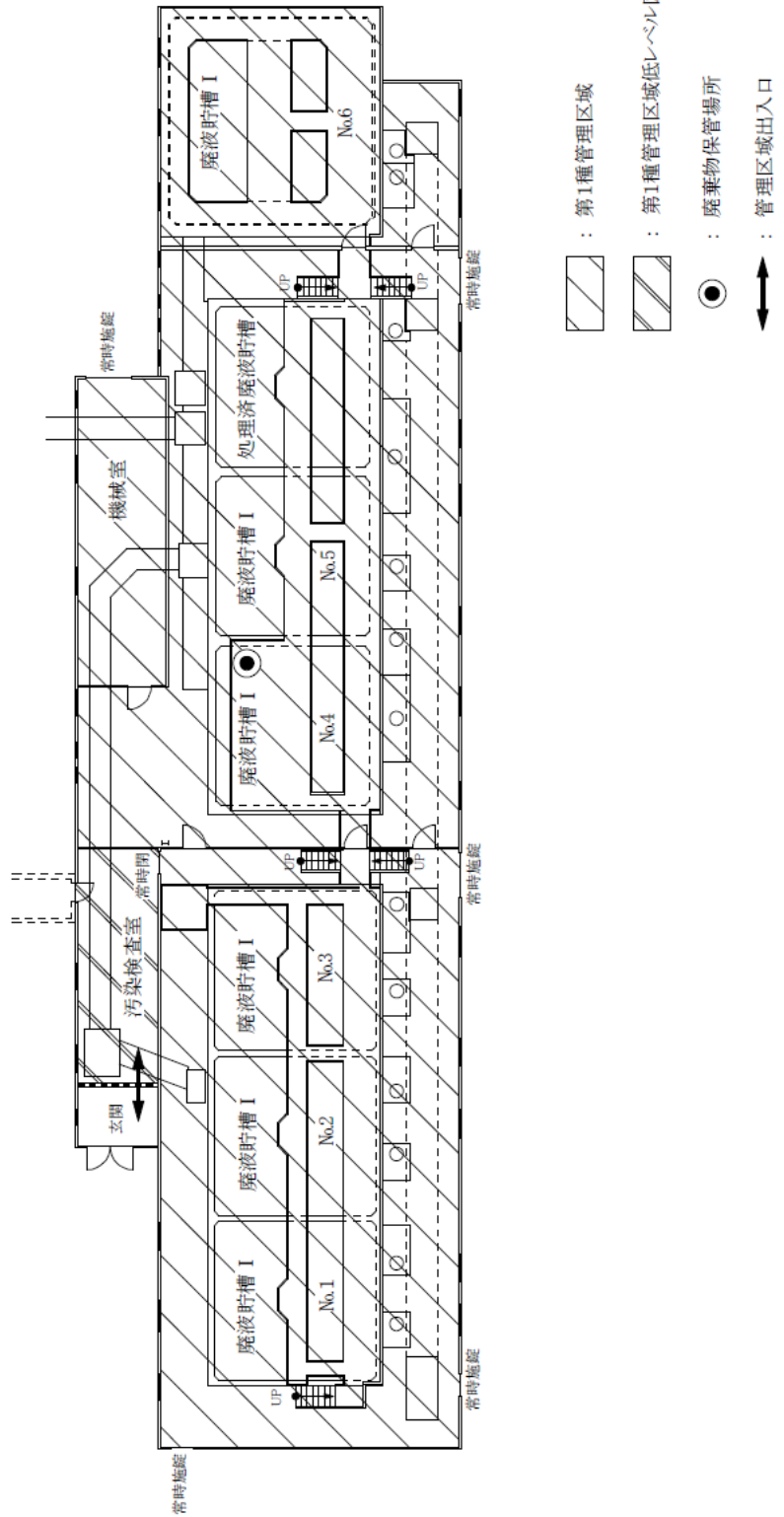
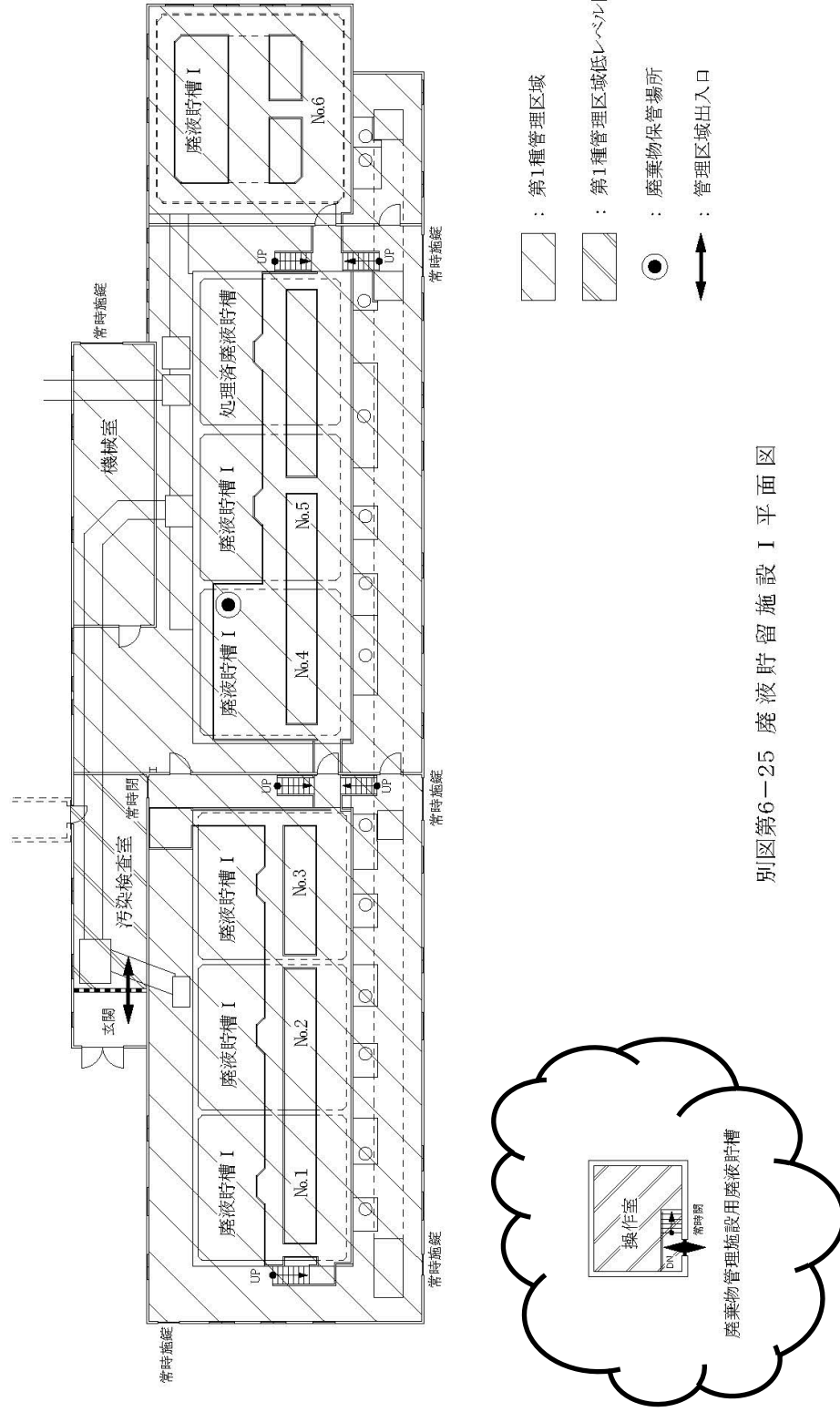
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-1 廃棄物管理施設に係る管理区域</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-1 廃棄物管理施設に係る管理区域</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除

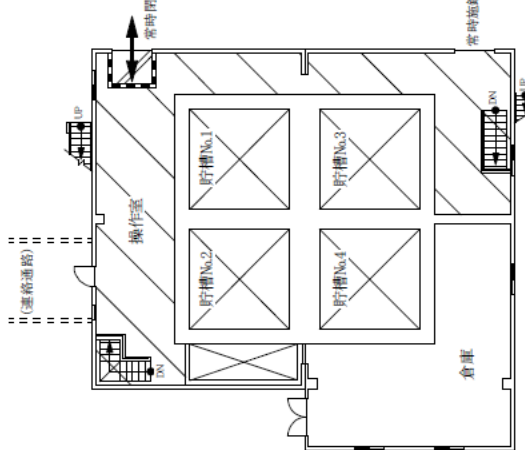
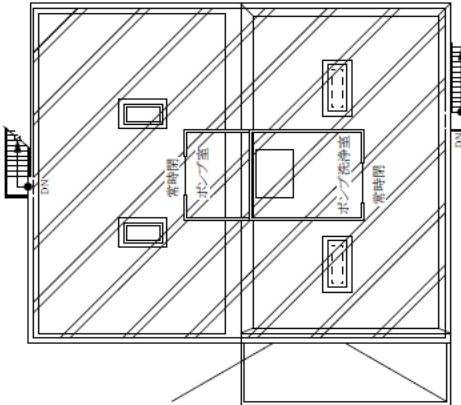
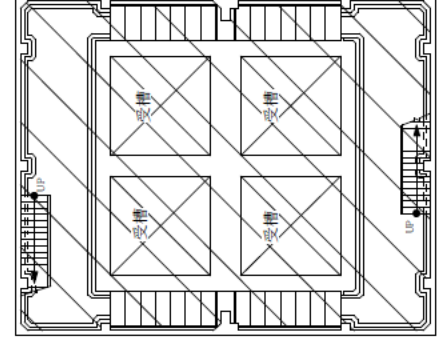
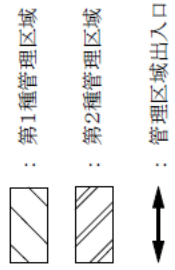
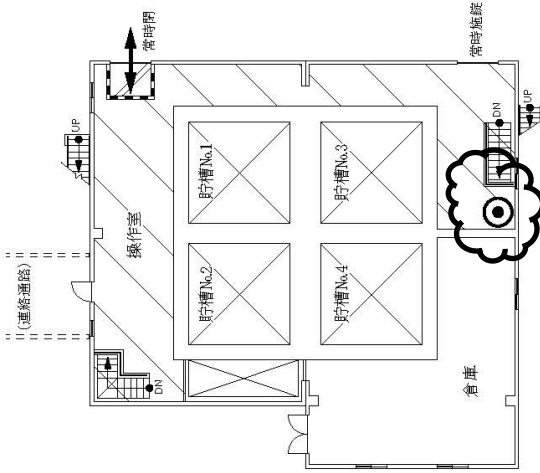
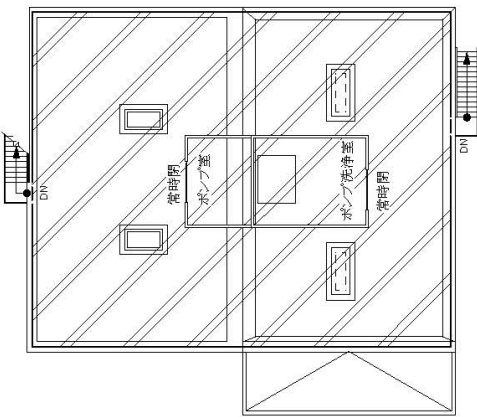
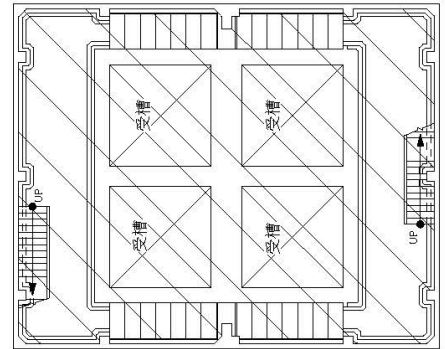
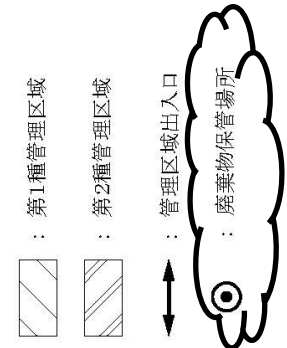
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-2 廃液処理棟1階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-2 廃液処理棟1階平面図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う記載の見直し ・廃棄物管理事業許可書との廃棄物管理施設用廃液貯槽の記載の見直し

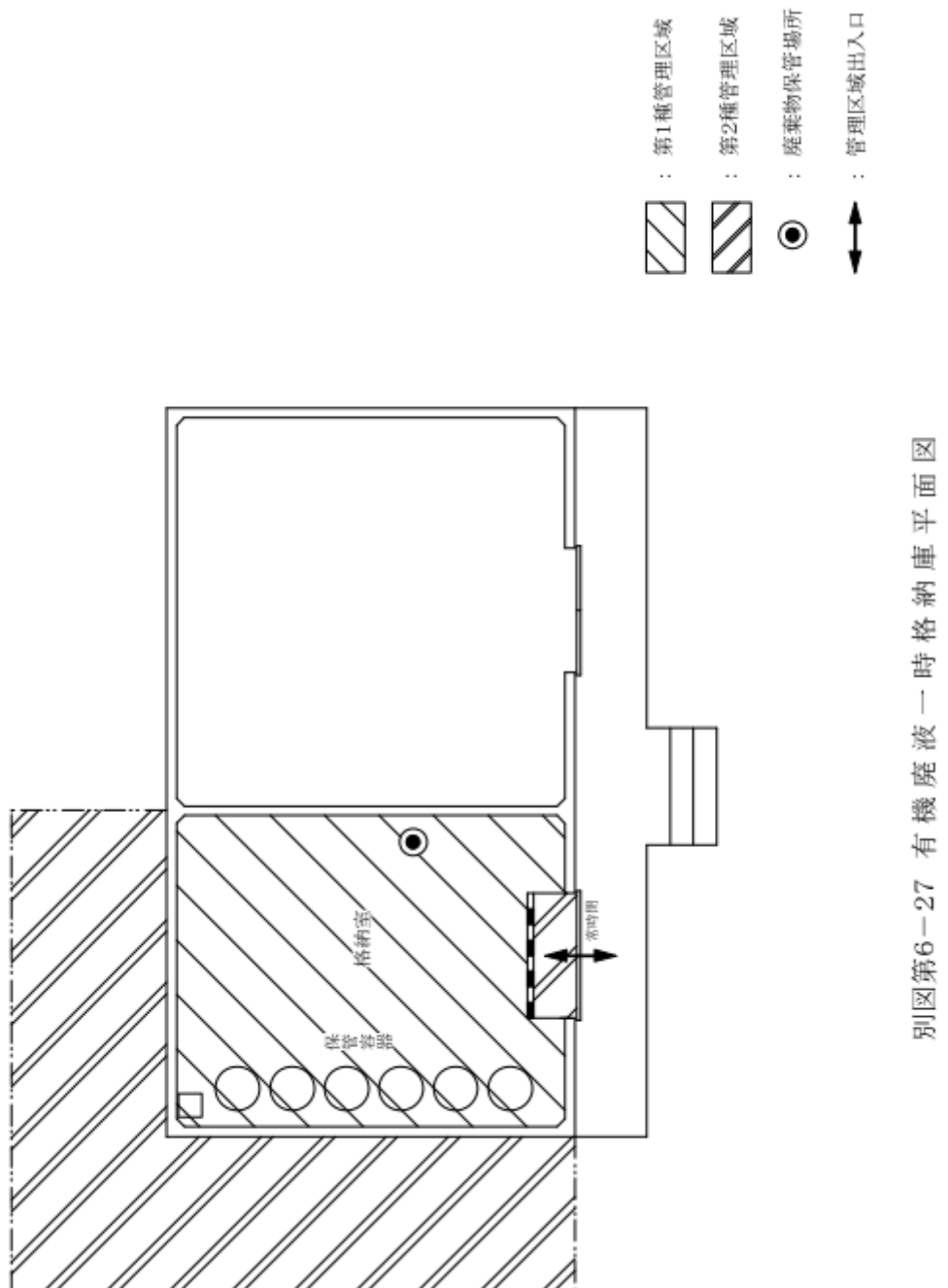
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<div style="text-align: center;">  <p>別図第6-3 廃液処理棟2階平面図</p> </div> <p>別図第6-4 ~ 別図第6-9（省略）</p>	<div style="text-align: center;">  <p>別図第6-3 廃液処理棟2階平面図</p> </div> <p>別図第6-4 ~ 別図第6-9（変更なし）</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学処理装置の使用の停止に伴う削除

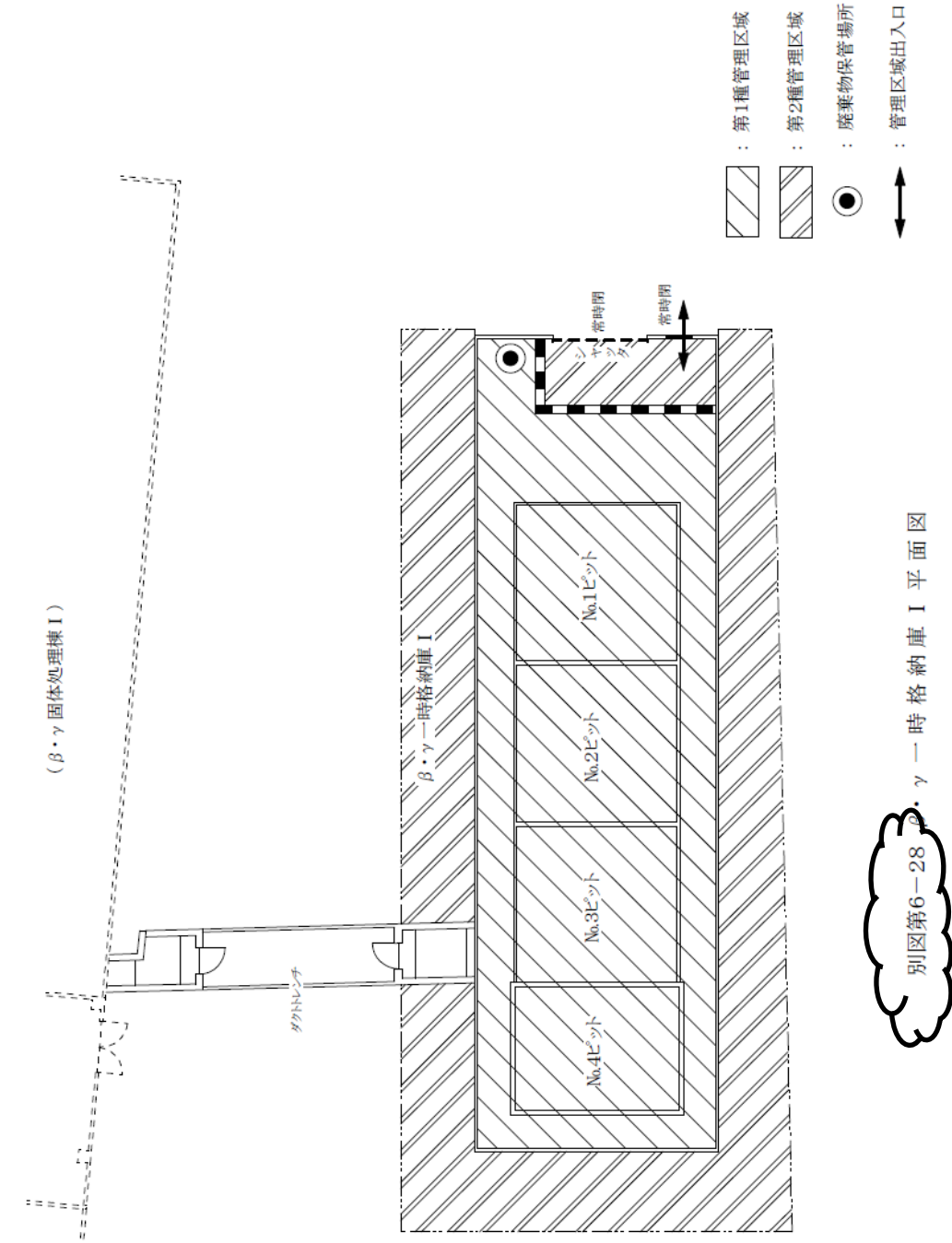
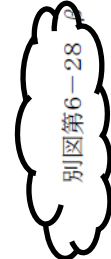
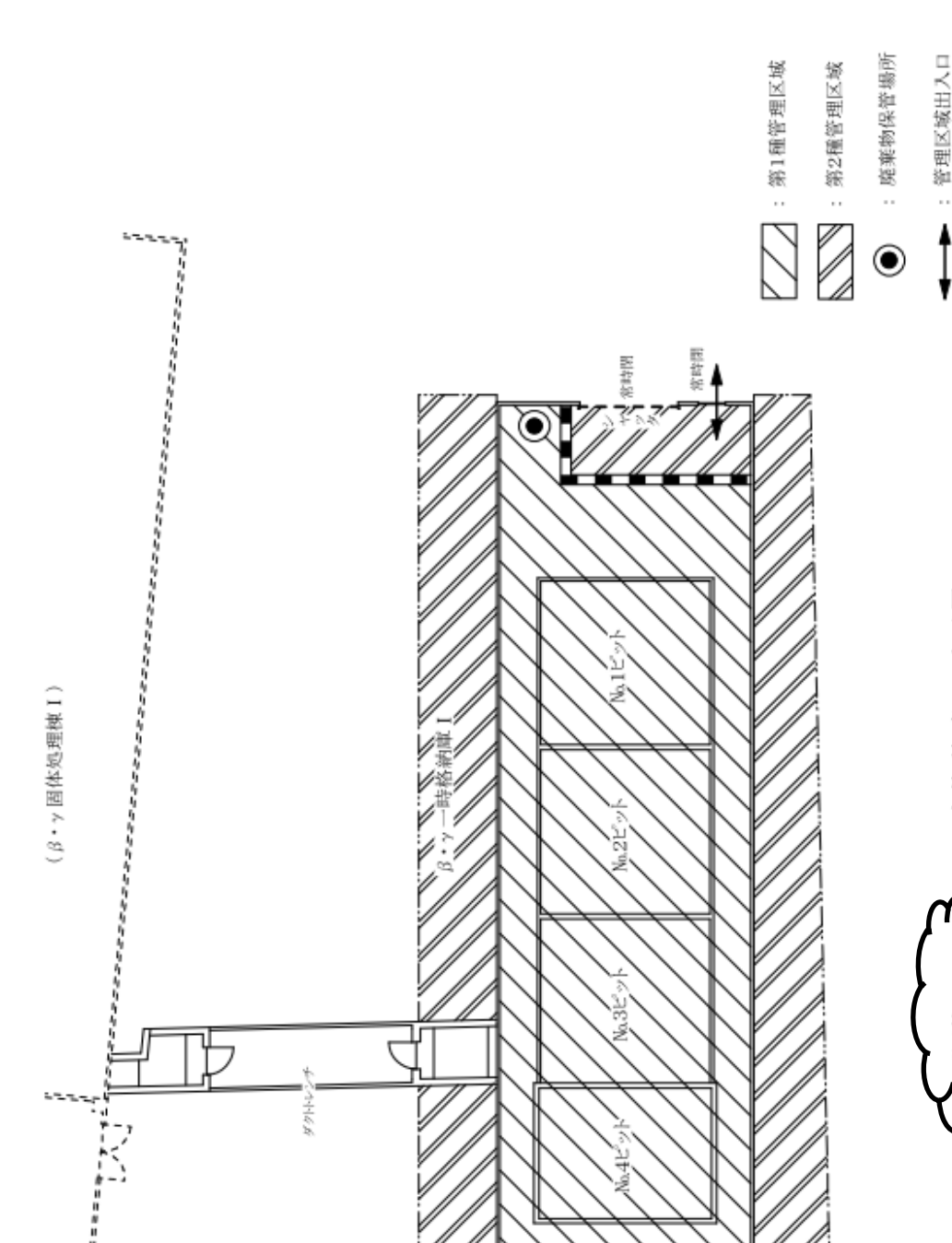
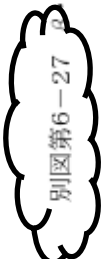
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中2階平面図</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">： 第1種管理区域</p> <p style="text-align: center;">別図第6-10 β・γ 固体処理棟Ⅲ 2階及び中2階平面図</p> <p>別図第6-11～別図第6-22（省略）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>2階平面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中2階平面図</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">： 第1種管理区域</p> <p style="text-align: center;">別図第6-10 β・γ 固体処理棟Ⅲ 2階及び中2階平面図</p> <p>別図第6-11～別図第6-22（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機溶媒貯槽の追加

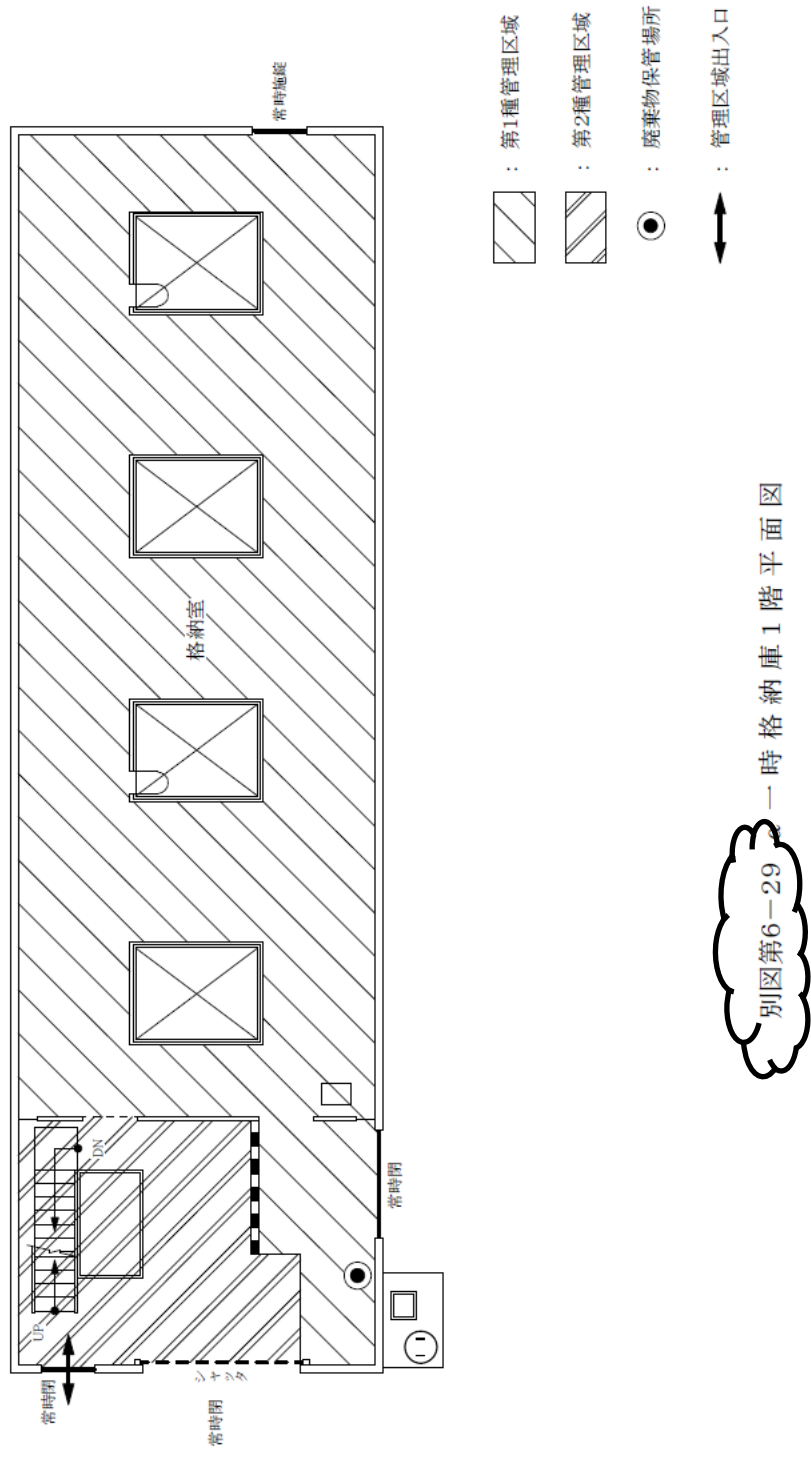
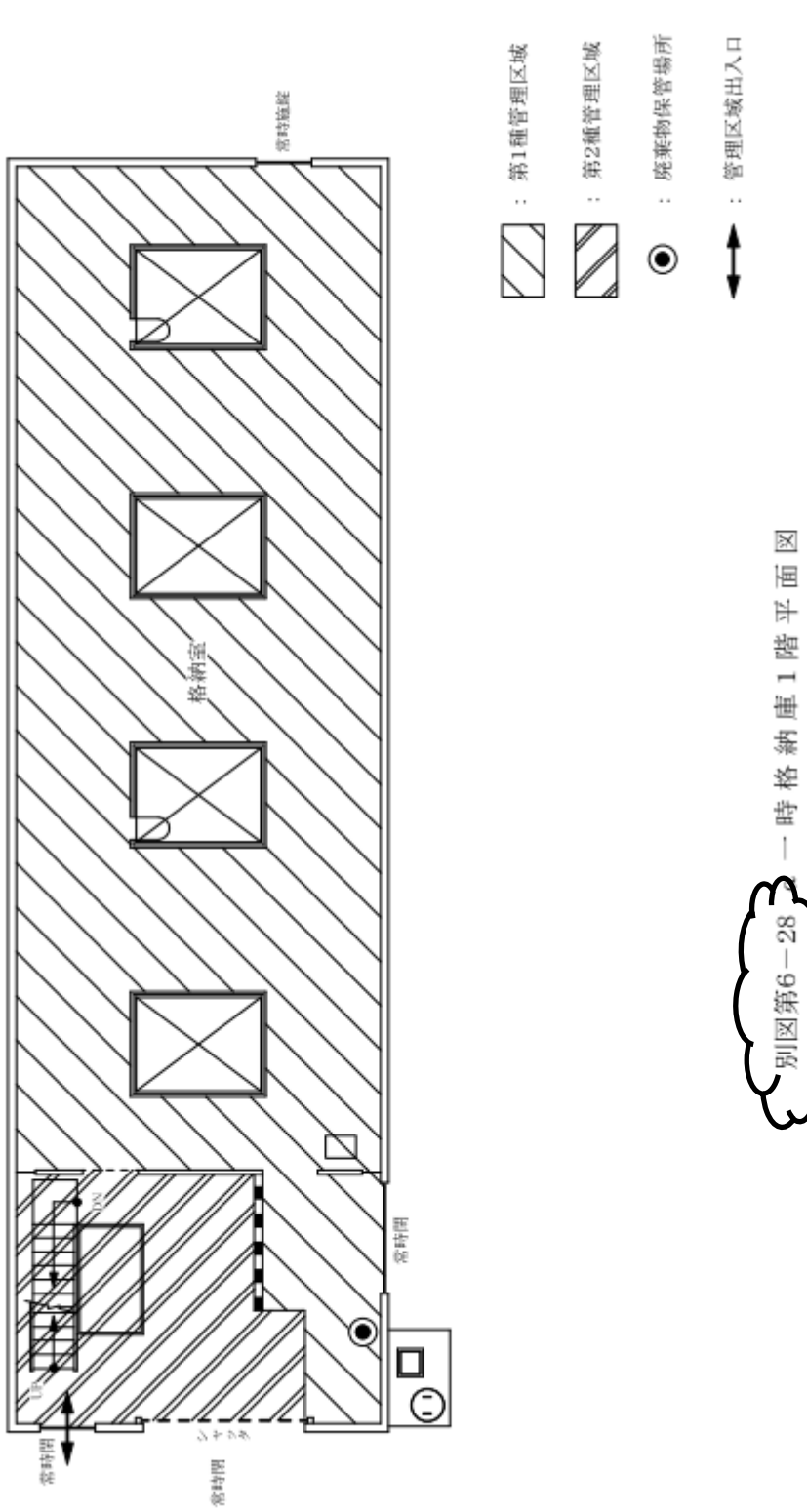
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<div data-bbox="255 583 1026 632" style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</div> <div data-bbox="1113 884 1151 1451" style="text-align: center; margin-top: 200px;">別図第6-23 α 固体貯蔵施設1階平面図</div> <div data-bbox="186 1896 516 1936" style="margin-top: 100px;">別図第6-24 （省略）</div>	<div data-bbox="1374 583 2145 632" style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</div> <div data-bbox="2214 873 2252 1440" style="text-align: center; margin-top: 200px;">別図第6-23 α 固体貯蔵施設1階平面図</div> <div data-bbox="1294 1896 1676 1936" style="margin-top: 100px;">別図第6-24 （変更なし）</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管場所の追加

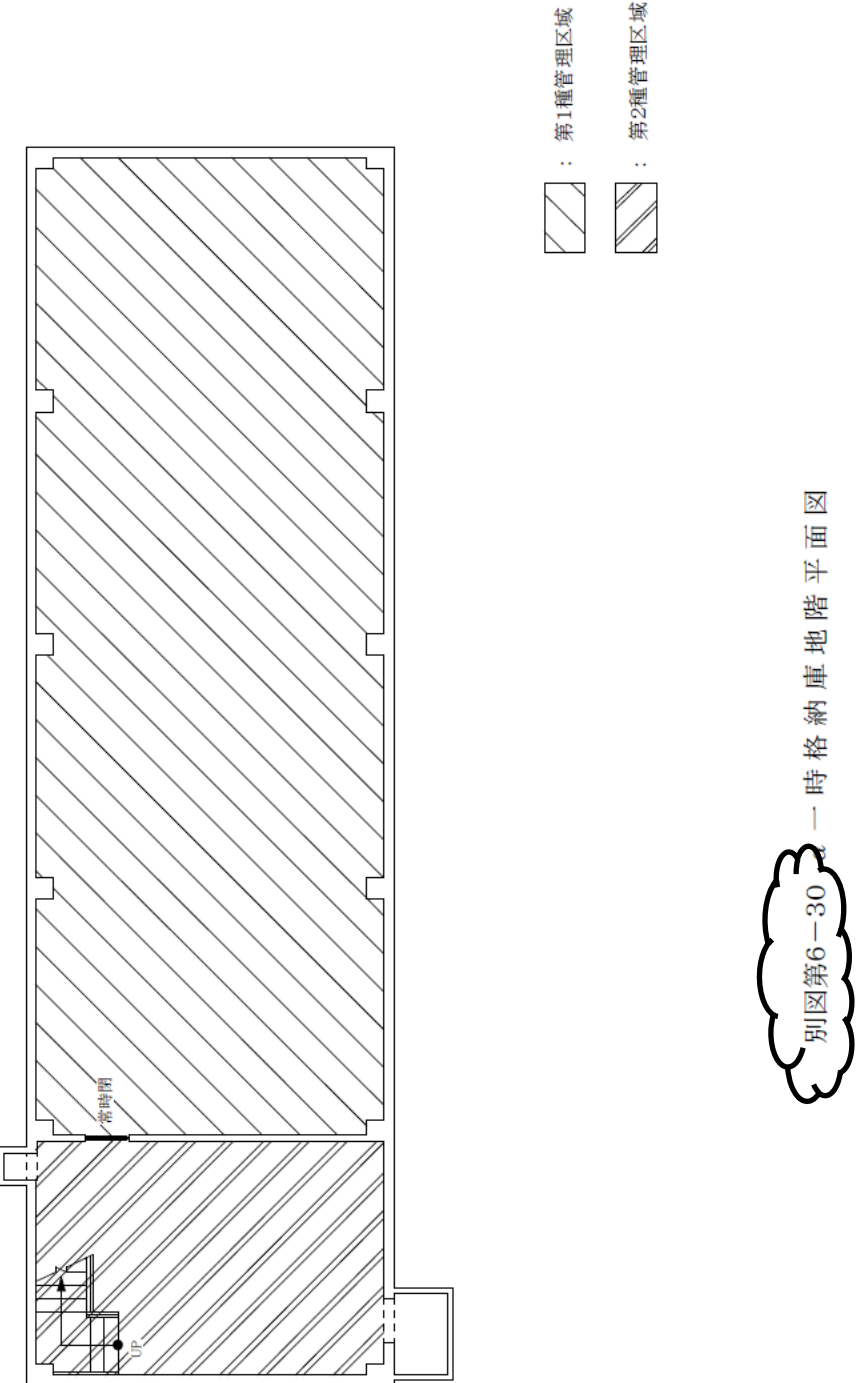
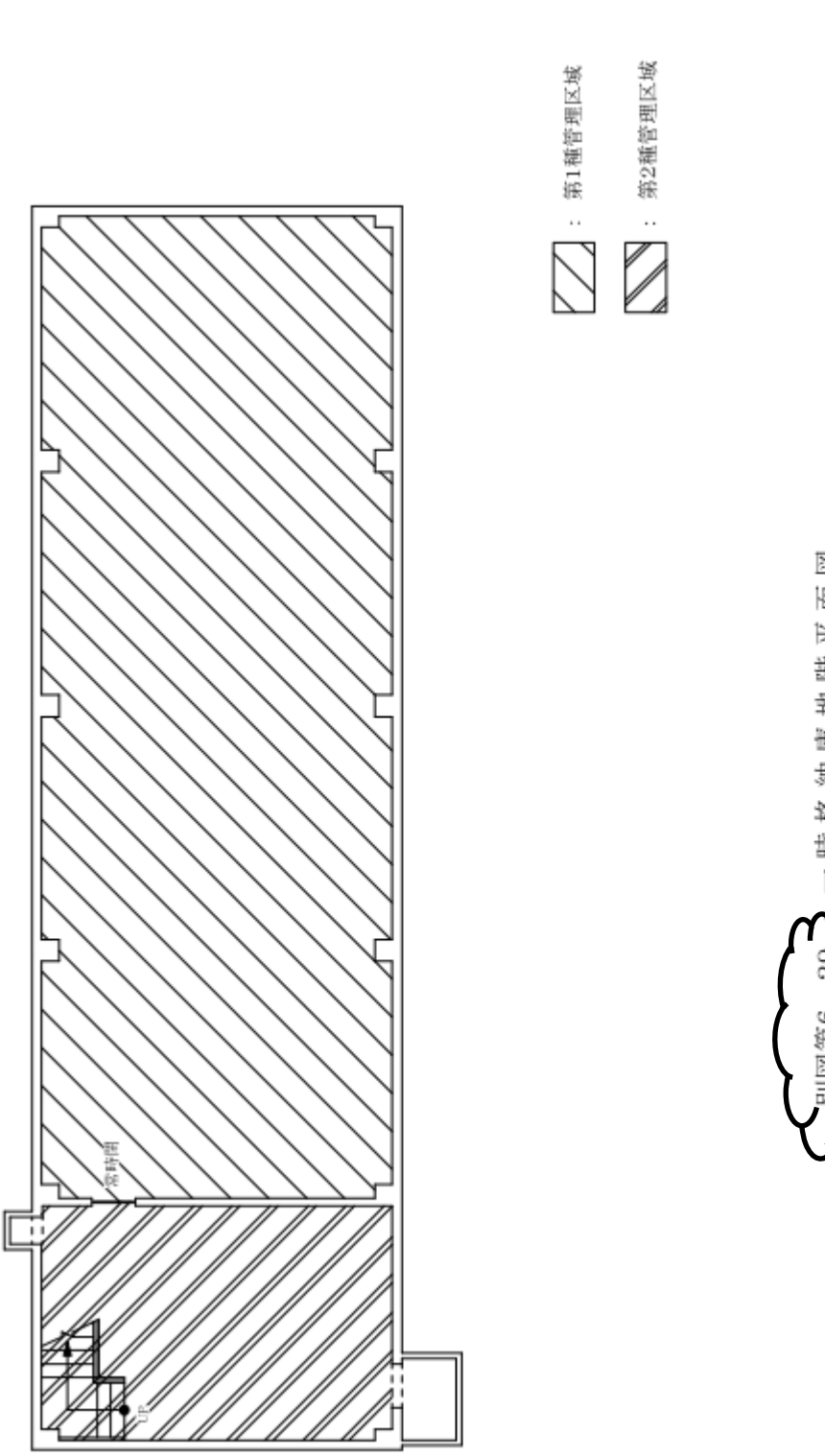
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-25 廃液貯留施設 I 平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-25 廃液貯留施設 I 平面図</p>	<p>・ 廃棄物管理施設用廃液貯槽の記載の見直し</p>

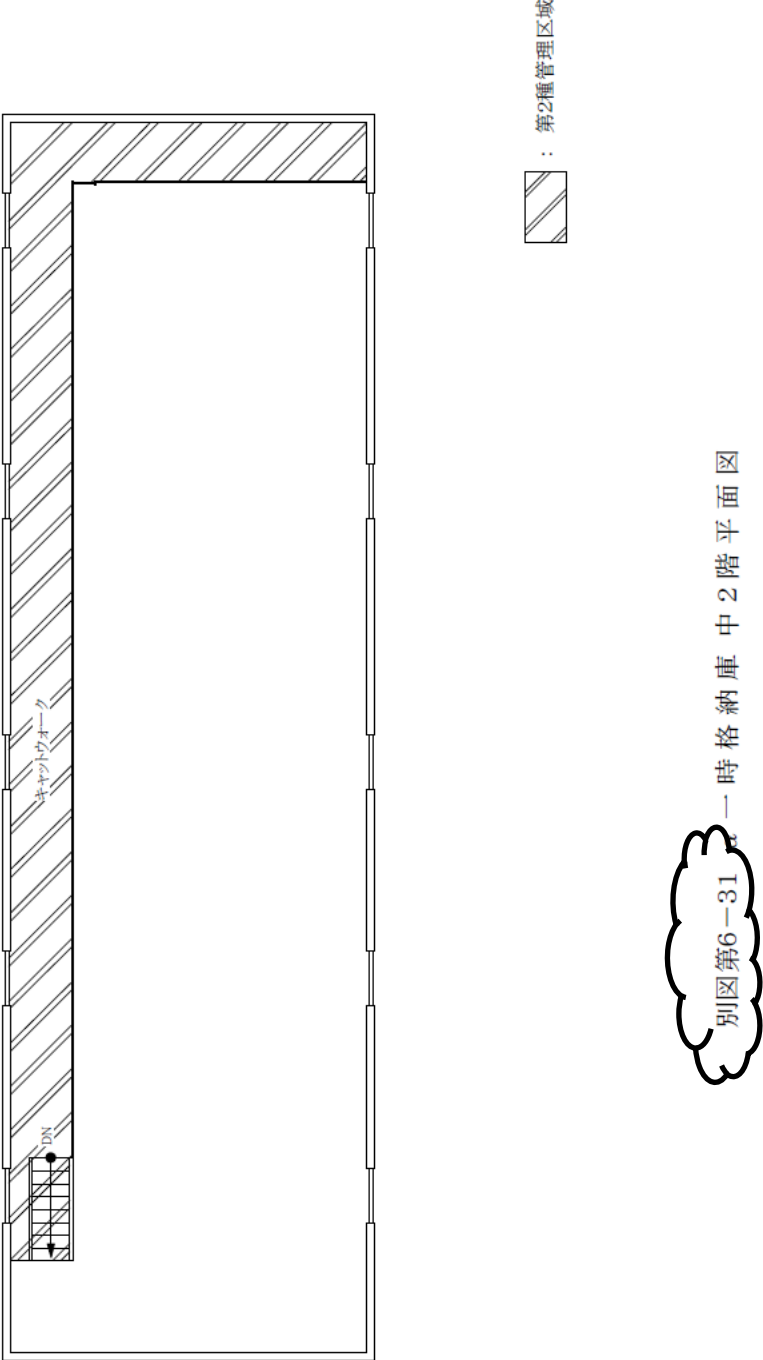
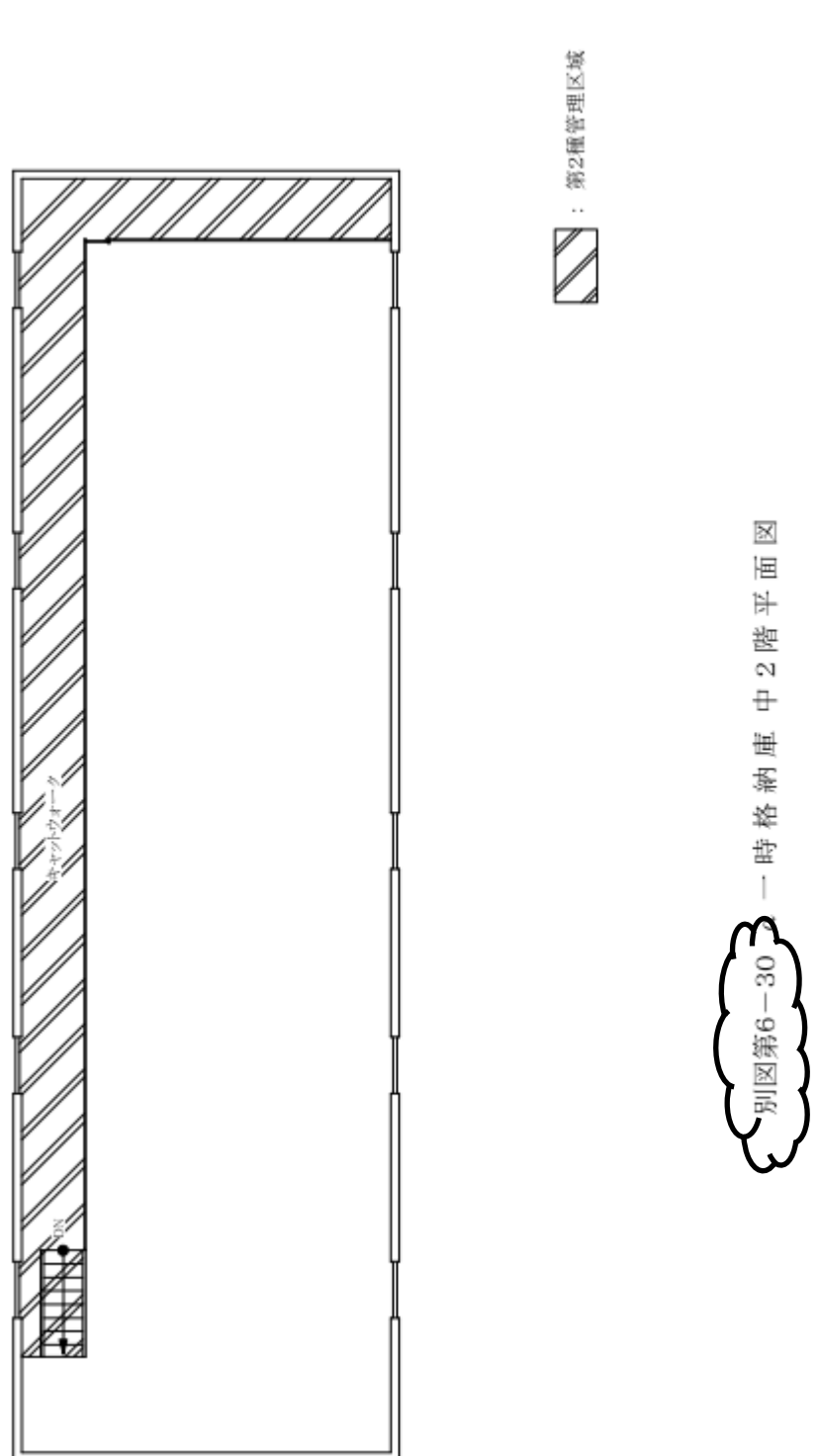
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地上1階</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地上2階</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地下1階</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p> : 第1種管理区域 : 第2種管理区域 ⇄ : 管理区域出入口 </p> </div> <p style="text-align: center;">別図第6-26 廃液貯留施設Ⅱ平面図</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>地上1階</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地上2階</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>地下1階</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p> : 第1種管理区域 : 第2種管理区域 ⇄ : 管理区域出入口 : 廃棄物保管場所 </p> </div> <p style="text-align: center;">別図第6-26 廃液貯留施設Ⅱ平面図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物保管場所の追加

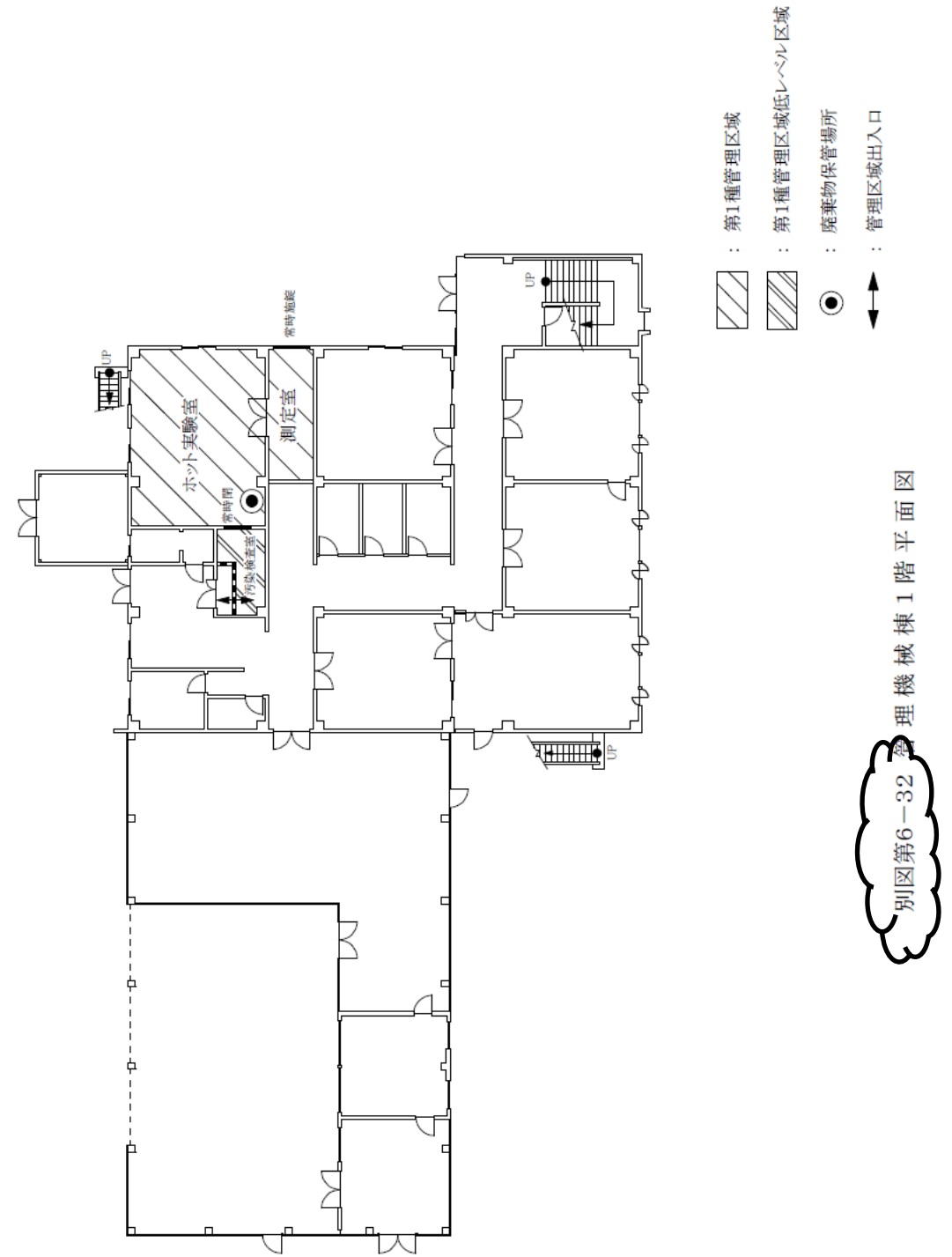

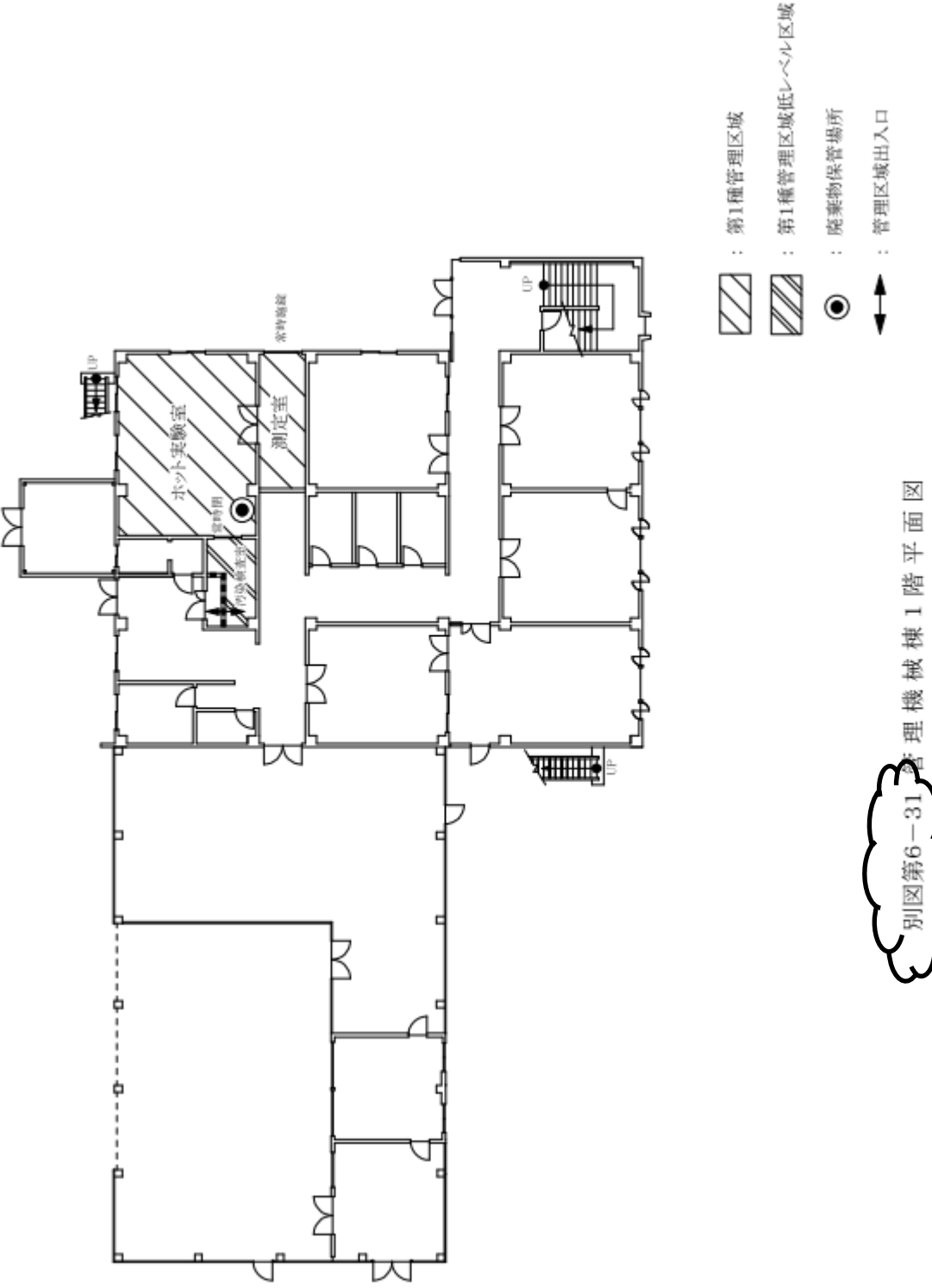

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
<div style="text-align: center;">  <p>別図第6-27 有機廃液一時格納庫平面図</p> </div>	<p><u>(削る)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-28 </p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-27 </p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p>別図第6-29</p>	 <p>別図第6-28</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p>別図第6-30 一時格納庫地階平面図</p>	 <p>別図第6-29 一時格納庫地階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

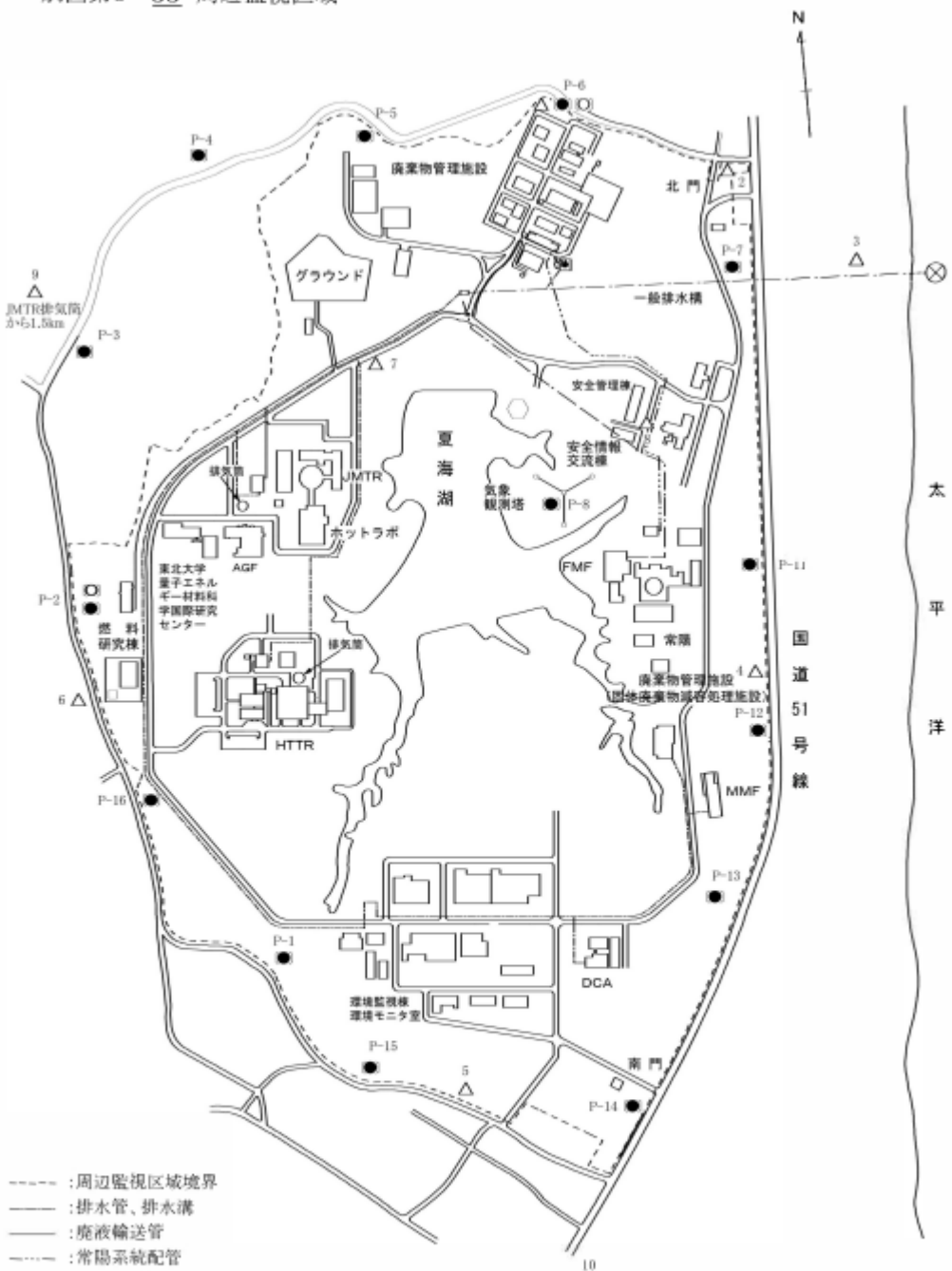
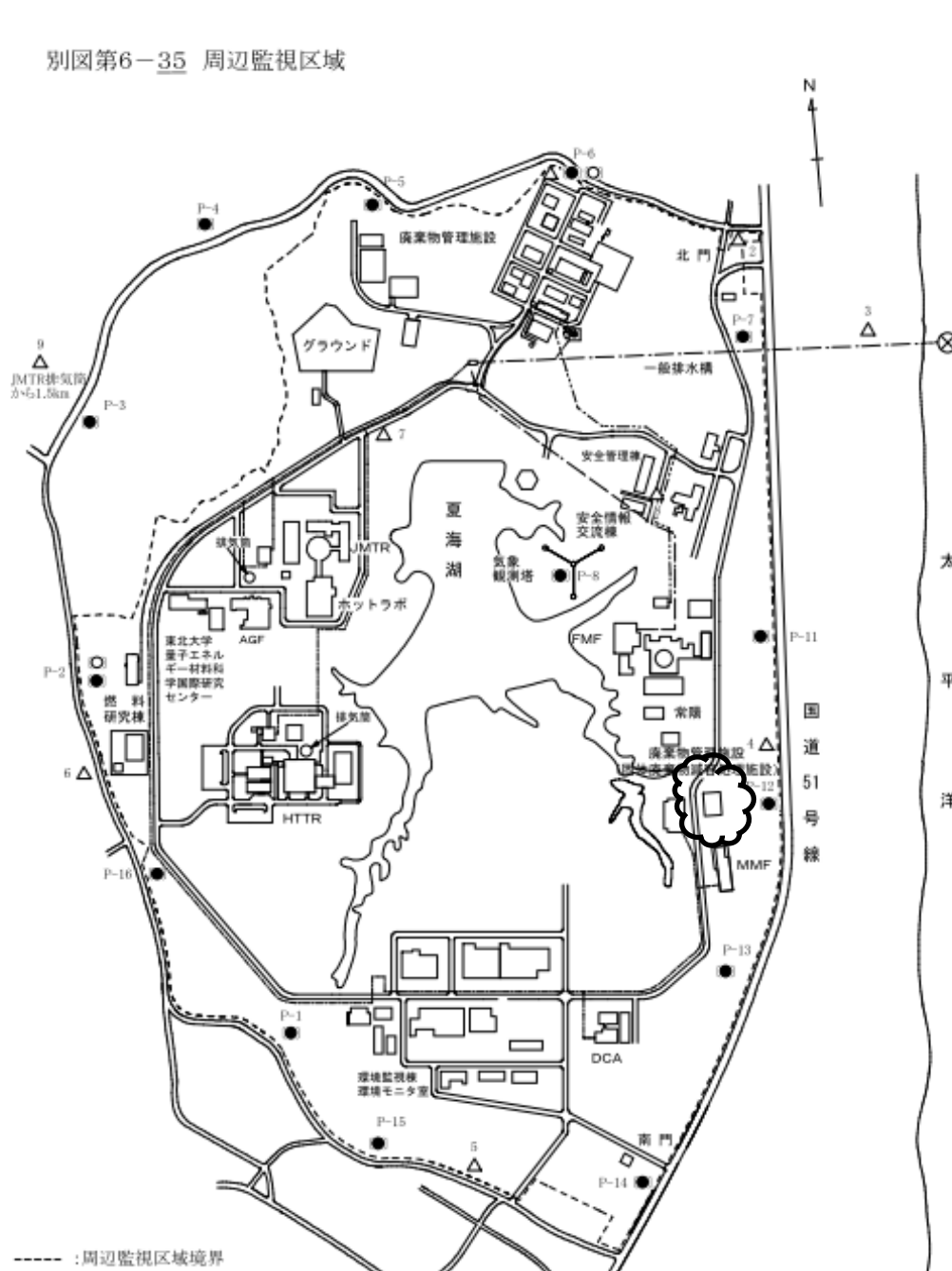
変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p>別図第6-31 一時格納庫中2階平面図</p>	 <p>別図第6-30 一時格納庫中2階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-32  管理機械棟1階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-31  管理機械棟1階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<div data-bbox="1308 373 2309 1850" style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"><p data-bbox="1457 600 2228 642" style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p></div> <p data-bbox="2332 741 2377 1465" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図第6-32 固体廃棄物減容処理施設平面図 1階</p>	<p data-bbox="2436 296 2763 365">・ 固体廃棄物減容処理施設を追加</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<div style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 5px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div>	<p>・ 固体廃棄物減容処理施設を追加</p> <p style="text-align: right;">別図第6-33 固体廃棄物減容処理施設平面図 2階</p>

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<div data-bbox="1320 357 2329 1837" style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"><p data-bbox="1469 577 2240 630" style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p></div> <p data-bbox="2359 682 2404 1480" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図第6-34 固体廃棄物減容処理施設平面図 地下1階</p>	<p data-bbox="2433 294 2760 367">・ 固体廃棄物減容処理施設を追加</p>

変更前 (補正前 (平成28年12月17日付け補正))	変更後 (補正後)	備考
<p>別図第6-33 周辺監視区域</p>  <p> 〇: MTR排気筒から1.5km △: 積算線量計 ⊗: 排水試料採取点 (一般排水溝出口) ●: モニタリングポスト (P-1~P-8, P-11~P-16) □: ダストモニタ (P-2, P-6) ■: 排水監視施設 △: 積算線量計 ⊗: 排水試料採取点 (一般排水溝出口) </p> <p>別記様式第6-1 (省略)</p>	<p>別図第6-35 周辺監視区域</p>  <p> 〇: MTR排気筒から1.5km △: 積算線量計 ⊗: 排水試料採取点 (一般排水溝出口) ●: モニタリングポスト (P-1~P-8, P-11~P-16) □: ダストモニタ (P-2, P-6) ■: 排水監視施設 △: 積算線量計 ⊗: 排水試料採取点 (一般排水溝出口) </p> <p>別記様式第6-1 (変更なし)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図番の繰下げ ・ 固体廃棄物減容処理施設を追加

変更前（補正前（平成28年12月17日付け補正））	変更後（補正後）	備 考
	<p><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>

廃 棄 物 管 理 施 設 保 安 規 定

新 旧 対 照 表

(変更前 (令和 4 年 2 月 10 日付け認可) - 変更後 (補正後))

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 （省略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「所長」とは、大洗研究所長をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、環境保全部長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長をいう。</p> <p>(5) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(6) 「職員等以外」とは、契約に基づく作業員をいう。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、廃棄物管理施設の保全、廃棄物管理施設の操作、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、見学等の目的で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(10) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(11) 「非常事態」とは、廃棄物管理施設に係る別表第1－2に掲げる事態をいう。</p> <p>(12) 「緊急作業」とは、廃棄物管理施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(13) 「放射線管理」とは、廃棄物管理施設に係る放射線による災害を防止するために行う対策及び監視をいう。</p> <p>(14) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物管理施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「所長」とは、大洗研究所長をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、環境技術開発センター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、環境保全部長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長及び原子力施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「課長」とは、廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長、環境監視線量計測課長、環境計画課長、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長、核物質管理課長及び調達課長をいう。</p> <p>(5) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員及び臨時用員等の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(6) 「職員等以外」とは、契約に基づく作業員をいう。</p> <p>(7) 「放射線業務従事者」とは、廃棄物管理施設の保全、廃棄物管理施設の操作、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(8) 「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、見学等の目的で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(10) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(11) 「非常事態」とは、廃棄物管理施設に係る別表第1－2に掲げる事態をいう。</p> <p>(12) 「緊急作業」とは、廃棄物管理施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(13) 「放射線管理」とは、廃棄物管理施設に係る放射線による災害を防止するために行う対策及び監視をいう。</p> <p>(14) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(15) 「保安活動」とは、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(16) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(17) 「事業者検査」とは、法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(18) 「建設段階」とは、<u>新設建家の建設、付帯設備の工事、設備機器の設計、製作、それらの検査、試運転、許認可等の業務を実施している段階をいう。</u></p> <p>(19) 「施設管理方針」とは、廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第10号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(21) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設として策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項</p> <p>(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p>	<p>(15) 「<u>所掌する廃棄物管理施設</u>」とは、<u>廃棄物管理課長においては、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の本体施設及び特定施設を、減容処理施設準備室長においては、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）の本体施設及び特定施設をいう。</u></p> <p>(16) 「保安活動」とは、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(17) 「保全活動」とは、保安活動のうち、廃棄物管理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(18) 「<u>使用前事業者検査等</u>」とは、法第51条の8第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第51条の10第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。 <u>(削る)</u></p> <p>(19) 「施設管理方針」とは、廃棄物管理施設が法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第10号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、廃棄物管理施設の施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(21) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、廃棄物管理施設として策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 廃棄物管理施設の設計及び工事に関する事項</p> <p>③ 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 廃棄物管理施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関する事項</p> <p>(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p>	<p>・所掌する廃棄物管理施設について追加</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画との整合</p> <p>・号番号の繰下げ</p> <p>・建設段階の文章を削除</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>（規則、基準等の制定、改定及び廃止）</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、<u>本体施設及び特定施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）</u>について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>（1） 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>（2） 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>（3） 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるととも</p>	<p>(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、廃棄物管理施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>（規則、基準等の制定、改定及び廃止）</p> <p>第4条 所長は、事故異常時の通報連絡に関する規定その他この規定を施行するため、通達により規則等を定めることができる。</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき規則等を定めるときは、原子炉施設等安全審査委員会又は品質保証推進委員会の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、この規定を施行するため、通達を定めることができる。</p> <p>4 部長は、前項の規定に基づき通達を定めるときは、廃棄物取扱主任者の参画又は同意を得なければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の規定に基づき通達を定めたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の報告をするときは、センター長に報告しなければならない。</p> <p>7 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する廃棄物管理施設</u>について手引きを作成し、又はこれを変更することができる。</p> <p>8 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の手引きを作成するときは、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>9 環境保全部長は、前項の規定に基づき、手引きの作成又は変更を承認するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>（職務）</p> <p>第6条 廃棄物管理施設に係る職員等は、この規定を遵守して、保安に関する業務を遂行する。</p> <p>2 廃棄物管理施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>（1） 理事長は、機構における廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>（2） 統括監査の職は、廃棄物管理施設の保安に関する品質マネジメント活動の監査を統括するとともに、第13条の2 5.5.2管理責任者に定める監査プロセスの業務を行う。</p> <p>（3） 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずるととも</p>	<p>・固体廃棄物減容処理施設の手引きの作成について追記</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の手引きの作成について追記</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>に、第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長は、大洗研究所の廃棄物管理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(7) 所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第13号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</p> <p>(11) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(12) 保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p> <p>(13) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(14) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p> <p>(15) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(16) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設安全課長は、大洗研究所の品質マネジメント活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(18) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(19) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する</p>	<p>に、第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める本部（監査プロセスを除く。）における業務を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長は、大洗研究所の廃棄物管理施設における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、調達業務における調達先の評価、選定に係る基準を定めるとともに、本部における廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統理するとともに、大洗研究所における管理責任者として第13条の2 5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</p> <p>(7) 所長は、大洗研究所の廃棄物管理施設に係る保安に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第10条に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) センター長は、所長が行う廃棄物管理施設に係る保安に関する業務の統括を補佐するとともに、廃棄物管理施設に係る環境保全部長の行う年間処理計画、修理及び改造計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境保全部長は、環境計画課長、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設（第13号の規定により放射線管理部長がその管理を統括する放射線管理施設を除く。）の管理を統括する。</p> <p>(11) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(12) 保安管理部長は、安全対策課長、施設安全課長、危機管理課長及び核物質管理課長が行う業務を統括する。また、必要に応じセンター長及び各部長に対して品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う。</p> <p>(13) 放射線管理部長は、環境監視線量計測課長及び放射線管理第2課長が行う業務を統括するとともに、施設管理統括者として廃棄物管理施設のうち放射線管理施設に係る管理を統括する。</p> <p>(14) 環境計画課長は、環境保全部長が行う統括に関する業務を補佐する。</p> <p>(15) 調達課長は、大洗研究所における、廃棄物管理施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(16) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の実施計画に関する業務を行う。</p> <p>(17) 施設安全課長は、大洗研究所の品質マネジメント活動の庶務に関する業務、原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務並びに許認可申請等の内容の確認及び指導に関する業務を行う。</p> <p>(18) 危機管理課長は、総合的な訓練に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</p> <p>(19) 核物質管理課長は、周辺監視区域の維持管理、周辺監視区域の出入管理、職員等以外の者の周辺監視区域立入時の保安措置等に関する業務を行う。</p> <p>(20) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務並びに放射線業務従事者の線量の測定及び評価に関する</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(22) 廃棄物管理課長は、施設管理者として<u>本体施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）</u>の操作及び保守、<u>特定施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）</u>の操作及び保守、<u>放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>(23) <u>減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条～第9条の2 （省略）</p> <p>（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）</p> <p>第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による事業者検査を行う。</p> <p>2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>第11条 （省略）</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務）</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安<u>（建設段階における保安のために行われる業務を含む。以下この条において同じ。）</u>の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p>	<p>業務等のこの規定に定める業務を行うとともに放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(21) 放射線管理第2課長は、線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定、排気及び排水中の放射性物質の濃度の測定、放射線作業に係る線量の評価に関する事項の業務等のこの規定に定める業務を行うとともに施設管理者として放射線管理施設の操作及び保守を行う。</p> <p>(22) 廃棄物管理課長は、施設管理者として<u>所掌する廃棄物管理施設</u>の操作及び保守、放射性廃棄物の受入れ及び処理並びに管理、<u>所掌する廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、所掌する廃棄物管理施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、機器、保護衣等の汚染の除去、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>(23) <u>減容処理施設準備室長は、施設管理者として所掌する廃棄物管理施設の操作及び保守、放射性廃棄物の処理、所掌する廃棄物管理施設で発生した放射性廃棄物の管理、所掌する廃棄物管理施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物の廃棄及び管理、放射性廃棄物に係るものの運搬、区域管理としての出入管理、施設管理、作業環境の管理並びに検査及び試験に関する業務等のこの規定に定める業務を行う。</u></p> <p>第2節 委員会等</p> <p>第7条～第9条の2 （変更なし）</p> <p>（独立検査組織の設置及び<u>使用前</u>事業者検査等の独立性の確保）</p> <p>第10条 大洗研究所に独立検査組織を設置し、検査対象となる設備の運転・保守に関与しない者による<u>使用前</u>事業者検査等を行う。</p> <p>2 第6条第2項に掲げる各職位は、独立検査組織の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>第3節 廃棄物取扱主任者</p> <p>第11条 （変更なし）</p> <p>（廃棄物取扱主任者の職務）</p> <p>第12条 廃棄物取扱主任者は、当該廃棄物管理施設の操作に係る保安の監督を行うことを任務とし、その職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う者への指示</p>	<p>・ 所掌施設の明確化</p> <p>・ 所掌施設の明確化</p> <p>・ 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・ 建設段階の文章を削除</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条（省略）</p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）」に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p>	<p>(2) 廃棄物管理施設の操作に関し、理事長又は大洗研究所担当理事に対しての意見の具申</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作に関し、必要な助言、勧告又は指示</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の操作に関する施設管理実施計画（設備保全整理表及び検査要否整理表を含む。）の作成への参画</p> <p>(5) 本規定及び本規定に基づく規定並びに手引きの制定及び改廃への参画</p> <p>(6) 法及び法に関係する規則類（以下「法令」という。）に基づく報告の確認</p> <p>(7) 第124条に規定する業務報告の記載内容の確認</p> <p>(8) 異常及び故障原因の調査並びに故障報告等の作成への参画</p> <p>(9) 保安教育実施計画の作成への参画</p> <p>(10) 中央安全審査・品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会等への出席</p> <p>(11) 部長が定める通達の作成への参画</p> <p>(12) 定期的な評価の実施計画等の確認</p> <p>(13) その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行</p> <p>第13条（変更なし）</p> <p>第2章の2 品質マネジメント計画</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第13条の2 廃棄物管理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃棄物管理施設の事業許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）」に従って、廃棄物管理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、廃棄物管理施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000 : 2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第2の2-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。別図第2の2-2に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 廃棄物管理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。別図第2の2-1に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。別図第2の2-2に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1項どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために、必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 風通しの良い組織文化が形成されている。 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p> <p>本品質マネジメント計画 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p>	<p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 風通しの良い組織文化が形成されている。 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・廃棄物管理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4項に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、別表第2の2-3に廃棄物管理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル（一次文書）</p> <p>a) 本品質マネジメント計画 b) 廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（以下「施設品質マネジメント計画書」という。）</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録</p> <p>4.2.2 品質マネジメント計画</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p>	<p>理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>a) 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>f) 文書は、読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p>	<p>(2) 安全管理部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>a) 品質方針を設定する。</p> <p>b) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>(1) 理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第5条及び第6条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、<u>関係する要員</u>が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p>	<p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1項（4）項b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1項（4）項参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第5条及び第6条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（4.2.1項参照）を定めさせ、<u>保安に係る各組織の要員</u>が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について<u>説明する責任</u>を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 責任者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会</p>	<p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、大洗研究所においては大洗研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1項に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たにに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者からの意見</p> <p>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</p> <p><u>d) 事業者検査並びに自主検査等の結果</u></p> <p>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>j) 改善のための提案</p> <p>k) 資源の妥当性</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項 a) において同じ。））の有効性</p>	<p>及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p><u>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者からの意見</p> <p>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</p> <p><u>d) 使用前事業者検査等及び自主検査等（廃棄物管理施設の要求事項への適合性を判定するため、使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの）の結果</u></p> <p>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>j) 改善のための提案</p> <p>k) 資源の妥当性</p> <p>l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項 a) において同じ。））の有効性</p> <p><u>(2) 所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。</u></p> <p><u>(3) 研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。</u></p> <p><u>(4) 監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合 (以下同じ。)</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p>	<p>(5) <u>本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。</u></p> <p>(6) <u>各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>e) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、大洗研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、大洗研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ 所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境 所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1項にて明確にし、運営管理する。 なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p>	<p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全管理部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) までに準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ 所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を7.1項にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境 所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1項にて明確にし、運営管理する。 なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 所長及び部長は、運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を別表第2の2-3のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)項、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・廃棄物管理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>d) 業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全管理部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>d) 業務・廃棄物管理施設のための事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4項参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全管理部長、契約部長は、本部において廃棄物管理施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)項から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を7.1項において明確にする。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に必要な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>a) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p>	<p>7.3 設計・開発</p> <p><u>所長又は部長は、廃棄物管理施設の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1項(2)項c）の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1項参照）に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1項参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p>	<p>c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1項参照）に体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1項参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p><u>(4) 設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、引合仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、引合仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる廃棄物管理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1項参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、廃棄物管理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.4 調達 所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合には必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p>	<p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該廃棄物管理施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.4 調達 所長又は部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、「大洗研究所調達管理要領」（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄事業者と共有する場合には必要な処置に関する方法を「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、検証を実施する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 廃棄物管理施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p>	<p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、<u>次の事項のうち該当する方法</u>で検証を実施する。</p> <p>a) <u>受入検査（記録確認を含む。）</u></p> <p>b) <u>立会検査（供給者先、現地）</u></p> <p>c) <u>その他（書類審査、受注者監査）</u></p> <p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2項参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（7.1項参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、廃棄物管理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 廃棄物管理施設の保安のために、次の事項を含む必要な情報が利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果 <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3項参照）。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p>	<p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について固有の識別をし、その記録を管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p><u>(2) 部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力の安全に影響を及ぼさないように適切に取り扱う。</u></p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p>	<p>監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4項参照）。また、その機器及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを8.2項から8.5項に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3項参照）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>a) 本品質マネジメント計画の要求事項</p> <p>b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>部長及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査又は自主検査等を実施する。</u></p> <p>(2) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u> <u>また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p>	<p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p><u>(1)使用前事業者検査等</u></p> <p><u>所長は、「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」を定め、検査及び試験を行う原子力施設検査室長に次の事項を管理させる。</u></p> <p>a) <u>原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等を実施する。</u></p> <p>b) <u>検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</u></p> <p>c) <u>記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</u></p> <p>d) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や廃棄物管理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>e) <u>原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u></p> <p><u>(2)自主検査等</u></p> <p><u>自主検査等を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>a) <u>部長(原子力施設検査室長を除く。)及び課長は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画（7.1項参照）に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。</u></p> <p>b) <u>自主検査等を行う部長及び課長は、8.2.4(1)(b)～(e)を準用する。</u></p> <p>c) <u>自主検査等を行う部長及び課長は、検査する要員の独立性を確保するために必要な場合は原子力施設検査室長と事前に協議の上検査を依頼することができる。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全管理部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) 所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4項参照）</p>	<p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、<u>センター長</u>、部長及び課長は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(5) 所長は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全管理部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1項参照）</p> <p>b) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の特性及び傾向（8.2.3項及び8.2.4項参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4項参照）</p> <p>(3) <u>部長及び課長は、データ分析の情報及びその結果を整理し、センター長及び所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、</u></p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p> <p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	<p><u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。</u></p> <p><u>(4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（5.6.2項参照）に反映する。</u></p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p>(6) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p>	<p>・廃棄物管理施設品質マネジメント計画書との整合</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 （省略）</p> <p><u>（設計想定事象が発生した場合の措置）</u></p> <p><u>第14条の2 設計想定事象が発生した場合の措置については、法（平成25年12月18日改正法施行）への適合確認が完了するまでに定める。</u></p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設（<u>固体廃棄物減容処理施設を除く。</u>）ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全管理部長、所長、センター長及び部長は、他の廃棄物管理施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全管理部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の廃棄事業者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4項参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3章 運転管理</p> <p>第1節 通則</p> <p>第14条 （変更なし）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第15条 環境保全部長は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物を受け入れる原子炉施設及び核燃料使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）から通知を受けた年間放射性廃棄物処理依頼量、第40条の規定により推定した廃棄物管理施設内で発生する放射性廃棄物の種類及び数量、年間最大受入れ量、当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この章において「年間処理計画」という。）を放射線管理部長と協議して作成し、センター長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間及び予定受入れ・処理量</p> <p>(2) 廃棄物管理設備本体の管理施設の収納余裕量</p> <p>(3) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(4) 主要な修理及び改造の項目並びに予定期間</p>	<p>・廃棄物管理事業許可との整合による削除</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の削除</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（処理実施計画）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間</p> <p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力</p> <p>(3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第17条 （省略）</p> <p>（要員の配置）</p> <p>第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）</p>	<p>2 センター長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 センター長は、第1項の承認をしたときは、所長へ報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（処理実施計画）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設ごとの稼働予定期間</p> <p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力</p> <p>(3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 <u>減容処理施設準備室長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次号に掲げる事項を明らかにした処理実施計画を作成し、環境保全部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>所掌する</u>廃棄物管理施設の稼働予定期間</p> <p>(2) <u>放射性廃棄物の予定処理量</u></p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の処理実施計画を作成するときは、放射線管理施設の状況を勘案しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項<u>及び第2項</u>の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の承認をしたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>第17条 （変更なし）</p> <p>（要員の配置）</p> <p>第18条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設の保安に係る要員を配置しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の要員の配置において、別表第3-1の左欄に掲げる設備を操作するときは、当該設備に、それぞれ1人以上の監視要員を配置しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の処理実施計画を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の処理実施計画の追加に伴う記載の変更</p> <p>・項番の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>第19条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる設備、機器について巡視しなければならない。</p> <p>なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。</p> <p>（作業開始前の点検）</p> <p>第20条 廃棄物管理課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（作業中の巡視）</p> <p>第21条 廃棄物管理課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>（作業終了後の点検）</p> <p>第22条 廃棄物管理課長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>第23条 （省略）</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>（警報装置の作動条件）</p> <p>第24条 廃棄物管理課長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第25条 （省略）</p>	<p>第19条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等について別表第3-2に掲げる設備、機器について巡視しなければならない。</p> <p>なお、一般排水溝内の外観については、毎年1回以上巡視しなければならない。</p> <p><u>（使用を停止した設備機器の巡視）</u></p> <p>第19条の2 廃棄物管理課長は、使用を停止した設備機器について、巡視を行わなければならない。</p> <p>なお、巡視の項目、頻度については第4条で定める手引きに定める。</p> <p>（作業開始前の点検）</p> <p>第20条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第3-3に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>（作業中の巡視）</p> <p>第21条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに、別表第3-4に掲げるところにより巡視しなければならない。</p> <p>（作業終了後の点検）</p> <p>第22条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、処理作業を終えたときは、別表第3-5に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を点検しなければならない。</p> <p>第23条 （変更なし）</p> <p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>（警報装置の作動条件）</p> <p>第24条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、別表第3-6に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、環境保全部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>第25条 （変更なし）</p> <p><u>（固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限）</u></p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・使用を停止した設備機器の管理について追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第4節 運転上の条件</p> <p>（操作の条件）</p> <p>第26条 廃棄物管理課長は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>（非常系電源）</p> <p>第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、非常系受電設備による電力が30秒以内に廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</p> <p><u>2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前項の非常系受電設備による受電ができないときに、α 固体処理棟の予備電源設備からα 焼却装置及びα ホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p>	<p><u>第25条の2 減容処理施設準備室長は、別表第3-9に掲げる固体廃棄物減容処理施設の各部屋でのプルトニウム及び核分裂性物質の最大取扱量を超えないようにしなければならない。</u></p> <p>第4節 運転上の条件</p> <p>（操作の条件）</p> <p>第26条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、別表第3-1の左欄に掲げる設備を運転するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を遵守して、これを行わなければならない。</p> <p>（非常系電源）</p> <p>第27条 廃棄物管理課長は、商用電源が停電したときに、<u>北受電所の非常系受電設備による電力が30秒以内に所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電し、かつ、次条の予備電源設備（発電装置）による受電ができないときに、南受電所の非常系受電設備による電力が所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p><u>（予備電源）</u></p> <p>第27条の2 廃棄物管理課長は、商用電源が停電し、かつ、前条の北受電所の非常系受電設備による受電ができないときに、<u>α 固体処理棟の予備電源設備からα 焼却装置及びα ホール設備に給電できることを、切替・負荷試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 商用電源が停電し、かつ、前条の北受電所の非常系受電設備による受電ができないときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、廃液処理棟、廃棄物管理施設用廃液貯槽、排水監視施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、管理機械棟及びα 固体貯蔵施設の安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</u></p> <p><u>3 商用電源が停電したときに、予備電源としての可搬型発電機から給電する設備は、β・γ 固体処理棟Ⅲの安全上必要な監視、警報及び通信連絡に使用する設備とする。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長は、前2項の可搬型発電機について、模擬負荷試験を毎年1回以上実施しなければならない。</u></p> <p><u>5 減容処理施設準備室長は、商用電源が停電したときに、予備電源設備（発電装置及び無停電電源装置）による電力が、発電装置にあっては30秒以内に、無停電電源装置にあっ</u></p>	<p>性物質の取扱量の制限について追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・非常系受電設備の明確化</p> <p>・予備電源項目の追加に伴い削除</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設を追加</p> <p>・予備電源の項目を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第5節 異常時の措置</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第28条 廃棄物管理課長は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第29条 廃棄物管理課長は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（地震又は火災時の措置）</p> <p>第29条の2 地震又は火災が発生した場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>（2）火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p>	<p><u>ては瞬断にならずに、所掌する廃棄物管理施設において受電できることを、切替試験により毎年1回以上確認しなければならない。</u></p> <p>第5節 異常時の措置</p> <p>（警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第28条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、所管する施設に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、措置を講じなければならない。</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第29条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第19条、第20条、第21条及び第22条の規定による巡視並びに第29条の2の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第96条の規定により放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、原因復旧の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に対し、廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めたときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長又は放射線管理部長は、前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>（地震又は火災時の措置）</p> <p>第29条の2 地震又は火災が発生した場合は、<u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>（2）火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長へ直ちに通報しなければならない。</p>	<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合は、環境保全部長に報告しなければならない。</p> <p>（外部事象発生時の措置）</p> <p><u>第29条の3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、所掌する廃棄物管理施設に対して以下の外部事象への未然防止措置及び外部事象が発生した際の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 竜巻警報発報時の措置</u></p> <p><u>(2) 火山活動による降下火砕物の措置</u></p> <p><u>(3) 生物学的事象（微生物及び昆虫の大量発生、小動物の侵入）の発生時の措置</u></p> <p><u>(4) 森林火災発生時の措置</u></p> <p><u>(5) 積雪時の措置（固体廃棄物減容処理施設に限る。）</u></p> <p><u>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象が発生した場合、処理作業を停止し、所掌する廃棄物管理施設の運転を停止する。</u></p> <p><u>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する気象情報等により、竜巻の発生する可能性が高まっている領域に大洗研究所の敷地が含まれると予測された場合は、「竜巻措置要領」に基づき、措置を行う。</u></p> <p><u>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、気象庁が発表する降灰予報等により火山の噴火による降灰の到達範囲に大洗研究所の敷地が含まれる場合は「火山降灰警戒要領」に基づき、措置を行う。</u></p> <p><u>5 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、外部事象発生時に備え資機材等を配備する。</u></p> <p><u>6 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項までの措置の手順について第4条で定める手引きに定める。</u></p> <p>（勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第30条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第105条第1項の規定により所掌する施設で勤務時間外に異常が発生した旨の通報を受けたときは、直ちに現場に赴き、又は第104条に定める勤務時間外通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査し、拡大防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 減容処理施設準備室長は、第1項の調査の結果、その異常が所掌する廃棄物管理施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・外部事象発生時の措置を追加</p> <p>・放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>4 放射線管理第2課長は、<u>第2項</u>の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条（省略）</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（2）放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「大洗研究所放射性廃棄物管理要領（以下「放射性廃棄物管理要領」という。）」に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「大洗研究所放射線安全取扱手引」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>（3）運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>（4）車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>（5）汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p>	<p>4 放射線管理第2課長及び<u>環境監視線量計測課長</u>は、<u>前2項</u>の通報を受けたときは、放射線管理部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長に対し、放射線管理上必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、第2項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第3項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長に対し、所掌する廃棄物管理施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物管理施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長、センター長、保安管理部長、<u>放射線管理部長</u>及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長又は放射線管理部長は、第6項及び前項又は第5項の措置を指示するときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第31条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第4章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第32条（変更なし）</p> <p>（周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第33条 廃棄物管理課長及び<u>減容処理施設準備室長</u>は、汚染の除去に係る物及び廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）前条各号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（2）放射性廃棄物の種類、数量、性状等に応じて「大洗研究所放射性廃棄物管理要領（以下「放射性廃棄物管理要領」という。）」に定める容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。また、汚染の除去に係る物の放射性物質の種類、量等に応じて、「大洗研究所放射線安全取扱手引」に定める運搬物に区分するとともに障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>（3）運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>（4）車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合においては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>（5）汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ保安のため必要な監督を行わせること。</p>	<p>・環境監視線量計測課長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・放射線管理部長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則（以下「運搬規則」という。）」に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めたときは、自ら又は付近にいる者に依頼して、廃棄物管理課長、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、センター長及び保安管理部長に通報しなければならない。</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ</p> <p>（受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3-7に掲げる受入れ施設において受け入れるものとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。なお、<u>JMTR原子炉施</u></p>	<p>(6) 「大洗研究所内放射性物質等運搬規則（以下「運搬規則」という。）」に定める周辺監視区域内の運搬であることを示す標識を運搬物及びこれを運搬する車両に取り付けること。</p> <p>(7) 運搬物の線量当量率及び当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率については、別表第6-20及び別表第6-21に掲げる値を超えないように措置し、表面密度については、別表第6-6の2に掲げる値を準用してこれを超えないように措置すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び<u>減容処理施設準備室長</u>は汚染された物を周辺監視区域内で運搬するときは、前項各号に掲げる措置を講ずるとともに、廃棄物取扱主任者及び放射線管理第2課長の同意を受けなければならない。</p> <p>（周辺監視区域内の運搬中における異常時の措置）</p> <p>第34条 前条に規定する放射性廃棄物等の運搬に従事する者は、周辺監視区域内の運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたと認めたときは、自ら又は付近にいる者に依頼して、廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>、放射線管理第2課長又は危機管理課長へ直ちに通報するとともに、関係者以外の者及び関係のない車両を近づかせないための措置その他の応急措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項に規定する課長は、前項の通報を受けたときは、相互に通報し、直ちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行い、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、それぞれの部長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>4 部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>5 部長は、第3項の通報を受けたときは、適切な措置を講ずるとともに、所長、センター長及び保安管理部長に通報しなければならない。</p> <p>第5章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第1節 受入れ</p> <p>第1款 受入れ</p> <p>（受入れに係る安全の確認）</p> <p>第35条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物の種類ごとに別表第3-7に掲げる受入れ施設において受け入れるものとする。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃液輸送管、配管又は廃液運搬車によって液体廃棄物を受入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p><u>設から定期的に廃液輸送管により搬入される液体廃棄物であって、あらかじめ廃棄物管理課長が同意したものについては受入れ後、すみやかに確認するものとする。</u></p> <p>(1) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(2) 廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。</p> <p>(3) 爆発性、強酸性、強アルカリ性等の特殊な液体廃棄物でないこと。</p> <p>(4) 機械油、スラッジ、異物等が混入していないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、固体廃棄物又は容器入りの液体廃棄物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物管理要領で定められた容器等に封入又は梱包されていること。</p> <p>(2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がないこと。</p> <p>(3) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じた適切な安定化処理が実施された後、その安定化処理の方法の記録が受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付されていること。</p> <p>(4) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質、有毒性物質及び金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。</p> <p>(5) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度等に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(6) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び別表第5-2に掲げる事項が容器等に表示されていること。</p> <p>(7) 線量当量率等に異常がないこと。</p> <p>(8) 外観等に異常がないこと。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を受け入れないものとする。また、別表第5-1の2の受入基準を遵守するための特記事項の協議については、放射性廃棄物管理要領に定める協議を行うこととする。</p> <p>（協議を要する放射性廃棄物に係る措置）</p> <p>第36条 廃棄物管理課長は、原子炉施設等から受け入れる放射性廃棄物について、協議を受けたときは、当該放射性廃棄物の受入れに係る安全上必要な措置を検討しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の放射性廃棄物を受け入れるときは、協議に基づいた措置が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>第2款 一時貯留又は保管</p> <p>第37条 （省略）</p>	<p>(1) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(2) 廃液輸送管、配管又は廃液運搬車による受入れ方法であること。</p> <p>(3) 爆発性、強酸性、強アルカリ性等の特殊な液体廃棄物でないこと。</p> <p>(4) 機械油、スラッジ、異物等が混入していないこと。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、固体廃棄物又は容器入りの液体廃棄物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 放射性廃棄物管理要領で定められた容器等に封入又は梱包されていること。</p> <p>(2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がないこと。</p> <p>(3) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じた適切な安定化処理が実施された後、その安定化処理の方法の記録が受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付されていること。</p> <p>(4) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質、有毒性物質及び金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。</p> <p>(5) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分され、放射性物質の濃度等に係る区分上限値を満足していること。</p> <p>(6) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び別表第5-2に掲げる事項が容器等に表示されていること。</p> <p>(7) 線量当量率等に異常がないこと。</p> <p>(8) 外観等に異常がないこと。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を受け入れないものとする。また、別表第5-1の2の受入基準を遵守するための特記事項の協議については、放射性廃棄物管理要領に定める協議を行うこととする。</p> <p>（協議を要する放射性廃棄物に係る措置）</p> <p>第36条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、原子炉施設等から受け入れる放射性廃棄物について、協議を受けたときは、当該放射性廃棄物の受入れに係る安全上必要な措置を検討しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の放射性廃棄物を受け入れるときは、協議に基づいた措置が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>第2款 一時貯留又は保管</p> <p>第37条 （変更なし）</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3款 放射性廃棄物の運搬及び輸送</p> <p>（車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第38条 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第33条第1項で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽に貯留された液体廃棄物は、<u>廃棄物管理施設等運転手引</u>（以下「<u>運転手引</u>」という。）に定める運搬車両によること。</p> <p>(2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>第39条 （省略）</p> <p>第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理</p> <p>第40条 （省略）</p> <p>（固体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第41条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（液体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第42条 廃棄物管理課長は、廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>第3款 放射性廃棄物の運搬及び輸送</p> <p>（車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第38条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第33条第1項で定めるもののほか、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 第45条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物及び第42条第4号に定めるβ・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、<u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</u>に貯留された液体廃棄物は、<u>手引き</u>に定める運搬車両によること。</p> <p>(2) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。</p> <p>第39条 （変更なし）</p> <p>第2節 廃棄物管理施設内で発生した放射性廃棄物の管理</p> <p>第40条 （変更なし）</p> <p>（固体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第41条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設内において発生した固体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって、分類し、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有毒性物質、金属切粉等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号の規定により容器に収納した放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(5) 第1号の規定により放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(6) 第1号の措置をした放射性廃棄物は、第4号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第5-1及び別表第5-1の2に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（液体廃棄物の受入れ前の措置）</p> <p>第42条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、<u>所掌する</u>廃棄物管理施設内において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の廃液貯槽を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽又はα固体処理棟廃液予備処理装置貯留タンクに貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき<u>370</u>キロベクレル以上）又はα放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（容器表面の線量当量率等の測定）</p> <p>第43条 廃棄物管理課長は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第44条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の保管）</p> <p>第45条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物（第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。）について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、柵等の区画物で区画しなければならない。</p>	<p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納すること。</p> <p>(2) 発火性、爆発性等がある物はその物に応じて適切な安定化処理を行った後、その安定化処理の方法の記録を受入れ依頼時の放射性廃棄物に関する記録に添付すること。</p> <p>(3) 有機溶液、引火性物質、発泡性物質及び有毒性物質等取扱上注意を要する物を収納する容器には注意票の添付等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 第1号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃棄物管理施設用廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、<u>α</u>固体処理棟廃液予備処理装置貯留タンク又は<u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽</u>に貯留すること。この場合において、機械油、スラッジ、異物等が混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 第1号及び前号の規定により放射性廃棄物管理要領に定める容器に収納し、若しくは廃液貯槽又はタンクに貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第5-1に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(6) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外のβ・γ放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上（トリチウムについては1立方センチメートルにつき<u>3.7</u>キロベクレル以上）又はα放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して、その措置を講ずること。</p> <p>（容器表面の線量当量率等の測定）</p> <p>第43条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は前条の規定により放射性廃棄物を収納した容器又はこれを収納した輸送用の遮蔽容器について、表面密度及び容器表面等の線量当量率の測定を行わなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第44条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は第42条及び前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第5-2に掲げるところにより表示しなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の保管）</p> <p>第45条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は第42条及び第43条並びに前条の措置を講じた放射性廃棄物（第42条第4号に規定する液体廃棄物を除く。）について、当該放射性廃棄物の受入れ施設に受け入れるまでの間、第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項の廃棄物保管場所に標識を設け、当該区域を壁、柵等の区画物で区画しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の廃液貯槽を追加</p> <p>・区分の見直しによる変更</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>（放射性廃棄物の受入れ手続き）</p> <p>第46条 廃棄物管理課長は、第41条又は第42条及び第43条並びに第44条の措置を講じた放射性廃棄物を受け入れるときは、放射性廃棄物管理要領に定める手続きにより行わなければならない。</p> <p>第3節 放射性廃棄物の処理</p> <p>第1款 処理</p> <p>（β・γ固体廃棄物の処理）</p> <p>第47条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているβ・γ固体廃棄物を次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>（1） β・γ固体廃棄物Aは、次の方法により処理し、処理済の固体廃棄物を2000ドラム缶、コンクリート等内張りドラム缶（約2～5cm等ライニング2000ドラム缶。以下同じ）若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの（以下「ドラム缶」という。）又は角型鋼製容器に封入すること。ただし、第3号及び第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>イ 不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮すること。</p> <p>ロ 可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は熔融固化を行うこと。</p> <p>ハ フィルタ類は、不燃性のものと可燃性のものに分類し、不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮し、可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は熔融固化を行うこと。</p> <p>（2） β・γ固体廃棄物Bは、β・γ封入設備により分類処理又は圧縮処理をし、コンクリート等内張りドラム缶若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの又はコンクリート容器（コンクリートブロック（鉄筋コンクリート製φ1.3m×1.4mH（B-Ⅰ型）又はφ1.06m×1.2mH（B-Ⅲ型））又はこれに補充遮蔽体を内装したもの。以下同じ。）に収納し、セメント等の固化素材を用いて固化又は封入すること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>（3） 第1号の規定による処理が困難なβ・γ固体廃棄物Aについては、フードの使用、保護具の着用など必要な保安上の措置を講じた上で解体切断開封等の前処理を行い、解体片については、同号に定める処理ができるものについては処理を行い、処理ができないものについては、そのままの形態で同号に定めるところにより封入すること。</p> <p>（4） 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶又はコンクリート容器に封入又は収納してセメント等の固化素材を用いて固化すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号の規定によりドラム缶、角型鋼製容器又はコンクリート容器（以下「廃棄容器」という。）に封入又は固化するときは、廃棄容器の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、廃棄容器の表面から1メートルの距</p>	<p>（放射性廃棄物の受入れ手続き）</p> <p>第46条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第41条又は第42条及び第43条並びに第44条の措置を講じた放射性廃棄物を受け入れるときは、放射性廃棄物管理要領に定める手続きにより行わなければならない。</p> <p>第3節 放射性廃棄物の処理</p> <p>第1款 処理</p> <p>（β・γ固体廃棄物の処理）</p> <p>第47条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているβ・γ固体廃棄物を次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>（1） β・γ固体廃棄物Aは、次の方法により処理し、処理済の固体廃棄物を2000ドラム缶、コンクリート等内張りドラム缶（約2～5cm等ライニング2000ドラム缶。以下同じ）若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの（以下「ドラム缶」という。）又は角型鋼製容器に封入すること。ただし、第3号及び第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>イ 不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮すること。</p> <p>ロ 可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は熔融固化を行うこと。</p> <p>ハ フィルタ類は、不燃性のものと可燃性のものに分類し、不燃性のものは、β・γ圧縮装置Ⅰ又はβ・γ圧縮装置Ⅱにより圧縮し、可燃性のものは、β・γ焼却装置により焼却処理し、焼却灰は熔融固化を行うこと。</p> <p>（2） β・γ固体廃棄物Bは、β・γ封入設備により分類処理又は圧縮処理をし、コンクリート等内張りドラム缶若しくはこれに補充遮蔽体を内装したもの又はコンクリート容器（コンクリートブロック（鉄筋コンクリート製φ1.3m×1.4mH（B-Ⅰ型）又はφ1.06m×1.2mH（B-Ⅲ型））又はこれに補充遮蔽体を内装したもの。以下同じ。）に収納し、セメント等の固化素材を用いて固化又は封入すること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>（3） 第1号の規定による処理が困難なβ・γ固体廃棄物Aについては、フードの使用、保護具の着用など必要な保安上の措置を講じた上で解体切断開封等の前処理を行い、解体片については、同号に定める処理ができるものについては処理を行い、処理ができないものについては、そのままの形態で同号に定めるところにより封入すること。</p> <p>（4） 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶又はコンクリート容器に封入又は収納してセメント等の固化素材を用いて固化すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号の規定によりドラム缶、角型鋼製容器又はコンクリート容</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>（α 固体廃棄物Aの処理）</p> <p>第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα 固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>（1） 可燃性のもはα 焼却装置により焼却処理し、不燃性のもはα ホール設備のα ホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>（2） 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α 固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、α ホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。</p> <p>（3） 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>（4） 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>（α 固体廃棄物Bの封入措置）</p> <p>第49条 廃棄物管理課長は、α 固体廃棄物Bについては、α 封入設備により管理番号の付された密封容器（ステンレス鋼製φ0.5m×0.8mH(L型)、φ0.4m×0.5mH(S型)又はφ0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。</p>	<p>離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p><u>3 減容処理施設準備室長は、β・γ 固体廃棄物のうち、廃樹脂について減容処理設備で処理を行い、廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。</u></p> <p>（α 固体廃棄物Aの処理）</p> <p>第48条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時保管しているα 固体廃棄物Aを、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>（1） 可燃性のもはα 焼却装置により焼却処理し、不燃性のもはα ホール設備のα ホール内において分別処理、圧縮処理又は解体・細断処理をすること。ただし、第4号の固体廃棄物については、この限りでない。</p> <p>（2） 前号の処理により生じた焼却灰は、ドラム缶に封入すること。また、α 固体処理棟廃液予備処理装置で生じたスラッジは、α ホール内でセメント等の固化素材により固化した後、ドラム缶に封入すること。</p> <p>（3） 第1号の処理により生じた分別物、圧縮体又は解体・細断片は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>（4） 第42条第6号の規定により排出元において固化した固体廃棄物は、ドラム缶に封入すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第2号から第4号までの規定によりドラム缶に封入するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p><u>3 減容処理施設準備室長は、α 固体廃棄物Aのうちチャコールフィルタについて減容処理設備で処理を行い、前項で定めるとおり、ドラム缶に封入し廃棄物管理課長が所掌する受入れ施設へ運搬する。</u></p> <p><u>（α 固体廃棄物Bの処理及び保管体の取扱い）</u></p> <p><u>第48条の2 減容処理施設準備室長は、α 固体廃棄物B及び保管体について減容処理設備により開梱、分別、切断及び解体を行う。また、焼却熔融処理を行い、金属製容器に充填し廃棄物管理課長が所掌する施設へ運搬する。</u></p> <p><u>2 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物の処理に係る核燃料物質の取扱いについて、別表第4-1に掲げるところにより行わなければならない。</u></p> <p>（α 固体廃棄物Bの封入措置）</p> <p>第49条 廃棄物管理課長は、α 固体廃棄物Bについては、α 封入設備により管理番号の付された密封容器（ステンレス鋼製φ0.5m×0.8mH(L型)、φ0.4m×0.5mH(S型)又はφ0.3m×0.45mH(G型))に気密封入しなければならない。ただし、発生元において次の各号に掲げる措置が講じられていることが確認されているものについては、この限りでない。</p>	<p>・ 固体廃棄物減容処理施設の運搬を追加</p> <p>・ 固体廃棄物減容処理施設の運搬を追加</p> <p>・ 固体廃棄物減容処理設備の処理を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>(1) α 固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα 固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。</p> <p>(2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物（有機廃液を除く。）を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 液体廃棄物Aは、次の方法によること。</p> <p>イ <u>廃液貯槽Iで一時貯留している、物理的・化学的性質が一定した、主にJMTR原子炉施設から発生する一次冷却水は、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、化学処理装置により処理する。また、生じたスラッジは化学処理装置のスラッジ貯槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>ロ 廃液貯槽Iで一時貯留している、<u>物理的・化学的性質が多様な主に実験系廃液は、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Iにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽IIに貯留すること。</u></p> <p>ハ 廃液貯槽IIで一時貯留している液体廃棄物A及び廃液蒸発装置Iで生じた濃縮液は、<u>廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>(2) 液体廃棄物Bは、<u>廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>(3) 前2号の処理により生じた<u>化学処理上澄液及び蒸発処理凝縮液等並びに</u>第1項のただし書に規定する液体廃棄物（以下この章において「処理済廃液」という。）は、次の方法により貯留すること。</p> <p>イ 放射性物質濃度が、告示に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、<u>処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Iに、また、それ以外の場合には、廃液貯槽Iに移す。</u></p> <p>ロ 廃液貯槽Iの処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した<u>処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p>	<p>(1) α 固体廃棄物Bを溶接若しくは圧着方式により密封容器に気密封入し、若しくはあらかじめ密封包装されたα 固体廃棄物Bをパッキング及びクランプ機構を備えた密封容器に密封し、又はこれらと同等以上の密封性能を備えた密封容器に密封されていること。</p> <p>(2) 密封容器の外表面に管理番号が付されていること。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第50条 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物（有機廃液を除く。）を、次の各号に定めるところにより処理をしなければならない。ただし、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370ミリベクレル未満のもの、又は主たる核種が短半減期であることを確認した液体廃棄物を一時貯留して減衰させ、上記の放射性物質の濃度未満になったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 液体廃棄物Aは、次の方法によること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>イ 廃液貯槽Iで一時貯留している、<u>液体廃棄物Aは、廃液貯槽IでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置Iにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液貯槽IIに貯留すること。</u></p> <p>ロ 廃液貯槽IIで一時貯留している液体廃棄物A及び廃液蒸発装置Iで生じた濃縮液は、<u>廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>(2) 液体廃棄物Bは、<u>廃液貯槽IIでpH調整等を行った後、廃液蒸発装置IIにより処理する。また、生じた濃縮液は廃液蒸発装置IIの濃縮液受槽に貯留し、セメント固化装置によってドラム缶に固化すること。</u></p> <p>(3) 前2号の処理により生じた<u>蒸発処理凝縮液及び</u>第1項のただし書に規定する液体廃棄物（以下この章において「処理済廃液」という。）は、次の方法により貯留すること。</p> <p>イ 放射性物質濃度が、告示に定める濃度限度を下まわることが明らかな場合には、<u>処理済廃液貯槽又は廃液貯槽Iに、また、それ以外の場合には、廃液貯槽Iに移す。</u></p> <p>ロ 廃液貯槽Iの処理済廃液は、放射性物質濃度を測定した後、濃度限度を下まわるようあらかじめ必要に応じて希釈水を貯留した<u>処理済廃液貯槽又は排水監視設備に移送する。</u></p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項第3号の処理済廃液を廃棄物管理施設から一般排水溝へ放出しようとするときは、第83条第1項の規定により放射線管理第2課長の同意を得なければならない。</p>	<p>・化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・項番の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>3 廃棄物管理課長は、第1項第1号又は第2号の規定によりドラム缶に固化するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物のうち、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37ベクレル未満の有機廃液については、β・γ焼却装置により処理することができる。</p> <p>第51条～第53条の3 （省略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p> <p>第53条の4 廃棄物管理課長は、廃棄物管理事業変更許可申請書に記載されている設備・機器等（以下本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして大洗研究所内で適切に管理する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理の業務区分</p> <p>（作業に係る放射線管理）</p> <p>第54条 管理区域内及び管理区域外における放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者を指揮又は監督する廃棄物管理課長又は放射線管理第2課長が行う。</p> <p>第55条 （省略）</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第1款 管理区域</p> <p>（管理区域）</p> <p>第56条 廃棄物管理施設の管理区域は、別図第6-1～<u>別図第6-3 2</u>に示すとおりとする。</p>	<p>3 廃棄物管理課長は、第1項第1号又は第2号の規定によりドラム缶に固化するときは、ドラム缶の表面の線量当量率を1時間につき2ミリシーベルト以下にし、かつ、ドラム缶の表面から1メートルの距離における線量当量率を1時間につき100マイクロシーベルト以下にしなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第37条の規定により一時貯留している液体廃棄物のうち、放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき<u>37キロボクレル</u>未満の有機廃液については、β・γ焼却装置により処理することができる。</p> <p>第51条～第53条の3 （変更なし）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p> <p>第53条の4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、廃棄物管理事業変更許可申請書に記載されている設備・機器等（以下本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 課長は、前項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして大洗研究所内で適切に管理する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理の業務区分</p> <p>（作業に係る放射線管理）</p> <p>第54条 管理区域内及び管理区域外における放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者を指揮又は監督する廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>又は放射線管理第2課長が行う。</p> <p>第55条 （変更なし）</p> <p>第2節 管理区域等の管理</p> <p>第1款 管理区域</p> <p>（管理区域）</p> <p>第56条 廃棄物管理施設の管理区域は、別図第6-1～<u>別図第6-3 4</u>に示すとおりとする。</p>	<p>・受入施設の変更に伴う基準の見直し</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の管理区域を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>（管理区域の区分及び指定）</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の管理区域を解除する場合は、告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>4 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>（1） 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>（2） 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>（3） 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>5 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（1） 指定する期間</p> <p>（2） 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>（3） 指定を必要とする理由</p> <p>（4） 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>6 環境保全部長は、第4項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は、第4項の規定により管理区域を指定又は第6項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>9 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域の一時解除）</p>	<p>（管理区域の区分及び指定）</p> <p>第57条 前条の管理区域は、別表第6-1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 環境保全部長は、前項の管理区域を解除する場合は、告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第6-2に掲げる値以下に維持する必要がある区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とすることができる。</p> <p>4 環境保全部長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる作業を行う場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその作業の状況に対応する区分の管理区域に指定しなければならない。</p> <p>（1） 受入れ施設、処理施設及び廃棄施設の保守</p> <p>（2） 被ばく低減のための放射性廃棄物の一時的な移動</p> <p>（3） 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</p> <p>5 環境保全部長は、前項の規定により管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。ただし、前項第3号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>（1） 指定する期間</p> <p>（2） 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p> <p>（3） 指定を必要とする理由</p> <p>（4） 当該区域において取り扱う放射性廃棄物の種類及び数量</p> <p>6 環境保全部長は、第4項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定等を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>8 環境保全部長は、第4項の規定により管理区域を指定又は第6項の規定により管理区域を解除したときは、放射線管理部長に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>9 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域の一時解除）</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第58条 環境保全部長は、第56条で定められた管理区域において改造工事等を行う場合にあって、別表第6-1に掲げる基準に該当しない一部区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとする区域と当該区域に接する管理区域とを、柵、縄張り等の区画物で区画することにより、両区域間の人の出入り及び物品の移動を禁止すること。</p> <p>(2) 当該区域と管理区域外との直接の出入りができる出入口を設けること。</p> <p>(3) 当該区域の出入口及び当該区域に接する管理区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が管理区域を一時的に解除されている区域であること</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業の指揮又は監督する廃棄物管理課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 環境保全部長は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除するときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は解除期間が終了したときは、放射線管理部長に通知するとともに、廃棄物管理課長に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域に係る保安の措置）</p> <p>第59条 廃棄物管理課長は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、柵等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 第3条第7号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第8号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p>	<p>第58条 環境保全部長は、第56条で定められた管理区域において改造工事等を行う場合にあって、別表第6-1に掲げる基準に該当しない一部区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとする区域と当該区域に接する管理区域とを、柵、縄張り等の区画物で区画することにより、両区域間の人の出入り及び物品の移動を禁止すること。</p> <p>(2) 当該区域と管理区域外との直接の出入りができる出入口を設けること。</p> <p>(3) 当該区域の出入口及び当該区域に接する管理区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 当該区域が管理区域を一時的に解除されている区域であること</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業の指揮又は監督する廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び作業担当者の氏名</p> <p>2 環境保全部長は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除するときは、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第6-1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は解除期間が終了したときは、放射線管理部長に通知するとともに、<u>廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に周知しなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長に周知しなければならない。</p> <p>（管理区域に係る保安の措置）</p> <p>第59条 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は、第1種管理区域、低レベル区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、柵等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画し、出入口及び当該区域と接するその他の区域との境界に、それぞれの区分に対応する別記様式第6-1に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 第3条第7号で規定する放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、第3条第8号で規定する一時立入者として立入りの必要を認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により一時立入者を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等に関する指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、低レベル区域及び第2種管理区域において、非密封状態の放射性物質を取り扱わせないこと。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>3 廃棄物管理課長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>(2) 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>(3) 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p>第2款 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計（放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計）を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、汚染検査において異常が発見された旨の通報を受けたときは、第90条の規定により措置しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p>第61条 （省略）</p> <p>第3款 周辺監視区域の管理</p>	<p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域において可燃性物質を多量に保管する場合には、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 明確に区画された場所を設定すること。</p> <p>(2) 延焼のおそれがないように設定すること。</p> <p>(3) 消火器、消火砂などを配置すること。</p> <p><u>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、原則管理区域内での可燃物の保管を行わない。ただし、業務に必要な物については金属製キャビネット等で保管することとし、金属製キャビネット等に保管できない場合は不燃材で覆うなどの措置を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 課長は、火災発生時の措置については手引きの中で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>第2款 管理区域の出入管理</p> <p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第60条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 第56条に規定する管理区域の区分を示す図面において示す出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計（放射線業務従事者の被ばく線量の評価を目的とする基本線量計又は個人の被ばく管理若しくは作業管理を目的とする補助線量計）を着用すること。ただし、一時立入者にあつては、代表者に着用させることをもって足りるものとする。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服、着用した個人線量計等の汚染検査を行い、別表第6-5に掲げる表面密度を超える汚染のないことを確認すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1項第4号の汚染検査において異常が発見された場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、汚染検査において異常が発見された旨の通報を受けたときは、第90条の規定により措置しなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第1種管理区域に立ち入る者に、保護衣及び保護靴を着用させなければならない。</p> <p><u>6 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、管理区域内への物品の持ち込みに関して内容物の確認を行う。</u></p> <p>第61条 （変更なし）</p> <p>第3款 周辺監視区域の管理</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・可燃物の管理の追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・管理区域内への持込品の確認を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>（周辺監視区域の指定） 第62条 周辺監視区域は、<u>別図第6-33</u>に示すとおりとする。</p> <p>（周辺監視区域の管理） 第63条 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに別記様式第6-2に示す標識を設けなければならない。 2 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第4款 作業環境の管理</p> <p>（線量当量率等の測定） 第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6-7に掲げるところにより測定しなければならない。 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>第65条（省略）</p> <p>（表面汚染に係る措置） 第66条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6-9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。 2 廃棄物管理課長は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>（立入制限区域に係る措置） 第67条 廃棄物管理課長は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。 2 廃棄物管理課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なければならない。ただし、1週</p>	<p>（周辺監視区域の指定） 第62条 周辺監視区域は、<u>別図第6-35</u>に示すとおりとする。</p> <p>（周辺監視区域の管理） 第63条 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界に柵等を設けるとともに別記様式第6-2に示す標識を設けなければならない。 2 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。 <u>3 核物質管理課長は、大洗研究所内に搬入する郵便物及び宅配物の内容物について確認を行う。</u></p> <p>第4款 作業環境の管理</p> <p>（線量当量率等の測定） 第64条 放射線管理第2課長は、管理区域における線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度を別表第6-7に掲げるところにより測定しなければならない。 2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果を毎月1回廃棄物取扱主任者に報告及び廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>に通知するとともに、線量当量率及び表面密度の測定結果を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>第65条（変更なし）</p> <p>（表面汚染に係る措置） 第66条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第64条第2項の規定により放射線管理第2課長から表面密度が別表第6-9に掲げる値を超えた旨の通知を受けたときは、同表の値以下になるよう汚染の除去をしなければならない。 2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の汚染の除去が困難なときは放射線管理第2課長と協議し、汚染の拡大防止の措置を講じなければならない。</p> <p>（立入制限区域に係る措置） 第67条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第64条第2項の通知を受けた場合において線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第6-10に掲げる値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、柵等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。 2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者を立入制限区域に立ち入らせようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得なけれ</p>	<p>・ 図番号の変更</p> <p>・ 研究所内への郵便物宅配物の確認について追加</p> <p>・ 減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・ 減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・ 減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・ 減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>第5款 放射線作業の管理</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2） 線量を低くするための措置</p> <p>（3） 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第69条 廃棄物管理課長は、放射線作業が別表第6-11に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した特殊放射線作業計画書を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（1） 作業の場所及び期間</p> <p>（2） 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名</p> <p>（3） 作業の内容</p> <p>（4） 作業に係る計画線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>（放射線作業後の措置）</p> <p>第70条 廃棄物管理課長は、前条に規定する特殊放射線作業計画書に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>（1） 補助線量計により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>（2） 放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>（3） 当該作業に係る計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第1款 被ばくの防止</p>	<p>ばならない。ただし、1週間の立入りに係る線量が、1ミリシーベルトを超えないことが明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>第5款 放射線作業の管理</p> <p>（放射線作業前の措置）</p> <p>第68条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1） 必要とする個人線量計及び防護具の着用</p> <p>（2） 線量を低くするための措置</p> <p>（3） 作業に伴う線量の確認</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線作業を行うときは、線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、前項各号の措置を講ずるとともに、あらかじめ作業場所及び作業期間について廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長の同意を得なければならない。</p> <p>（放射線作業の実施）</p> <p>第69条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、放射線作業が別表第6-11に掲げる基準を超えると認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した特殊放射線作業計画書を作成し、管理区域管理者の同意を得る。</p> <p>（1） 作業の場所及び期間</p> <p>（2） 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名</p> <p>（3） 作業の内容</p> <p>（4） 作業に係る計画線量</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意に係る作業が行われるときは、当該作業に立ち会わなければならない。</p> <p>（放射線作業後の措置）</p> <p>第70条 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、前条に規定する特殊放射線作業計画書に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項について記録を作成し、その写しを放射線管理第2課長に送付しなければならない。</p> <p>（1） 補助線量計により測定した放射線業務従事者の線量</p> <p>（2） 放射線業務従事者の身体汚染の有無</p> <p>（3） 当該作業に係る計画外の事態が発生した場合は、その内容及び講じた措置</p> <p>第3節 被ばく管理</p> <p>第1款 被ばくの防止</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第71条（省略）</p> <p>（被ばくの防止）</p> <p>第72条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。</p> <p>第73条～第79条（省略）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、前条に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>第81条～第84条の2（省略）</p> <p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>第71条（変更なし）</p> <p>（被ばくの防止）</p> <p>第72条 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督する放射線業務従事者の線量が別表第6-3に掲げる線量限度を超えないよう管理しなければならない。</p> <p><u>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、放射線業務従事者以外の者については大洗研究所放射線安全取扱手引で定める管理を行う。</u></p> <p>第73条～第79条（変更なし）</p> <p><u>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</u></p> <p><u>第79条の2 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設から気体廃棄物を放出するときは、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。</u></p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第80条 放射線管理第2課長は、<u>第79条及び79条の2</u>に規定する管理のため、廃棄物管理施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、別表第6-13に掲げる放出管理基準値及び別表第6-13の2に掲げる放出管理目標値の定められている廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、施設ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び環境監視線量計測課長に通知するとともに、廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>第81条～第84条の2（変更なし）</p> <p>（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）</p> <p>第84条の3 環境監視線量計測課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・放射線業務従事者以外の被ばく管理について追加</p> <p>・気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・放出管理目標値の追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第84条の5～第84条の6 （省略）</p> <p>（放射線測定機器）</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけないなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18及び別表第6-19に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけないなければならない。</p>	<p>4 環境監視線量計測課長は、第2項の承認を得たときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第84条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第84条の5～第84条の6 （変更なし）</p> <p>（放射線測定機器）</p> <p>第85条 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけないなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、別表第6-18、<u>別表第6-18の2</u>、<u>別表第6-19及び別表第6-19の2</u>に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけないならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・固体廃棄物減容処理施設の機器を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p><u>（点検及び性能の維持）</u></p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、別表第6-17に掲げる放射線測定機器について、設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行わなければならない。</u></p>	<p><u>（放射線測定機器の管理）</u></p> <p>第86条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、廃棄物管理施設の放射線測定機器を毎週1回以上巡視し、その性能を正常に維持するように管理しなければならない。ただし、廃棄物管理施設の操作が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（定期事業者検査）</u></p> <p><u>第86条の2 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>（1）定期事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>ニ 定量的な施設管理目標</u></p> <p><u>（2）定期事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（修理及び改造）</u></p> <p><u>第86条の3 環境監視線量計測課長は、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二項削除に伴う条名の修正 ・定期事業者検査に移行のため削除 ・環境監視線量計測課長が所掌する機器の定期事業者検査に係る記載を追加 ・環境監視線量計測課長が行う修理及び改造に係る記載を追加

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
	<p><u>2 環境監視線量計測課長は、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>(3) 担当者の氏名</u></p> <p><u>(4) 予定期間</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項に同意した場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p><u>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得る。</u></p> <p><u>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境監視線量計測課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第86条の4 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 環境監視線量計測課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、環境監視線量計測課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>・環境監視線量計測課長が所掌する機器の使用前事業者検査に係る記載を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第87条（省略）</p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>第88条（省略）</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第1款 線量当量率等に異常を認めた場合の措置</p> <p>（線量当量率等に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第89条 放射線管理第2課長は、管理区域において線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度等に異常を認めるときは、廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、放射線作業中、放射線作業後等において線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置その他適切な措置を講ずるとともに、それぞれ放射線管理第2課長又は廃棄物管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項により通報を受けた異常が別表第6-10に掲げる立入制限区域の基準に該当するときは、当該区域を第67条に定めるところにより措置しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、その原因を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、環境保全部長に通報しなければならない。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第1項の異常を認めた場合又は第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第5項の通報を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>5 <u>環境監視線量計測課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>環境監視線量計測課長は、使用前事業者検査に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長に通知しなければならない。</u></p> <p>第87条（変更なし）</p> <p>第6節 原子力科学研究所の保安管理組織との関係</p> <p>第88条（変更なし）</p> <p>第7節 異常時の措置</p> <p>第1款 線量当量率等に異常を認めた場合の措置</p> <p>（線量当量率等に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第89条 放射線管理第2課長は、管理区域において線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度等に異常を認めるときは、<u>廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長に</u>通報しなければならない。</p> <p>2 <u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、放射線作業中、放射線作業後等において線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置その他適切な措置を講ずるとともに、それぞれ<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は放射線管理第2課長に、放射線管理第2課長は、廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長に</u>通報しなければならない。</p> <p>3 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項により通報を受けた異常が別表第6-10に掲げる立入制限区域の基準に該当するときは、当該区域を第67条に定めるところにより措置しなければならない。</p> <p>4 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、その原因を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項又は第2項の通報を受けたときは、環境保全部長に通報しなければならない。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第1項の異常を認めた場合又は第2項の通報を受けたときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>7 環境保全部長は、第5項の通報を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2款 身体の汚染に係る措置</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ<u>放射線管理第2課長及び廃棄物管理課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、又は自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、又は自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は線量限度を超えたことを認めるときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の<u>通知</u>を受けたときは、廃棄物管理課長を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p>	<p>第2款 身体の汚染に係る措置</p> <p>（身体の汚染に係る措置）</p> <p>第90条 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、その指揮又は監督に係る放射線業務従事者の身体の汚染を発見したときは、それぞれ<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は放射線管理第2課長に、放射線管理第2課長は、廃棄物管理課長又は減容処理施設準備室長</u>に通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは、その者に対し、汚染の除去をさせなければならない。ただし、その者が自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるとき、又は自ら汚染の除去をすることが適当でないとき、又は自ら汚染の除去をすることが困難であると認めるときは、放射線管理第2課長と協議して適宜の措置を講じなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項の通報を受けたとき又は第60条第4項の通報を受けたときは汚染原因を調査するとともに、体内汚染若しくは皮膚汚染を受けたとき、又は衣服汚染を含めそのおそれがあると認めるときは、放射線管理第2課長と表面密度、空気中の放射性物質の濃度等の測定記録を基に協議し、その結果、体内汚染検査の必要があると認めるときは、環境監視線量計測課長に内部被ばく検査を依頼しなければならない。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、前項の依頼を受けたときは、第88条第3項の規定により措置し、その測定結果に基づき線量を評価し、その結果を<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第3款 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>（放射線被ばくに係る異常の場合の措置）</p> <p>第91条 環境監視線量計測課長は、第74条第3項又は第75条第3項の規定により措置し、その結果の通知を受けた場合において、線量が別表第6-22に掲げる警戒線量又は線量限度を超えたことを認めるときは、放射線管理部長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の<u>通報</u>を受けたときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>を経由して本人に通知しなければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の通報を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講じなければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の調査の結果及び講じた措置を環境保全部長に報告しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めたときは、その都度その者の基本線量計について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第92条～第93条（省略）</p>	<p>6 環境保全部長は、前項の報告を受けたときは、所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により外部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めた場合において、内部被ばくに係る線量の測定及び評価の必要があると認めるときは、第88条第3項の規定により措置しなければならない。</p> <p>8 環境監視線量計測課長は、第1項の規定により内部被ばくに係る線量が警戒線量又は線量限度を超えたと認めたときは、その都度その者の基本線量計について、第88条第2項の規定により措置しなければならない。</p> <p>9 環境監視線量計測課長は、前2項の措置の結果得られた外部被ばくに係る線量と内部被ばくに係る線量を合算して、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>10 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第92条～第93条（変更なし）</p> <p><u>（気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置）</u></p> <p><u>第93条の2 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6-1-3の2に掲げる放出管理目標値を超えた、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長、減容処理施設準備室長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、減容処理施設準備室長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）原因の究明</u></p> <p><u>（2）原因の究明後の復旧</u></p> <p><u>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 所長は、前項の報告を受けた場合は、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果をセンター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>7 環境監視線量計測課長は、第1項の通報を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出しなければならない。</u></p> <p><u>8 環境監視線量計測課長は、前項の実効線量の算出を行ったときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>・気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合等における措置について追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第94条（省略）</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物管理課長にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>第5款 放射線測定器の<u>点検</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>（放射線測定器の<u>点検及び巡視</u>において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の<u>点検及び巡視</u>を行った結果、異常を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ及びモニタリングポストに係る異常については、廃棄物管理課長及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第97条～第98条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 保守管理</p> <p>第99条（省略）</p>	<p>9 <u>放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、その結果を環境保全部長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</u></p> <p>第94条（変更なし）</p> <p>（放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置）</p> <p>第95条 環境監視線量計測課長は、第84条第1項の規定により放射性物質の濃度等の測定を行った場合において、その結果が第77条に定める値を超え、又は超えるおそれがあると認めるとき、その他異常を認めるときは、放射線管理部長及び放射線管理第2課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の通報を受けたときは、所長、センター長、環境保全部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>にその原因の調査を指示し、次の各号の措置を講じなければならない。</p> <p>（1）原因の究明</p> <p>（2）原因の究明後の復旧</p> <p>4 環境保全部長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長、センター長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、環境保全部長に対し、運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 環境保全部長は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>第5款 放射線測定器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>（放射線測定器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第96条 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、第86条の<u>巡視</u>を行った結果、異常を認めるときは、修理又は交換等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長は、前項の異常のうち連続測定を行っている排気モニタ、室内空気モニタ、エリアモニタ及びモニタリングポストに係る異常については、<u>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</u>及び廃棄物取扱主任者に通報しなければならない。</p> <p>第97条～第98条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第7章 保守管理</p> <p>第99条（変更なし）</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・第86条との整合に伴う記載の見直し</p> <p>・第86条との整合に伴う記載の見直し</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は所掌する施設について、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。減容処理施設準備室長は所掌する施設に関する第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</p> <p>第99条の2 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第2項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第99条の3 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物管理施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・記載の適正化</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第99条の4 （省略）</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第99条の5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。<u>減容処理施設準備室長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第100条 原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第99条の4 （変更なし）</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第99条の5 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第100条 原子力施設検査室長は、廃棄物管理施設の定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃棄物取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長の有効性評価及び改善を削除</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>5 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ環境保全部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>第101条～第102条の2（省略）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第103条 廃棄物管理課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p>第8章 異常時の通報</p> <p>第104条（省略）</p> <p>（異常を発見した者の通報）</p> <p>第105条 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）に係る異常を発見した者は、減容処理施設準備室長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。<u>減容処理施設準備室長は、前項の通報を受けたときは環境保全部長へ通報しなければならない。</u></p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p>	<p>5 廃棄物管理課長、<u>減容処理施設準備室長</u>及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、それぞれ環境保全部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>第101条～第102条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第103条 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>が放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第100条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、<u>廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 廃棄物管理課長及び減容処理施設準備室長は、第102条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第102条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告しなければならない。廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>が放射線管理第2課長又は環境監視線量計測課長より放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知しなければならない。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、廃棄物取扱主任者に通知するとともに、所長及びセンター長に報告しなければならない。</p> <p>第8章 異常時の通報</p> <p>第104条（変更なし）</p> <p>（異常を発見した者の通報）</p> <p>第105条 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る異常を発見した者は、廃棄物管理課長へ直ちに通報しなければならない。廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）に係る異常を発見した者は、<u>減容処理施設準備室長</u>へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、前項の通報を受けたときは環境保全部長、放射線管理第2課長及び環境監視線量計測課長へ直ちに通報しなければならない。</p> <p>3 環境保全部長は、前項の通報を受けたときは所長、センター長、保安管理部長、放射線管理部長及び廃棄物取扱主任者へ直ちに通報しなければならない。</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・環境監視線量計測課長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・通報に係る記載の適正化</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>第106条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第9章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 通則</p> <p>第107条～第111条（省略）</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>（現地対策本部の設置）</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、大洗研究所に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもって<u>あてる</u>。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務をあらかじめ定めておく。</p> <p>第113条～第118条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>（保安措置及び放射線管理）</p> <p>第119条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項を、あらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を随行させなければならない。</p> <p>3 管理部長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）関係法令、保安規定及び手引き並びにその他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>（2）管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>4 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等について保安教育を実施するとともに、必要な監督及び指導を行わなければならない。この場合において、放射線被ばく又は汚染の防止のため必要があると認めるときは、放射線管理第2課長の協力を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p>	<p>第106条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第9章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 通則</p> <p>第107条～第111条（変更なし）</p> <p>第2節 防護活動</p> <p>（現地対策本部の設置）</p> <p>第112条 所長は、第105条第3項の通報を受けた場合において、その事態が非常事態と判断したときは、大洗研究所に、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長には、所長をもって<u>充てる</u>。</p> <p>3 所長は、非常事態に対応する現地対策本部の組織及び任務をあらかじめ定めておく。</p> <p>第113条～第118条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第10章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>（保安措置及び放射線管理）</p> <p>第119条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項を、あらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理課長<u>及び減容処理施設準備室長</u>は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を随行させなければならない。</p> <p>3 管理部長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）関係法令、保安規定及び手引き並びにその他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>（2）管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>4 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等について保安教育を実施するとともに、必要な監督及び指導を行わなければならない。この場合において、放射線被ばく又は汚染の防止のため必要があると認めるときは、放射線管理第2課長の協力を求めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 保安教育</p> <p>（放射線業務従事者に対する保安教育）</p>	<p></p> <p>・記載の適正化</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p> <p>（1）保安教育の内容 （2）保安教育の時期 （3）保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</p> <p>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</p> <p>6 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>（1）廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに非常の場合に講ずべき処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>（2）廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>（3）廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>第121条～第122条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>第123条～第126条 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第13章 定期的な評価</p> <p>第127条～第130条 （省略）</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>第120条 所長は、廃棄物管理施設に係る放射線業務従事者への保安教育について、別表第11-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画（保安訓練実施計画を含む。）を定めなければならない。</p> <p>（1）保安教育の内容 （2）保安教育の時期 （3）保安教育の項目</p> <p>2 所長は、前項の計画を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 部長は、第1項の計画に基づき保安教育を実施するとともに実施結果を所長及び廃棄物取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 環境保全部長は、保安教育の実施結果をセンター長に報告しなければならない。</p> <p>5 部長は、放射線業務従事者のうち廃棄物管理施設の緊急作業に従事する要員として選定を受けようとする者に対し、別表第11-2に掲げる教育を実施しなければならない。</p> <p>6 課長は、職員等以外の者に保安教育を実施する場合は、課長があらかじめ保安教育を実施した職員等以外の教育責任者に、次の各号に定める保安教育を第1項の計画に基づき実施させ、その結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>（1）廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める関係法令及び保安規定並びに非常の場合に講ずべき処置に関する入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育を実施する。</p> <p>（2）廃棄物管理施設の管理区域内で作業を行わせる場合は、別表第11-1に定める入所時教育を実施する。</p> <p>（3）廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合は、当該作業を実施する職員等と同等の教育を実施する。</p> <p>第121条～第122条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第12章 記録及び報告</p> <p>第123条～第126条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第13章 定期的な評価</p> <p>第127～第130条 （変更なし）</p> <p>（高経年化に関する評価に伴う長期施設管理方針の遵守）</p> <p>第131条 施設管理統括者は、第127条第2号の評価結果に基づき、保安管理部長と協議の上、評価後10年間の長期施設管理方針を策定し、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、長期施設管理方針に従い保全活動を実施しなければならない。</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
<p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て長期施設管理方針を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>2 施設管理統括者は、前項の評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合は、センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得て、<u>長期施設管理方針</u>を変更することができる。</p> <p>3 所長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、原子炉施設等安全審査委員会の審議を経なければならない。</p> <p>4 所長は、第1項及び第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ廃棄物取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第1項及び第2項の規定により承認をしたときは、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>・記載の適正化</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
別表第1-1 廃棄物管理施設の区分				別表第1-1 廃棄物管理施設の区分				
本体施設	特定施設	放射線管理施設		本体施設	特定施設	放射線管理施設		
		屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備			屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備	
(1) 建物等 (2) 廃棄物管理設備本体の処理施設 (3) 廃棄物管理設備本体の管理施設 (4) 放射性廃棄物の受入れ施設 (5) 計測制御系統施設 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄物の廃棄施設	別表第6-18 (排気モニタ及び排水モニタリング設備を除く。)及び別表第6-19に掲げる放射線測定機器	別表第6-17 及び別表第6-18（室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。）に掲げる放射線測定機器	(1) 建物等 (2) 廃棄物管理設備本体の処理施設 (3) 廃棄物管理設備本体の管理施設 (4) 放射性廃棄物の受入れ施設 (5) 計測制御系統施設 (6) その他特定施設以外の設備	(1) 電気設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄物の廃棄施設	別表第6-18 (排気モニタ及び排水モニタリング設備を除く。)、別表第6-18の2（排気モニタを除く。）、別表第6-19及び別表第6-19の2に掲げる放射線測定機器	別表第6-17、 別表第6-18 (室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。)及び別表第6-18の2（室内空気モニタ、エリアモニタ及びローカルサンプリング装置を除く。）に掲げる放射線測定機器	・記載の適正化 ・固体廃棄物減容処理施設に係る別表の追加
別表第1-2（省略）				別表第1-2（変更なし）				
別表第2の2-1 削除				別表第2の2-1 削除				

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
別表第2の2-2 重要度分類と検査及び試験を行う者				別表第2の2-2 重要度分類と検査及び試験を行う者				<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・減容処理設備の追加
分類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	分類	定義	検査及び試験を行う者	廃棄物管理施設	
クラス1	(省略)	(省略)	(省略)	クラス1	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
クラス2	(省略)	(省略)	(省略)	クラス2	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
クラス3	異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の構築物、系統及び機器	部長が定めた検査及び試験手順に係る教育を実施した後、検査及び試験を実施させる。	β・γ貯蔵セル、β・γ封入設備、α封入設備、α固体貯蔵施設、α焼却装置、αホール設備、 <u>化学処理装置</u> 、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、β・γ圧縮装置Ⅰ、β・γ圧縮装置Ⅱ、β・γ焼却装置、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、排水監視設備、排気設備、屋内管理用放射線管理設備、屋外管理用放射線管理設備、その他建物及び構築物、系統及び機器	クラス3	異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の構築物、系統及び機器	部長が定めた検査及び試験手順に係る教育を実施した後、検査及び試験を実施させる。	β・γ貯蔵セル、β・γ封入設備、α封入設備、α固体貯蔵施設、α焼却装置、αホール設備、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、β・γ圧縮装置Ⅰ、β・γ圧縮装置Ⅱ、β・γ焼却装置、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、排水監視設備、排気設備、 <u>減容処理設備</u> 、屋内管理用放射線管理設備、屋外管理用放射線管理設備、その他建物及び構築物、系統及び機器	

変更前 (令和4年2月10日付規程第22021020号)							変更後 (補正後)							備考							
別表第2の2-3 品質マネジメントシステム文書体系																					
品質マネジメント計画書 (一次文書)	本部 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	放射線管理課 (二次文書)	管理課 (二次文書)	建設課 (二次文書)	廃物係 (二次文書)	品質保証課 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	保安管理部 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	放射線管理部 (二次文書)	放射線管理課 (二次文書)	管理課 (二次文書)	建設課 (二次文書)	廃物係 (二次文書)	備考		
4.1 一般要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4.2.3 文書管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未然防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.1 一般要求事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.3 文書管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経営者の関与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.6 マネジメントレビュー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機器及び測定機器の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未然防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）		変更後（補正後）		備考
別表第3-1 操作の条件		別表第3-1 操作の条件		
設備	操作の条件	設備	操作の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・項番の繰上げ（以下同じ。） ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
廃液貯槽 I	<p>(1) <u>化学処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により pH の調整など化学処理に適合するように設定すること。</u></p> <p>(2) 蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。</p> <p>(3) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</p>	廃液貯槽 I	<p><u>(削る)</u></p> <p>(1) 蒸発処理するときの薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。</p> <p>(2) 薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</p>	
廃液貯槽 II	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。	廃液貯槽 II	薬注条件は、被処理液の性状により発泡の抑制処置、pH の調整など蒸発処理に適合するように設定すること。	
<u>化学処理装置</u>	<p>(1) <u>薬注条件は、3.7Bq/cm³ から 370mBq/cm³ 程度の濃度の液体廃棄物に対して除染係数 10 以上を目標に設定すること。</u></p> <p>(2) <u>薬注条件を設定するときは、被処理液等のジャーテストの結果を参照して行うこと。</u></p>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
廃液蒸発装置 I	(省略)	廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
廃液蒸発装置 II	(省略)	廃液蒸発装置 II	(変更なし)	
セメント固化装置	(省略)	セメント固化装置	(変更なし)	
処理済廃液貯槽排水監視設備	(省略)	処理済廃液貯槽排水監視設備	(変更なし)	
β・γ圧縮装置 I	(省略)	β・γ圧縮装置 I	(変更なし)	
β・γ圧縮装置 II	(省略)	β・γ圧縮装置 II	(変更なし)	
β・γ焼却装置	(省略)	β・γ焼却装置	(変更なし)	
β・γ封入設備	(省略)	β・γ封入設備	(変更なし)	
β・γ貯蔵セル	(省略)	β・γ貯蔵セル	(変更なし)	
α焼却装置	(省略)	α焼却装置	(変更なし)	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）		変更後（補正後）		備考
α ホール設備	（省略）	α ホール設備	（変更なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設を追加
α 封入設備	（省略）	α 封入設備	（変更なし）	
α 固体処理棟廃液予備処理装置	（省略）	α 固体処理棟廃液予備処理装置	（変更なし）	
		減容処理設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>搬出入室内の負圧は、50Pa 以上にすること。</u> (2) <u>前処理セル内の負圧は、100Pa 以上にすること。</u> (3) <u>焼却溶融セル内の負圧は、100Pa 以上にすること。</u> (4) <u>焼却溶融炉内の負圧は、100Pa 以上にすること。</u> (5) <u>焼却溶融炉内排ガス温度は、680℃以下にすること。</u> (6) <u>2次燃焼器出口排ガス温度は、930℃以下にすること。</u> (7) <u>排ガス冷却器出口排ガス温度は、230℃以下にすること。</u> (8) <u>保守ホール内の負圧は、100Pa 以上にすること。</u> (9) <u>保守ホール内に立ち入るときは、エアラインスーツ設備からエアラインスーツを着用して入ること。</u> 	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
	α 固体貯蔵施設（貯蔵孔内空 気サンプリング設備を除く） 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ保管施設類 荷役設備		α 固体貯蔵施設（貯蔵孔内空 気サンプリング設備を除く） 固体集積保管場Ⅰ 固体集積保管場Ⅱ 固体集積保管場Ⅲ 固体集積保管場Ⅳ <u>固体廃棄物減容処理施設</u>	固体廃棄物、 廃棄物パッケージ保管施設類 荷役設備	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加
特 定 施 設	電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類 配電盤類 フィルタ、 配管、弁類	特 定 施 設	電気設備 空気圧縮設備 気体廃棄物の廃棄施設	ファン、 圧縮機等 回転機類 配電盤類 フィルタ、 配管、弁類	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
別表第3-3 処理作業開始前の点検			別表第3-3 処理作業開始前の点検			・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
施設	設備等	点検項目	施設	設備等	点検項目	
本体施設	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定の確認 (3) 貯槽液位の確認 (4) 計器類の動作の確認	本体施設	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定の確認 (3) 貯槽液位の確認 (4) 計器類の動作の確認	
	化学処理装置	(1) 電源の確認 (2) 分岐系弁の選定の確認 (3) タンク類の液位の確認 (4) 計器類の動作の確認		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	廃液蒸発装置 I	(省略)		廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
	廃液蒸発装置 II	(省略)		廃液蒸発装置 II	(変更なし)	
	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(省略)		セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(変更なし)	
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(省略)		処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(省略)		排水監視設備 排水監視設備計測設備	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	(省略)	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)			

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
本 体 施 設	β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力 計測制御設備	(省略)	β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力 計測制御設備	(変更なし)		
	α焼却装置 α焼却装置温度計測 制御設備 α焼却装置圧力計測 制御設備	(省略)	α焼却装置 α焼却装置温度計測 制御設備 α焼却装置圧力計測 制御設備	(変更なし)		
	αホール設備 αホール設備圧力計 測制御設備	(省略)	αホール設備 αホール設備圧力計 測制御設備	(変更なし)		
	α封入設備 α封入設備圧力計測 制御設備	(省略)	α封入設備 α封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)		
	α固体処理棟廃液予 備処理装置	(省略)	α固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)		
	α固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(省略)	α固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(変更なし)		
				(1) 電源の確認 (2) 前処理セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) レーザ切断装置の確認 (6) 破砕機の確認 (7) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (8) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・ 固体廃棄物減容処理施設 の追加	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
				減容処理設備 焼却溶融セル温度計測 制御設備 焼却溶融セル圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 焼却溶融セル内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) 投入容器出入装置の確認 (6) 焼却溶融炉の温度、圧力の確認 (7) 排ガス処理装置の温度、圧力の確認 (8) マニプレータ、コンベア、クレーンの確認 (9) パワーマニプレータ付クレーンの確認	・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
			減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 電源の確認 (2) 保守ホール内の負圧の確認 (3) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認 (4) 計器類の動作の確認 (5) エアラインスーツ設備の確認 (6) 補修用グローブボックスの確認 (7) マニプレータ、クレーンの確認		
特定施設	電気設備	(省略)	特定施設	電気設備	(変更なし)	
	空気圧縮設備	(省略)		空気圧縮設備	(変更なし)	
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)		気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)	

変更前 (令和4年2月10日付け原規規発第22021020号)			変更後 (補正後)			備考
別表第3-4 処理作業中の巡視			別表第3-4 処理作業中の巡視			
施設	設備等	項目	施設	設備等	項目	・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
本 施 設	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(省略)	本 施 設	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(変更なし)	
	化学処理装置	(1) 給液貯槽の液位 (2) 処理済廃液の受槽の液位 (3) 排泥槽の液位 (4) 給液流量 (5) 凝集沈殿槽内液の pH		(削る)	(削る)	
	廃液蒸発装置 I	(省略)		廃液蒸発装置 I	(変更なし)	
	廃液蒸発装置 II	(省略)		廃液蒸発装置 II	(変更なし)	
	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(省略)		セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	(変更なし)	
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(省略)		処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(省略)		排水監視設備 排水監視設備計測設備	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I $\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 II	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置温度計測制御設備 $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
本 体 施 設	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力 計測制御設備	(省略)	本 体 施 設	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備 $\beta \cdot \gamma$ 封入設備圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(省略)		$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備 α 焼却装置圧力計測 制御設備	(省略)		α 焼却装置 α 焼却装置温度計測 制御設備 α 焼却装置圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(省略)		α ホール設備 α ホール設備圧力計 測制御設備	(変更なし)	
	α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(省略)		α 封入設備 α 封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(省略)		α 固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)	
	α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(省略)		α 固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(変更なし)	
		(新設)				<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
			減容処理設備 搬出入室圧力計測 制御設備	(1) 搬出入室内の負圧		
			減容処理設備 前処理セル圧力計測 制御設備	(1) 前処理セル内の負圧 (2) 計器類の数値		
			減容処理設備 焼却熔融セル温度計測 制御設備 焼却熔融セル圧力計測 制御設備	(1) 焼却熔融セル内の負圧 (2) 各部の温度 (3) 各部の圧力 (4) タンク類の液位		
			減容処理設備 保守ホール圧力計測 制御設備	(1) 保守ホール内の負圧 (2) エアラインスーツ設備へのエア流量		

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考	
特 定 施 設	電気設備	(省略)	特 定 施 設	電気設備	(変更なし)		
	空気圧縮設備	(省略)		空気圧縮設備	(変更なし)		
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)		気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)		
別表第3-5 処理作業終了後の点検			別表第3-5 処理作業終了後の点検				
施設	設備等	点検項目	施設	設備等	点検項目		
本 体	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(省略)	本 体	廃液貯槽 I 廃液貯槽 I 計測設備 廃液貯槽 II 廃液貯槽 II 計測設備	(変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・項番の繰上げ(以下同じ。) 	
	化学処理装置	<u>(1) タンク類の液位の確認</u> <u>(2) 給液系及び薬注系の停止の確認</u> <u>(3) 電源の確認</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		
施 設	廃液蒸発装置 I	(省略)	施 設	廃液蒸発装置 I	(変更なし)		
	廃液蒸発装置 II	(省略)		廃液蒸発装置 II	(変更なし)		
施 設	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	<u>(1) タンク類の液位の確認</u> <u>(2) スラッジ供給系の停止の確認</u> <u>(3) 濃縮液給液系の停止の確認</u> <u>(4) 電源の確認</u>	施 設	セメント固化装置 セメント固化装置計測設備	<u>(1) タンク類の液位の確認</u> <u>(削る)</u> <u>(2) 濃縮液給液系の停止の確認</u> <u>(3) 電源の確認</u>		
	処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(省略)		処理済廃液貯槽 処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)		
	排水監視設備 排水監視設備計測設備	(省略)		排水監視設備 排水監視設備計測設備	(変更なし)		
施 設	β ・ γ 圧縮装置 I β ・ γ 圧縮装置 II	(省略)	施 設	β ・ γ 圧縮装置 I β ・ γ 圧縮装置 II	(変更なし)		

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考
本 体 施 設	β・γ焼却装置 β・γ焼却装置温度 計測制御設備 β・γ焼却装置圧力 計測制御設備	(省略)	本 体 施 設	β・γ焼却装置 β・γ焼却装置温度 計測制御設備 β・γ焼却装置圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	β・γ封入設備 β・γ封入設備圧力 計測制御設備	(省略)		β・γ封入設備 β・γ封入設備圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力 計測制御設備	(省略)		β・γ貯蔵セル β・γ貯蔵セル圧力 計測制御設備	(変更なし)	
	α焼却装置 α焼却装置温度計測 制御設備 α焼却装置圧力計測 制御設備	(省略)		α焼却装置 α焼却装置温度計測 制御設備 α焼却装置圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	αホール設備 αホール設備圧力計 測制御設備	(省略)		αホール設備 αホール設備圧力計 測制御設備	(変更なし)	
	α封入設備 α封入設備圧力計測 制御設備	(省略)		α封入設備 α封入設備圧力計測 制御設備	(変更なし)	
	α固体処理棟廃液予 備処理装置	(省略)		α固体処理棟廃液予 備処理装置	(変更なし)	
	α固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(省略)		α固体貯蔵施設貯蔵 孔内空気サンプリング設備	(変更なし)	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備考																												
		(新設)	<table border="1"> <tr> <td>減容処理設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認</td> </tr> <tr> <td>搬出入室圧力計測</td> <td>(2) 搬出入室内の負圧の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>(3) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認</td> </tr> <tr> <td>前処理セル圧力計測</td> <td>(2) 前処理セル内の負圧の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>(3) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備</td> <td>(1) タンク類の液位の確認</td> </tr> <tr> <td>焼却溶融セル温度計測</td> <td>(2) 焼却溶融セル内の負圧の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>(3) 各部の温度の確認</td> </tr> <tr> <td>焼却溶融セル圧力計測</td> <td>(4) 各部の圧力の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>(5) 電源の確認</td> </tr> <tr> <td>減容処理設備</td> <td>(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認</td> </tr> <tr> <td>保守ホール圧力計測</td> <td>(2) 保守ホール内の負圧の確認</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>(3) エアラインスーツ設備の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 電源の確認</td> </tr> </table>	減容処理設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認	搬出入室圧力計測	(2) 搬出入室内の負圧の確認	制御設備	(3) 電源の確認	減容処理設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認	前処理セル圧力計測	(2) 前処理セル内の負圧の確認	制御設備	(3) 電源の確認	減容処理設備	(1) タンク類の液位の確認	焼却溶融セル温度計測	(2) 焼却溶融セル内の負圧の確認	制御設備	(3) 各部の温度の確認	焼却溶融セル圧力計測	(4) 各部の圧力の確認	制御設備	(5) 電源の確認	減容処理設備	(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認	保守ホール圧力計測	(2) 保守ホール内の負圧の確認	制御設備	(3) エアラインスーツ設備の確認		(4) 電源の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
減容処理設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認																																	
搬出入室圧力計測	(2) 搬出入室内の負圧の確認																																	
制御設備	(3) 電源の確認																																	
減容処理設備	(1) 遮蔽扉、天井ポートの閉の確認																																	
前処理セル圧力計測	(2) 前処理セル内の負圧の確認																																	
制御設備	(3) 電源の確認																																	
減容処理設備	(1) タンク類の液位の確認																																	
焼却溶融セル温度計測	(2) 焼却溶融セル内の負圧の確認																																	
制御設備	(3) 各部の温度の確認																																	
焼却溶融セル圧力計測	(4) 各部の圧力の確認																																	
制御設備	(5) 電源の確認																																	
減容処理設備	(1) 遮蔽扉、搬出ポート、ハッチの閉の確認																																	
保守ホール圧力計測	(2) 保守ホール内の負圧の確認																																	
制御設備	(3) エアラインスーツ設備の確認																																	
	(4) 電源の確認																																	
特定施設	電気設備	(省略)	特定施設	電気設備	(変更なし)																													
	空気圧縮設備	(省略)		空気圧縮設備	(変更なし)																													
	気体廃棄物の廃棄施設	(省略)		気体廃棄物の廃棄施設	(変更なし)																													

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）		変更後（補正後）		備考
別表第3-6 警報装置の作動条件		別表第3-6 警報装置の作動条件		
設備等	警報装置の作動条件	設備等	警報装置の作動条件	<ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・号番の繰上げ(以下同じ。)
廃液貯槽Ⅰ計測設備	(省略)	廃液貯槽Ⅰ計測設備	(変更なし)	
廃液貯槽Ⅱ計測設備	(省略)	廃液貯槽Ⅱ計測設備	(変更なし)	
セメント固化装置計測設備	(1) <u>スラッジ貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。</u> (2) 濃縮液槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。 (3) <u>堰内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u> (4) <u>ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u>	セメント固化装置計測設備	(削る) (1) 濃縮液槽の液量が最大容量の90%を超えたとき。 (削る) (2) <u>ピット内でセメント固化装置から漏えいが検出されたとき。</u>	
処理済廃液貯槽計測設備	(省略)	処理済廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
排水監視設備計測設備	(省略)	排水監視設備計測設備	(変更なし)	
廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	(省略)	廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	(変更なし)	
β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
β・γ封入設備圧力計測制御設備	(省略)	β・γ封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(省略)	β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備	(変更なし)	
α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(省略)	α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備	(変更なし)	
αホール設備圧力計測制御設備	(省略)	αホール設備圧力計測制御設備	(変更なし)	
α封入設備圧力計測制御設備	(省略)	α封入設備圧力計測制御設備	(変更なし)	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）		変更後（補正後）		備考
	(新設)	減容処理設備 搬出入室圧力計測制御設備	(1) <u>搬出入室内の負圧が 50Pa 以下になったとき。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加 ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加
		減容処理設備 前処理セル圧力計測制御設備	(1) <u>開缶エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> (2) <u>分別エリア内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u>	
		減容処理設備 焼却溶融セル温度計測制御設備 焼却溶融セル圧力計測制御設備	(1) <u>焼却溶融炉内排ガス温度が 680℃以上になったとき。</u> (2) <u>2次燃焼器出口排ガス温度が 930℃以上になったとき。</u> (3) <u>排ガス冷却器出口排ガス温度が 230℃以上になったとき。</u> (4) <u>溶湯漏えい温度が 900℃以上になったとき。</u> (5) <u>焼却溶融セル内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> (6) <u>焼却溶融炉内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u>	
		減容処理設備 保守ホール圧力計測制御設備	(1) <u>保守ホール内の負圧が 100Pa 以下になったとき。</u> (2) <u>空気供給キャビネットの流量が 160NL/min 以下になったとき。</u>	
		減容処理設備 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽計測制御設備	(1) <u>貯槽の液量が容積の 90%を超えたとき。</u> (2) <u>貯槽からの漏えいが検出されたとき。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備 考
別表第3-7 放射性廃棄物の受入れ施設			別表第3-7 放射性廃棄物の受入れ施設			
廃棄物の種類	受入れ、一時貯留・保管	最大受入れ能力	廃棄物の種類	受入れ、一時貯留・保管	最大受入れ能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学処理装置の使用の停止に伴う削除 ・ 廃棄物の種類に液体廃棄物Bを追加 ・ 有機廃液一時格納庫を有機溶媒貯槽に変更 ・ 最大受入れ能力を変更
放出前廃液 液体廃棄物A	廃液貯槽 I	1,400 m ³	放出前廃液 液体廃棄物A	廃液貯槽 I	1,400 m ³	
<u>液体廃棄物B、 液体廃棄物A及び 液体廃棄物C</u>	廃液貯槽 II	280 m ³	<u>液体廃棄物A及び 液体廃棄物B</u>	廃液貯槽 II	280 m ³	
液体廃棄物A (容器入有機廃液)	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>1.2</u> m ³	液体廃棄物A及び 液体廃棄物B (容器入有機廃液)	<u>有機溶媒貯槽</u>	<u>0.096</u> m ³	
β・γ 固体廃棄物A	β・γ 一時格納庫 I	200 m ³	β・γ 固体廃棄物A	β・γ 一時格納庫 I	200 m ³	
	β・γ 一時格納庫 II	100 m ³		β・γ 一時格納庫 II	100 m ³	
β・γ 固体廃棄物B	β・γ 貯蔵セル	1 m ³	β・γ 固体廃棄物B	β・γ 貯蔵セル	1 m ³	
α 固体廃棄物A	α 一時格納庫	150 m ³	α 固体廃棄物A	α 一時格納庫	150 m ³	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）			変更後（補正後）			備 考
別表第3-8 廃棄物管理設備本体の管理施設			別表第3-8 廃棄物管理設備本体の管理施設			
廃棄物の種類	管 理 施 設	最 大 管 理 能 力	種 類	管 理 施 設	最 大 管 理 能 力	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・保管するパッケージ等の明確化のための変更（以下同じ。）
廃 棄 体	固体集積保管場Ⅰ	3,980m ³ (2000ドラム缶換算 19,900本相当)	<u>ブロック型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅰ	3,980m ³ (2000ドラム缶換算 19,900本相当)	
	固体集積保管場Ⅱ	1,862m ³ (2000ドラム缶換算 9,310本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅱ	1,862m ³ (2000ドラム缶換算 9,310本相当)	
	固体集積保管場Ⅲ	1,200m ³ (2000ドラム缶換算 6,000本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> <u>角型鋼製廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅲ	1,200m ³ (2000ドラム缶換算 6,000本相当)	
	固体集積保管場Ⅳ	1,385m ³ (2000ドラム缶換算 6,925本相当)	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> <u>角型鋼製廃棄物パッケージ</u> <u>ブロック型廃棄物パッケージ</u>	固体集積保管場Ⅳ	1,385m ³ (2000ドラム缶換算 6,925本相当)	
	α 固体貯蔵施設	132m ³ (1,836個)	<u>保管体</u>	α 固体貯蔵施設	132m ³ (1,836個)	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
	<p>別表第3-9 固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div>	<p>・固体廃棄物減容処理施設でのプルトニウム及び核分裂性物質の取扱量の制限について追加</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考												
(新設)	<p data-bbox="1329 289 2226 321">別表第4-1 固体廃棄物減容処理施設の取扱いに係る放射性廃棄物の種類</p> <table border="1" data-bbox="1302 367 2365 940"> <thead> <tr> <th data-bbox="1302 367 1665 474">廃棄物の種類</th> <th data-bbox="1665 367 2027 474">取扱場所</th> <th data-bbox="2027 367 2365 474">最大処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1302 474 1665 632"><u>α 固体廃棄物B</u> (保管体の内容物を含む。)</td> <td data-bbox="1665 474 2027 632">廃棄物搬出入ピット</td> <td data-bbox="2027 474 2365 632">金属製容器40 個</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 632 1665 789"><u>β・γ 固体廃棄物A</u> 及びBのうち廃樹脂</td> <td data-bbox="1665 632 2027 789">廃樹脂乾燥室</td> <td data-bbox="2027 632 2365 789">1.4 m³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1302 789 1665 940"><u>α 固体廃棄物A</u> チャコールフィルタ</td> <td data-bbox="1665 789 2027 940">廃棄物受払室</td> <td data-bbox="2027 789 2365 940">2 m³</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	取扱場所	最大処理能力	<u>α 固体廃棄物B</u> (保管体の内容物を含む。)	廃棄物搬出入ピット	金属製容器40 個	<u>β・γ 固体廃棄物A</u> 及びBのうち廃樹脂	廃樹脂乾燥室	1.4 m ³	<u>α 固体廃棄物A</u> チャコールフィルタ	廃棄物受払室	2 m ³	<ul data-bbox="2436 289 2766 411" style="list-style-type: none"> • 固体廃棄物減容処理施設の取扱いに係る放射性廃棄物について追加
廃棄物の種類	取扱場所	最大処理能力												
<u>α 固体廃棄物B</u> (保管体の内容物を含む。)	廃棄物搬出入ピット	金属製容器40 個												
<u>β・γ 固体廃棄物A</u> 及びBのうち廃樹脂	廃樹脂乾燥室	1.4 m ³												
<u>α 固体廃棄物A</u> チャコールフィルタ	廃棄物受払室	2 m ³												

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準								・化学処理装置の使用の停止に伴う削除
区分	$\beta \cdot \gamma$		α					
	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質 ^{*2}	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α 放射性物質 ^{*3}	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2}	α 放射性物質 ^{*3}		
固体廃棄物	A	2mSv/h未満	3.7×10^{13} Bq/容器 未満	3.7×10^4 Bq/容器 未満	500 μ Sv/h 未満	3.7×10^4 Bq/容器 以上 3.7×10^7 Bq/容器 未満		
	B	2mSv/h以上	3.7×10^{13} Bq/容器 未満	3.7×10^4 Bq/容器 未満	500 μ Sv/h 以上	3.7×10^7 Bq/容器 以上 3.7×10^{12} Bq/容器 未満		
備考	_____		_____	_____	容器表面の線量当量率と容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量については、いずれか上位の区分になる基準を適用する。 プルトニウムにあつては、1g/容器 ^{*1} 未満、核分裂性物質 ^{*4} にあつては、4g/容器 ^{*1} 未満とする。			
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外の $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質 ^{*2} の水中濃度	トリチウムの水中濃度			α 放射性物質 ^{*3} の水中濃度		
	放出前廃液	3.7×10^{-1} Bq/cm ³ 未満				1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満		
	A	3.7×10^1 Bq/cm ³ 未満 ^{*5}	3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満					
	B	3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満						
	C	_____	3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満					
備考	トリチウムとトリチウム以外の $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質が混在する場合は、上位の区分になる基準を適用する。							
*1：容器の基準容積：20ℓ *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であつて、アルファ線を放出する放射性物質 *4：「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、ウラン233、ウラン235、プルトニウム239及びプルトニウム241をいう。 *5：主な放射性物質が短半減期であつて、1.00時間以内の濃度が 3.7×10^1 Bq/cm ³ 未満になることが明らかなるものを含む。								
別表第5-1の2～別表第6-7（省略）								
別表第5-1 放射性廃棄物の区分基準								
区分	$\beta \cdot \gamma$		α					
	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質 ^{*2}	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量 α 放射性物質 ^{*3}	容器表面の線量当量率	容器 ^{*1} 当たりの放射性物質 ^{*2}	α 放射性物質 ^{*3}		
固体廃棄物	A	2mSv/h未満	3.7×10^{13} Bq/容器 未満	3.7×10^4 Bq/容器 未満	500 μ Sv/h 未満	3.7×10^4 Bq/容器 以上 3.7×10^7 Bq/容器 未満		
	B	2mSv/h以上	3.7×10^{13} Bq/容器 未満	3.7×10^4 Bq/容器 未満	500 μ Sv/h 以上	3.7×10^7 Bq/容器 以上 3.7×10^{12} Bq/容器 未満		
備考	_____		_____	_____	容器表面の線量当量率と容器 ^{*1} 当たりの放射性物質の含有量については、いずれか上位の区分になる基準を適用する。 プルトニウムにあつては、1g/容器 ^{*1} 未満、核分裂性物質 ^{*4} にあつては、4g/容器 ^{*1} 未満とする。			
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外の $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質 ^{*2} の水中濃度	トリチウムの水中濃度			α 放射性物質 ^{*3} の水中濃度		
	放出前廃液	3.7×10^{-1} Bq/cm ³ 未満				1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満		
	A	3.7×10^1 Bq/cm ³ 未満	3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満					
	B	3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満						
	(削る)	(削る)	(削る)					
備考	トリチウムとトリチウム以外の $\beta \cdot \gamma$ 放射性物質が混在する場合は、上位の区分になる基準を適用する。							
*1：容器の基準容積：20ℓ *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であつて、アルファ線を放出する放射性物質 *4：「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」の第4条第9号の核分裂性物質で、ウラン233、ウラン235、プルトニウム239及びプルトニウム241をいう。 (削る)								
別表第5-1の2～別表第6-7（変更なし）								

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
別表第6－8 放射線測定機器の警報装置の作動条件				別表第6－8 放射線測定機器の警報装置の作動条件				
測定機器	測定対象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	測定機器	測定対象	測定線種	注1)注2) 警報装置の作動条件	
排気モニタ	廃液処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	排気モニタ	廃液処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除 ・固体廃棄物減容処理施設の追加
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上		α 固体処理棟排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	
	α 固体処理棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	廃液貯留施設Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	廃液貯留施設Ⅰ排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
	廃液貯留施設Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度			廃液貯留施設Ⅱ排気口の放射性塵埃の濃度				
	有機廃液一時格納庫排気口の放射性塵埃の濃度			<u>（削る）</u>				
	α 一時格納庫排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上	α 一時格納庫排気口の放射性塵埃の濃度		1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上		
	α 固体貯蔵施設排気口の放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上	α 固体貯蔵施設排気口の放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上		
		ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上	の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-6} Bq/cm ³ 以上		
	管理機械棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上	管理機械棟排気口の放射性塵埃の濃度	ベータ線	1日平均して 3.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上		
				<u>固体廃棄物減容処理施設排気筒の放射性塵埃の濃度</u>	アルファ線	1日平均して 7.0×10^{-8} Bq/cm ³ 以上		
				ベータ線	1日平均して 4.0×10^{-5} Bq/cm ³ 以上			

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考																																																												
<p>注1）警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。 注2）放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動するよう警報の設定値を変更することができる。</p> <p>別表第6-9～別表第6-12の2（省略）</p> <p>別表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値</p> <table border="1" data-bbox="181 604 1240 1375"> <thead> <tr> <th>廃棄物管理施設</th> <th>放出管理基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>廃液処理棟</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅰ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅱ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅲ</td><td>(DAC) p×10</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅳ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>α固体処理棟</td><td>(DAC) p×10</td></tr> <tr><td>廃液貯留施設Ⅰ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>廃液貯留施設Ⅱ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td><u>有機廃液一時格納庫</u></td><td><u>(DAC) p×1.0</u></td></tr> <tr><td>α一時格納庫</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>α固体貯蔵施設</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>管理機械棟</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>注) (DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。</p> <p>別表第6-14～別表第6-17（省略）</p>	廃棄物管理施設	放出管理基準値	廃液処理棟	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅰ	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅱ	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅲ	(DAC) p×10	β・γ固体処理棟Ⅳ	(DAC) p×1.0	α固体処理棟	(DAC) p×10	廃液貯留施設Ⅰ	(DAC) p×1.0	廃液貯留施設Ⅱ	(DAC) p×1.0	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>(DAC) p×1.0</u>	α一時格納庫	(DAC) p×1.0	α固体貯蔵施設	(DAC) p×1.0	管理機械棟	(DAC) p×1.0	<p>注1）警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。 注2）放射線管理上の必要があるときは、この値より低い値で作動するよう警報の設定値を変更することができる。</p> <p>別表第6-9～別表第6-12の2（変更なし）</p> <p>別表第6-13 気体廃棄物の放出管理基準値</p> <table border="1" data-bbox="1308 604 2368 1375"> <thead> <tr> <th>廃棄物管理施設</th> <th>放出管理基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>廃液処理棟</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅰ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅱ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅲ</td><td>(DAC) p×10</td></tr> <tr><td>β・γ固体処理棟Ⅳ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>α固体処理棟</td><td>(DAC) p×10</td></tr> <tr><td>廃液貯留施設Ⅰ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>廃液貯留施設Ⅱ</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td><u>(削る)</u></td><td><u>(削る)</u></td></tr> <tr><td>α一時格納庫</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>α固体貯蔵施設</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> <tr><td>管理機械棟</td><td>(DAC) p×1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>注) (DAC) pとは、第77条第2項に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。</p> <p>別表第6-13の2 気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1" data-bbox="1308 1612 2338 1745"> <thead> <tr> <th>廃棄物管理施設</th> <th>気体廃棄物の種類</th> <th>核種</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> <td>放射性ヨウ素</td> <td>¹²⁹I</td> <td>76MBq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第6-14～別表第6-17（変更なし）</p>	廃棄物管理施設	放出管理基準値	廃液処理棟	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅰ	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅱ	(DAC) p×1.0	β・γ固体処理棟Ⅲ	(DAC) p×10	β・γ固体処理棟Ⅳ	(DAC) p×1.0	α固体処理棟	(DAC) p×10	廃液貯留施設Ⅰ	(DAC) p×1.0	廃液貯留施設Ⅱ	(DAC) p×1.0	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	α一時格納庫	(DAC) p×1.0	α固体貯蔵施設	(DAC) p×1.0	管理機械棟	(DAC) p×1.0	廃棄物管理施設	気体廃棄物の種類	核種	放出管理目標値	固体廃棄物減容処理施設	放射性ヨウ素	¹²⁹ I	76MBq/年	<p>・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除</p> <p>・気体廃棄物の放出管理目標値を追加</p>
廃棄物管理施設	放出管理基準値																																																													
廃液処理棟	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅰ	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅱ	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅲ	(DAC) p×10																																																													
β・γ固体処理棟Ⅳ	(DAC) p×1.0																																																													
α固体処理棟	(DAC) p×10																																																													
廃液貯留施設Ⅰ	(DAC) p×1.0																																																													
廃液貯留施設Ⅱ	(DAC) p×1.0																																																													
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>(DAC) p×1.0</u>																																																													
α一時格納庫	(DAC) p×1.0																																																													
α固体貯蔵施設	(DAC) p×1.0																																																													
管理機械棟	(DAC) p×1.0																																																													
廃棄物管理施設	放出管理基準値																																																													
廃液処理棟	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅰ	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅱ	(DAC) p×1.0																																																													
β・γ固体処理棟Ⅲ	(DAC) p×10																																																													
β・γ固体処理棟Ⅳ	(DAC) p×1.0																																																													
α固体処理棟	(DAC) p×10																																																													
廃液貯留施設Ⅰ	(DAC) p×1.0																																																													
廃液貯留施設Ⅱ	(DAC) p×1.0																																																													
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																													
α一時格納庫	(DAC) p×1.0																																																													
α固体貯蔵施設	(DAC) p×1.0																																																													
管理機械棟	(DAC) p×1.0																																																													
廃棄物管理施設	気体廃棄物の種類	核種	放出管理目標値																																																											
固体廃棄物減容処理施設	放射性ヨウ素	¹²⁹ I	76MBq/年																																																											

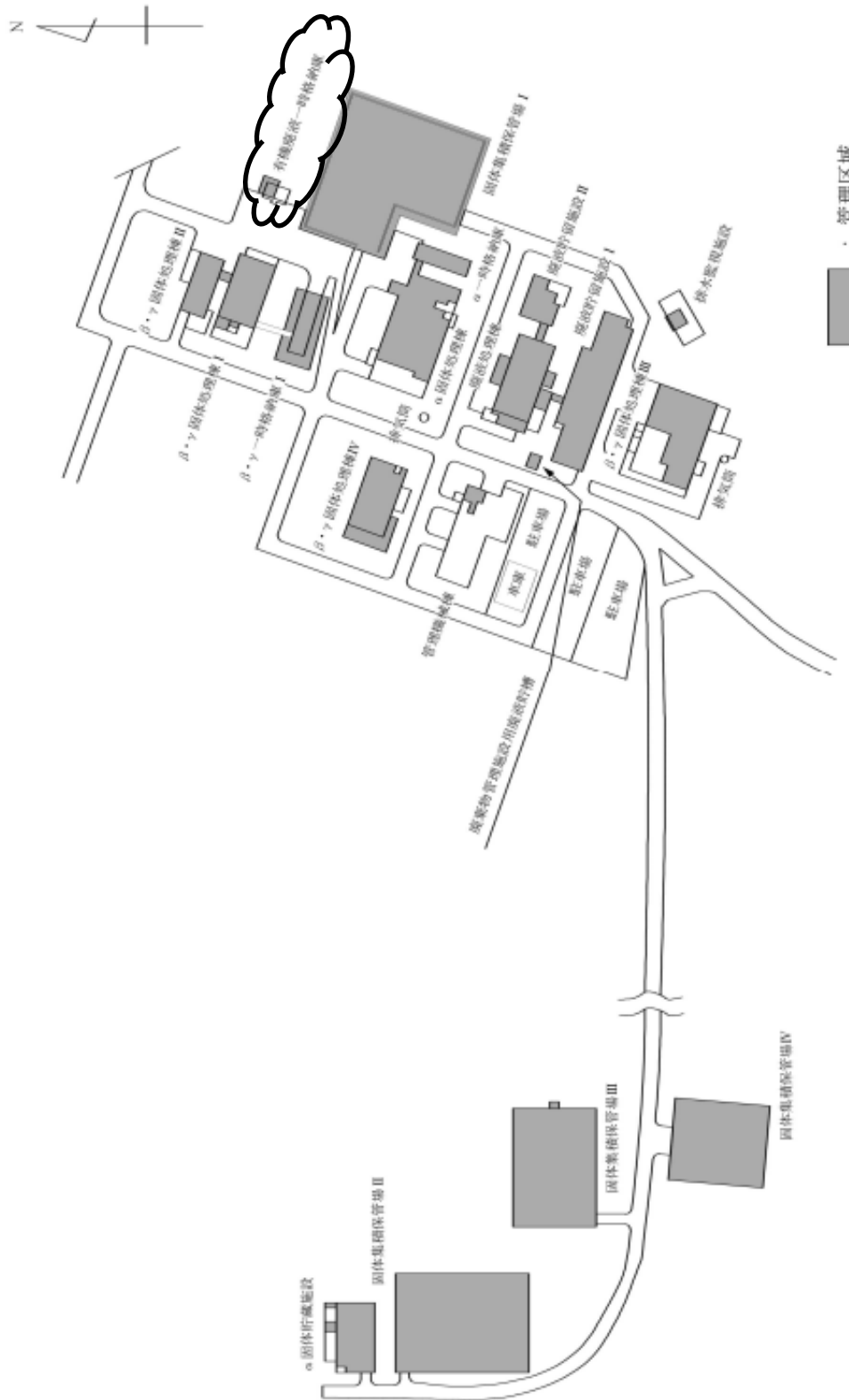
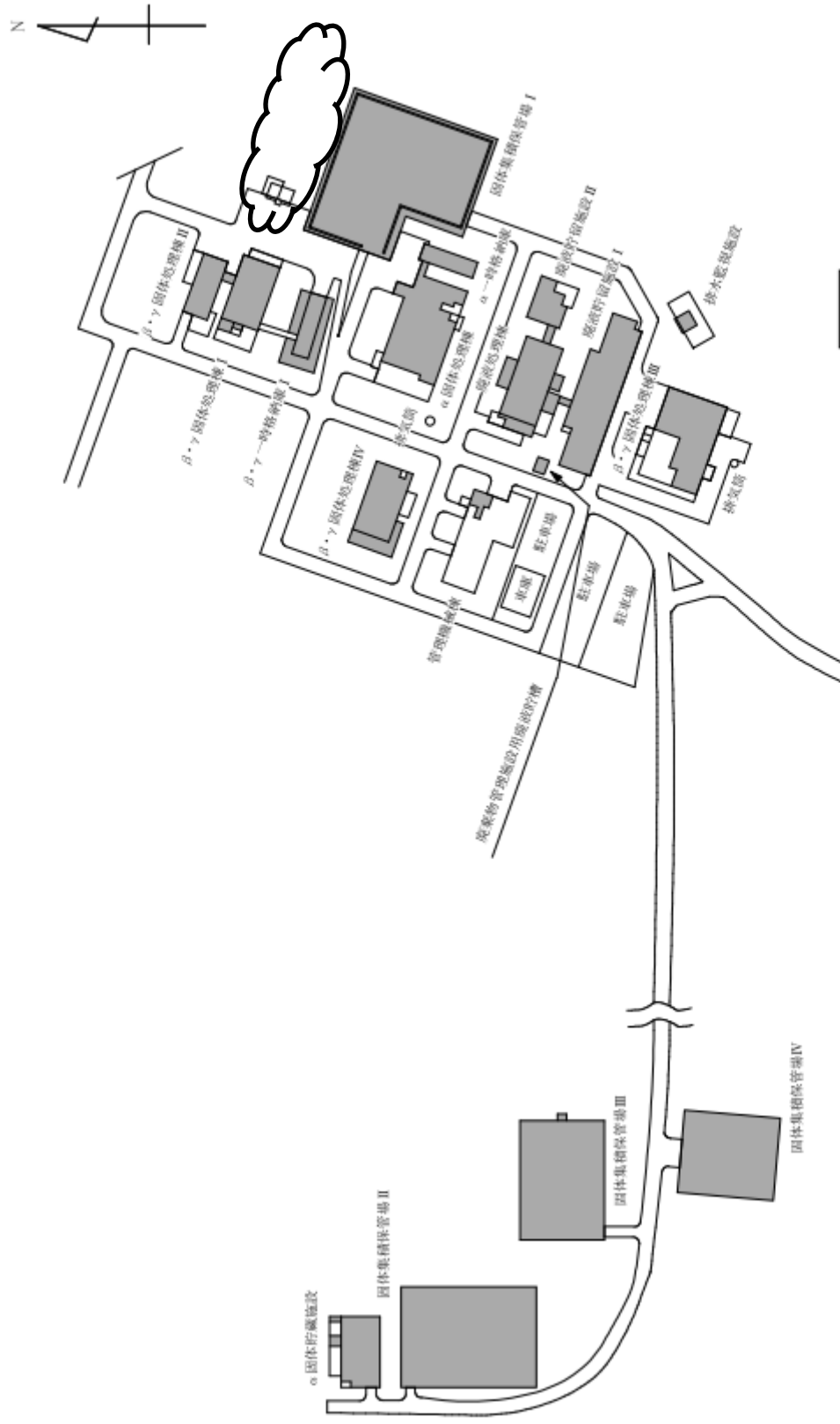
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）						変更後（補正後）						備考
別表第6-18 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法						別表第6-18 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設を除く。）						・記載の適正化
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気モニタ	廃液処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気モニタ	廃液処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 排気口		1			
	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 排気口		1				$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 排気口		1			
	α 固体処理棟排気口		2		α 固体処理棟排気口		2		アルファ線 ベータ線			
	廃液貯留施設 I 排気口		1		廃液貯留施設 I 排気口		1		ベータ線			
	廃液貯留施設 II 排気口		1		廃液貯留施設 II 排気口		1					
	有機廃液一時格納庫排気口		1		<u>(削る)</u>		<u>(削る)</u>		アルファ線 ベータ線			
	α 一時格納庫排気口		1		α 一時格納庫排気口		1					
	α 固体貯蔵施設排気口		2		α 固体貯蔵施設排気口		2		アルファ線 ベータ線			
	管理機械棟排気口		1		管理機械棟排気口		1		ベータ線			
室内空気モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内空気モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{s}^{-1}$	6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
		$0 \sim 10^3 \text{s}^{-1}$	2		アルファ線			$0 \sim 10^3 \text{s}^{-1}$	2		アルファ線	
ローカルサンプリング装置		—	—		—	ローカルサンプリング装置		—	—		—	
エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \mu \text{Sv/h}$	23	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \mu \text{Sv/h}$	23	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
排水モニタリング設備*	処理済廃液貯槽及び排水監視設備	—	2	周辺監視区域外へ放出する液体廃棄物の放射性物質濃度及び放出量の監視	—	排水モニタリング設備*	処理済廃液貯槽及び排水監視設備	—	2	周辺監視区域外へ放出する液体廃棄物の放射性物質濃度及び放出量の監視	—	
* ; 第85条及び第87条に規定された業務、並びに、その他操作、保守等に係る業務は廃棄物管理課長が行う。						* ; 第85条に規定された業務及びその他操作、保守等に係る業務は廃棄物管理課長が行う。						・第87条の削除及び記載の適正化

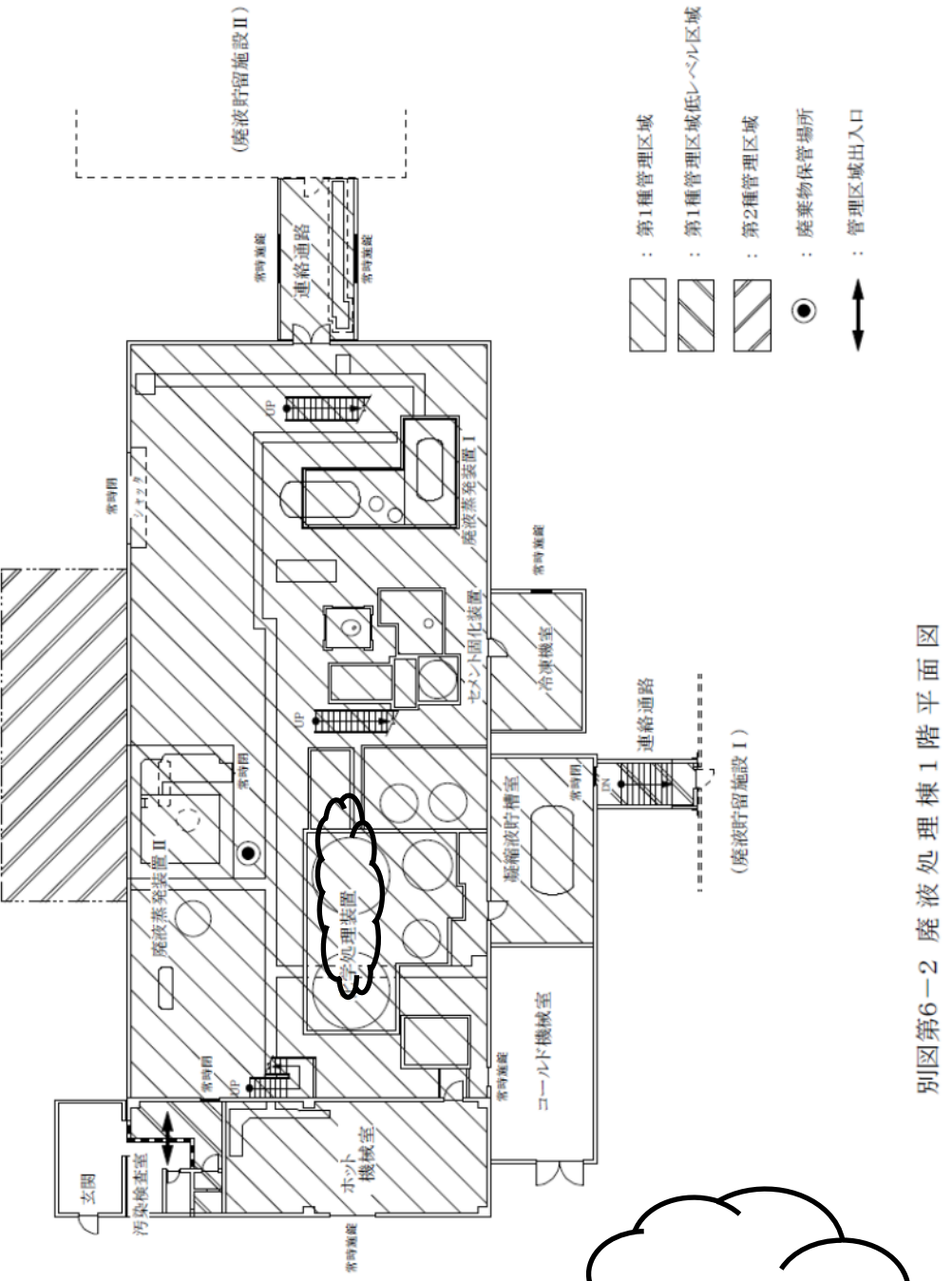
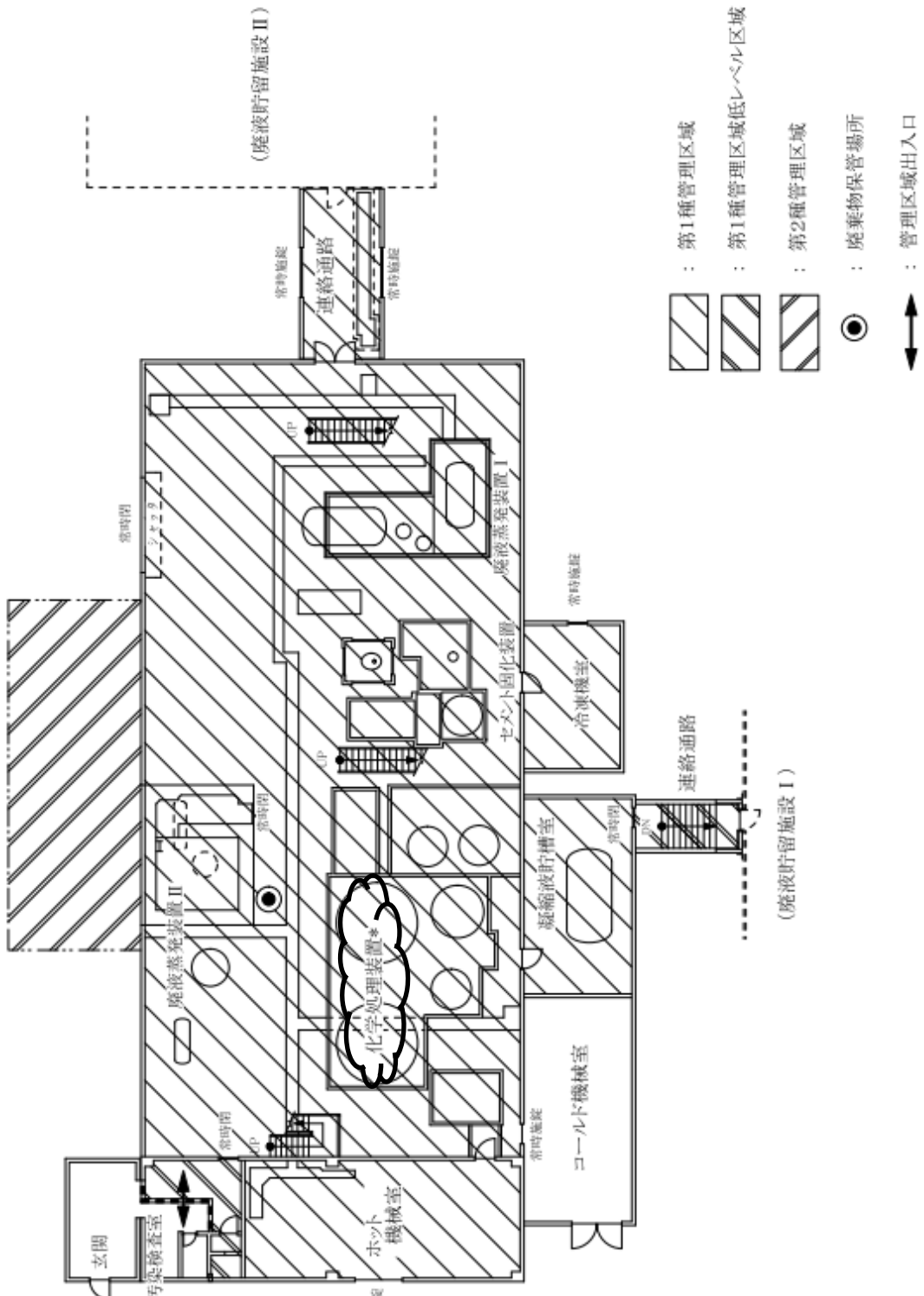
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考																																																
<p>(新設)</p>	<p>別表第6-18の2 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設）</p> <table border="1" data-bbox="1308 323 2412 829"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>測定箇所</th> <th>指示範囲</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排気モニタ</td> <td rowspan="2">固体廃棄物減容処理施設排気口</td> <td rowspan="2">10⁻¹~10⁵s⁻¹</td> <td rowspan="2">1</td> <td>排気中の放射性</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>塵埃濃度の連続監視</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>室内空気モニタ</td> <td rowspan="2">施設内</td> <td rowspan="2">10⁻¹~10⁵s⁻¹</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ローカルサンプリング装置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>施設内</td> <td>10⁻¹~10⁴ μSv/h</td> <td>5</td> <td>管理区域内の線量当量率の連続監視</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	排気モニタ	固体廃棄物減容処理施設排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性	ベータ線	塵埃濃度の連続監視	アルファ線	室内空気モニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	ローカルサンプリング装置	—	エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> 固体廃棄物減容処理施設の放射線測定器の追加 																				
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種																																													
排気モニタ	固体廃棄物減容処理施設排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性	ベータ線																																													
				塵埃濃度の連続監視	アルファ線																																													
室内空気モニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線																																													
ローカルサンプリング装置					—																																													
エリアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	5	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線																																													
<p>別表第6-19 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法</p> <table border="1" data-bbox="181 961 1240 1293"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>6</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>3</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>9</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	1	アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	10	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線	<p>別表第6-19 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設を除く。）</p> <table border="1" data-bbox="1308 972 2371 1304"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>6</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>3</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>9</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	1	アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	9	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う数量の見直し
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
		1		アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		10		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線																																														
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	6	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
		1		アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	3	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		9		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		9	線量当量率の測定	ガンマ線																																														
<p>(新設)</p>	<p>別表第6-19の2 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（固体廃棄物減容処理施設）</p> <table border="1" data-bbox="1308 1434 2371 1770"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>設置箇所</th> <th>数量</th> <th>測定目的</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ハンドフットクロスモニタ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">手、足、衣服等の表面密度の測定</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染検査用サーベイメータ</td> <td rowspan="2">管理区域出入口</td> <td>2</td> <td rowspan="2">床及び機器等の表面密度の測定</td> <td>アルファ線</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ベータ線</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線サーベイメータ</td> <td></td> <td>2</td> <td>線量当量率の測定</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table>	機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	アルファ線	表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	2	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線	2	ベータ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	<ul style="list-style-type: none"> 固体廃棄物減容処理施設の放射線測定機器の追加 																									
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種																																														
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線																																														
				アルファ線																																														
表面汚染検査用サーベイメータ	管理区域出入口	2	床及び機器等の表面密度の測定	アルファ線																																														
		2		ベータ線																																														
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線																																														

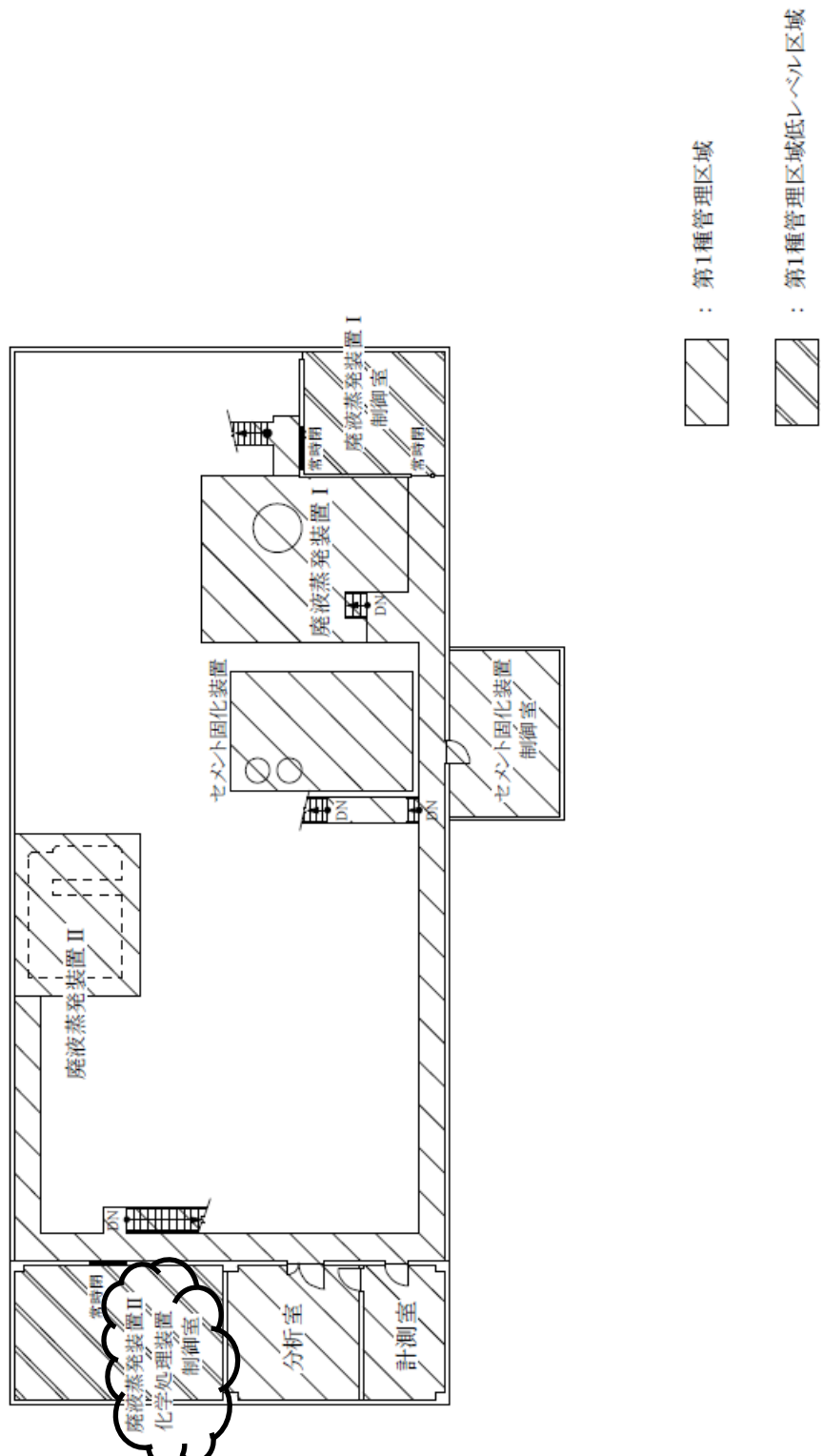
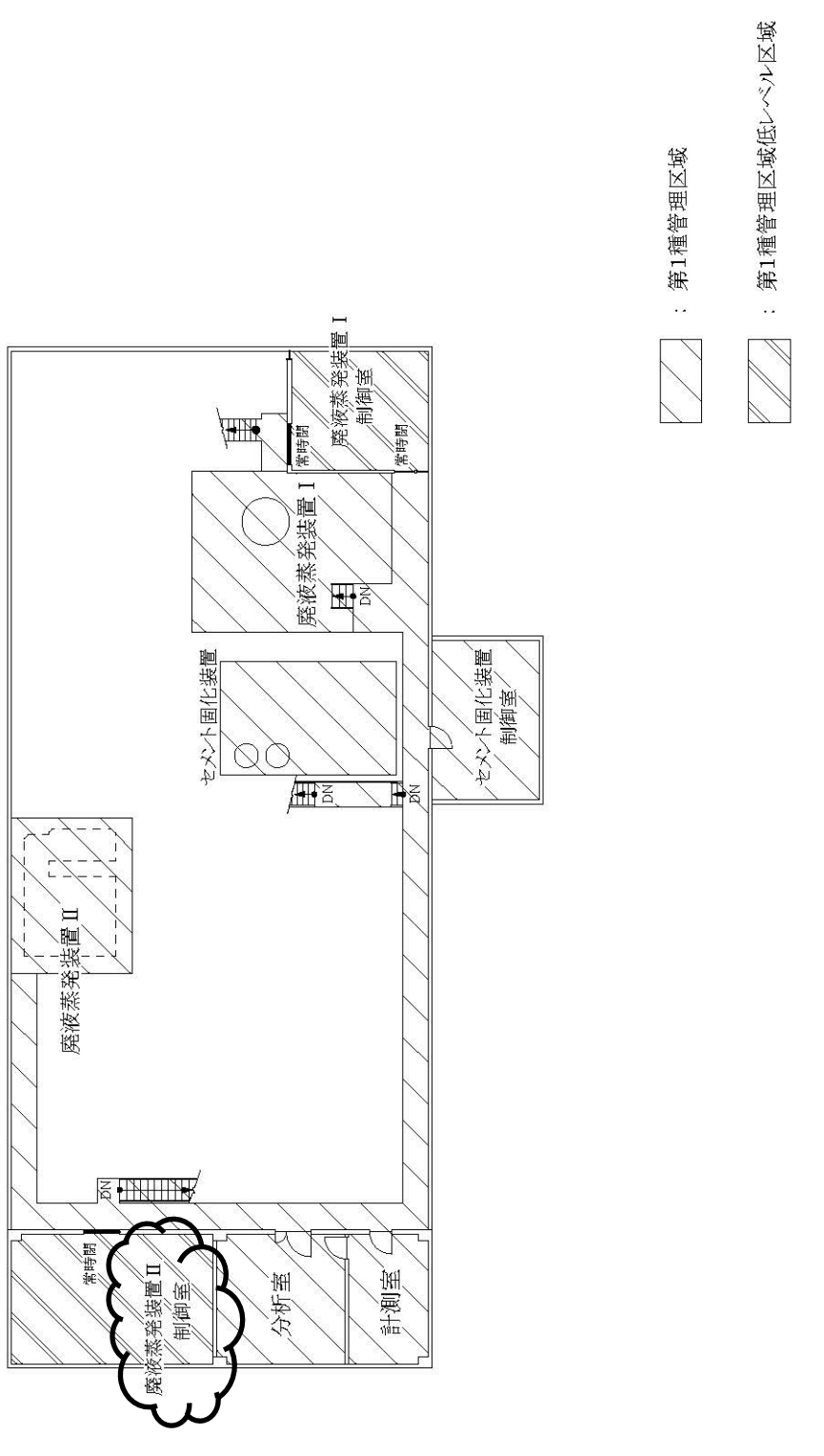
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考	
別表第6-20～別表第11-3（省略）				別表第6-20～別表第11-3（変更なし）					
別表第12-1 記録及び保存				別表第12-1 記録及び保存					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間*	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間*		
1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録				1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					
イ 使用前確認の結果	確認の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	イ 使用前確認の結果	確認の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間		
ロ 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ロ 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間		
ハ 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ハ 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長、環境監視線量計測課長又は放射線管理第2課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間		
2. 放射線管理記録				2. 放射線管理記録					
イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間	イ 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日操作中1回	放射線管理第2課長	10年間		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	10年間		
ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間	ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理第2課長 環境監視線量計測課長	10年間		
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はそ	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては	環境監視線量計測課長	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はそ		

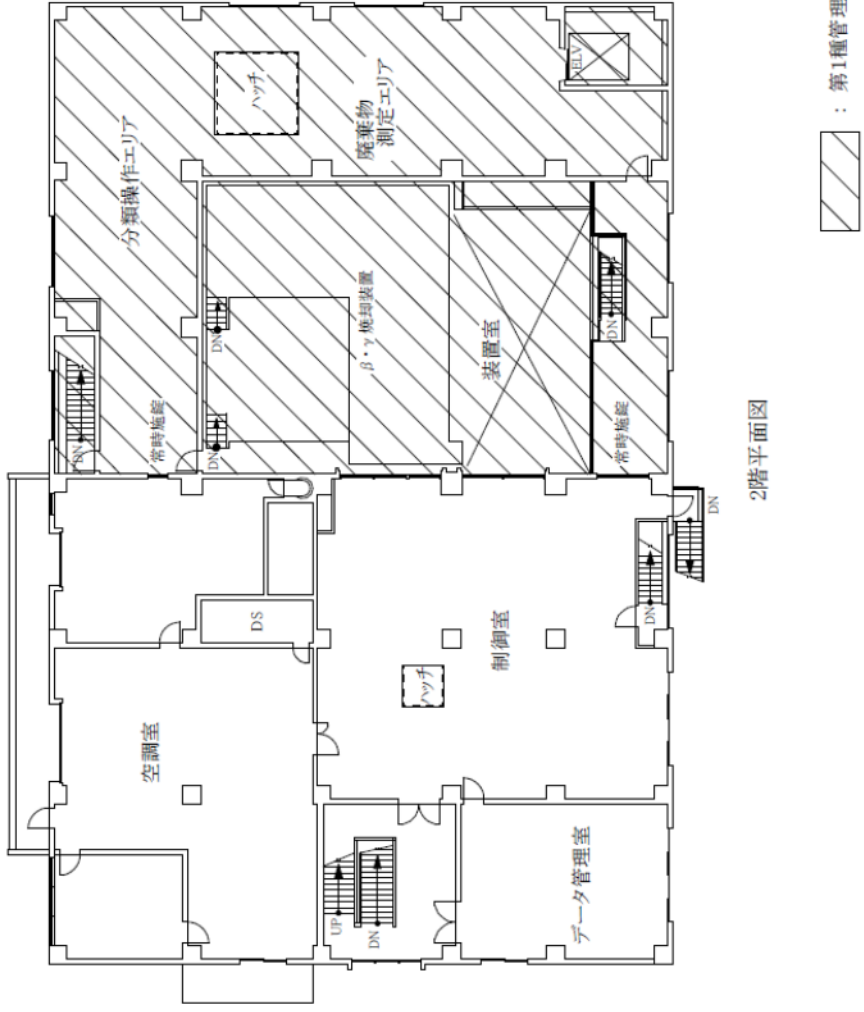
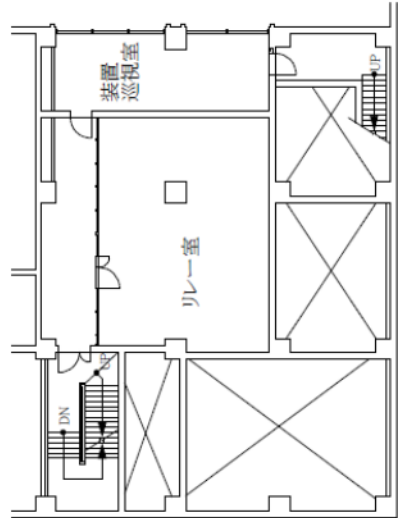
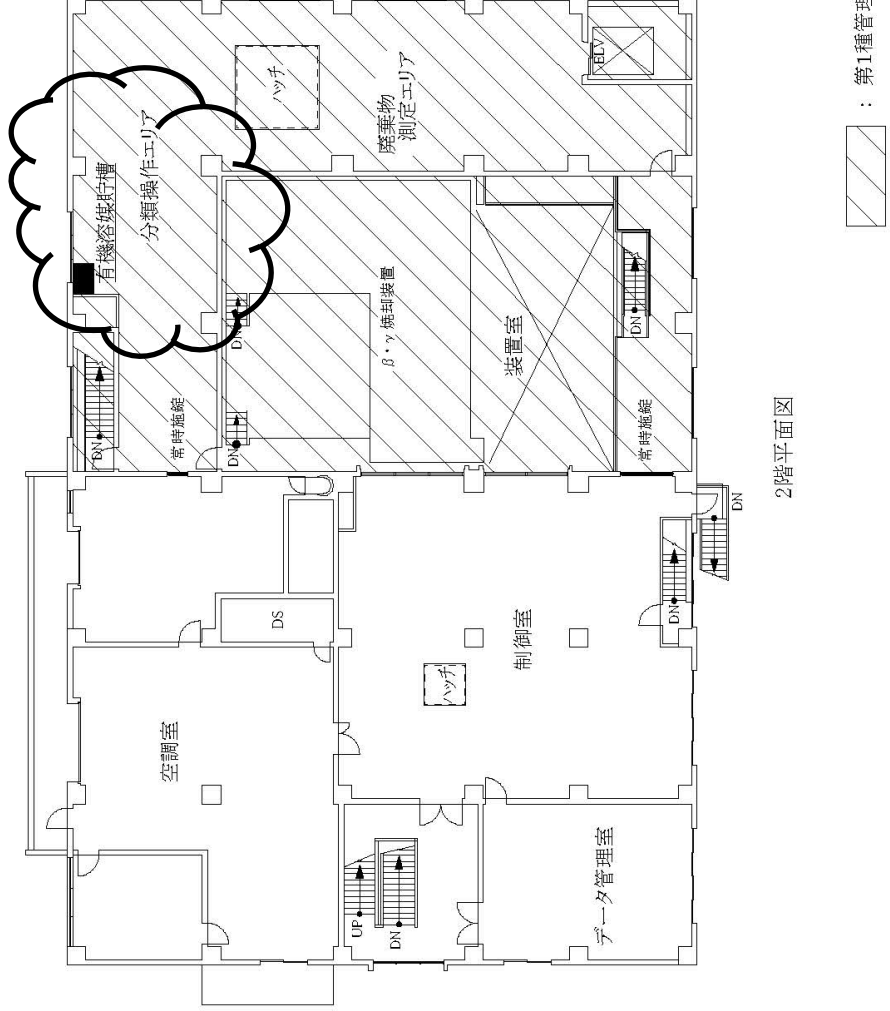
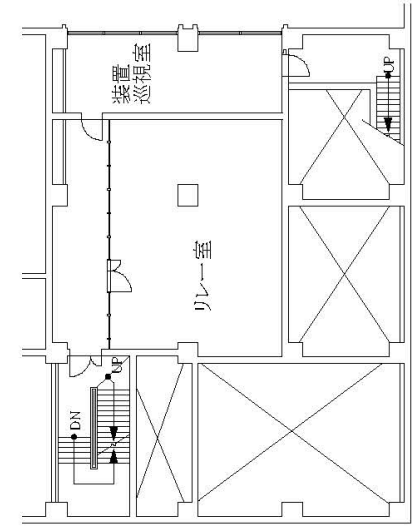
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
<p>旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その他、第74条及び第75条に定める線量</p> <p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計</p>	<p>3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>の記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	<p>旨をその者を指揮又は監督する課長を経て部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等によりその者を指揮又は監督する課長を経て部長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量、その他、第74条及び第75条に定める線量</p> <p>ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間（平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間をいう。以下同じ。）の線量については、1年間ごとに算定された実効線量の合計</p>	<p>3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月ごとに1回</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>の記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	<p>ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p>	<p>その都度</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	<p>ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p>	<p>その者が当該業務に就く時</p>	<p>環境監視線量計測課長</p>	<p>その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p>	
<p>チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>運搬の都度</p>	<p>廃棄物管理課長</p>	<p>1年間</p>	<p>チ 事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p>	<p>運搬の都度</p>	<p>廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p>	<p>1年間</p>	<p>・減容処理施設準備室長を追加</p>
<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>廃棄物管理課</p>	<p>法第51条の25</p>	<p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海</p>	<p>廃棄の都度</p>	<p>廃棄物管理課</p>	<p>法第51条の25</p>	

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）				変更後（補正後）				備考
<p>洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>ヲ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所</p>	<p>封入又は固型化の都度</p> <p>防止及び除去の都度</p> <p>移動の都度</p>	<p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長</p>	<p>第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。） 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>1年間</p> <p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p>	<p>洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>ル 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名</p> <p>ヲ 廃棄物管理設備本体の管理施設における廃棄物パッケージ及び密封容器の移動日時及び移動場所</p>	<p>封入又は固型化の都度</p> <p>防止及び除去の都度</p> <p>移動の都度</p>	<p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p>	<p>第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間（以下「廃止措置終了の確認を受けるまでの期間」という。） 廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p> <p>1年間</p> <p>廃止措置終了の確認を受けるまでの期間</p>	<p>・減容処理施設準備室長、放射線管理第2課長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加</p> <p>・減容処理施設準備室長を追加（以下同じ。）</p>
<p>3. 操作記録</p> <p>イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の挿入量及び挿入の日時</p> <p>ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量</p> <p>ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻</p> <p>ニ 警報装置から発せられる警報の内容</p> <p>ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p>挿入の都度</p> <p>連続して</p> <p>開始及び停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長</p> <p>長 廃棄物管理課長、放射線管理第2課長</p> <p>長 廃棄物管理課長</p>	<p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p>	<p>3. 操作記録</p> <p>イ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備への放射性廃棄物の種類別の挿入量及び挿入の日時</p> <p>ロ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度、圧力及び流量</p> <p>ハ 廃棄物管理施設の操作開始及び操作停止の時刻</p> <p>ニ 警報装置から発せられる警報の内容</p> <p>ホ 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	<p>挿入の都度</p> <p>連続して</p> <p>開始及び停止の都度</p> <p>その都度</p> <p>操作の開始及び交代の都度</p>	<p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長又は放射線管理第2課長</p> <p>長 廃棄物管理課長、減容処理施設準備室長</p>	<p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p> <p>1年間</p>	
4. ～10.（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	4. ～10.（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）	
<p>*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。</p> <p>別図第2-1～別図第2の2-2（省略）</p>				<p>*記録責任者に変更があった場合は、新たな記録責任者が過去の記録についても所定の期間保存する。</p> <p>別図第2-1～別図第2の2-2（変更なし）</p>				

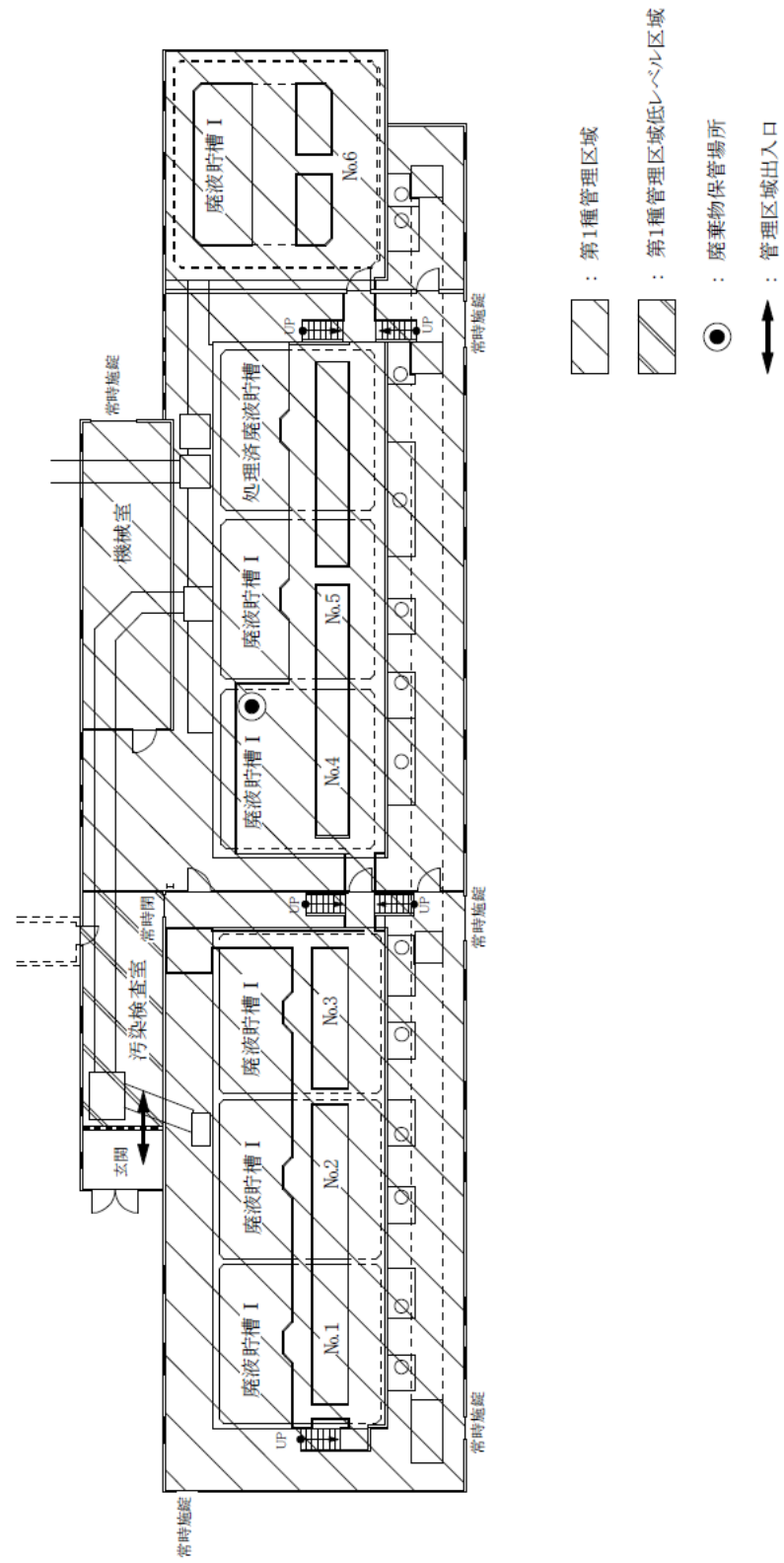
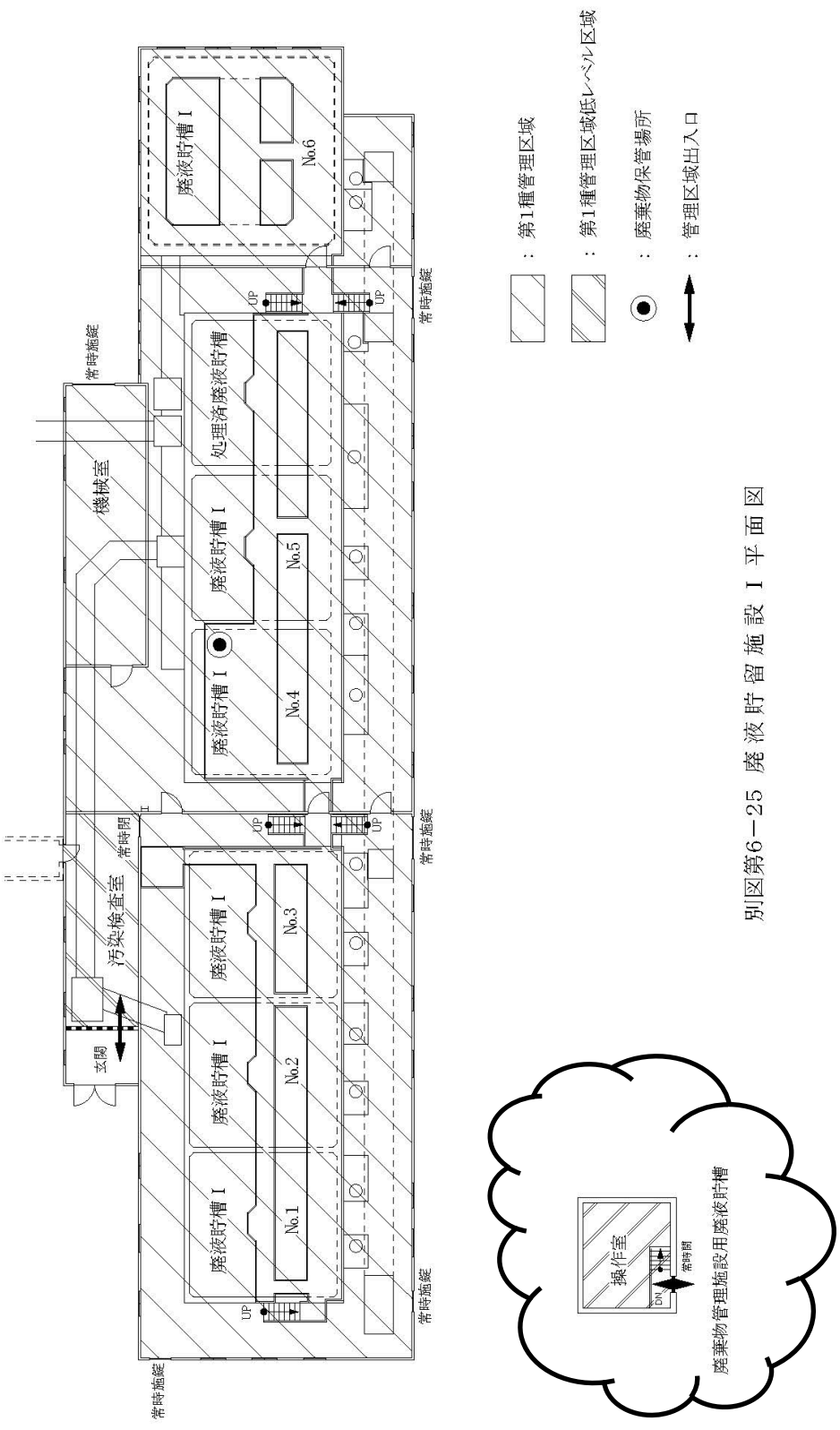
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-1 廃棄物管理施設に係る管理区域</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-1 廃棄物管理施設に係る管理区域</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除

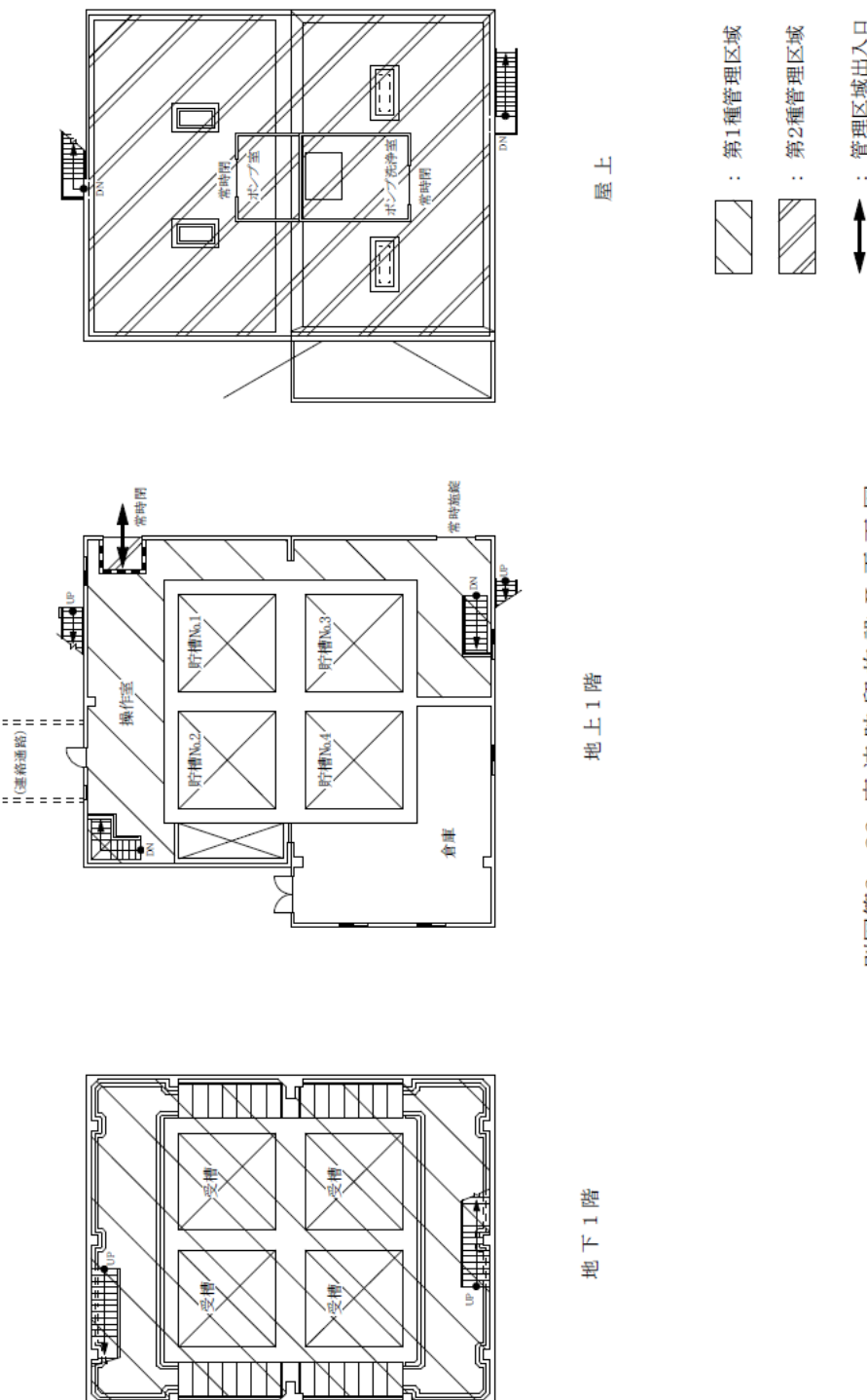
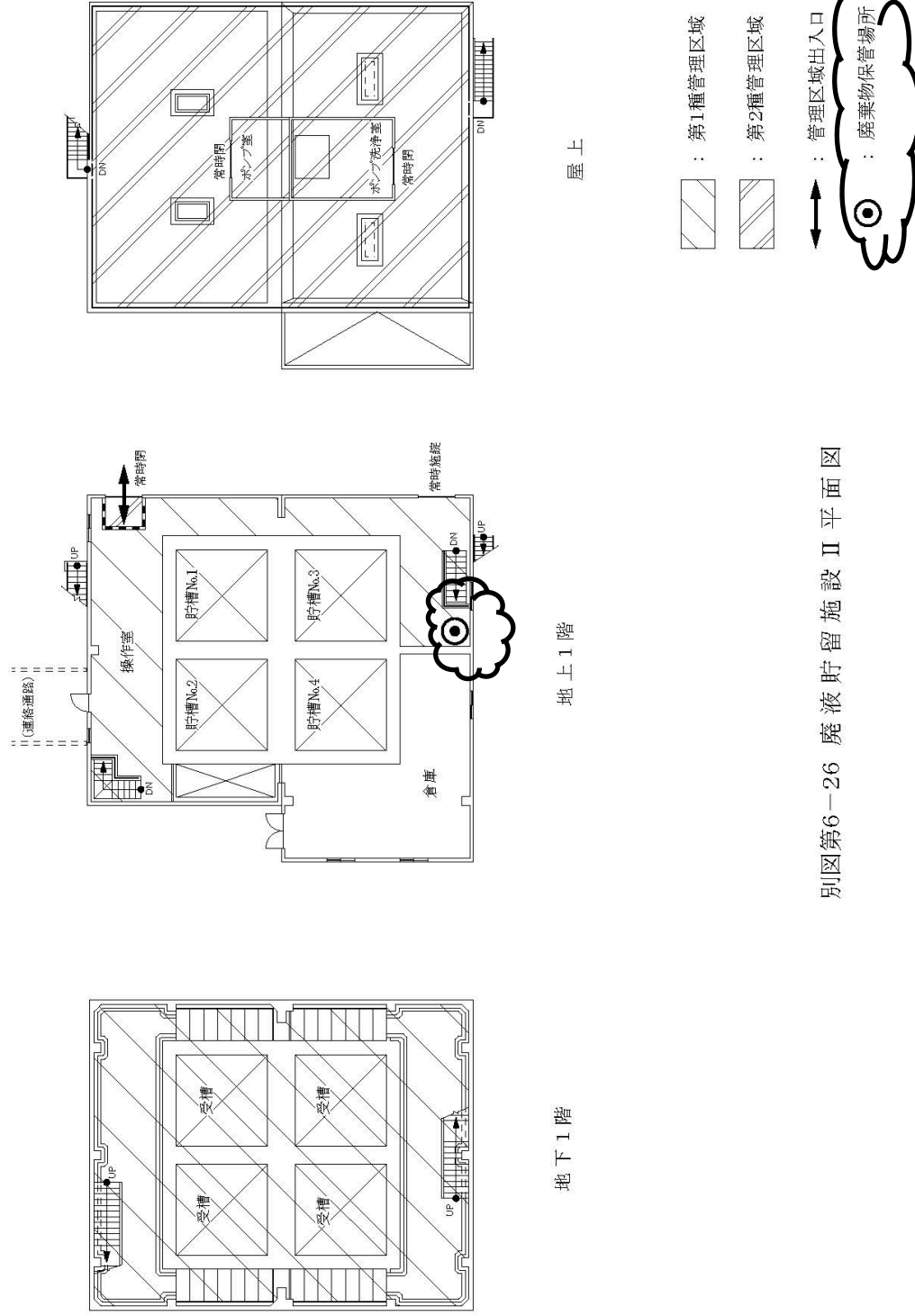
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-2 廃液処理棟1階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-2 廃液処理棟1階平面図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学処理装置の使用の停止に伴う記載の見直し ・廃棄物管理事業許可書との廃棄物管理施設用廃液貯槽の記載の見直し

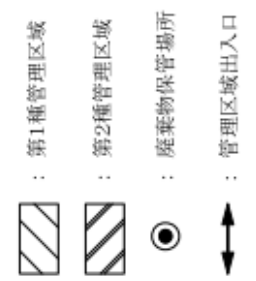
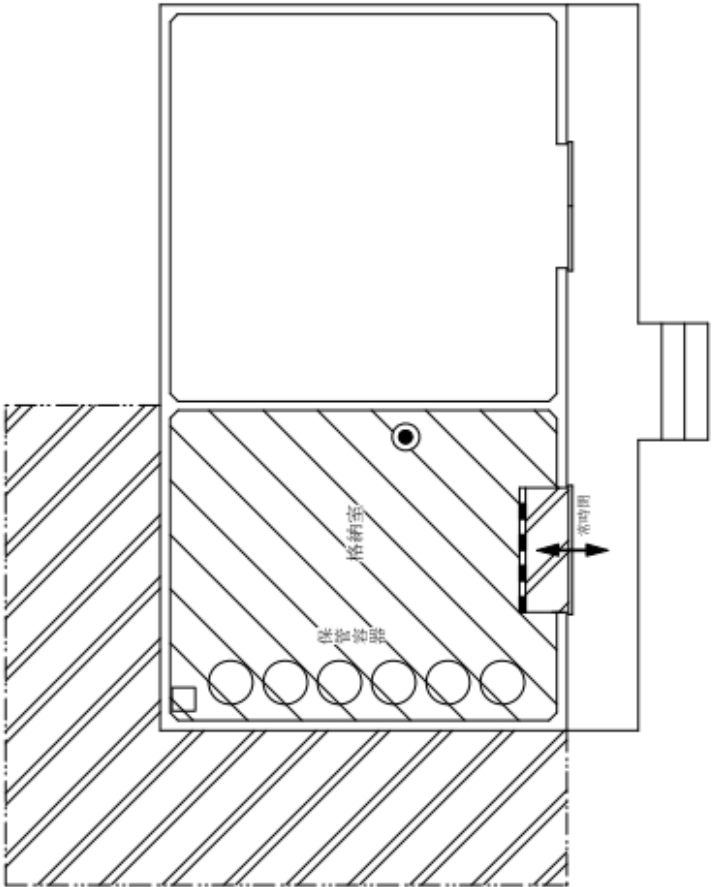
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-3 廃液処理棟2階平面図</p> <p>別図第6-4～別図第6-9（省略）</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-3 廃液処理棟2階平面図</p> <p>別図第6-4～別図第6-9（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学処理装置の使用の停止に伴う削除

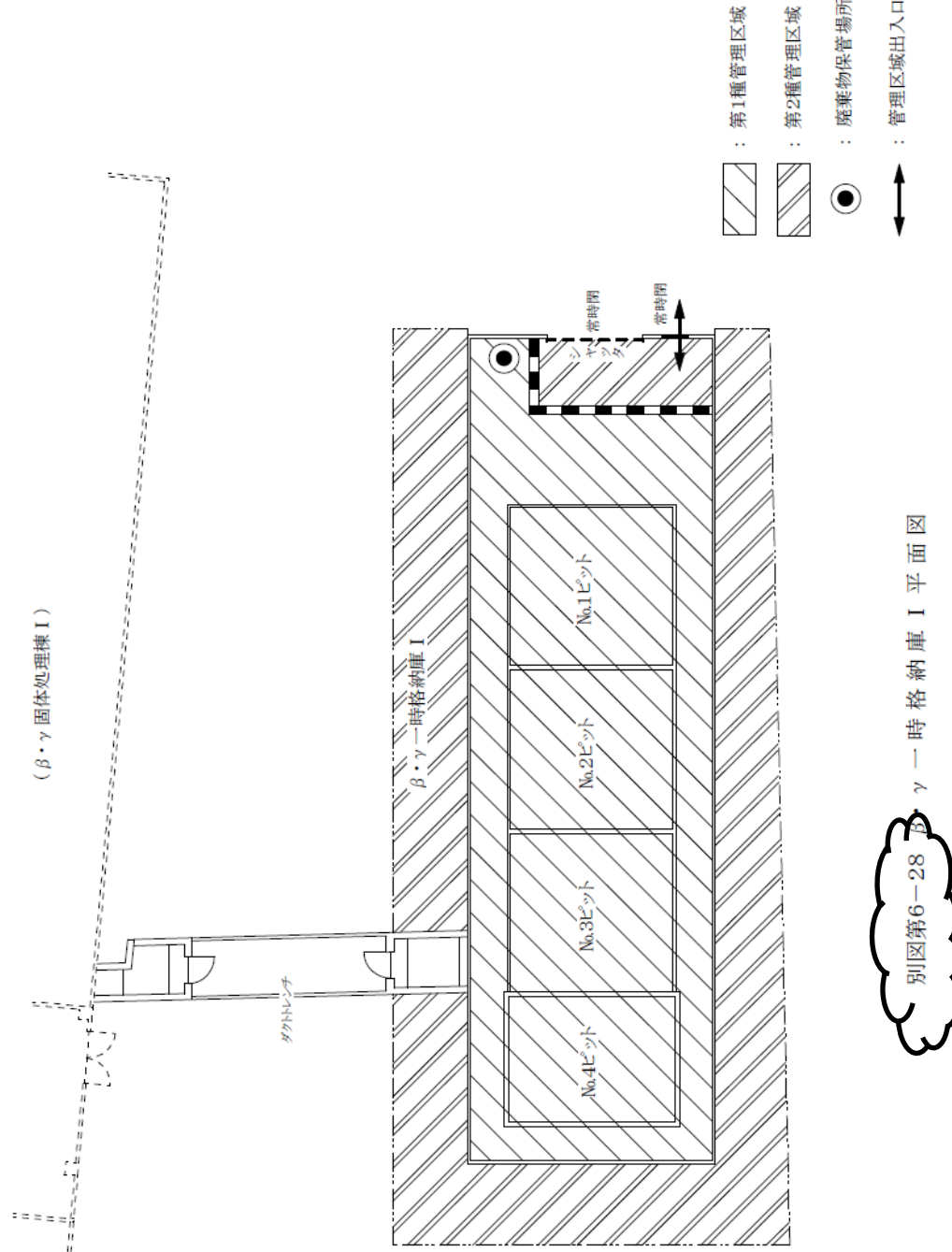
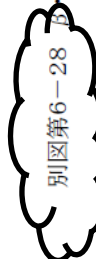
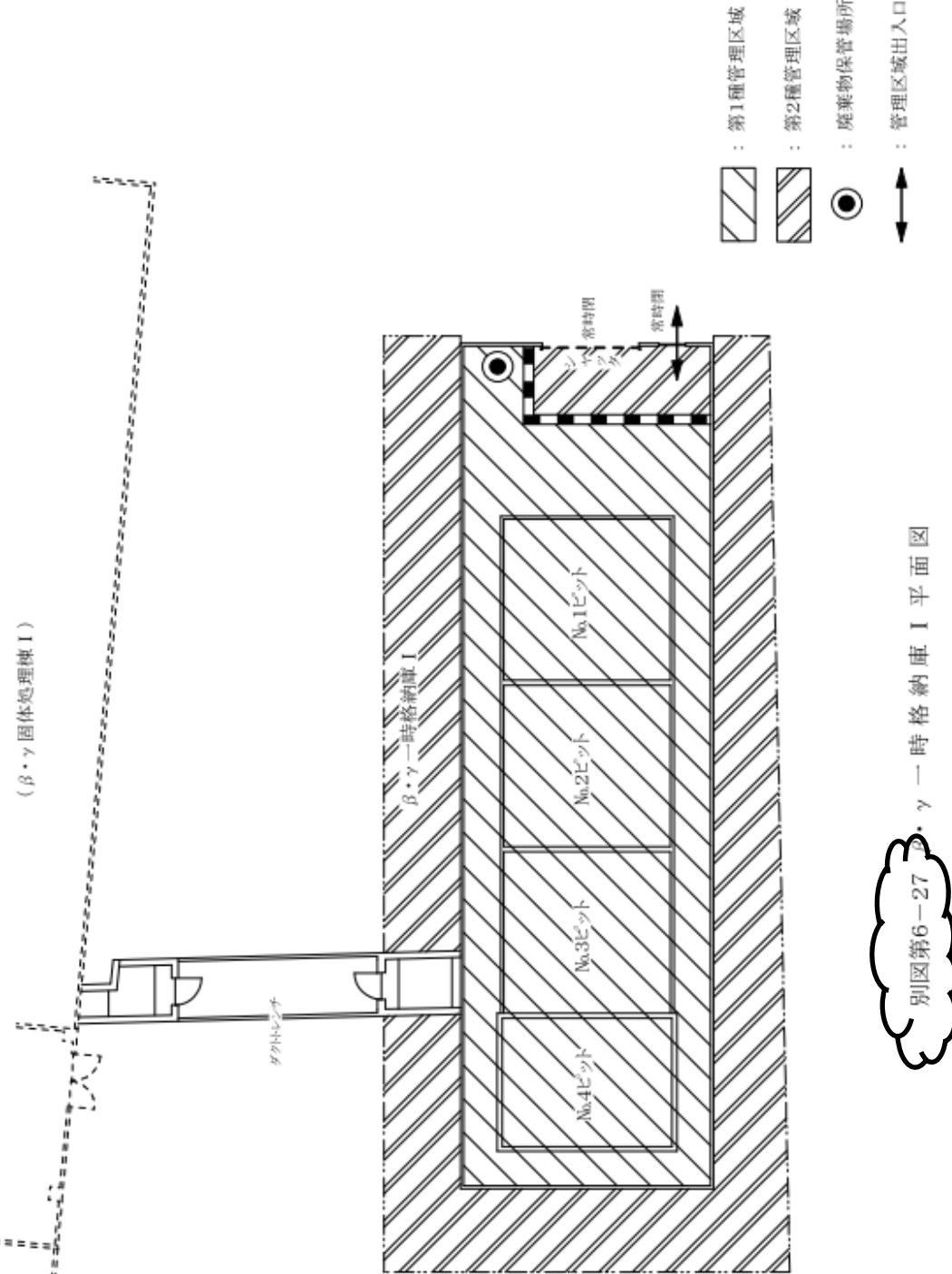

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">2階平面図</p>  <p style="text-align: center;">中2階平面図</p> <p style="text-align: center;">別図第6-10 β・γ 固体処理棟Ⅲ2階及び中2階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">2階平面図</p>  <p style="text-align: center;">中2階平面図</p> <p style="text-align: center;">別図第6-10 β・γ 固体処理棟Ⅲ2階及び中2階平面図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機溶媒貯槽の追加

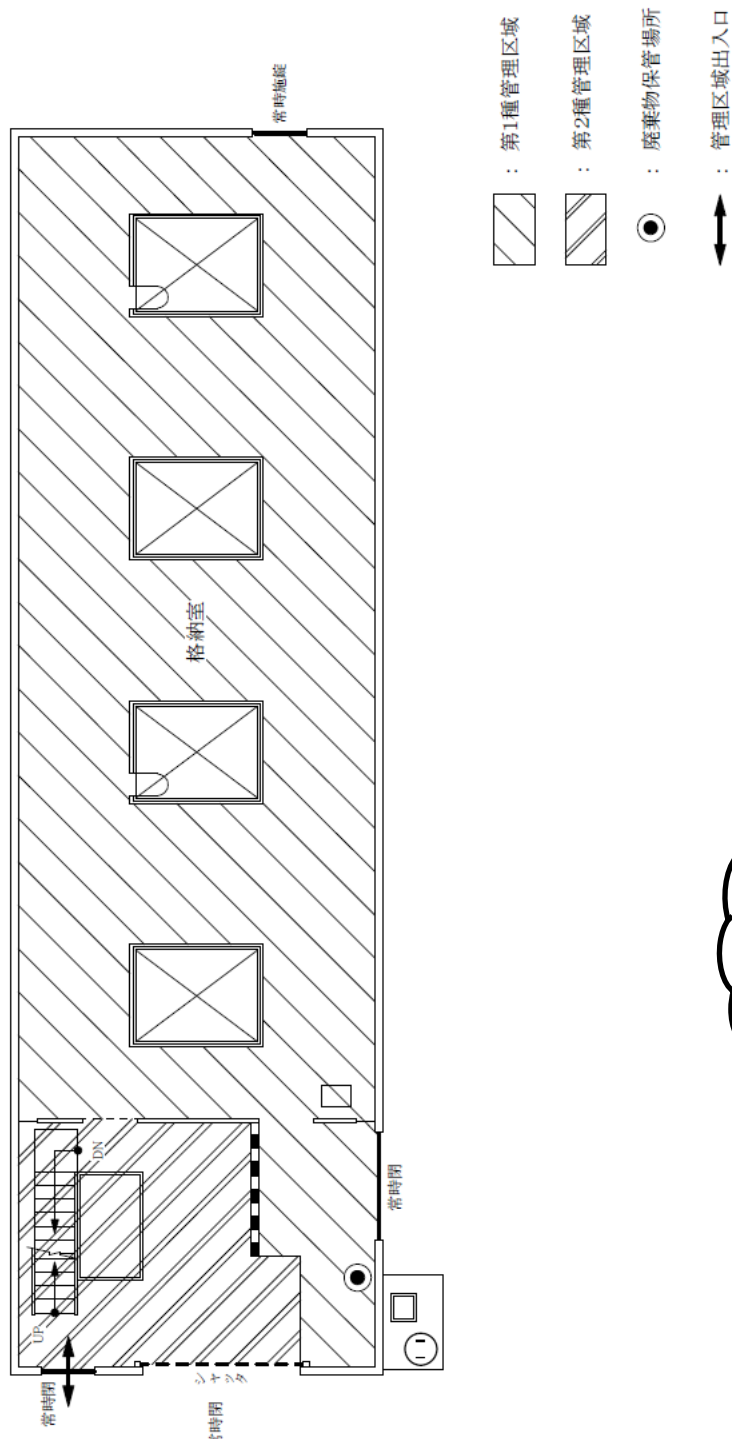
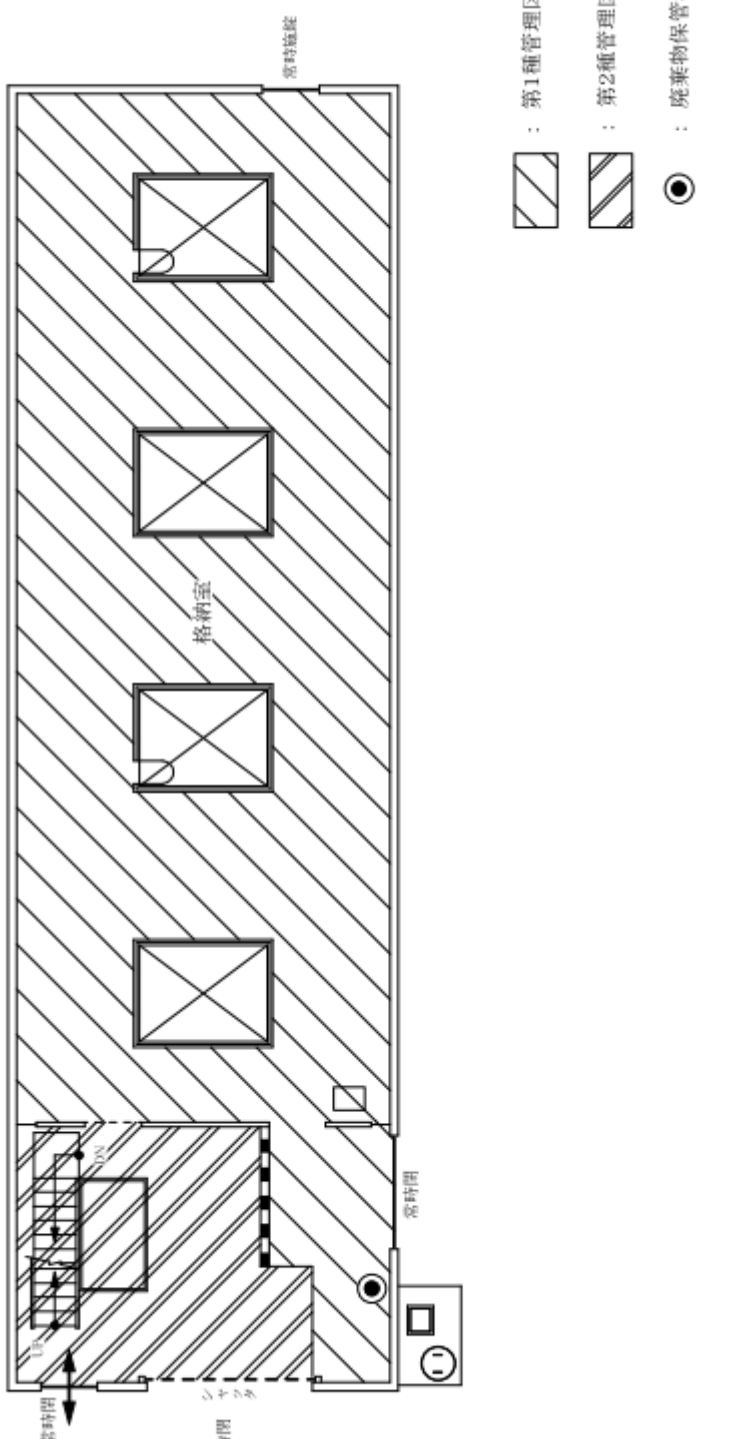
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第6-11～別図第6-22（省略）</p> <div data-bbox="172 384 1012 1860" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div> <p style="text-align: center;">別図第6-23 α 固体貯蔵施設1階平面図</p> <p>別図第6-24（省略）</p>	<p>別図第6-11～別図第6-22（変更なし）</p> <div data-bbox="1311 380 2231 1856" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div> <p style="text-align: center;">別図第6-23 α 固体貯蔵施設1階平面図</p> <p>別図第6-24（変更なし）</p>	<p>・廃棄物保管場所の追加</p>

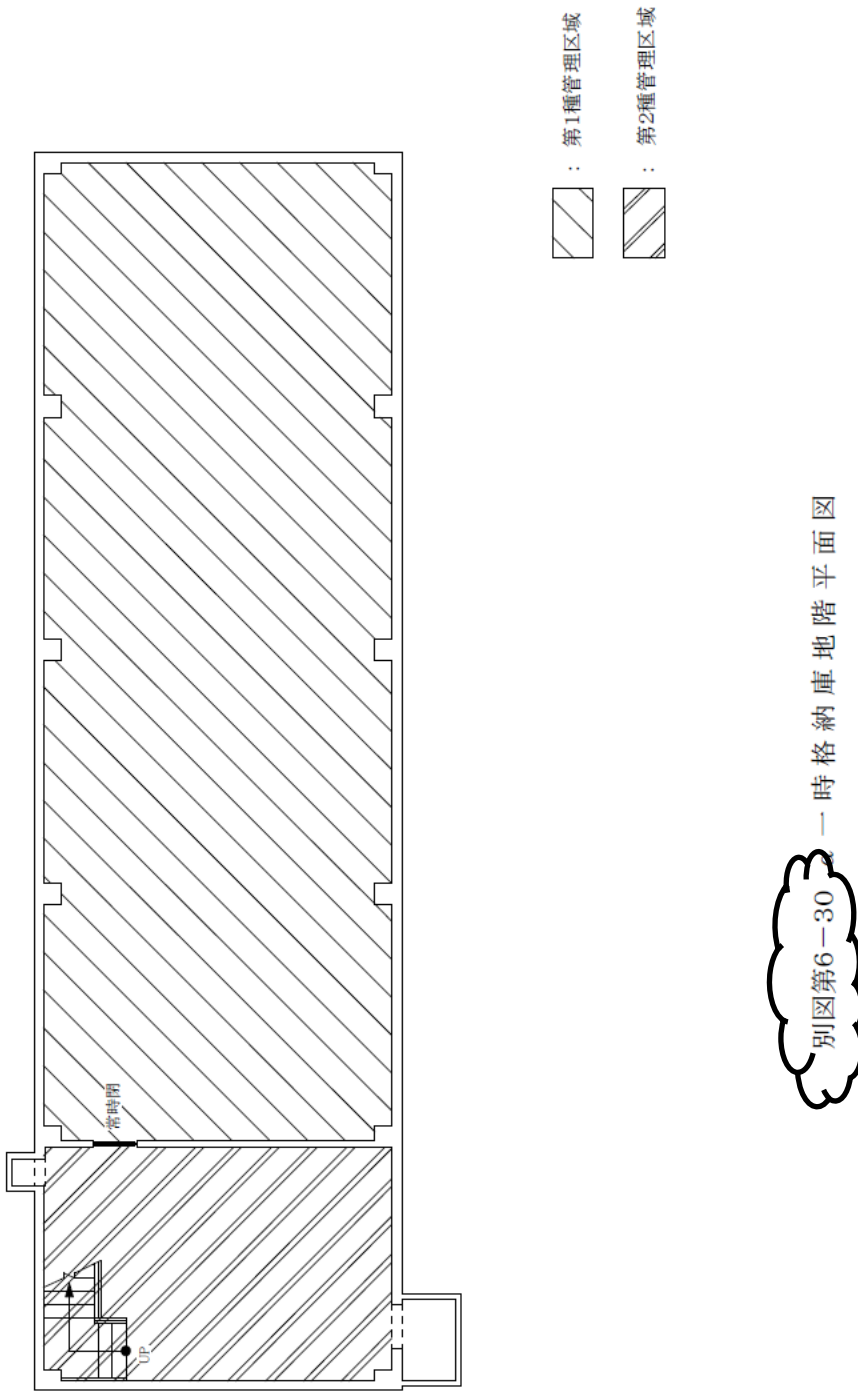
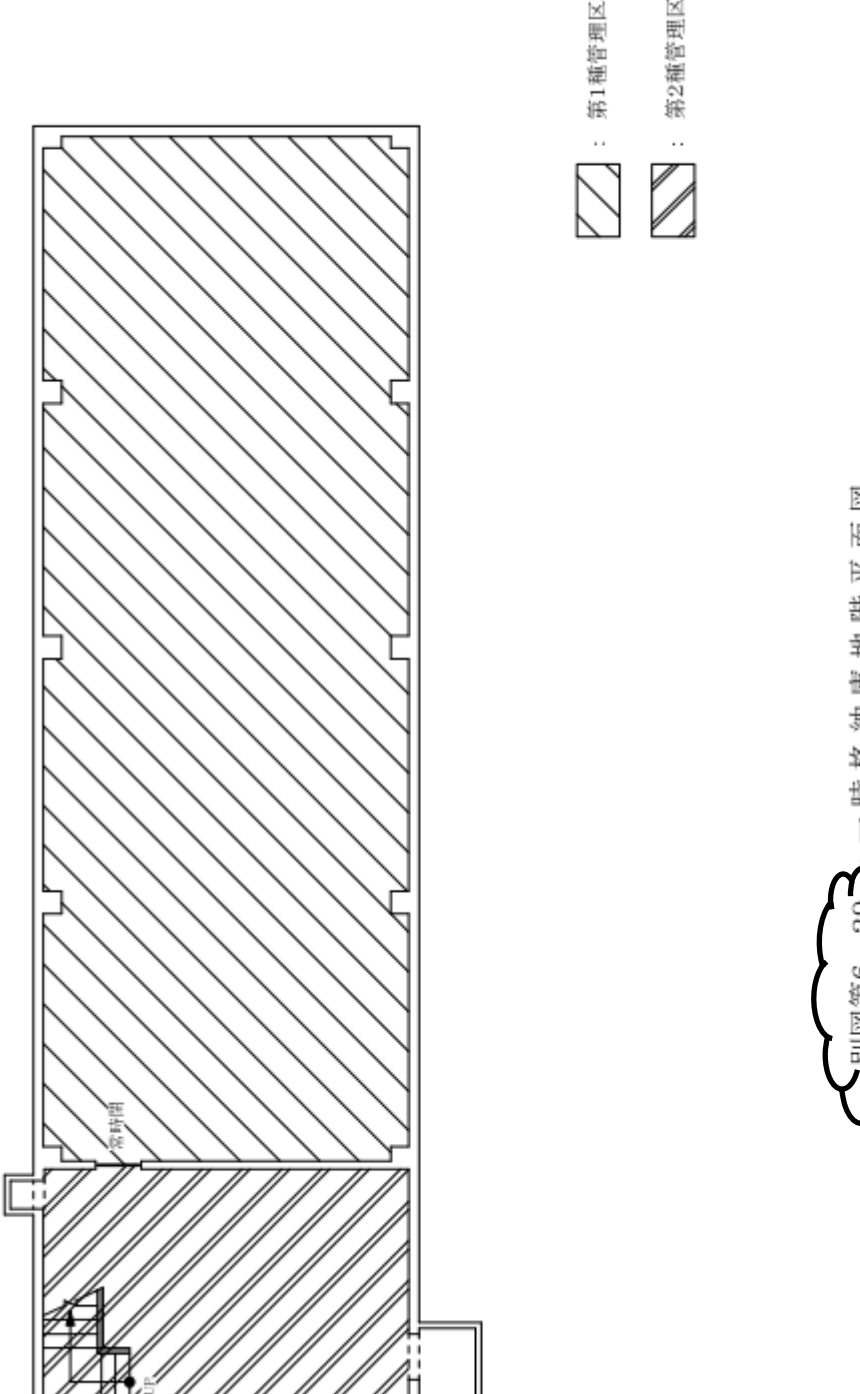
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-25 廃液貯留施設 I 平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-25 廃液貯留施設 I 平面図</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物管理施設用廃液貯槽の記載の見直し

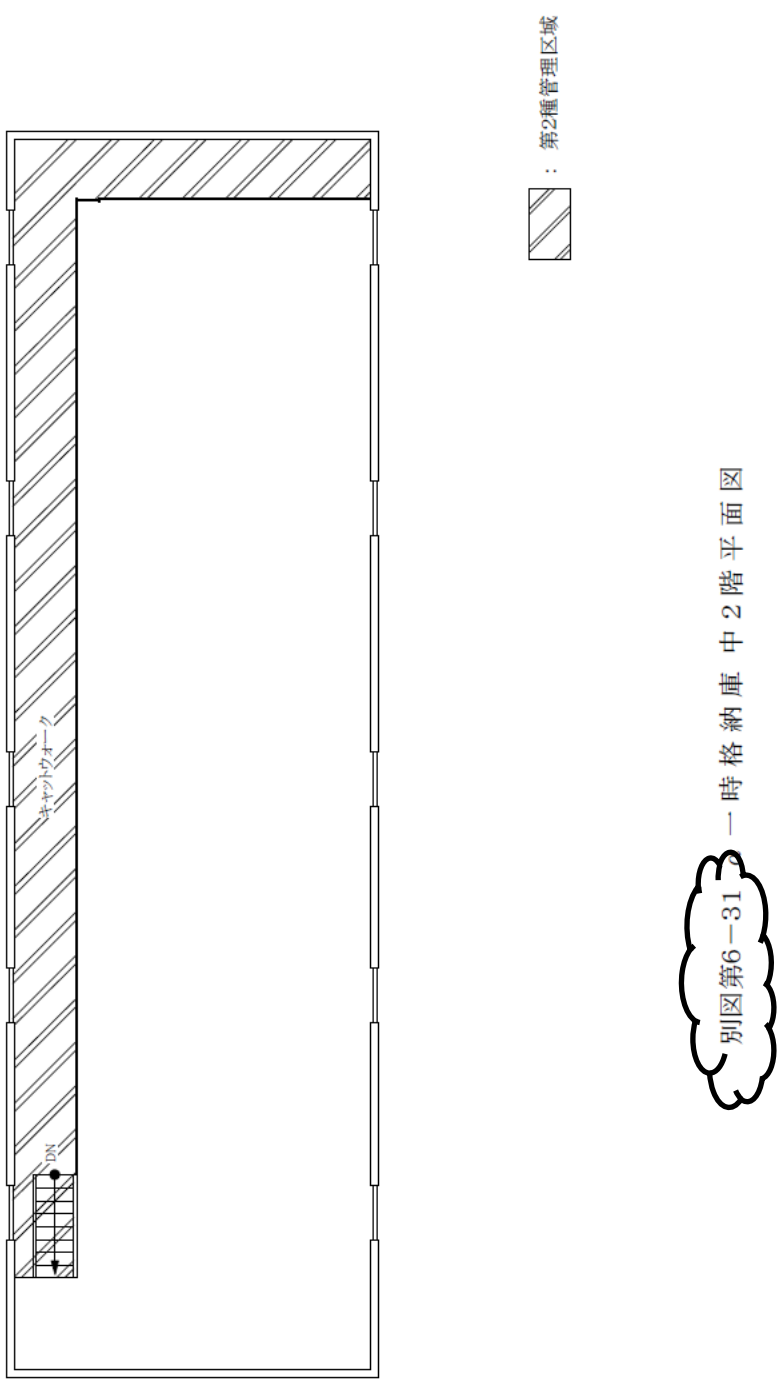
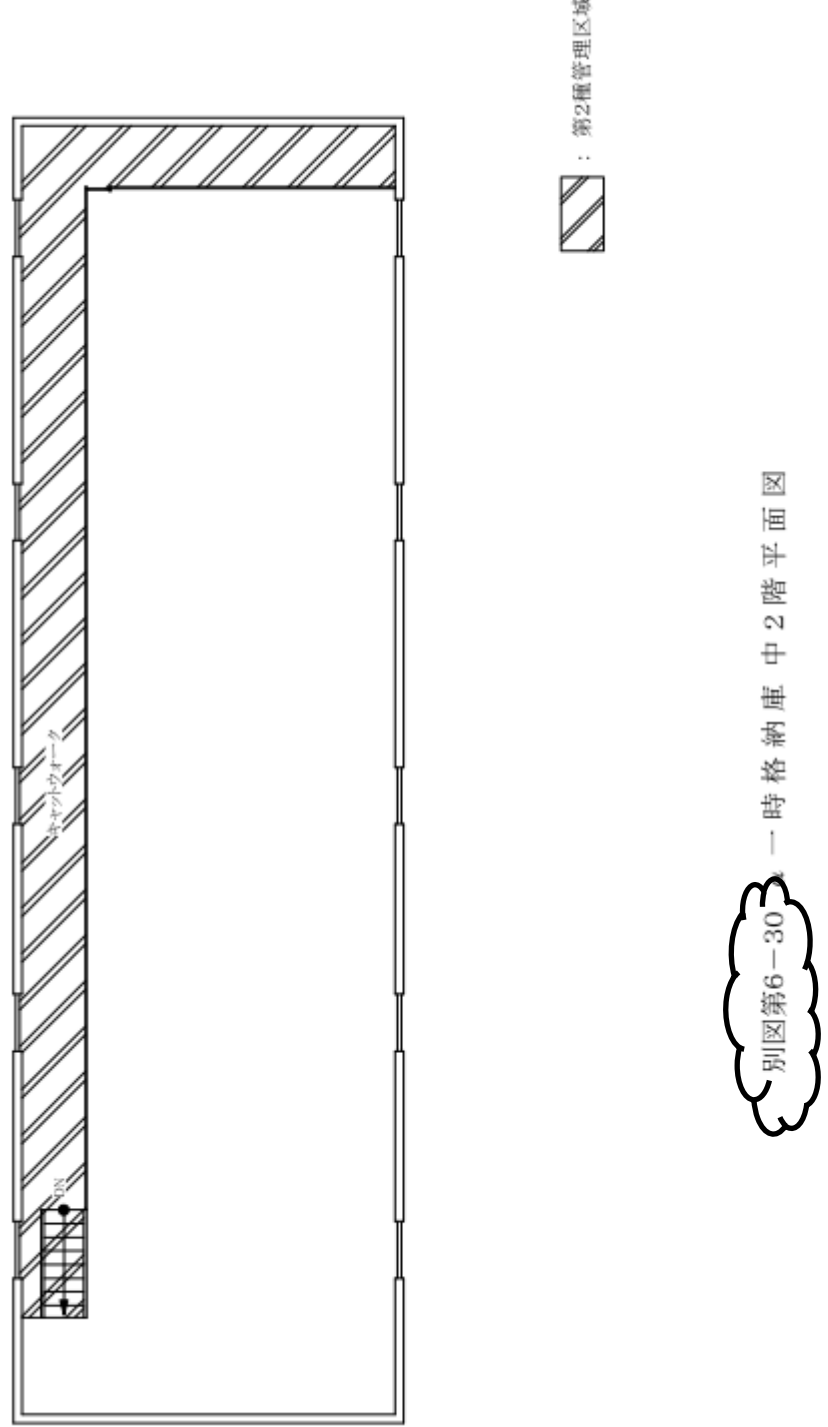
変更前（令和4年2月10日付原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-26 廃液貯留施設Ⅱ平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-26 廃液貯留施設Ⅱ平面図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物保管場所の追加

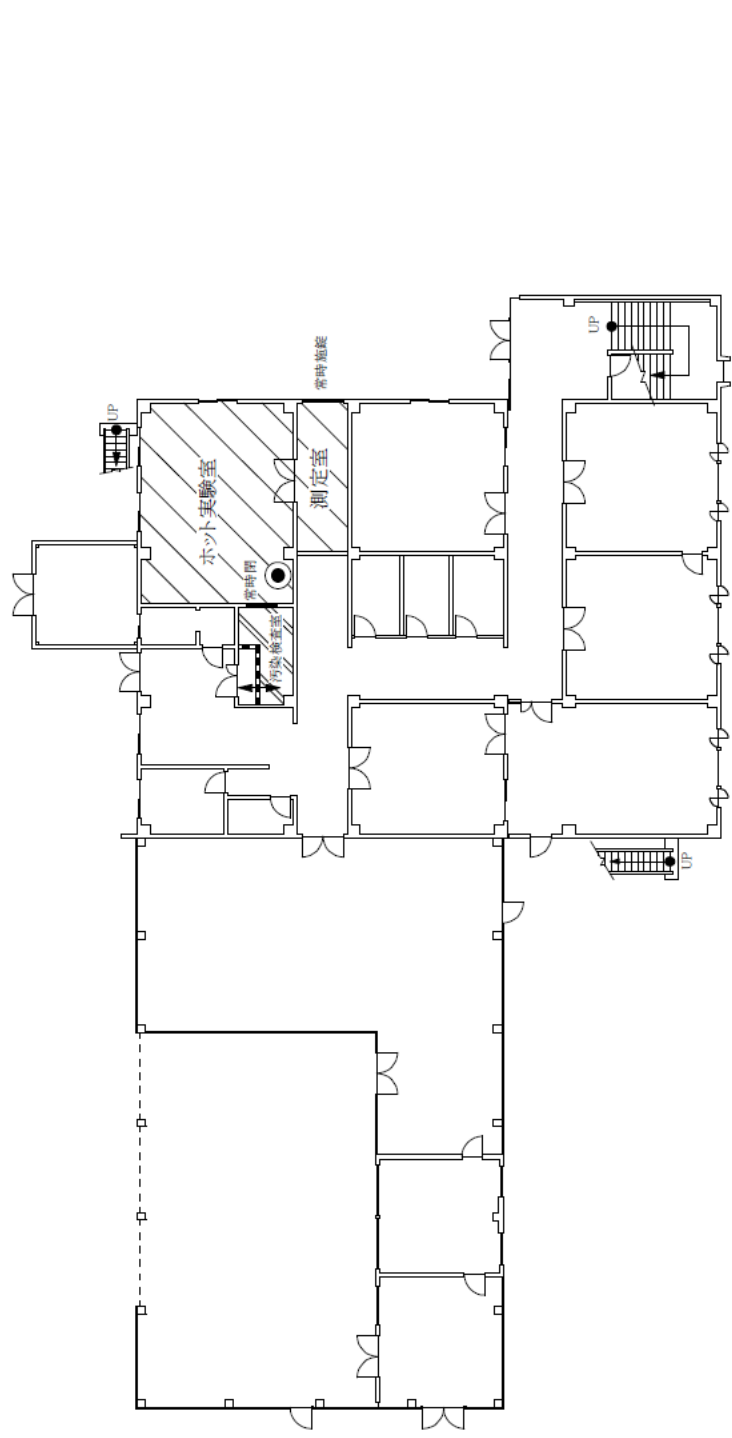
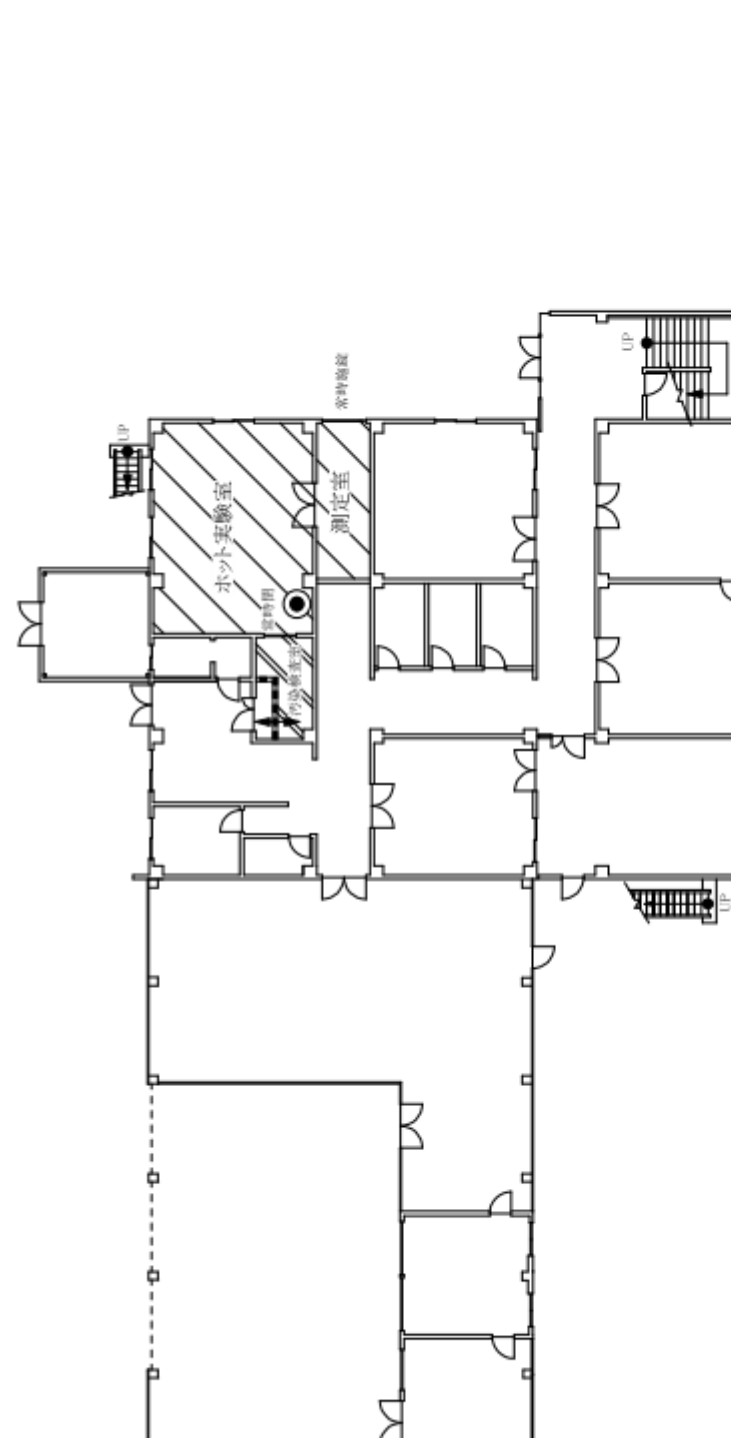
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<div style="text-align: center;"> <p>第1種管理区域 第2種管理区域 廃棄物保管場所 管理区域出入口</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>別図第6-27 有機廃液一時格納庫平面図</p> </div>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>・有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う削除</p>

変更前（令和4年2月10日付原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-28 </p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-27 </p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p style="text-align: center;">別図第6-29 ——一時格納庫1階平面図</p>	 <p style="text-align: center;">別図第6-28 ——一時格納庫1階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p>別図第6-30 一時格納庫地階平面図</p>	 <p>別図第6-29 一時格納庫地階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

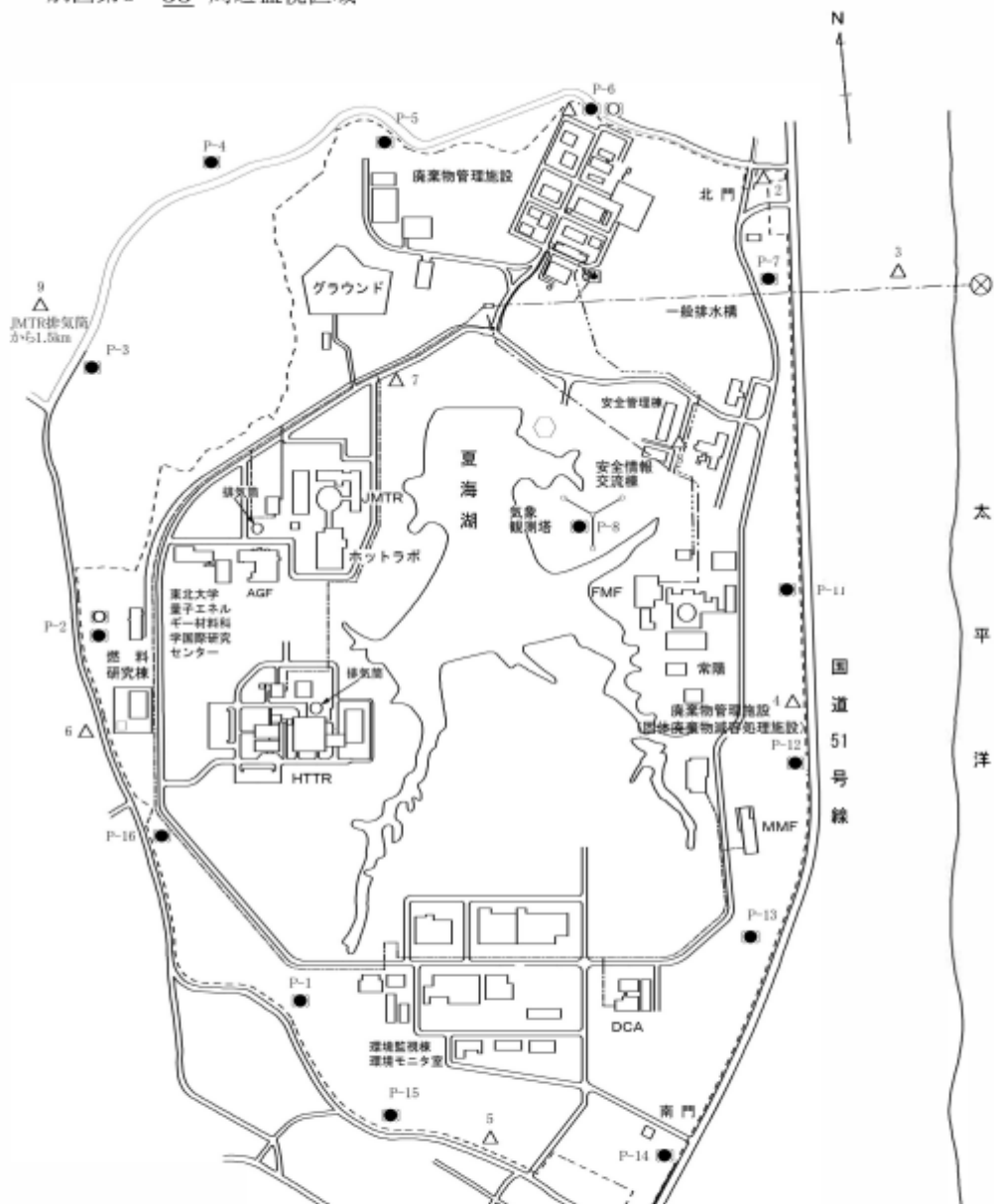
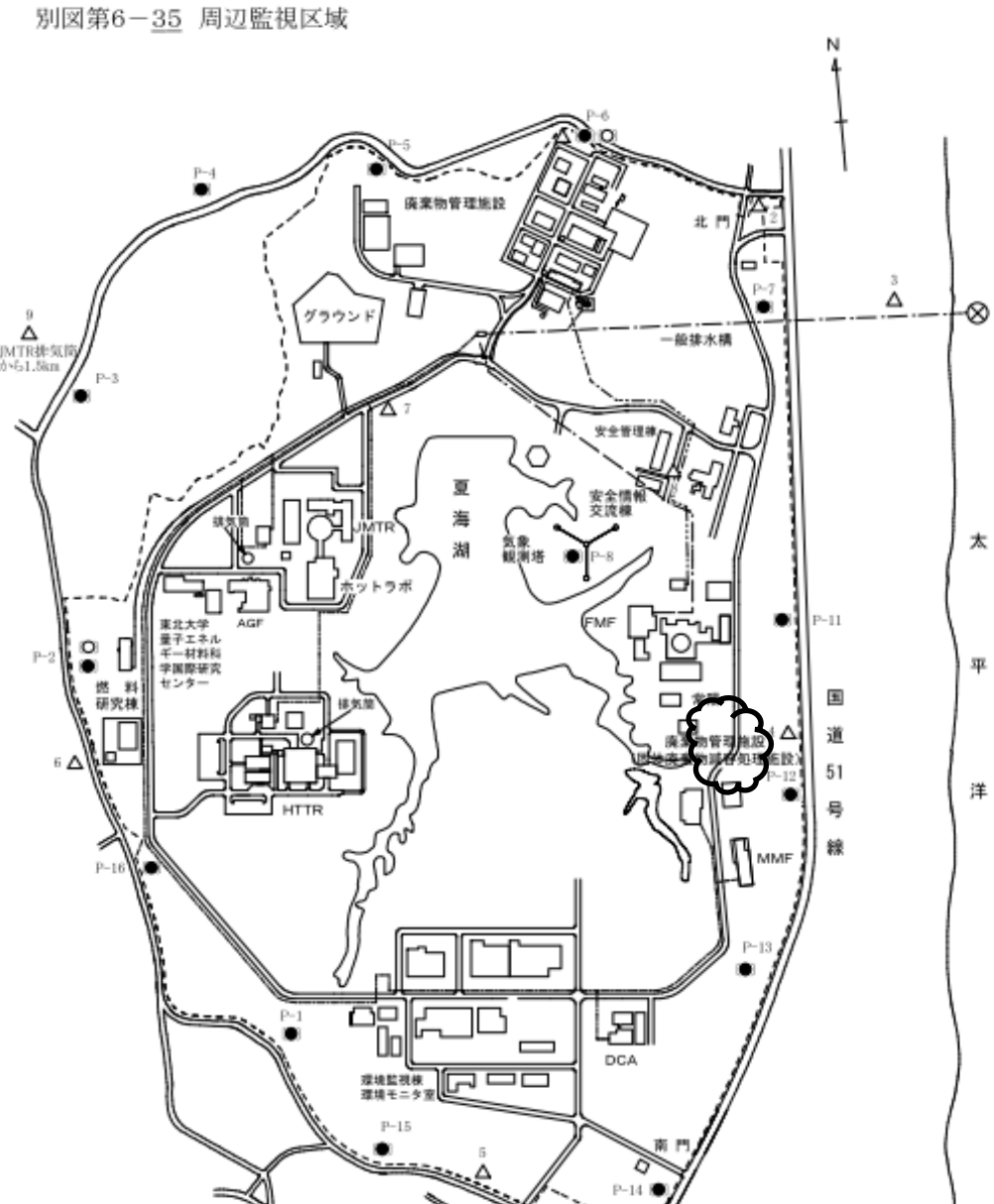
変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p>別図第6-31 一時格納庫中2階平面図</p>	 <p>別図第6-30 一時格納庫中2階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
 <p> : 第1種管理区域 : 第1種管理区域低レベル区域 : 廃棄物保管場所 : 管理区域出入口 </p> <p style="text-align: center;">別図第6-32 管理機械棟1階平面図</p>	 <p> : 第1種管理区域 : 第1種管理区域低レベル区域 : 廃棄物保管場所 : 管理区域出入口 </p> <p style="text-align: center;">別図第6-31 管理機械棟1階平面図</p>	<p>・図番の繰上げ</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
	<div style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"> <p style="color: red; margin: 0;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">別図第6-32 固体廃棄物減容処理施設平面図 1階</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固体廃棄物減容処理施設の追加

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
	<div data-bbox="1329 352 2338 1831" style="border: 2px solid red; padding: 20px; text-align: center;"><div data-bbox="1478 577 2249 625" style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</div></div>	<p>・ 固体廃棄物減容処理施設の追加</p> <p style="text-align: right;">別図第6-33 固体廃棄物減容処理施設平面図 2階</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
	 <p data-bbox="1486 600 2258 642">核物質防護情報が含まれているため公開できません。</p>	<p data-bbox="2436 296 2763 369">・ 固体廃棄物減容処理施設の追加</p> <p data-bbox="2356 751 2398 1549">別図第6-34 固体廃棄物減容処理施設平面図 地下1階</p>

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第6-33 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第6-1（省略）</p>	<p>別図第6-35 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第6-1（変更なし）</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図番の繰下げ ・ 固体廃棄物減容処理施設を追加

変更前（令和4年2月10日付け原規規発第22021020号）	変更後（補正後）	備 考
	<p><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>